

第340回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月23日	金	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程19件（予算3、条例12、その他2、報告2） 提出者の説明 尾崎知事
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	議案精査
27日	火	休 会	議案精査
28日	水	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 上田(周)議員 塚地議員
29日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 野町議員 橋本議員
30日	金	本会議	質疑並びに一般質問 上田(貢)議員 三石議員 委員会付託
7月1日	土	休 会	
2日	日	休 会	
3日	月	休 会	委員会審査
4日	火	休 会	
5日	水	休 会	委員会審査
6日	木	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程2件（第18号—第19号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議員定数問題等調査特別委員会報告の件 委員長報告 採決 議案の上程（議発第1号） 採決

7日	金	本会議	議案の上程（議発第2号—議発第4号） 採決 議案の上程（議発第5号） 討論 中根議員 採決 議案の上程（議発第6号） 討論 吉良議員 採決 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙 継続審査の件 閉会
----	---	-----	---

第340回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月23日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任委員長並びに職員の紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6

第2日（6月28日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
議事日程	22
諸般の報告	22
質疑並びに一般質問	
梶原議員	23
1 政治姿勢（憲法改正及び検討項目、地方自治に関する規定の充実、大川村における村民総会の検討、検討会議の設置、議会存続に向けた検討、まち・ひと・しごと創生基本方針2017及び経済財政運営と改革の基本方針2017、地方分権における提案募集方式、地方自治法の改正）について	23
2 明治150年（「志国高知 幕末維新博」、教育に生かすための取り組み）について	27

3	教育（英語力の向上）について……………	29
4	産業振興（かんきつ産地の体質強化や販売促進、果物の摂取の推進、食べ残しの削減）について……………	29
5	日本一の健康長寿県構想（市町村へ移行後の介護サービス、地域密着型通所介護事業所の新設の抑制、アルコール依存症への取り組みと健康障害対策推進計画の策定、ひきこもり対策）について……………	31
6	災害・地震対策（国の防災基本計画の修正への対応、死因究明等推進協議会）について……………	32
	尾崎知事……………	33
	梶総務部長……………	38
	田村教育長……………	38
	笹岡農業振興部長……………	39
	山本健康政策部長……………	40
	門田文化生活スポーツ部長……………	41
	門田地域福祉部長……………	41
	酒井危機管理部長……………	44
	梶原議員……………	44
	上田(周)議員……………	45
1	政治姿勢（県勢浮揚の実現に向けた戦略、メタンハイドレートの開発・商業化に向けた国家戦略への所見、パイロット実証試験の誘致、土佐湾沖の埋蔵量に関する認識と所見、陸揚げ基地化を視野に入れた取り組み、今通常国会における政府の対応、今後の地方自治のあるべき姿、市町村議会議員の担い手確保に向けて果たすべき役割、アクティブシニアの活躍への期待と環境整備、空き家対策の加速化、小規模集落での生活を守る取り組み）について……………	46
2	財政（骨太の方針に対する評価、基金残高増による地方交付税削減を巡る議論、補助金に関する事務の見直し）について……………	50
3	農業振興（耕作放棄地を減少させる取り組み、直販所などの地産地消の仕組み、持続的で若者にとって魅力的な農業）について……………	51
4	日本一の健康長寿県構想（改定に当たっての現場の声の反映、在宅医療の推進に係る課題と克服方法、訪問看護における人材確保・育成及び提供体制、合計特殊出生率の低下の要因と今後の分析の方向性）について……………	52
5	教育の充実と子育て支援（教員の勤務状況と課題の分析及び過重労働の解消、不登校対策、子供の貧困解消に向けた生活実態調査、高校中退者への支援強化）について……………	53
6	文化芸術の振興（県民世論調査におけるニーズ調査の結果、地域の伝統行事の伝承方法、県民による文化活動の活性化）について……………	54
7	ペギー葉山さん（ゆかりの地を結ぶ取り組み）について……………	54

尾崎知事	55
梶総務部長	61
笹岡農業振興部長	62
山本健康政策部長	63
門田地域福祉部長	65
田村教育長	66
門田文化生活スポーツ部長	68
伊藤観光振興部長	69
上田(周)議員	69
尾崎知事	70
塚地議員	70
1 政治姿勢（被爆者の思いと行動、非核平和パネル展の充実と被爆者団体からの要望、緊急事態条項の必要性、日本会議の立場、日本国憲法の源流）について	70
2 社会保障制度改革（財政インセンティブのあり方、国民健康保険の構造的な問題解決、事業費納付金・標準保険料の試算結果の公表と考え方、事業費納付金による保険料の引き上げと滞納処分強化のおそれ、運営方針の作成や保険料の決定に向けた今後のスケジュール、国保料滞納による差し押さえ実績、県国保2号調整交付金のあり方、短期被保険者証の取り扱い）について	74
3 教育行政（南国市中学生自殺事案に対する文部科学省による理由の特定、南国市教育長の議会答弁、再調査を求める運動の受けとめ、土佐の教育功績表彰者決定に当たっての配慮）について	76
4 若者定住対策（基本政策への位置づけと推進、低賃金の改善を求める声の受けとめ、住宅政策の検討とさらなる充実、着手可能な施策の打ち出し、県立高等技術学校の実習用具費への補助）について	78
尾崎知事	79
山本健康政策部長	84
田村教育長	86
福田土木部長	87
中澤商工労働部長	88
塚地議員	89
尾崎知事	90
田村教育長	90
塚地議員	90

第3日（6月29日）

出席議員	91
欠席議員	91
説明のため出席した者	91
事務局職員出席者	92
議事日程	92
諸般の報告	92
質疑並びに一般質問	
西森議員	93
1 日本国憲法（改正についての所見、第9条を含む改正のテーマ）について	93
2 教育（小学校の外国語教育における地域人材の活用、中1仲間づくり合宿と今後の不登校対策、教育機会確保法、不登校の子供や保護者に対する情報提供とフリースクールの実態、高齢者などを含めた未就学者数と夜間中学の設置、高校の英語における4技能の育成と今後の授業内容、平成28年度英語教育実施状況調査の結果、資格・検定試験の受検に対する支援、県立高校の入学試験における体調不良の受験生への対応及び中学校との連絡体制、公立学校のトイレの洋式化の実態及び改修）について	94
3 がん対策（第2期がん対策推進計画の進捗状況と課題及び対応策の第3期計画への生かし方、がん診療連携拠点病院が未整備の二次医療圏におけるがん医療、地域がん登録のがん対策への活用、全国がん登録への移行、データの活用法、学校におけるがん教育）について	99
4 ドクターヘリ（救命率の向上と後遺障害の軽減、2機目の導入）について	101
5 南海トラフ地震対策（県・市町村の受援計画、農業用燃料タンク及び石油・ガス施設の安全対策）について	101
6 ウミガメ保護（高知市の海岸の保護区指定）について	102
7 大川村議会（維持に向けて考えられる政策提言）について	103
尾崎知事	103
田村教育長	106
山本健康政策部長	111
酒井危機管理部長	114
笹岡農業振興部長	115
田所林業振興・環境部長	115
西森議員	116
野町議員	116
1 インフラの充実と災害対策（社会資本整備推進本部の設置目的と役割及び会議の進め方、四国8の字ネットワークの東部の進捗状況と課題、和食ダムの水門閉塞時の排水機能確保、和食川河川改修の早期着手、穴内漁港海岸にお	

ける暫定型人工リーフの早期完成と離岸堤整備、県による海岸の管理、安芸漁港の沖防波堤延伸と消波ブロック設置) について……………	117
2 移住促進と人材確保対策の推進 (成果及び一般社団法人の設立理由と役割、アフターフォローと定着率、地域おこし協力隊としての実績と成果及び定住率、提案型のリクルート、空き家の活用) について……………	120
3 農業の労働力確保と担い手の育成 (現状、農業労働力確保対策協議会、四万十町の次世代施設園芸団地、研修等での次世代型ハウスの活用、高等学校における産業教育、実習用施設の整備) について……………	121
尾崎知事……………	124
福田土木部長……………	126
谷脇水産振興部長……………	128
松尾産業振興推進部長……………	129
樋口中山間振興・交通部長……………	129
笹岡農業振興部長……………	130
田村教育長……………	132
野町議員……………	133
橋本議員……………	133
1 公共事業における入札の不調・不落 (技能労働者を継続雇用できる仕組み、国や市町村との調整、工期中の価格急騰への応急的対策の効果、事業者の疲弊) について……………	133
2 公共用地取得に対する現状と認識 (人員体制とスムーズな用地取得に向けた取り組み、土地を提供した方への対応) について……………	135
3 国民健康保険制度の見直し (標準保険料率の適用による保険料の増加、事業費納付金の算定、県と市町村の役割が効果的に発揮できる制度) について……………	137
4 台湾オフィス (現地企業への業務委託内容、インバウンド観光における活用、県民ニーズに対応できる体制、台湾との関係をつなぐための知事の思い) について……………	138
5 航空自衛隊土佐清水分屯基地 (ヘリポート関連施設整備の国への要望) について……………	140
尾崎知事……………	140
福田土木部長……………	142
山本健康政策部長……………	144
松尾産業振興推進部長……………	145
伊藤観光振興部長……………	146
橋本議員……………	146

第4日（6月30日）

出席議員	149
欠席議員	149
説明のため出席した者	149
事務局職員出席者	150
議事日程	150
諸般の報告	150
質疑並びに一般質問	
上田(貢)議員	151
1 コンテンツ産業（今後の振興、担い手の確保）について	151
2 映画などを生かした観光振興（今後の取り組み、幕末を題材にした映画祭の開催）について	151
3 高知版CCRC（嶺北版CCRC構想、高知市を拠点とする2段階移住の取り組み）について	153
4 竹の活用（新たなエネルギー事業システムの構築）について	154
5 防災対策（木造住宅の耐震性の確保、地震地域係数）について	155
6 引き家（技術を存続させるための後押し）について	156
尾崎知事	157
中澤商工労働部長	158
伊藤観光振興部長	159
松尾産業振興推進部長	160
田所林業振興・環境部長	161
福田土木部長	161
上田(貢)議員	162
三石議員	163
1 政治姿勢（坂本龍馬直筆の「新国家」の書簡の感想、理想とする国家像、人材育成の要諦と実践中の育成方法）について	163
2 教育（県教育委員会と高知大学の関係性と今後の連携、教職大学院で学べる分野と派遣者の選考要件、大学院設置基準第14条の取り扱い、大学院への派遣に関する制度的整理、教科教育・特別支援の分野への派遣の充実、こども食堂の成果と厳しい環境にある子供たちへの支援、特別な配慮や支援が必要な家庭に対する取り組み、教育における不易の重要性）について	164
3 国旗・国歌（私立学校の現状に関する所見、私立学校に対する学習指導要領に基づく指導、新学習指導要領における取り扱い、これまでの取り組み内容に対する所感、本年度の取り組み実績と今後の対応）について	168
4 教員の多忙化解消（運動部活動の休養日の推進、今後の取り組み）について	170

尾崎知事	171
田村教育長	172
門田地域福祉部長	176
門田文化生活スポーツ部長	177
三石議員	179
尾崎知事	180
三石議員	180
議案の付託	181

第5日（7月7日）

出席議員	183
欠席議員	183
説明のため出席した者	183
事務局職員出席者	184
議事日程	184
諸般の報告	185
委員長報告	
弘田危機管理文化厚生委員長	185
梶原商工農林水産委員長	187
依光産業振興土木委員長	189
坂本(孝)総務委員長	191
採決	193
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第18号—第19号）	193
尾崎知事	194
議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、採決	194
土森議員定数問題等調査特別委員長	194
議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）	196
議案の上程、採決（議発第2号—議発第4号 意見書議案）	196
議案の上程、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	197
中根議員	197
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	199
吉良議員	200
高知県競馬組合議会議員の補欠選挙	202
高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙	202
継続審査の件	202

閉会の挨拶	
浜田(英)議長	203
尾崎知事	203

巻末掲載文書

委員会報告書	205
意見書に関する結果について	210
議案の提出について	212
人事委員会回答書	213
議案付託表	214
議案の追加提出について	218
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案	219
意見書議案の提出について	
議発第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	221
議発第3号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書議案	224
議発第4号 国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書議案	226
議発第5号 「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案	229
議発第6号 「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案	232
継続審査調査の申出書	234
委員会審査結果一覧表	236
議決一覧表	238

議員定数問題等調査特別委員会報告書

招 集 告 示

高知県告示第491号

高知県議会定例会を、平成29年6月23日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	下 村 勝 幸 君	2番	野 町 雅 樹 君
3番	上 田 貢 太 郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	久 保 博 道 君	6番	田 中 徹 君
7番	土 居 央 君	8番	浜 田 豪 太 君
9番	横 山 文 人 君	10番	加 藤 漠 君
11番	坂 本 孝 幸 君	12番	西 内 健 君
13番	弘 田 兼 一 君	14番	明 神 健 夫 君
15番	依 光 晃 一 郎 君	16番	梶 原 大 介 君
17番	桑 名 龍 吾 君	18番	武 石 利 彦 君
19番	三 石 文 隆 君	20番	浜 田 英 宏 君
21番	土 森 正 典 君	22番	西 森 雅 和 君
23番	黒 岩 正 好 君	24番	池 脇 純 一 君
25番	石 井 孝 君	26番	大 野 辰 哉 君
27番	橋 本 敏 男 君	28番	前 田 強 君
29番	高 橋 徹 君	30番	上 田 周 五 君
31番	坂 本 茂 雄 君	32番	中 内 桂 郎 君
33番	金 岡 佳 時 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第340回高知県議会定例会会議録

平成29年6月23日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 29番 高橋徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君

34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 上野正史君

平成29年 6 月23日

代表監査委員 坂田和子君
職務代理者
監査委員 川村雅計君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田均君
事務局次長 西森達也君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 織田勝博君
議事課長補佐 飯田志保君
主幹 浜田百賀里君
主査 宮脇涼君



議事日程(第1号)

平成29年 6 月23日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
 - 第3号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第4号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
 - 第8号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 国道197号社会資本整備総合交付金(新野越トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告



午前10時開会 開議

○議長(浜田英宏君) ただいまから平成29年6月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

代表監査委員不在のため、今会期中、代表監査委員職務代理者坂田和子さんの出席を求めていますので、御了承願います。

次に、4月6日に組織された各委員会から、総務委員長に坂本孝幸君、同副委員長に土居央君、危機管理文化厚生委員長に弘田兼一君、同副委員長に浜田豪太君、商工農林水産委員長に梶原大介君、同副委員長に上田貢太郎君、産業振興土木委員長に依光晃一郎君、同副委員長に田中徹君、議会運営委員長に三石文隆君、同副委員長に橋本敏男君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告があり、また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る5月22日徳島県で開催されました四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありま

すので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末205、210ページに掲載〕



新任委員長並びに職員の紹介

○議長（浜田英宏君） この際、新たに就任された委員長並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

公安委員長織田英正君、文化生活スポーツ部長門田登志和君、中山間振興・交通部長樋口毅彦君、農業振興部長笹岡貴文君、会計管理者中村智砂さん、人事委員会事務局長金谷正文君、監査委員事務局長川村雅計君。

（新任委員長並びに職員演壇前に整列）

○議長（浜田英宏君） それでは、順次自己紹介願います。

○公安委員長（織田英正君） 公安委員長の織田でございます。よろしくお願いいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 文化生活スポーツ部長の門田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 中山間振興・交通部長の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 農業振興部長の笹岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（中村智砂君） 会計管理者の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○人事委員会事務局長（金谷正文君） 人事委員会事務局長の金谷でございます。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（川村雅計君） 監査委員事

務局長の川村でございます。よろしくお願ひします。(拍手)



会議録署名議員の指名

○議長(浜田英宏君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君をお願いいたします。

11番 坂本孝幸君

23番 黒岩正好君

34番 中根佐知さん



会期の決定

○議長(浜田英宏君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月7日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月7日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末212ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第17号「国道197号社会資本整

備総合交付金(新野越トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上19件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のお出席をいただき、平成29年6月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

去る4月12日、名誉高知県人でありますペギー葉山先生がお亡くなりになりました。昨日、東京でとり行われましたお別れの会に私も参列させていただき、謹んで哀悼の意を表してまいりました。

ペギー葉山先生は、「南国土佐を後にして」や「学生時代」、「ドレミの歌」、「かあさんの歌」など数々の名曲を世に送り出され、また子供向けテレビ番組にも出演され、その明るい歌声と温厚な人柄から、幅広い世代の方々から親しまれた、日本を代表する歌手であられました。他方、歌謡界の第一人者でありながら、常に優しく気さくな方でもあられ、私自身もその人となりで大変感銘を受けてまいりました。残念ながら、昨年10月の四万十町でのチャリティーコンサートが先生と御一緒させていただいた最後の機会となりましたが、その折の明るく輝くような歌声が今も私の心の中で響き渡っております。

本県を第二のふるさととさせていただいた先

生には、昭和49年から名誉高知県人として本県の観光振興などに御貢献いただくとともに、よさこい全国大会では第1回から長きにわたり審査員長を務めていただくなど、本県のよさこいの発展にも多大な御尽力を賜りました。まさに、先生は本県にとって大恩人であります。先生の御功績に対しまして深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。県民の皆様とともに、こうした先生の御功績をたたえ、先生を追悼させていただきたいと考えており、このため本年秋に追悼式典をとり行わさせていただきたいと考えております。

私にとりまして、平成29年度は知事に就任して10年目を迎えるまさに節目の年となります。産業振興計画などの各種の施策も第3期計画の2年目を迎え、この第3期より新たに挑戦を始めた施策もいよいよ本格的な実行段階に入っております。本年度の取り組みいかんがそれぞれの計画で掲げた目標を達成できるかどうかにか大きくかかわってくるものと認識しており、私自身先頭に立って、引き続き県勢浮揚に向けて全力で取り組む覚悟であります。

今月9日に閣議決定されました、我が国の経済財政運営の指針となる、いわゆる骨太の方針では、人材への投資による生産性向上を改革の中心に据え、中長期的課題を克服することとされております。こうした国の方針は、地産の強化、外商の推進、人材の確保などを柱とした産業振興計画を初めとする本県の取り組みと軌を一にするものであり、大きな後押しになるものと期待しております。引き続き、国に対して機を捉えた政策提言を行ってまいります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策などの着実な推進のため、総額3億8,000万円余りの一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、高知県産

業振興センターに設置したこうち産業振興基金の運用期間終了に伴い新たな基金を造成いたしますほか、産業振興計画の目標に掲げた年間移住者数1,000組の達成及び定常化に向けて、移住相談と人材確保を総合的に行う新たな一般社団法人を設立するための経費などを計上しております。

第2に、教育の充実に関しては、教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、学校現場において多忙化解消に向けた取り組みを推進してまいります。

このほか、高知家健康づくり支援薬局の周知や機能の拡充、現在運航を休止している消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジン交換、新たに確認された坂本龍馬直筆の書簡の購入、ペギー葉山先生の追悼式典の開催などに要する経費を計上しております。

続いて、平成29年度の県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

昨年度の有効求人倍率は、統計史上初めて年間を通して1倍を超えました。また、産業振興計画に取り組む前の平成20年度と直近の平成26年度を比較すると、県内総生産は、名目値で3.4%、実質値で4.0%増加しており、1人当たりの県民所得の伸びは国の3.4%を大きく上回る11.0%の増となっております。

このように本県の経済は、人口減少下にあっても今や拡大する方向へと転換しつつあるものと考えております。こうした流れを一過性のものとせず、本県経済の活性化の傾向を確固たるものとするため、第3期計画の2年目となる本年度は、地産、外商、拡大再生産の各施策をもう一段強化して全力で進めているところであります。

まず、地産外商の取り組みについて御説明申し上げます。

国内における外商については、平成27年度か

ら地産外商公社の活動範囲を関東から中部、関西、中四国、九州にまで広げ、また昨年度より、公社の外商担当職員を2名増員して、17名体制で県内事業者の皆様の営業活動をサポートしてまいりました。その結果、昨年度の公社の活動を契機とした成約件数は、一昨年度の約1.2倍となる8,112件、成約金額は、約1.4倍となる28億4,800万円と大きく伸びたところであります。

引き続き本年度も、全国規模での外商活動を展開するとともに、特に外食チェーンなどの業務筋に対する外商機会をさらに拡大していきたいと考えております。先月下旬には高知市において、過去最高となる県外バイヤー87社と県内事業者108社による高知県産品商談会を開催し、バイヤーの方々から、効率的に中身の濃い商談を行うことができたなどといった声をいただきました。今後、しっかりとフォローを行い、成約の上積みを目指してまいります。

第3期計画において重点的に推進することとしている輸出振興については、平成27年の食料品の輸出額が約4億4,000万円と、産業振興計画をスタートさせた平成21年の約8.6倍に達するなど、着実に伸びてまいりました。本年度は、これまでに培ったノウハウを生かして、さらに取り組みを本格化させてまいります。

まず、食料品については、先月末にタイで開催された同国最大級の国際食品見本市に出展し、水産物を扱う企業など4社とともに本県産品の売り込みを行ったところであります。また、先月から今月にかけて、中国や台湾のバイヤーを本県に招聘し、県内事業者延べ29社との商談の場を設けました。さらに、来月下旬にはシンガポールやアメリカのバイヤーも招聘することとしております。引き続き、食料品の輸出拡大に向けて商談機会の確保などに取り組んでまいります。

防災関連製品などの輸出については、これま

で台湾において、公共工事で活用される機械製品について輸出の成果が出てきております。このため台湾において、本年4月に設置した現地オフィスや貿易推進統括アドバイザーを活用し、防災分野を所管する官公庁などに対する外商活動をさらに強化しているところであります。さらに、今後タイやベトナムなどにおいても相手国政府への売り込みを行うなど、東南アジアへの外商を本格化させてまいります。加えて、国際協力機構や日本貿易振興機構などとの連携を強化し、政府開発援助、いわゆるODAを活用した輸出に向けても取り組んでおり、今月20日には、本県が支援を行った案件が初めて国際協力機構の調査事業に採択されたところです。引き続き、防災関連製品などの輸出拡大に向けて、積極的に取り組みを進めてまいります。

それぞれの事業体の持続的な成長、発展に向けては、経営ビジョンと目標を明確にし、その達成に向けた資源の効果的な活用方策を具体的に定めるとともに、必要となる人材の育成や施設整備、資金調達方法などを明らかにした自社の事業戦略を策定した上で経営を行っていくことが重要であります。そして、こうしたよき事業戦略が県内に広まっていくことを通じて、本県の産業全体の底上げが行われていくものと考えております。こうしたことから、ものづくりの分野では、産業振興センターを中心に、事業戦略の策定からその実行までを一貫して支援してまいりました。これまでに61社が事業戦略の策定に着手し、そのうち29社が策定を終え、新たに39社が着手しようとしており、この取り組みも着実な広がりを見せております。

本年度からは、さらにほかの分野においても、この事業戦略策定支援の取り組みを行ってまいります。

まず、商店街など地域の事業者に対する支援も行うこととしており、地域ごとに、商工会や

商工会議所、県の地域本部をメンバーとする地域連絡会議を設け、経営計画の策定支援を行うとともに、事業展開をサポートする中で直面する課題への解決策を協議することとしています。既に、全ての地域でこの地域連絡会議を立ち上げたところであり、あわせてこの地域連絡会議の取り組みを全県的に支援する連絡会議も、商工会連合会や産業振興センター、金融機関などの参画を得て設立いたしました。

次に、農業分野については、16地区に広がりを見せております中山間農業複合経営拠点の取り組みを効果的に進めるため、来月18日の複合経営拠点推進フォーラムを皮切りに、県や市町村、JAなどから成る協議会において、経営コンサルタントも活用しながら、それぞれの拠点に応じた事業戦略づくりをサポートすることとしております。あわせて、各拠点が求める人材の確保や育成といった組織体制の強化についても支援を行ってまいります。

また、林業分野については、製材事業体を対象として、事業戦略の有効性についての講習会を開催するとともに、意欲のある事業体に対して経営コンサルタントによる事業戦略づくりの支援を行うこととしております。その実践に当たっては木材協会なども連携し、着実に成果へつなげてまいります。

こうした事業戦略の策定、実行支援にあわせて、移住施策とも連動した、担い手の確保や生産性向上、販路開拓などに向けた支援も行っていくことにより、各事業体の成長、さらには本県経済の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、拡大再生産の好循環を実現するための取り組みについて御説明申し上げます。

拡大再生産に向けた施策の第1の柱である担い手の確保について、まず移住促進については、これまで官民協働、市町村政との連携・協調の

もと、さまざまな施策を強化して取り組んできた結果、昨年度の本県への移住者は683組1,037人となり、目標である650組を上回ることができました。今後、第3期計画の最終的な目標である年間移住者数1,000組の達成と定常化を目指して、これまでの取り組みを一段と強化する必要があると考えております。

具体的には、第1に、官民が一層協働して地域地域に潜在化している人材ニーズを掘り起こし、顕在化させる必要があること、第2に、マッチングをより効果的に行えるようにするため、商工業や農林漁業、福祉など、各産業分野の人材ニーズを一元的に集約するとともに、暮らしに関する情報などもあわせて効果的に発信していく体制を整える必要があること、第3に、これらの取り組みのエンジンとなる、移住相談や人材確保を担うスタッフのスキルをさらに高めていく必要があることという3つの視点に沿って取り組みを強化していきたいと考えております。

このため、これらの強化策を担う一般社団法人を官民協働によって新たに立ち上げ、10月をめどに業務を開始できるよう準備を進めたいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。新たな法人の運営には、県に加えて、全ての市町村、不動産団体など各分野の関係団体、さらには民間の移住支援団体の皆様にも参画していただくことを予定しております。この新しい法人において、例えば後継者不足により事業の継続や拡大にちゅうちょしておられる事業者の皆様の人材ニーズを掘り起こし、移住プロセスを通じて担い手を確保するなどといった取り組みを行い、人口減少下においても地域地域の活力の維持や発展をもたらすべく努めてまいりたいと考えております。

第1次産業の担い手の確保については、産地

提案型の人材確保や研修機会の確保、充実などの取り組みを進めているところです。こうした中、来年度新たなスタートを切る県立林業大学の初代校長に、世界的な建築家である隈研吾先生に御就任いただけることとなりました。今後、教育の方向性やカリキュラムに対して隈先生からさまざまな御助言をいただくこととなっております。21世紀は木の世紀になると考える隈先生のもとで、林業を生涯の仕事として志す若者たちを育ててまいりたいと考えております。

拡大再生産に向けた施策の第2の柱である地域産業クラスターの形成については、現在19のプロジェクトの取り組みを進めているところです。

例えば、日高村のトマトプロジェクトに関しては、オムライス街道の取り組みのほか、有名シェフとの連携によって開発された新たなメニューの提供が始まりました。現在、建設が進んでいる新規参入企業の次世代型ハウスでは、9月ごろからミニトマトの栽培が開始され、10月には新たな選果場が整備されるなど、トマトの生産を核とした産業の集積が進んでおります。

また、安芸市のナスプロジェクトに関しては、今月落成した次世代型ハウスにおいて、9月上旬からナスの出荷が始まる見込みであり、これにあわせてナスを使った加工品などの検討も進められております。

さらに、南国市の還元野菜プロジェクトにおいては、次世代型ハウスで電解水素水を活用して生産された野菜の出荷が開始され、今後直販所などにおける還元野菜の販売やレストランとタイアップしたメニューの開発などが本格化してまいります。

加えて、宿毛市、大月町の養殖ビジネス高度化プロジェクトに関しては、宿毛湾港工業流通団地に水産加工施設の整備が計画されており、関連する補正予算案を今議会に提出させていた

だいているところです。

今後とも、19のクラスタープロジェクトにおいて、核となる第1次産業の生産拡大を図る取り組みに加えて、加工や販売、観光といった第2次・第3次産業の集積を進めてまいりますとともに、新たなクラスタープロジェクトの掘り起こしにも努めてまいります。

こうした中、畜産振興の分野でも、中山間地域などに多様な雇用の場を創出するため、畜舎などの生産施設を核とした畜産クラスターの形成に取り組んできたところであり、これまでに、嶺北地域では土佐あかうし、四万十町では四万十ポークを中心とする取り組みが着実に進められております。さらに本年度、梶原町で、肉用牛の生産基盤の強化などを目指すプロジェクトが本格的に立ち上がったところであり、この取り組みを積極的に支援するために、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

こうした畜産クラスターの形成も含めた畜産振興を図る上で、食肉センターは、生産の拡大と高付加価値化、地産外商の推進、県民への安全・安心な食肉の供給といった取り組みを維持し、さらには好循環を生み出し拡大再生産につなげていく施設として、必要不可欠であると考えております。

こうした中、現在の高知県広域食肉センターは、関係者の皆様の御努力により運営されておりますものの、近年の施設の老朽化や屠畜頭数の減少などにより、厳しい経営状況が続いております。このため、昨年11月に高知県新食肉センター整備検討会を設置し、今後の整備計画などについて検討を重ねているところです。先月19日の第4回検討会では、新センターの経営安定化と収益増加を図るため、現在の施設で行っている屠畜に加えて、競り、部分肉加工、集荷、販売といった新たな機能を持つ、畜産振興の中

核的施設に拡張する案をお示しいたしました。関係者の皆様からは、新たな取り組みへの協力の意向や、施設整備に行政負担が必要であるといった御意見をいただいたところです。今後、新施設の規模や機能、運営体制などについてさらに協議を重ね、本年8月をめどに意見の取りまとめを行いたいと考えております。

拡大再生産に向けた施策の第3の柱である起業や新事業展開の促進については、本年度から、起業に関心がある方々と支援機関などをつなぐこうち起業サロンの取り組みと、ビジネスの学びや大学などとの連携を進める産学官民連携センターの取り組みを一体的に進めているところです。

今月30日から、こうち起業サロンを常設化することとしており、同サロンにおいて、起業や新規事業の立ち上げなどに豊富な経験のある専任の起業コンシェルジュを新たに配置し、対面やオンラインによる事業相談に常に対応できる体制を整えてまいります。これにより、起業などに挑戦する皆様をおのおのの状況に応じた支援プログラムへの確に誘導するなど、事業化に向けた取り組みをタイムリーにサポートしてまいります。

さらに、土佐まるごとビジネスアカデミーに関しては、新事業展開につながる、企業などの事業戦略づくりを学びの面からも支えることができるよう、経営戦略や起業に関する講義内容を充実するとともにテレビ会議方式やネット受講による学びの機会を拡大し、地域地域でより受講しやすい仕組みとしました。こうした取り組みを通じて、起業や新事業展開にチャレンジする方々の着実な広がりや、具体的な起業や事業化の進展を図ってまいります。

さらに、県内に新たな事業を意図的に創出し続けることを可能とする仕組みをつくり上げていくことにもチャレンジしてまいりたいと考え

ております。例えば、新たなI・Oシステムや機械を開発し、本県の第1次産業に関する課題解決を図るとともに、これにより開発された技術や製品を地産外商につなげていくなどといった取り組みをより強化していきたいと考えております。

このため、本年度は、第1期産業振興計画から推進してきた、ものづくりの地産地消や、昨年度立ち上げた高知県I・O推進ラボ研究会の取り組みをもう一段強力で推進してまいります。

具体的には、まず庁内に第1次産業の各分野ごとに官民協働によるプロジェクトチームを設置いたします。このチームにおいて、生産から流通までの全ての過程を俯瞰し、ボトルネックの解決策につながる現場のニーズを体系的に抽出した上で、これらのニーズに応える解決策の概略を仕様書として取りまとめることとしています。そして、この仕様書に基づく具体的な解決策を県内企業から公募した上で、第1次産業の現場のニーズとのマッチングを行い、新たなI・Oシステムや機械などの開発につなげてまいります。さらに、新たに開発されるI・Oシステムや機械などの県内外への販路開拓を、県を挙げて支援してまいります。

こうした一連の取り組みをさらに防災や福祉などの分野にも広げていくことにより、高知発の新たな事業、ひいては産業の創出につなげてまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

本県観光は、過去2番目に多い約424万人を記録した昨年を含め、4年連続で県外観光客入り込み数が400万人を超えるなど、新たなステージを迎えたと感じております。

こうした中、本年3月4日には「志国高知 幕末維新博」が開幕し、そのオープニングイベントには約1万8,000人もの方々にお越しいただき

ました。メイン会場の高知城歴史博物館には、一昨日までに、開幕から約8万7,000人と、目標の2倍を超える多くの方々に入館いただきました。また、県内20の地域会場においても、合計約27万5,000人と、目標を上回る方々にお越しいただいており、メイン・サブ会場と合わせた来場者数はトータルで約51万2,000人を超えるなど、順調なスタートを切ることができたものと考えております。

今後、地域会場への誘客をさらに強化するため、食や自然、体験を組み合わせた周遊コースの情報発信の強化や企画展の開催など、地域会場の魅力と発信力をより高める取り組みを進めてまいります。

また、現在の勢いを秋に向けて持続し、強化していく取り組みを進めることも重要であると考えております。本年10月には大政奉還150年の節目を迎えますことから、幕末維新博への全国的な関心が一層高まりますよう、土佐の志士たちの、大政奉還につながる功績や足跡を前面に押し出したプロモーションを展開してまいります。

さらに、来年は、明治維新から150年を迎え、全国的に明治維新に関連した事業が展開され、西郷隆盛を主人公とした大河ドラマも放送されます。こうした機を捉え、平成の薩長土肥連合のメンバーである鹿児島県、山口県、佐賀県との連携や、全国龍馬社中とのタイアップを積極的に図り、より広がりを持ったプロモーションの展開を図るなどして、幕末維新博の第2幕に向けた盛り上げにつなげてまいります。

こうした中、長幕戦争など慶応2年の出来事を記した貴重な書簡とされながら、その所在が不明であった坂本龍馬直筆の書簡が、このたび新たに発見されました。これは、歴史研究の面でも、また観光振興の観点からも大変意義深いことであると感じており、今議会にこの書簡を

購入するための補正予算案を提出させていただいております。こうした坂本龍馬の貴重な資料を収集し、業績を顕彰した上でしっかりと後世に引き継いでいくことは、高知県としての使命であると考えているところであり、今後とも、坂本龍馬の資料の収集、研究、展示などに努めてまいり所存であります。

中芸5町村が連携して文化庁に申請してまいりました、魚梁瀬森林鉄道を中心とする「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」の取り組みが日本遺産に認定されました。関係者の皆様の御努力に対して心から敬意を表しますとともに、本県の観光振興の大きな追い風になるものと大変うれしく感じております。

今後、中芸5町村において、地域の観光資源の磨き上げや旅行商品の造成などに取り組まれるとお聞きしています。県としましても、地域の皆様と連携して、商品造成などに取り組むとともに、当地域の魅力を国内外へ積極的に情報発信してまいります。

本県にとってカツオは、漁業だけでなく、観光や食文化の面でも極めて重要な資源の一つでありますものの、その漁獲量は長期的に減少してきており、資源状況の悪化が懸念されております。これまで、国際的な資源管理措置を構築するよう国に対して政策提言を行ってまいりましたが、関係国の利害対立や科学的根拠の不足などから大きな進展は見られておりません。

こうした中、この4月に、カツオ資源の現状に危機感を抱く県民有志の皆様が中心となって、高知に、そして日本にカツオを取り戻すことを目的に、高知カツオ県民会議が設立されました。私も同会議の会長に就任させていただいたところであり、今後県としましても、同会議とも歩調を合わせて、資源保護の機運を盛り上げていくとともに、国の資源調査にも積極的に参画するなど、国の国際交渉を力強く後押ししてまい

ります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

壮年期の死亡率の改善を図る取り組みの一つである高知家健康パスポート事業については、新たにランクアップの仕組みを導入し、本年4月から高知家健康パスポートⅡの交付を開始いたしました。現在、県で把握しているだけでも約1万3,000人の皆様が、パスポートⅠを取得され、特定健診の受診や健康関連イベントへの参加などを通じて健康づくりに取り組んでおられます。また、パスポートⅡも早速600人を超える方々が取得され、より継続的に、かつ楽しみながら健康づくりに取り組んでおられます。

引き続き、高知家健康パスポート事業が健康づくりの県民運動として盛り上がりますよう取り組んでまいります。

厳しい環境にある子供たちへの支援については、妊娠期からの総合相談窓口としての役割を担う子育て世代包括支援センターと、親子を対象に交流機会や子育てに関するサービスを提供する地域子育て支援センター、さらには保育所、あったかふれあいセンターなどを包括して高知版ネウボラと位置づけ、県内各地で展開されるよう取り組みを進めております。

そのうち、子育て世代包括支援センターについては、現在12市町村に設置されているところですが、さらなる拡大を目指して関係者との協議を行っているところです。また、地域子育て支援センターについては、本年度新たに高知市、室戸市、中芸地域の3カ所で開所され、合計48カ所となるなど、県内各地に取り組みが広がっています。今後は、これらのセンターのさらなる設置とあわせて、職員研修の実施や助産師などの専門職員によるバックアップなどにより支援の質の向上にも取り組んでまいります。

また、子供が少ない地域において、地域子育

て支援センターによる出張広場の実施や保育所などにおける保護者への支援の強化、あったかふれあいセンターの機能拡充を進めるなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制を県内各地で構築してまいります。

こども食堂につきましては、小学校区単位に1カ所以上設置されるよう、開設の立ち上げ段階から、活動を継続、充実していく段階まで、事業者の皆様に寄り添いながら支援を行っております。

まず、立ち上げ段階に関しては、立ち上げに必要な経費への支援とあわせ、本年4月から高知県社会福祉協議会にコーディネーターを2名配置し、こども食堂の開設運営の手引書の作成や開設準備講座などの取り組みを開始いたしました。

次に、活動の継続、充実への支援に関しては、こども食堂の運営に必要な経費への支援を現在7カ所に対して行っているところであり、また関係者間での情報共有や交流を図るため、来月、本年度第1回目のネットワーク会議を開催いたします。加えて、一定の要件を満たしたこども食堂の取り組みについて県が広く紹介する仕組みを設け、現在7団体のこども食堂の活動や開催状況などをホームページで紹介しております。

また、こども食堂の取り組みを支援するための基金をこの3月に設置し、趣旨に賛同していただける皆様からの御寄附を募っております。県のホームページでの協力依頼に加えて、各種団体の会合や県人会などにおいても積極的にPRを行っており、一昨日までに11件の御寄附と数多くのお問い合わせをいただいているところです。

今後も、こうした取り組みの輪を広げていくことにより、子供たちが安心して過ごすことができる居場所の拡大を目指してまいります。

先般公表された昨年の人口動態調査において、

本県の合計特殊出生率は1.47となり、平成27年の1.51を下回る残念な結果となりました。

県としましては、これまで結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージの各段階に応じた対策を強化し、官民協働で少子化対策が展開されるよう取り組みを進めてきたところです。その結果、結婚支援に関しては、先月末時点で、出会いのマッチングシステムの登録者数が852人、お引き合わせ成立数が466件、そのうち交際成立数が196組となるとともに、県の支援を通じた成婚数がトータルで134組に達するなど、一定の成果があらわれてまいりました。また、高知家の出会い・結婚・子育て応援団についても、先月末時点における登録団体数が296となるなど、取り組みが広がってきております。しかしながら、まだまだ少子化に歯どめがかかっている状況であり、今後さらに対策を強化していくことが必要だと考えております。

まずは、本年2月にバージョンアップした日本一の健康長寿県構想に基づき、こうち出会いサポートセンターの充実や高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録数の増加を図るなどの取り組みを進めてまいります。こうした取り組みに加え、今回の人口動態調査の結果を詳細に分析し、地産外商の強化や移住促進などを通じた若者の定着、出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加に向けた施策などとあわせ、一連の少子化対策の取り組みをもう一段強化してまいります。

また、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国に対して、若者の労働環境の改善や仕事と子育ての両立に向けた施策の充実など、少子化対策のさらなる強化について訴えてまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

子供たちの知・徳・体をしっかりと育む取り

組みの実効性を高めるため、本年3月に、教育等の振興に関する施策の大綱の改訂を行いました。そして、本年度第1回の総合教育会議において、それぞれの取り組みについて効果的なスタートが切れているのか確認したところです。

この大綱で定めた取り組みのうち、まず第1の柱であるチーム学校の構築に関しては、中学校において、複数の教員が学年をまたがり同一教科を担当する、いわゆる縦持ちの実践校を19校に倍増し、定期的な教科会などを通じて日々の指導方法の工夫や改善につなげているところです。また、学校内に同一教科の教員が少ない小規模中学校においても、5つのブロックで近隣校の教員が連携して、定期的に授業研究を行う取り組みを進めるとともに、11校が教科の枠を超えたチームを組み、定期的なチーム会などによる授業改善を進めております。さらに、数学担当教員の授業力向上に向けて、高い専門性と指導力を備えた県外の人材を招聘し、31の対象校に対して指導を行っていただいております。現場から高い評価を得ております。

高等学校においては、高校生として身につけるべき基礎学力やコミュニケーション力の育成に取り組んでおりますものの、残念ながら、これらの力を十分に身につけられないまま卒業している生徒も見られます。この4月から、生徒一人一人の多様な学力や進路の希望にきめ細かく対応するため、全ての県立高校において基礎学力や社会性の定着を柱とする進路支援プログラムの実践に取り組んでおります。特に、全ての生徒が3年間を通じて基礎的な学力をしっかりと身につけられるよう、個々の生徒の学力に応じた指導内容を教科会などで協議しながら、授業改善につなげる取り組みを進めているところです。

しかしながら、本県の高等学校における基礎的な学力の定着状況は大変厳しい現状にあり、

まだまだ取り組みは十分ではないものと考えております。一人一人の生徒に、少なくとも社会の一員として最低限必要とされる基礎的な学力をしっかりと身につけさせて、社会に送り出していくことは高等学校の責務であります。このため、今後さらに課題を掘り下げて分析し、教科会を通じた授業改善や、多様な生徒の学力に応じた指導方法の確立など、実効性のある取り組みの強化を図ってまいります。

第2の柱である厳しい環境にある子供たちへの支援については、不登校や暴力行為など、生徒指導上の問題を抱える児童生徒をチーム学校として支援するための新たな取り組みを今年度から始めました。具体的には、校内支援会を定期的に開催して、個々の状況に応じた手だてを講じた上で学年単位や学級単位で日々の見守りや状況把握を行い、その検証を行うなどといった組織的な取り組みをスタートさせたところです。

この新たな取り組みを全ての公立学校に周知徹底するため、4月には、全市町村の教育長や校長を初めとする管理職員に直接説明を行った上で、全ての公立学校の生徒指導担当教員を集めた研修会を開催するとともに、全教職員に対してリーフレットを配付するなどいたしました。さらに、重点支援校に位置づけた小学校10校に対しては、心の教育センターのスクールカウンセラーと指導主事によるチームを定期的に派遣して、校内支援会で具体的なアドバイスも行っております。

第3の柱である学校と地域との連携・協働については、学校のさまざまな活動を地域の方々に支援していただく、学校支援地域本部の設置校を大幅にふやすよう努めてまいりました。この結果、現在県内公立小中学校の6割を超える188校において、同本部が設置され、学習支援や登下校の安全指導などの活動を行っているところ

です。未設置校については、現在各校の設置計画の策定を支援しているところであり、来年度は8割以上の学校での設置を目指してまいります。

あわせて、現在の学校支援地域本部を、学校と地域とがパートナーとなって子供たちの見守り活動や学習支援などを協働で行う高知県版地域学校協働本部へと発展させる取り組みも進めてまいります。本年度はモデル校7校において、民生児童委員の参画による見守りの仕組みづくりや、学校と地域の協議の場の設置などに取り組んでおります。今後、活動の中で蓄積したノウハウを他に広めていくことなどを通じて、地域学校協働本部の取り組みを県内全域に広げてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第3期南海トラフ地震対策行動計画の2年目となります本年度は、平成30年度の目標達成に向けて、引き続き命を守る対策を徹底してまいりますとともに、対策の時間軸を先に伸ばし、これまで以上に応急期の命をつなぐ対策を掘り下げてまいります。

命を守る対策の中でも、特に急ぐ必要があるのが住宅の耐震化であります。住宅の耐震化が十分に行われなければ、住宅の倒壊によって多くの命が失われるだけでなく、火災の発生や津波からの逃げおくれ、救急搬送の阻害など、複合的な災害を招くこととなりかねません。このためこれまで、住宅の耐震化を南海トラフ地震対策の最優先課題の一つとして取り組みを進めてまいりました。その結果、昨年度の実績件数は、耐震診断が3,386棟、耐震改修が1,227棟と、いずれも過去最高であった一昨年度を大きく上回りました。しかしながら、本県には耐震性不足の住宅がまだまだ数多く残されており、加えて市町村によって進捗に差があることから、取

り組みのさらなる加速が必要であると考えております。

本年度は、できるだけ簡易に耐震改修を行いたいというニーズに応えるため、耐震診断を省略して設計から始める仕組みの普及を進めており、既に9市町村で導入されております。また、県内の住宅の約半数が集中する高知市では、耐震改修に対する補助金額が上乘せされることとなりました。

今後も、取り組みのさらなる加速を図ってまいりますとともに、国に対して住宅の耐震対策の抜本強化を粘り強く訴え、これらの取り組みに必要となる財源の確保などに努めてまいります。

地震による揺れや津波から命が守られた後の応急期は、助かった命をつなぐために極めて重要な期間でありますことから、さまざまな応急期対策について、その後の速やかな復旧・復興も念頭に置きながら検討をさらに深め、順次具体化していかなければならないと考えております。

本年度は、必要な物資や要員を避難所や医療の現場などへ確実に届けることができますよう、さまざまな応急期の対策の中でも、特に道路啓開や物資の配送、燃料の確保といった取り組みを重点的に進めてまいります。

第1に、早期の道路啓開については、平成27年度に策定した高知県道路啓開計画の実効性を高めるための取り組みを着実に推進してまいります。具体的には、昨年度から3つの地域で取り組んでまいりました、情報伝達に関する図上訓練を残る全地域で実施するとともに、実際の啓開作業を想定した実働訓練も実施してまいります。また、各市町村の応急期機能配置計画に定められた、応急救助機関の活動拠点や医療救護所に至るルートなど、早期に道路啓開が必要な箇所について、啓開ルートの選定や啓開日数

の算定を行ってまいります。さらに、課題の一つである重機不足の解消に向け、重機を保有するリース会社などの事業者から保有台数や保管場所などを聞き取りし、発災後、優先的に啓開作業に重機を割り当てる仕組みづくりを検討してまいります。

これらの取り組みを通じて見えてきた課題を踏まえて、さらに道路啓開計画の見直しを行うことにより、その実効性を高めてまいります。

第2に、物資配送計画については、熊本地震の教訓も踏まえ、昨年度支援物資を避難所まで届けるための基本方針を策定したところです。本年度は、この基本方針に従って、県内7カ所の総合防災拠点内の物資拠点ごとに、具体的な運営体制や施設内のレイアウト、市町村の物資拠点までの経路などを定めた配送マニュアルを策定することとしております。まずは、春野総合運動公園を先行モデルとして、関係市町村や民間事業者をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、現地での検討を開始したところです。今後、先行モデルの取り組みも参考にしながら、全ての拠点の配送マニュアルを策定し、避難所まで支援物資が確実に届く仕組みを構築してまいります。

第3に、燃料の確保対策については、平成27年3月に、国が南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を策定し、燃料供給などの具体的な活動内容を示しましたことを受け、発災後の救助救出、道路啓開、物資配送、医療救護などの活動に必要な燃料や、災害対策活動の中核を担う重要施設で必要となる燃料、県内の給油施設などから供給可能な燃料について調査を実施してまいりました。さらに、来月には、庁内に燃料確保計画の策定に向けた検討チームを設置し、調査結果を分析した上で燃料の確保に関する課題について協議を行い、応急救助機関の車両や道路啓開に要する重機などへ

の燃料供給に係る対策や、重要施設や給油施設における対策などを定めた燃料確保計画を本年度内に取りまとめることにしております。

昨年9月、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応のあり方について検討するワーキンググループが中央防災会議のもとに設置され、私も委員として議論に参加してまいりました。現在、南海トラフ沿いの地域における地震予測の可能性や、東海地震のみが発生し、その後に連動して南海トラフ地震が発生する危険性が高まった場合などにおける防災対応のあり方について議論が進められております。南海トラフ地震による被害の軽減を目指して、国、地方を通じて適切な体制、仕組みが構築されることとなるよう、引き続き地域の実情も訴えながら、しっかりと議論に参画してまいります。

次に、インフラの充実と有効活用の取り組みについて御説明申し上げます。

道路や港湾などのインフラは県民生活の安全・安心や産業振興などに大きく寄与することから、その整備促進に向けて、これまでも国に対して積極的な提言活動を行ってまいりました。その結果、本年度四国8の字ネットワークを構成する佐賀大方道路が新たに事業着手されるとともに、浦戸湾の地震・津波対策である三重防護についても、先月第2ラインとなる国直轄の海岸堤防工事が着手されたところです。

今月、インフラの整備について部局横断的な進捗管理を行う高知県社会資本整備推進本部を設置いたしました。この本部会議を通じて、それぞれのインフラの整備計画や完成時期、事業効果などに関する情報を庁内で共有することにより、一層効果的で戦略的なインフラの整備や施策の展開につなげてまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

本年4月から、学校体育以外のスポーツに関

連する業務を文化スポーツ部に一元化し、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興の3つの柱に、これらに横断的にかかわる障害者スポーツの充実、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を通じたスポーツの振興、スポーツ推進のための環境整備の3つの柱を加えた6つの柱を掲げて、スポーツ振興の取り組みを本格的にスタートしたところです。

スポーツの振興は、競技力の向上はもとより、スポーツイベントなどを通じた交流人口の拡大や日常的な運動習慣の確立による健康の増進など、幅広い分野で効果が期待されるものであります。このため、庁内が一体となって部局横断的にスポーツの振興に取り組んでいくため、高知県スポーツ振興推進本部を新たに設置し、今月2日に第1回の本部会議を開催いたしました。さらに、産学官民が連携して本県のスポーツ振興を強力に推進していくため、高知県スポーツ振興県民会議を立ち上げ、今月14日に第1回の会議を開催したところであります。

このような体制のもと本年度は、現在の、高知県スポーツ推進計画に基づく取り組みを着実に推進するとともに、あわせて来年度以降の施策の抜本強化について検討してまいります。具体的には、まず先ほど申し上げた6つの柱に基づき、指導者の育成や受け入れ、スポーツ強化校の指定、高知龍馬マラソンなどのスポーツイベントの開催、プロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや大会の誘致、スポーツ施設・設備の整備などの具体的な施策を、推進本部や県民会議でPDCAサイクルを徹底しながら推進してまいります。

同時に、県民会議において、産学官民の関係者の御意見をいただきながら、本県のスポーツ振興策の抜本強化に向けた検討を重ね、次年度以降の新たな推進計画の策定につなげてまいり

ます。

2019年に我が国で開催されます、ラグビーワールドカップの事前キャンプについては、世界のトップ選手と接する貴重な機会となるとともに、キャンプ終了後も文化やスポーツの交流が継続する効果も期待されますことから、積極的に誘致を進めているところであります。先月には、私みずからトンガ王国を訪問し、ラグビー協会のトップを務められるアキリシ・ポヒヴァ首相やシャオシ・ソヴァレニ副首相など関係者の皆様にお会いしてまいりました。本県における事前キャンプについて要請したところ、その実現に手応えを感じたところであります。

今後、各自治体の誘致活動や出場国のキャンプ地選定の動きが本格化してくることが予想されるところであり、本県としても誘致の実現に向けた取り組みをさらに強化してまいります。

先月31日、本県と姉妹交流協定を締結しております韓国全羅南道の李洛淵前知事が韓国新政権の国务総理に就任されました。

新しい政権のスタートに合わせ、政府特使が李国务総理と会談するに当たり、全羅南道と姉妹交流関係にある本県として、日韓関係の発展を少しでも後押ししたいという思いから、訪問団の一員として韓国を訪問してまいりました。また、全羅南道と本県の今後の具体的な交流について、李前知事の職務代行者である金甲燮知事権限代行を初めとする関係者との協議も行ってまいりました。さらに、今回県内の商工、観光、農業、林業の各分野の企業や団体の皆様もともに訪韓され、ビジネス交流を含む民間交流を展開されたところです。引き続き、県内関係者の皆様とともに、全羅南道とのきずなを生かしながら韓国との交流を進めてまいります。

次に、産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備について御説明申し上げます。

本年度は、新たな施設の候補地を選定するこ

ととしており、今月13日には、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の第1回委員会を開催いたしました。委員会では、産業廃棄物の排出量が多いエリアの利用者の利便性を考慮し、選定エリアを高知市中心部から自動車でおおむね1時間圏内であって、法規制や防災面などを考慮した区域とし、候補地の公募も実施することなどが決定されました。今後、委員会において、客観的かつ透明性のあるプロセスにより選定が進められることとなります。最終的には、議会の御意見もお伺いしながら、地元の合意を得た上で、県において建設予定地を決定したいと考えております。

大川村においては、これまでの大川村プロジェクトの取り組みなどを通じ、例えば20代などの若い世代の流入が見られるとともに、5年ごとの人口減少率の改善幅が県内で1位となるなど、村の振興に向けて着実な成果が見られるようになってまいりました。

こうした中、先日の村議会において、和田大川村長から、村議会の維持を目的とする勉強を行うとともに、想定外を想定して村民総会の勉強も始めることについて表明がありました。大川村長の思いは、あくまで村議会の維持と村の活性化にあり、県も同様の思いであります。このため、大川村議会維持対策検討会議を村と県で設置し、村議会の維持に向けた課題の解決策を検討するとともに、平成26年6月より行っている大川村プロジェクトを大胆に加速していくことといたしました。昨日、第1回の会議を開催し、村議会の維持が大前提である、大川村の活性化を中山間地域活性化のモデルケースとするの思いを改めて関係者間で共有したところです。今後、村議会維持に向けた検討を深めるとともに、強化した大川村プロジェクトをスピード感を持って実行し、さらには必要に応じて国に対する政策提言も行ってまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成29年度高知県一般会計補正予算などの3件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、3億8,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案など12件であります。

その他の議案は、高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案など2件であります。

報告議案は、平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など2件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明24日から27日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分散会

平成29年6月28日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 下村勝幸君
- 2番 野町雅樹君
- 3番 上田貢太郎君
- 4番 今城誠司君
- 5番 久保博道君
- 6番 田中徹君
- 7番 土居央君
- 8番 浜田豪太君
- 9番 横山文人君
- 10番 加藤漠君
- 11番 坂本孝幸君
- 12番 西内健君
- 13番 弘田兼一君
- 14番 明神健夫君
- 15番 依光晃一郎君
- 16番 梶原大介君
- 17番 桑名龍吾君
- 18番 武石利彦君
- 19番 三石文隆君
- 20番 浜田英宏君
- 21番 土森正典君
- 22番 西森雅和君
- 23番 黒岩正好君
- 24番 池脇純一君
- 25番 石井孝君
- 26番 大野辰哉君
- 27番 橋本敏男君
- 28番 前田強君
- 29番 高橋徹君
- 30番 上田周五君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 中内桂郎君
- 33番 金岡佳時君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 梶元伸君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 山本治君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興部長 松尾晋次君
- 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
- 商工労働部長 中澤一真君
- 観光振興部長 伊藤博明君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 福田敬大君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 井奥和男君
- 教育長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会会長 金谷正文君
- 公安委員長 織田英正君
- 警察本部長 上野正史君
- 代表監査委員 坂田和子君
- 職務代理者 川村雅計君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成29年 6月28日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 4 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部

を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 17 号 国道197号社会資本整備総合交付金(新野越トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第 2 一般質問

(3 人)

午前10時開議

○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

第5号議案及び第6号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律等の改正に伴うものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末213ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第17号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上19件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番梶原大介君。

（16番梶原大介君登壇）

○16番（梶原大介君） おはようございます。梶原大介でございます。自由民主党を代表いたしまして、通告に従い順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

本年5月3日に、安倍首相が憲法施行70周年にあわせた民間団体の会合に寄せたビデオメッセージでの発言において、憲法を改正し2020年の施行を目指すことを表明して以来、憲法改正

についての国内での議論が加速をしております。

今月に入り、自民党憲法改正推進本部にて具体的な議論が開始をされ、遅くとも年内をめどに提案できる党の具体案をまとめるとしておりましたが、今月22日には憲法改正推進本部長が憲法改正の国会発議について、来年の通常国会会期末となる6月ごろを目指す考えを示し、その2日後の24日には安倍首相が党総裁として、秋に開会が想定をされる臨時国会において、衆参両院の憲法審査会に自民党の案を提出したいと述べられております。

5月の首相発言以降の自民党内の議論においては、改憲への決意や自衛隊論争に終止符を打つものであるとの賛意を示す意見がある一方で、これまでの自民党の憲法改正草案との整合性を問う意見や、2020年までという期限を切った議論のあり方には、余りに性急と疑問を呈し、議論を深めるべきといった意見も出ております。

このことによる国民の反応はと言えば、報道各社の世論調査によりますと、それぞれ多少の差異はありますが、おおむね憲法改正には反対より賛成の意見が多くなっており、憲法を改正すること自体には一定の国民の理解が得られているものと存じておりますが、改正時期については、期限を切らずに議論をするべきだとの意見が多くなっております。

そこで、まず知事に、本年5月の安倍首相の改憲に向けての発言以来、憲法改正についての議論が加速をしている状況に対して、どのような御所見を持たれているのか、お伺いをいたします。

また、検討項目としては、憲法9条に自衛隊を明記すること、高等教育を含む教育無償化、緊急事態条項、参議院の合区の解消が主なものとされておりますが、それぞれの是非についての各社の世論調査でも、個々の項目全てにおいて賛成が反対を上回っており、検討項目におい

ても一定の国民の理解が得られているものと存じております。

知事におかれましても報道への記者会見において、憲法の議論が加速することへの期待や、長年の自衛隊が違憲なのか合憲なのかという論争を決着させることへの意義などを示される一方で、多角的な議論を求めると答えられております。

また、教育無償化については、これまで国に対し、経済的な理由から進学を諦めることがないよう教育の機会均等を求めてこられました。

また、緊急事態条項においては、一昨年6月に高知県で行われました衆議院憲法審査会に出席されてから、さまざまな機会での発言や県議会本会議での答弁などを通して、その必要性を明確に示されております。

そして、参議院の合区の問題においては、これまで対象県の知事として、自治体間での不平等性や、歴史的、政治的、社会的な意義と実態を有する行政単位である都道府県ごとに集約をされる民意が生かされないことなど、合区解消の必要性をあらゆる場面において主張され、全国知事会として合区の解消に関する決議を行うとともに、昨年末の憲法と地方自治研究会報告書において、憲法論議における参議院の地域代表制を明記されるに至るまでの取り組みには、改めて敬意を表する次第でございます。

知事がこれまでその必要性を訴えてこられたものを含め、9条への自衛隊の明記、教育無償化、緊急事態条項、参議院の合区の解消が、このたびの憲法改正の議論において検討項目とされていることについての御所見を知事にお伺いいたします。

また、先ほど申し上げましたが、昨年末に全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会の憲法と地方自治研究会において、報告書が出されております。

現行憲法における地方自治の規定はわずか4条のみであり、地方自治の基本原則とされる地方自治の本旨の表現自体が抽象的で、地方自治の侵害を防ぐための基準として不十分と指摘をする意見が多く、また地方公共団体の組織、機構についてや条例制定権、地方財政についてなど、これまでの地方分権改革の議論には憲法第8章、地方自治の章の充実強化が求められておりました。

研究会の憲法改正要綱においても、憲法の前文で地方自治の充実と発展を宣言することや、地方自治の本旨の明確化、地方公共団体の権限の具現化などを挙げられ、改正草案において条項を追加し、それぞれの条文を具体的に盛り込んでおられます。これまでの自民党の憲法改正草案においても、現行の地方自治に関する部分の条項を新設、追加し、地方自治に関する規定を具体化していくものとしております。

今後、憲法改正論議が深まっていく中で、地方自治に関する規定を充実させていくには、地方から議会や首長など地方6団体を初めとして、さまざまな立場でのさらなる取り組みや提言活動が必要となってくると思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、大川村議会の維持対策についてお伺いをいたします。6月12日、大川村長が、次期村議会議員選挙において定数に満たない可能性があるとして、議会にかわり全有権者が議決に参加をする町村総会の検討を、村議会開会日に正式に表明しました。

このことは、全国的に大きく取り上げられております。報道の中には、少子高齢化、過疎化に苦しむ村として、あるいは地域社会の維持が難しくなっている村として紹介されているのを見受けることもありました。こういった余りにも地域の将来が悲観的であるかのような印象が広がることは、地域振興に懸命に取り組んでい

る大川村にとっては不本意なことであるでしょうし、これまで中山間の活性化に取り組んできた高知県や、また県民にとりましても、必ずしもよくないことでもあると存じております。

また、大川村や県においては、村議会の維持という大前提の共通認識に立っている中で、村民総会や議会の廃止検討という言葉がひとり歩きすることも、決して本意ではないものと認識をしております。しかしながら、現実を見えますと、小規模自治体になればなるほど、議員のなり手不足は大変深刻な状況であります。

そして、現在の公職選挙法においては、定数の6分の1以上の欠員が生じた場合に再選挙をしなければならない規定で、定数の少ない小規模自治体ほどその負担は大きくなります。このようなことから、これまでの地方議会における定数削減は、議会改革の一環として行われてきた面とあわせて、このような厳しい状況への対応の面もあったものと認識をしております。

また、知事も実際の運用は難しいのではないかとの認識を示されておりますとともに、県内の市町村長も地元紙の取材に対しそれぞれお答えになられていますように、町村総会の運用については多くの課題と困難さがあるものと存じております。

現在、論点になっているものを幾つか見えますと、まず1つ目は、憲法では必置機関である議会を設置しないことは原則として許されておらず、困難な場合の手段として、町村総会を置くことができると地方自治法に規定をされているため、議会廃止と同時に町村総会設置となりますが、これは住民自治が盛んであるがゆえに、議会によらなくても審議できるという、いわば前向きの発想で、住民による直接民主主義を導入するというものではないということになります。

2つ目は、町村総会の規定を準用しなければ

ならないほどの極めて小規模な自治体においては、既に多くの住民が地域のために無償でさまざまな業務を行っているのが現状で、ただでさえ過重負担にあえぐ住民が、議員や議会と同じ機能を、さらに追加的に負担するのは現実的に難しいことであります。

そして、知事も言われておりましたが、予算、税、条例などの専門性の高い審議を長期間にわたって全住民が行わなければならないことなども、現実には困難であります。また、それらのさまざまな課題を解決して機能するものでなければ、ほとんどの議案等において町村長の専決処分のような状態になると危惧する意見もあります。

このような中で、総務省に町村総会の運営に関する有識者検討会が7月に設置をされることになりました。総務大臣においては、地方議員のなり手不足の解消についても協議し、議論の動向によっては法改正も選択肢となり得るとの考えを示されております。

今後、大川村では村民総会の研究をするとしながらも、あくまで村議会の存続という県との共通認識に立ち、大川村と県とで大川村議会維持対策検討会議が設置をされ、先週22日に初会合が開かれました。

人口減少という課題を抱えた今後の地方自治体のあり方について一石を投じるかのような、今回の大川村という小規模な地方自治体における有権者による総会の検討が行われるということについてどのような御所見をお持ちか、知事にお伺いをいたします。

また、本検討会議は県からの呼びかけで設置をされたものでありますが、設置に至った思いについて知事にお伺いをいたします。

そして、この項最後に、大川村議会の存続に向けて今後検討を重ねていく中で、県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いを

いたします。

次に、地方創生についてお伺いをいたします。昨年末、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更が閣議決定され、本年度予算においては、前年度に引き続いての地方創生推進交付金1,000億円、総合戦略を踏まえた個別施策6,536億円、そして地方財政計画に計上された1兆円、また社会保障の充実として1兆224億円などの関連予算により地方創生を推進していくものでありますが、都市部から地方への人や企業の移動の状況は大変厳しく、逆に東京への一極集中に歯どめがかかっていない現状が明らかとなっております。

地方創生が本格的にスタートし、税制改正として企業が本社機能等を首都圏から地方に移転するなどの取り組みを支援する地方拠点強化税制が創設をされた平成27年に、他道府県から首都圏に本社機能に移転した企業数から他道府県へと転出した数を差し引いた転入超過数は、データが残っている1981年以来過去最多となり、昨年はそれに次ぐ多さであったこと。また、リーマンショック後の2年間を除き、平成23年から6年連続の転入超過であったことが帝国データバンクの調査により明らかになっております。また、首都圏からの移転に伴い優遇税制の対象となった企業数も、本年3月末までの2年でわずか15社にとどまっております。

人の移動についても、2015年の国勢調査においては、前回調査時の2010年以降に首都圏等に移動した転入超過数は東京12万3,000人に続き、埼玉、愛知、神奈川、千葉と続いております。また、昨年の住民基本台帳に基づく2016年の人口移動報告では、都道府県間の移動者数は2年ぶりに減少したものの、7都府県で転入超過となり、東京が最多の7万4,000人に続き、千葉、埼玉、神奈川、愛知、福岡、大阪と続き、それ以外の道府県は転出超過となっております。ま

た、両調査のいずれも東京圏の4都県と愛知県が上位5位を占めている現状となっております。

このような状況から、全国知事会では一極集中是正に関し、昨年末には東京23区における大学、学部の新増設の抑制と定員管理の徹底を緊急要望されております。本年3月には、本県の財政課長も務めておられました村岡山口県知事や高知県関係者などが大学の増設抑制を訴えるとともに、地方創生に向け産業振興やまちづくりに関する産学官の取り組み事例を紹介しております。

そういったこれまでのさまざまな取り組みの結果、今月9日に閣議決定をされました、まち・ひと・しごと創生基本方針2017及び経済財政運営と改革の基本方針2017には、東京の大学の増設の抑制や地方大学の振興を初めとして、地方からのこれまでの要望や提言がさまざまな形で反映されたものとなっております。

このように、これまでの高知県としての政策提言や全国知事会からの提言が盛り込まれていることも踏まえて、6月9日に閣議決定をされました、まち・ひと・しごと創生基本方針2017と経済財政運営と改革の基本方針2017について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、地方分権についてお伺いいたします。本年4月19日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法が成立をいたしました。

提案募集方式による地方分権改革は、今年度で4年目を迎えます。これまで、開始時の平成26年度に比べ27年度は前年度比57%減、昨年28年度はさらに14%減と、開始から2年連続の減少となっております。

また、都道府県はこれまでの3年間全てにおいて提案を行っておりますが、政令市70%、中核市36.2%、そして町村においては2.8%にとど

まり、小規模自治体ほど少なくなっております。その内容においても、第7次分権一括法の主なものは、幼保連携型以外の認定こども園の認定権限を政令市へ移譲することや、公営住宅建てかえ事業における要件緩和などが主なもので、第5次の農地改革、第6次の地方版ハローワークといった大きく分権につながるというよりは、少し堅実的なものになってきたとの意見もございます。

このような状況から、全国知事会は、昨年地方分権推進特別委員会において、地方への権限移譲は成果が上がっている面はあるとしつつも、一極集中へブレーキがかかっていない中、分権の本質を問い直す必要があるとされております。また、提案募集方式には限界があり、国と折衝する必要があるとして、地方6団体連名による全国的な提案の模索や、国の立法プロセスに地方の声を反映させる仕組みが必要として、この夏には国への提言をまとめることとされております。この提言には、先ほど申し上げました参議院の地域代表制なども盛り込まれる見通しであります。

そこで、知事に、平成26年から始まりました地方分権における提案募集方式に対する御所見と、県のこれまでの提案と今後の分権改革の推進について御所見をお伺いいたします。

次に、行政改革についてお伺いをいたします。去る6月9日、地方自治法等の一部を改正する法律が公布されました。このうち地方自治法の改正においては、自治体の無駄遣いや不正支出を減らすことなどを目的として、自治体内部のチェック体制の整備や監査制度の強化をするものなどであります。

主な改正点は、内部統制に関する方針の策定や監査制度の充実強化、決算不認定の場合における首長から議会等への報告の規定の整備、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等で

ありますが、そのうち都道府県と政令市には内部統制に関して基本方針を定め、体制整備を図っていくことが義務化されております。

今後、来年度より順次施行されていきますが、本改正についての御所見を総務部長にお伺いいたします。

次に、「志国高知 幕末維新博」、そして来年の第2幕と国の明治150年との関連についてお伺いをいたします。

本年の年明けとともに、土佐藩上屋敷跡である東京国際フォーラムにおいて、新国家という文字の入った坂本龍馬の手紙の発見を発表されたことに、全国から大きな反響があり、本年3月4日に開幕した「志国高知 幕末維新博」にとりましては、大変大きな追い風を吹かしていただいたと感じております。また、その追い風に続きまして、新たに発見されました坂本龍馬直筆の書簡を、歴史研究や観光振興において大変意義深く、後世に引き継いでいくべきものとして、今議会において購入のための補正予算案が計上されております。

開幕と同時に高知城歴史博物館がオープンし、全国でのプロモーションとあわせて、県内外各地における取り組みを進めておられます。まず、開幕から4カ月を迎えようとしておりますが、これまでの事業の進捗状況と本年度の今後の取り組みに向けての御所見を知事にお伺いいたします。

次に、来年度の県の幕末維新博の第2幕、明治維新150年と国の明治150年事業との関連についてお伺いをいたします。平成30年は、明治元年から起算して満150年の年に当たり、明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に残すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは大変重要なことであるため、明治150年に向けた関連施策を推進するとして、昨年11月3日に第1回の「明治150年」関連施策

各府省庁連絡会議が開催されて以来、本年4月までに5回開催をされ、協議が続いて行われております。

その基本的な考え方として、まず1つ目は、明治以降、日本は近代化の歩みを進め、国の基本的な形をつくり上げたことから、立憲政治、議会制民主主義や技術革新と産業化の推進、そして教育の充実などの、その歩みを改めて整理し、未来に残すことにより、次世代を担う若者にこれからの日本のあり方を考えてもらう契機とすることとしております。2つ目は、明治期は若者や女性が、外国人から学んだ知識を生かし、新たな道を切り開き、日本のよさや伝統を生かした技術や文化を生み出した。これらを知る機会を設け、明治期の人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の強みを再認識し現代に生かしていくことで、日本のさらなる発展を目指すこととしております。

そして、第4回目となる本年3月の連絡会議においては、今後において日本全体で明治150年に向けた機運を盛り上げていくために、各府省庁の所管分野において、地方公共団体や民間にも積極的な取り組みを促していくことや、国と地方公共団体と民間が連携した施策の実施をすること、またそのために、平成30年度の予算要求も見据え、関連施策の具体化と充実に向け、さらなる検討をお願いするとの内閣官房副長官の発言もあっております。

今後、県の志国高知幕末維新博推進協議会において、来年の第2幕の展開方針が議論されていくこととなりますが、積極的に国の明治150年関連事業との連携を図り、観光振興施策とあわせて教育や文化振興施策の推進をするべきであると存じます。

全国での動きを見てみますと、本年大政奉還150周年記念プロジェクトを行っている京都市では「歴史に学び 地域でつながり 未来に活かす」

として、まず学びを掲げております。

また、平成の薩長土肥連合で連携を組む各県においての教育・文化面での取り組みを見てみますと、山口県では、明治150年記念事業「維新胎動の地 山口県」の取り組みを進める上で、まず地域の未来を担う若者を対象に、明治150年が地域や山口県、日本の将来を考えてもらう契機となるような取り組みを図っていくこととしております。

佐賀県においては、「肥前さが幕末維新博覧会」において、県外にアピールをすることも目的ですが、佐賀の方々にもっと地元への誇りと愛着を持っていただくことを大切な目的としているとしております。

また、鹿児島県では、鹿児島市が平成24年から取り組んできた明治維新カウントダウン事業において、小中学校と連携した郷土学習の推進を継続して行い、また鹿児島県では来年の「かごしま明治維新博」を前に、薩摩藩を研究する若手育成のための研究費の助成や、県や県教委によるかごしま青年塾・地域塾にて地域社会や国際社会で活躍する人材の育成を行うなど、この節目を生かして教育と文化振興のさまざまな取り組みが行われております。

この2年間の「志国高知 幕末維新博」は、これまでの平成22年の「土佐・龍馬であい博」から先人の歴史に大きく焦点を当て取り組んできた観光振興施策の集大成であるかのような、高知県の観光政策にとっては大変重要なものであると認識をしております。と同時に、地域の先人を振り返ることにより、県民の郷土への誇りと愛着を深めていくための文化的活動と、そして高知の未来を担う子供たちの教育にとりましてもまたとない機会と捉え、さまざまな取り組みを進めていかなければならないと思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、国の明治150年の関連施策の方向性とし

て、日本の各地域ごとに、明治期に活躍した若者や女性、そして外国人を掘り起こして再認識するとともに、当時の技術や文化に関する遺産に触れる機会を充実するとしており、これまでの検討の中でも、小中学校の社会の授業とも連携した取り組みを行うべきとの意見もありますが、このような機会を教育に生かしていくのに、どのようにこれまで取り組んでこられたのか、また今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、教育について、英語力の向上についてお伺いをいたします。

文科省では、昨年12月に中央教育審議会の答申を受け、本年3月31日に小中学校の学習指導要領を改訂し、本年度には高校の学習指導要領を改訂することとしております。そして、平成32年から実施をされる小中学校の次期学習指導要領では、現在小学校5、6年生でなれ親しみながらコミュニケーション能力の素地を養う外国語活動が正式教科に格上げをされ、3、4年生で前倒しして外国語活動を行うこととなります。

全国的な英語力の状況について、文科省が昨年実施をした調査から見てみますと、中学校卒業段階で英検3級程度以上に達している生徒は36.1%となっております。また、全国の中学3年生6万人を抽出して調査した結果においては、読む、聞く、書く、話すの4技能のうち、特に書く技能については無得点者の割合が高い状況にあるなど、本年度中に目標としている英検3級程度の力を持つ者を50%とすることは困難な状況であることが明らかになっております。

高知県においては33.6%と全国平均を少し下回っている状況ではあるものの、英語検定を受検していない生徒のうち、相当する力を持つとの判断を教員が担うという、その基準自体が不十分であるとの指摘もされております。

そして、小学校教員の英語の指導力の面においては、今後の教科化を控え、英語力を備えた人材の確保や指導力向上が課題となっております。昨年度までに英検やTOEICを受けたことのある小学校教員は全体の36%であり、英検準1級の取得者はわずか1%となっておりますことから、人材確保のために全68都道府県と政令市のうち半数以上の教育委員会において、今年度の小学校教員の採用試験での英検やTOEICなどで一定の英語力が認められた受験者に対し、加点やリスニング選考の免除、そして特別選考など何らかの優遇措置をとっております。

また、これまでの取り組みとしては、4月に公表されました全国の英語教育実施調査によりますと、公立小学校のうち5、6年生で外国語活動を実施している割合は92.3%、そして特例校の教科として実施しているのは7.7%となっております。

次期学習指導要領による小学校5、6年生での外国語活動の教科への移行と、3、4年生への外国語活動の前倒しを控えて、本県におけるこれまでの先行実施等の取り組みや、今後の人材確保や英語指導力の向上などの取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、産業振興についてお伺いをいたします。

まず、かんきつ産地の強化についてお伺いをいたします。私ども県議会自由民主党会派におきましては、平成8年に高知県園芸振興推進県議会議員連盟を設立し、以来さまざまな県の園芸農業振興についての取り組みを行っていく中で、全国みかん生産県議会議員対策協議会へも加盟し、毎年政府・与党初め各省庁などに、かんきつ産地の体質強化に関する提案等を行っております。

その直近の主な内容は、本年1月アメリカがTPP協定からの離脱を表明し、今後農業分野においても2国間FTA交渉や現在交渉中の日

欧EPAなどにおいて、日本も大きな譲歩を迫られることなどが懸念される中、国際競争力を高めていくための果実需給安定対策の拡充や、園地の基盤整備、高品質果実の生産、またそのためのICT・IoT技術の活用、品種改良、病虫害や鳥獣被害対策などについてであります。また、学校給食への導入支援や新商品の開発、加工、販売などへの取り組み支援など、国産果実の消費や輸出の拡大などについても提案を行っております。

本県も、ユズを初めとしてブタン、温州ミカンやポンカンなどにおいて、有数のかんきつ産地としての体質強化を今後も図っていかねばなりません。果樹農業は、中山間地の地域農業の振興や集落を活性化することに寄与し、そして生産される果実は国民に豊かで潤いのある食生活をもたらすばかりでなく、健康の維持・増進にも重要な役割を担っているものでございます。

かんきつ産地の体質強化や販売促進にこれまでどのように取り組んできたのか、また今後の取り組みについて農業振興部長にお伺いをいたします。

また、果実は体に必要なビタミン、ミネラル等の供給源であり、健康な食生活を送る上で重要な位置づけとなっており、厚労省が推進をする国民健康づくり運動、健康日本21では、健康の増進に向けて1日に食べる果物の量が100グラム未満の人を30%に減らすことを目標としておりますが、平成27年の国民健康・栄養調査では57.2%と目標値に達していない状況が明らかとなっております。

県民の健康増進のためにも、野菜とともに果実の摂取の推進に取り組んでいくべきであると思っておりますが、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、食についてお伺いをいたします。「もっ

たいない 実にもったいない」とは、土佐茶を宣伝する尾崎知事のCMでのお言葉であります。日本全体の食のあり方において大変もったいない状況が続いております。

先月16日に、消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省がともに都道府県や団体に対して、「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」を作成し、通知を出しました。

現在、我が国において、本来食べられるにもかかわらず廃棄をされる食品ロスが年間約621万トン発生し、そのうち339万トンが食品産業から、またそのうち35%が外食産業からであり、飲食店等における食べ残しが相当量を占めている状況であります。このことから、一部の地方公共団体において、飲食店等における食べきり運動や自己責任を前提とした持ち帰りと呼びかけるなど、食品ロスの削減を行うに当たっての留意事項を消費者や飲食店等に周知するよう呼びかけるものとなっております。

現在、国においては、宴会の開宴から最初の30分と最後の10分はゆっくり食べるという3010運動などの啓発が行われており、また全国各地においても、都道府県や市町村などにおいて、お店で注文したメニューを食べきり、空の皿を投稿するごちそうさまフォトコンテストや、店舗での食べきりに割引を行うなどのさまざまな事業が行われております。

また、福井県においては10年ほど前から、宴会五箇条という食べきり運動などに取り組み、これまで2割以上の削減がなされていることなどから、県庁を事務局に全国おいしい食べきり運動ネットワークが設立され、これには全都道府県と250の市町村が参加をするまでに至っております。

農水省の調査においては、日本全国で1日1人当たりの食べ残し量は茶碗1杯分の御飯量に

相当する約136グラムで、年間合計が600万トンを超える状況が続く中、昨年国は廃棄物処理法の基本方針に食品ロスの削減を新たに追加しております。これを受け、九州7県では九州ごみ減量化推進協議会が設置をされ、九州食べきり協力店を登録するなどのキャンペーンが始まっております。

高知県は食の魅力を大いに売り出している県であり、全国の皆様より大変ありがたい評価もいただいております。また、皿鉢料理は県の誇る文化ではありますが、時には宴会場において多くの食べ残しが見受けられることもあります。

今後、さらに高知の食を売り出していくためにも、皿鉢料理を文化として後世に受け継いでいくためにも食品ロス、中でもこの食べ残しの削減に向けて取り組みを推進していくべきと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお伺いいたします。

まず、介護についてお伺いいたします。要介護度の低い要支援1、2の高齢者が利用する通所介護と訪問介護が、この4月より介護保険から市町村に完全に移行しました。高齢化により膨らみ続ける介護保険の費用を抑えながら、地域の実情に合った多様なサービスの提供を目的とするものであり、移行後は、自治体において基準や利用料を独自に定める総合事業に切りかわり、NPOやボランティアも担い手となることができるとされております。平成26年の法改正より、厚労省は一昨年4月から早期の実施を促してまいりましたが、昨年7月の時点においては、全国で約1,600の自治体と広域連合のうち、前年度末までに移行するとしたのは約4割にとどまり、残る6割が最終期限である本年度より移行するとの回答がなされておりました。

これまで、市町村事業として実施するに当た

り、小規模自治体や過疎が進む地方では、担い手の確保の問題によるサービスの質の低下などの懸念がされておりましたが、県内の状況と市町村への支援について地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、さきの国会において介護保険法の改正が成立いたしました。その改正の中には、小規模のデイサービス施設の新設を抑制することも盛り込まれております。制限していくのは、市町村が指定する地域密着型通所介護と呼ばれるサービスで、利用人数18人以下で在宅の要介護者を日中に預かるものであります。通所介護全体の利用者数は平成27年度では全国で192万人であり、その事業所数は4万3,000カ所に増加しております。その要因としては、同年度における事業所の平均利益率は6.3%と高く、異業種からの参入が相次いでいることや、これまでの制度では、過去の犯罪歴などの欠格事由に当たらない限り、新設における介護事業者の指定を拒否できなかったことなどが挙げられております。

厚労省は、今後訪問介護と短期間の宿泊を兼ね備えた小規模多機能型居宅介護や定期巡回型をふやすとしておりますが、現在の施設数は全国約5,000カ所と小規模通所介護の2割にとどまっている状況であります。

今後は、地域密着型通所介護が市町村の介護保険事業計画を超えている場合などには、設置を市町村が拒否できるようになりますが、県内の現状や影響について地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

次に、アルコール対策についてお伺いいたします。一昨年のOECDの報告においては、最も飲酒が多い20%の人々が、全てのアルコールの消費量の70%近くを消費しているとされております。厚労省のこれまでの調査によりますと、全国のアルコール依存症者は約109万人いるとさ

れ、その中で治療をしているのは約8万人と1割に満たないとされており。また、依存症ではなくとも多量の飲酒は、がん等の疾患や生活習慣病のリスクを高めることから、国においては、平成26年にアルコール健康障害対策基本法が施行され、それをもとに昨年にはアルコール健康障害対策推進基本計画が策定をされています。

このことを受け、全国的にも治療に関する研究や関係機関に対する研修、依存症の疑いがある人に対する治療や断酒への支援などの取り組みも進んできており、各都道府県においてもその取り組みが求められています。

本県におけるアルコール依存症への取り組みと県の健康障害対策推進計画の策定状況について地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、ひきこもり対策についてお伺いをいたします。全国の自治体や家族会などの調査により、ひきこもりに該当する人の多くが高年齢化、長期化している実態が明らかになってきております。

昨年9月に内閣府は、全国で、社会参加をしないまま半年以上家庭にとどまる、いわゆるひきこもりに該当する人が54万人に上るとの推計を発表しましたが、その対象が15歳から39歳であったために、現状を反映できていないとの指摘が出ておりました。その理由といたしましては、ひきこもりが不登校や若者の就労など青少年の問題と捉えられ、40代以上は対象外であったことから高年齢化の問題に対応しておらず、今後の対策に見直しが必要であると言われております。

長崎県が昨年民生・児童委員などの協力により行った調査では、年代別で一番多かったのが40代で、続いて30代、50代となり、40代より上の年代が5割を超えることや、またその期間においても10年以上が25%、5年から10年、3年

から5年が15%台であったとされ、高年齢化、長期化の現状が浮き彫りになっております。また、京都府では支援団体への調査において、30代以上が44%を超え、その期間においても7年以上が22%となったことから、今年度実態解明への調査を行い支援施策を行っていくとされております。

また、全国の家族会による生活困窮者自立支援法に基づく自治体の相談窓口への調査においても40代が最も多く、高年齢化が深刻な状況であることが明らかとなっております。

そして、その支援体制においては、国の指針では、心身の状態の悪化や家族の健康問題などにおいて訪問支援が有効であるとしておりますが、全国のひきこもり地域支援センターでは、人手と専門性の不足や対象地域の広さなどの理由により、訪問支援ができたのは9%程度にとどまっているとされております。

ひきこもりの長期化、高年齢化が進行するほど親や家族も高齢化し、介護が必要になり、また経済的にも困窮をするといった、いわゆる共倒れとなるリスクが高まり、社会復帰がより困難になることは地域社会にとりましても大変深刻な問題となってまいりますが、県内のひきこもりについての現状と今後の取り組みについて地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、災害・地震対策についてお伺いをいたします。

昨年4月の熊本地震においては観測史上初めての震度7の激震が2度起こり、また8月にはこれまでの気象庁の記録としては初となる東北地方の太平洋沿岸に台風10号が上陸し、大きな被害をもたらしました。その後、政府は国の防災基本計画を修正し、また被災時にできるだけスムーズに支援を受け入れるために、受援計画のガイドラインを策定しております。修正点の主なものとしては、広域からの支援受け入れや

避難所生活の負担軽減への方策、民間事業者との連携、庁舎の安全確保、また災害避難時に配慮が必要な人のいる施設の災害時の計画づくりなどとなっております。特に熊本地震では民間企業も支援に動いたことから、輸送拠点として活用できる事業者の把握を盛り込むなど、自治体間の広域連携だけではなく、民間事業者との連携も今後の災害対策で大きな役割を担うとされております。

県として、国の防災基本計画の修正の内容にこれまでどう対応してきたのか、また市町村に対してどのような支援を行って取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、死因究明等の体制の整備についてお伺いをいたします。大規模災害時などに求められる遺体の身元確認や死因究明の精度を高めるために、平成26年に閣議決定されました死因究明等推進計画に基づいて、国が各都道府県に設置を求めておりました死因究明等推進協議会は、本年3月末時点で24府県しか設置をされていない現状となっております。

東日本大震災では、岩手、宮城、福島 の3県で19件の遺体の取り違えがあったことや、1998年以降に発覚をした犯罪死の見逃しも全国で53件あったことなどがわかっております。犯罪の見逃しや事故、災害の検証、そしてまたその後の防災対策や事故防止などにつなげていくためには、死因究明や身元確認のための体制の整備は重要なことではありますが、医療機関や大学、警察、検察、そして海上保安庁などの機関の調整が必要であり、行政の果たすべき役割は大変大きいものと思われま す。

全国においては、虐待死の見逃しを防ぐための画像診断への助成や、災害時には全遺体からのDNAを採取することを決めるなどの取り組みが広がってきております。

高知県においても、今後高齢化による死者の

増加や大規模災害発生時に備え、死因究明や身元確認の体制を整備していくことは大変重要であります。本県では平成27年11月に高知県死因究明等推進協議会が設置をされておりますが、これまでの取り組み状況について健康政策部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、憲法改正の議論が加速していることについてお尋ねがございました。

私はこれまで、甚大な被害が想定される南海トラフ地震を避けることができない高知県の知事として、我が国の憲法においても、緊急事態条項が必要ではないかとの考えを述べるとともに、賛否両面から徹底的な国民的議論がなされることが重要であると訴えてまいりました。また、現行憲法の地方自治の規定はさらに充実させる必要があると考えており、今後の地方自治の発展を確実にしめるとともに、合区問題を解消するためにも、地方自治のありようについて、その意義を憲法の中にしっかりと規定することが必要であることも申し上げてまいりました。

こうした中、国においては、衆参両院の憲法審査会において個別の論点についての議論がなされているほか、自由民主党から緊急事態条項など4つの検討項目が示されるなどしております。また、地方においては、全国知事会において昨年11月に地方自治の充実を中心とする草案が示され、本年7月の全国知事会議において議論することとされています。

このように、具体的な議論が進んでいることについて、大いに期待をしているところです。あわせて、議論を加速していく中であっても、あらゆる面からその問題点を洗い出し、しっかりとした議論を行っていくことが極めて重要で

あるとも考えております。

次に、このたびの憲法改正の議論における検討項目についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げたとおり、自由民主党から4つの検討項目が示されたことは、憲法改正に向けた議論を促進するものとして意義あるものと考えております。このうち、緊急事態条項と参議院の合区の解消については、先ほど申し上げたとおり、その趣旨に賛同しております。

憲法9条に自衛隊の根拠規定を設けることについては、私は、現在の憲法条文においても自衛隊の存在は合憲と言えると考えております。しかしながら、自衛隊に対する国民の理解、支持というものは非常に高い中で、いまだに一部に自衛隊が違憲だという声があることも確かであり、国民的議論を通じて自衛隊の合憲性に係る議論に決着をつけることの意義は大きいと考えます。他方で、憲法に自衛隊を明記する場合には、既存の条文の解釈に影響が及ばないかについて慎重に検討する必要があるものと考えております。

教育の無償化については、これまで全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、段階的な幼児教育の無償化の必要性を訴えてまいりました。教育の無償化を憲法に位置づける必要性については大いに議論を行っていただきたいと思いますが、これまで主張してきたことが実現するのであれば、歓迎できると考えております。

いずれにしても、今後慎重かつ徹底した議論を行った上で、国民に丁寧な説明を行っていくことが必要であると考えております。

次に、憲法改正論議が深まっていく中で、地方自治に関する規定を充実させていくための提言活動などについてお尋ねがありました。

私は、今後憲法改正の議論が加速し、徹底した議論を行っていく中において、地方自治につ

いても注目が集まり、大いに議論されることを期待しております。その際には、地方自治の規定の充実について、まず我々地方自治にかかわる者がしっかりと議論し、積極的に情報発信していくことが重要であると考えております。お話にもありましたように、現在、全国知事会においても、有識者の意見もいただきながら改正草案の検討が進められているところです。

今後、こうした議論を踏まえ、国や国民の皆様に、より積極的に主張を展開していくことが重要と考えております。また、こうした地方自治に係る規定を強化すべきとのうねりをより大きなものとしていくためには、全国市長会などの他の地方団体と連携していくことも重要であると考えております。

参議院議員選挙の合区解消については、地方6団体それぞれが決議を行っており、地方自治の規定の強化についても、このような動きにつながることを期待しております。

次に、小規模な地方自治体における町村総会の検討についてお尋ねがございました。

一般論として、人口が非常に少ない町村においては、町村総会も民意を行政に反映するための一つの選択肢となり得るものとは考えていますが、議員御指摘のとおり、総会に住民の参加をいかにして求めるかや、総会において専門性の高い議論ができるかなど、さまざまな課題があるものと考えております。

大川村においては、想定外を想定して村民総会の勉強を始めたところではありますが、村長からは、あくまで村議会の維持を第一に考え、村議会の維持に向けて取り組んでいくとお聞きをしております。

県としましても、多様な民意を的確に行政に反映し、また執行機関を監視する機関として、議会の役割が重要であることは言うまでもなく、その存続が基本であると考えており、村と協働

して議会の維持に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、検討会議の設置に至った思いについてお尋ねがございました。

大川村は、人口が少ない中でも、これまで土佐はちきん地鶏や大川黒牛の生産、集落活動センターの立ち上げなどの施策を積極的に展開し、懸命の努力を続けてこられたところであり、県も平成26年6月から村とともに大川村プロジェクトを立ち上げ、産業振興計画の地域アクションプランに位置づけるとともに、同年9月からは県職員も派遣しながら、ともに歩んでまいりました。

こうした取り組みの結果、現在20代などの若い世代の流入が見られるとともに、5年ごとの人口減少率の改善幅が県内で1位となるなど、成果も着実に上がってきているところです。しかしながら、そもそも人口が少なく、高齢化が進んでいる現状の中で、議員の担い手の確保に課題が出てきたものと認識しております。

これまで村と一緒に取り組みを進めさせていただいている我々として、思いは3つあります。

第1に、村の地方自治の発展には議会維持が望ましいと考えられる中、大川村長が議会維持に向けた強い覚悟をお示しになったことに対して、我々として黙って見ているわけにはいかないという思い。

第2に、ともに取り組んできた大川村プロジェクトが着実に成果を上げてきているところであり、この取り組みを村とともに、若者の定着などにより、村議会維持に向けた心配などなくなるくらいにまでやり遂げていきたいという思い。

第3に、人口が少なく客観的な状況が厳しい大川村が活力を取り戻すこととなれば、まさに中山間地域振興のモデルとなり、他の地域の一層の振興にもつながることとなるという思い。

この3つの思いから、このたび県のほうから

村に対して、大川村議会維持対策検討会議の設置を呼びかけたところでございます。

次に、大川村議会の存続に向けて今後の検討を重ねていく中で、県としてどのように取り組んでいくのかについてお尋ねがございました。

6月22日に開催いたしました第1回の検討会議においては、村から議会維持に向け、村政に対する関心、兼職兼業制限、議員報酬、議会の運営方法の4つの課題が示されましたことから、今後の検討会議においては、それぞれの課題について他団体の先進事例を研究するほか、村民アンケートを実施して村民の意向を確認しながら議論を深め、有効な解決策を検討してまいります。その中で制度改正が必要となった場合には、国にも政策提言をしてみたいと考えております。

また、大川村には、土佐はちきん地鶏の増産と販路拡大、さめうら湖を活用したカヌーによる地域振興、集落活動センターの活動充実、畜産クラスターの形成など、有望なプロジェクトが幾つもあります。今後の検討会議においては毎回テーマを設定し、それぞれの取り組みについて深掘りし、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

今後、1カ月から2カ月に1回程度検討会議を開催し、来年度の予算編成作業に間に合うよう、年内をめどに方向性を取りまとめてまいります。

次に、まち・ひと・しごと創生基本方針2017、経済財政運営と改革の基本方針2017についてお尋ねがございました。

本県では、我が国の経済財政運営の指針となる、いわゆる骨太の方針等の取りまとめに向けて、年度当初から関係省庁等に対し、地方が抱える課題を中心に政策提言を行ってまいりました。また、少子化・子どもの貧困対策につきましては、全国知事会次世代育成支援対策プロ

ジェクトチームのリーダーとして、政策提言を実施してまいりました。

こうした結果、今月9日に閣議決定されました骨太の方針には、人材への投資による生産性の向上や農林水産業の成長産業化、中山間地域を含めた産地の収益力強化などによる競争力強化のさらなる加速化、CLTなどの新たな木材需要の創出などが盛り込まれたところであります。また、少子化・子どもの貧困対策についても、幼児教育、保育の早期無償化や給付型奨学金制度等の円滑かつ着実な実施などが盛り込まれたところです。

さらに、まち・ひと・しごと創生基本方針には、意欲と熱意を持って取り組む地方公共団体に対して、情報面、人材面、財政面から強力な支援を行うことが示されたほか、移住、定住の促進に向けて地方生活の魅力発信等の新たな取り組みを進めることなどが盛り込まれました。加えて、全国知事会が要望しておりました地方大学の振興などについても盛り込まれたところです。これまでの政策提言が一定反映したものと考えておりますし、こうした国の方針は、地産の強化、外商の推進、人材の確保などを柱とした産業振興計画を初めとする本県の取り組みの大きな後押しになるものと期待しております。

今後は、国において具体化される施策が、地域の実情に即したものとなりますよう、引き続き全国知事会などとも連携し、機を捉えた政策提言活動を行ってまいります。

次に、地方分権における提案募集方式及び県のこれまでの提案と今後の分権改革の推進についてお尋ねがありました。

平成26年から行われております地方分権の提案募集方式に対しましては、本県においては、平成28年までの3年間で本県単独の提案3件、他県との共同提案12件の計15件の提案を行ってまいりました。こうした結果、難病法における

医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を追加するなどの提案については、残念ながら実現に至っておりませんが、浄化槽の設置基準や認知症初期集中支援チームの医師の資格要件については、緩和が図られたところです。

しかしながら、提案募集方式は個別の事業に対する募集であることから、全国的に各事業の細やかな要件緩和や権限移譲などに提案が集中する傾向があり、税財源のあり方や地方創生など、地方分権を進めるに際しての根幹にかかわる課題への対応にまでは至っていない状況にあります。

このため、本県では、全国知事会などとも連携し、根幹にかかわる課題については直接国に提言を行い、地方創生関係の交付金の制度創設などにつなげてまいりました。お話にもありましたように、現在全国知事会において、こうした課題意識などから、従来の国と地方のあり方、さらには都市部と地方のあり方などについて改めて議論を行っているところであります。私といたしましても、積極的にこうした議論に参画し、地方分権の推進を進めてまいります。

次に、「志国高知 幕末維新博」の事業の進捗状況と本年度の今後の取り組みについてのお尋ねがありました。

観光振興を図ることは、本県の経済構成のうち最大の割合を占めるサービス業の地産外商を図ることであり、本県経済全体の底上げ、県勢浮揚を図る上で極めて重要な取り組みであります。このサービス産業の地産外商の取り組みをいかにして県内全域に行き渡らせるかが産業振興計画推進の上での大きなテーマであり、このことを実現するため、機を捉えて「志国高知 幕末維新博」を開催しているものであります。

開幕から約4カ月を迎えるこの幕末維新博については、地域会場を中心に歴史資源の磨き上げや企画展などの準備を急ぎ、新発見の坂本龍

馬書簡によるプロモーションや公式ガイドブックなど、さまざまな媒体での情報発信に取り組んでまいりました。この結果、四国デスティネーションキャンペーンの後押しもあり、一昨日までの来場者数は、メイン会場の高知城歴史博物館では目標の2倍を超える約9万人、県内20の地域会場においても、基準とした平成24年から平成27年までの4年間の平均を約27%以上上回る合計約28万4,000人、全23会場ではトータルで52万9,000人を超えるなど、好調なスタートを切ることができました。

歴史資源の磨き上げについても、各地域会場において歴史的価値の高い資料展示ができる環境整備などに加え、展示解説の多言語化、Wi-Fi環境の整備といった外国人観光客への対応もあわせて実施してまいりました。また、周辺の地域の食、自然などを連動させた観光クラスターについては、各地域で周遊コースが設定され、スタンプラリーなどの周遊を促す取り組みが行われているほか、二次交通で結んだ広域の周遊コースなども複数設定し、旅行会社へのセールスやPRに取り組んでいるところです。

今後は、そろいつつある各会場のデータをもとに回し始めたPDCAサイクルにより、改善すべき点は速やかに改善し、伸ばすべき点は大きく伸ばすなど、各会場の磨き上げなどに継続して取り組んでまいります。加えて、大政奉還から150年の節目を迎える10月に向けては、今議会に購入するための補正予算案を提出させていただいております坂本龍馬の新書簡をメイン会場で展示することや、4県で連携した薩長土肥フォーラムを東京で開催するなど全国的な盛り上げに向けて、もう一段、二段の工夫したプロモーションを展開してまいります。

さらに来年1月には、明治維新から150年の年が幕をあげ、大河ドラマ「西郷どん」の放送が始まることや、4月には坂本龍馬記念館がリ

ニューアルオープンし博覧会の第2幕が開幕することも踏まえ、志国高知幕末維新博推進協議会において官民がしっかりと連携をし、会場や周遊コースの磨き上げや効果的なプロモーションの実施など、所期の目標達成に向けて引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幕末維新博を文化的活動と高知の未来を担う子供たちの教育にとってまたとない機会と捉え、さまざまな取り組みを進めていかねばならないのではないかとのお尋ねがありました。

平成29年と平成30年は、日本の転換点となった大政奉還と明治維新から150年に当たり、日本全体として大変意義深い記念すべき年でありますとともに、幕末から明治維新にかけて多くの偉人を輩出し、当時の日本をリードしてきた本県にとりましても、かかわり深い節目の年であります。幕末維新博は、志国高知幕末維新博推進協議会設立趣意書にも記されておりますように、こうした記念すべき年に、志を持った多くの若者が生まれた風土や、彼らを育んだ時代につながる食や自然、文化を知っていただくとともに、当時地方にありながらも志を抱き、世界を視野に行動した人々に思いをはせ、未来を切り開いていこうとする心を育むきっかけにさせていただくことを目的として開催しており、観光振興とともに教育的な意義も持つものとして開催をしているところであります。

こうした中、明治維新150年に当たります平成30年に向け、国におきましては、明治以降の歩みを次世代に残す、また明治の精神に学び、さらに飛躍する国へといった基本的な考えのもと、明治150年関連施策の推進を図ることとしております。本県におきましては、メイン会場の高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館では明治維新150年の特別展、各地域会場ではそれぞれの地域の特性を生かした明治維新関連の企画を予定する

など、国の施策と連携しながらさらなる展開を図ってまいります。

幕末維新期に活躍した坂本龍馬や板垣退助を初めとする当時の人々に思いをはせ、その行動や考えを学ぶことにより、現代にも生きてくる教訓はたくさんあると考えております。特に子供たちの教育については、本県の教育大綱に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を基本理念の柱の一つとして掲げており、歴史的、文化的に価値のある資料を通じて郷土の歴史や先人の業績、生き方を学び、多様な物の見方や考え方を身につけることは大変意義のあるものと考えます。

幕末維新博は、そのような先人の歴史を振り返ることができるまたとない機会であります。この幕末維新博に、より多くの県民の皆様に参加していただき、郷土への愛着と誇りを深めていただく、よき機会とさせていただければと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 地方自治法の改正に対する所見についてお尋ねがございました。

今回の改正には、地方分権改革の進展による地方公共団体の責任領域の拡大などに伴い、複雑多様化した事務処理を適正に行うことが一層難しくなるおそれがあることが背景にあると認識しております。

こうした状況を踏まえて、内部統制の制度化につきましても、地方公共団体の長が、財務に関する事務などの適法かつ適正な執行を確保するための方針を定め、これに必要な体制を整備するとともに、毎会計年度これについて評価した報告書を作成し、監査委員の審査を受けた上で議会に提出することが義務づけられます。

また、監査制度の充実強化では、監査委員が

監査等を行うに当たり従うべき監査基準を定め、公表することが義務づけられるとともに、地方公共団体の長などが、特に措置を講ずる必要があると認める事項に関する勧告制度が創設されます。

一方、現在本県におきましては、職員の行動指針である県政運営指針の中で、コンプライアンスの徹底を県政の推進に当たっての基本に位置づけさせていただいております。具体的には、組織として誤った決定や選択の動きに歯どめがかかるよう、意思決定プロセスの公表ルールの徹底や、法令遵守や費用対効果等の観点からの予算執行のチェックなどに取り組んでおりまして、また毎年度P D C Aサイクルによる検証等も実施をしているところであります。

監査委員におきましても、従前から策定している県の監査基準に基づき、毎年度全所属に対する定期監査や、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算審査などを通じて、財務会計やその他事務の合規性等についての指摘や事務の適正化への助言も行っていることと承知しております。

このように、今回の法改正の狙いとするところは、本県においても既に一定の取り組みがなされております。今後、国から法改正を受けた対応等について必要な情報提供や技術的助言がなされるとお聞きをしておりますので、その内容を踏まえ、県としての対応をさらに検討してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 国の明治150年関連施策の動きを教育に生かしていくために、これまでどのように取り組んできたのか、また今後の取り組みについてお尋ねがありました。

各小中学校においては、これまでも社会科や総合的な学習の時間を中心に、幕末や明治期に活躍した坂本龍馬や板垣退助など土佐が生んだ

偉人について学び、また各地域が輩出した偉人や文化について、それぞれの市町村教育委員会が独自に作成した副読本などを活用しながら学習を進めております。

県教育委員会としましても、これまで高知城歴史博物館の開館や幕末維新博を見据え、各学校の地域の歴史・文化学習を充実するため、坂本龍馬記念館や歴史民俗資料館など歴史に関係する文化施設の特徴や事業内容、学習プログラムなどをホームページを通じて情報提供してきました。このようなことから、各学校においては、高知城歴史博物館を初め、歴史に関する地域の文化施設を活用した学習も広がってきております。

明治150年関連の取り組みや幕末維新博においては、教育的価値の高い歴史的資料や文化遺産に触れたり、また偉人の生き方や精神を知り、さらに故郷や日本のよさを再確認する機会を多く持つことができます。このような機会を学校がさらに効果的に活用することにより、子供たちの学習意欲は一層高まり、またより深い学びを実現することが期待されるものと考えます。

県教育委員会としましては、今後ホームページ上で発信している各文化施設の活用プログラムの情報をより充実させるとともに、明治150年関連の取り組みや幕末維新博にかかわる施設等との連携を強化しながら、展示資料などの教育的価値を各教育委員会や学校にさらに周知してまいります。このようなことを通して、各学校が行っている地域の歴史や文化に係る学習や、幕末、明治期の郷土の偉人の生き方についての学びを一層発展させてまいります。

次に、小学校5、6年生での外国語の教科への移行、3、4年生への外国語活動の前倒しに向けた先行実施などの取り組みや、今後の人材確保、英語指導力の向上などの取り組みについてお尋ねがございました。

本県におきましては、学習指導要領の改訂やそれに伴う小学校外国語教育の早期化、教科化の動向を見据え、平成26年度末にこれからの英語教育のあり方を示した英語教育推進のためのガイドラインを策定しております。

これに基づき、現在外国語の教科化を先行実施する小学校4校を指定して、教育課程や指導・評価方法、また中学校との接続のあり方などに関する研究を実施するとともに、それぞれの市町村の外国語教育を牽引するリーダー教員の養成を行っております。また、小学校教員の採用審査に英語に関する課題を導入したり、検定試験等によって一定の英語力を持つことが認められる受験者への加点などの優遇措置をとるなど、英語の指導力のある人材の確保にも努めているところです。

さらに、来年度からの移行期間においては、3、4年生で15時間の外国語活動を、5、6年生では50時間の外国語科を実施するという案が文部科学省から示されているところであり、今後全ての小学校教員を対象とした外国語教育のオンデマンド研修や、授業力向上のための集合研修を実施するとともに、外国語教育についての教材や指導資料等を作成、配布することなどにより、しっかりと対応してまいります。さらに、指導体制を強化するため、英語の免許を持つ中学校教員の小学校への人事交流などについても積極的、計画的に行っていくこととしております。

こうした取り組みを通して、教科化が全面実施をされる平成32年度には、全ての小学校で外国語教育が円滑に実施されるよう努めてまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) かんきつ産地の体質強化と販売促進についてお尋ねがございました。

本県では、温暖な気候を生かして、特産果樹が生産されており、産出額は約100億円で、そのうち、ユズやブantan、温州ミカンなど主要かんきつ5品目が86%を占めております。

これまで、国の果樹経営支援対策事業等を活用し、優良品目、優良品種への転換を進めるとともに、モノレールやスプリンクラーなど省力機器の導入、さらには搾汁や集出荷施設、光センサー選果機の整備など、産地の強化に取り組んでまいりました。

一方、販売促進の取り組みといたしましては、ユズと土佐ブantanで協議会を立ち上げ、農業者と関係機関とが一体となり、土佐ぶたん祭の開催など県内外での各種イベントにおいて、青果や加工品のPR活動を行ってまいりました。その結果、ユズでは栽培面積、生産量が増加傾向となり、輸出への取り組みや、化粧品などさまざまな加工品販売につながっております。また、ブantanでも大手メーカーから果汁飲料が発売されるなど、知名度が向上してきております。

今後、果樹振興につきましては、本年2月に高知県果樹農業振興計画を策定し、産地を持続的に発展させることを目標に、担い手の確保・育成、高品質果実の安定生産、幅広い消費拡大に向けた需要創出などを振興方針として位置づけ、取り組むこととしております。具体的には、園地の流動化による担い手への優良園地の集積や、作業性向上につながるとげなしユズなど優良系統の普及、炭酸ガス施用技術のハウスミカンへの導入などを進めてまいります。

また、昨年卸売会社と連携して海外での需要開拓に取り組む中、シンガポールにおいて、山北ミカンが高評価を受けるなど新しい動きもありますことから、これまでのユズに加え、温州ミカンの輸出にも取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、県民の健康増進のためにも、野菜とともに果物の摂取の推進に取り組んでいくべきではないかとお尋ねがありました。

果物については、摂取量が少ない場合がんのリスクが上がるとされますが、一方摂取量が多いほどリスクが低下するものでもありません。このため、厚生労働省では、果物の摂取量が1日100グラム未満の者の割合を30%以下まで減少させる目標のみを立てており、現在の本県の健康増進計画よさこい健康プラン21においても、同様の目標設定をしています。

昨年度実施しました県民健康・栄養調査では、1日の摂取量が100グラム未満の人は55.6%と、平成23年度の調査と比較して1.8ポイントの改善にとどまっており、議員の御指摘のとおり、県民の健康づくりのために目標値の30%を目指して取り組みを進めていかなければなりません。

今年度は、第4期よさこい健康プラン21を策定することにしており、栄養・食生活分野の対策として、県民の皆様に野菜とともに果物を毎日適量食べることの大切さを啓発することや、地域の食生活改善推進員さんと連携した取り組みの強化などについて検討していきます。

次に、死因究明等推進協議会の取り組みの状況についてお尋ねがありました。

本県では、平成26年6月に閣議決定された国の死因究明等推進計画に基づき、地方の状況に応じた施策の検討を目的に、関係機関・団体等が協議する場として、高知県警察本部、高知地方検察庁、高知海上保安部、高知大学、高知県医師会、高知県歯科医師会、高知県診療放射線技師会と県の8者で構成する高知県死因究明等推進協議会を平成27年11月に設置しました。

本協議会はこれまでに3回実施しており、1回目は、構成機関における死因究明や身元確認の現状報告、2回目は、死因究明の精度を高め

るための手法の一つである死亡時画像診断の県内での活用状況調査に向けた検討と、国の推進計画に沿った構成機関の取り組み状況の報告、3回目は、死亡時画像診断の活用状況調査に関する調査結果の報告などを行っています。

これまでの協議や調査で明らかになった主な課題としては、南海トラフ地震などの大規模災害発生時の対応なども踏まえた、死因究明や身元確認に係る検視、検案、解剖、歯科所見、死亡時画像診断等に従事する人材の育成や確保と、身元確認のための歯科記録の標準化やデータベース化などが挙げられています。

今後も、これらの課題を踏まえ、引き続き本県の死因究明や身元確認の体制の整備や強化に向けて、構成機関と一体的に取り組んでいきます。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 高知の食をさらに売り出し、皿鉢料理を文化として後世に引き継いでいくためには食品ロス、中でも食べ残しの削減に向けた取り組みを推進していくべきではないかとお尋ねがありました。

本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる食品ロスは、資源の有効活用や環境への負荷という面だけでなく、食料の需要と供給の不均衡という面からも課題があると認識をしております。

この食品ロスを効果的に削減するためには、個々の食品関連事業者だけで取り組むことが難しい商慣習の見直しも含めて、行政、食品関連事業者及び消費者などの関係者が連携して、食品の製造から消費に至るまでのフードチェーン全体で取り組むことが必要とされています。

現在、食品関連事業者におきましては在庫の見直しや納品期限の緩和などの取り組みがなされており、消費者団体におきましては期限表示の理解、適量の買い物、調理などに関する啓発

活動が行われております。

また、県においては、県内の各市町村や消費生活センター、福祉保健所において、宴会時の食べ残しなどを減らすためのキャンペーンである3010運動への参加や、食品ロスの削減を呼びかけるチラシを事業者や県民の皆様にお配りするなどして、その啓発に取り組んできています。

議員のお話にもありましたとおり、本県には全国に誇る皿鉢料理を初めとする数多くの郷土料理があります。今後とも、こうした本県の大きな魅力の一つである食を観光振興や外商の拡大に一層の活用を図り、そして食文化として後世に引き継いでいくためには、食べ残しなどの食品ロス削減の取り組みも大変重要になってまいります。

この食べ残しの削減は、消費者の皆様がもったいないを意識して行動していただくだけで、食品ロスの削減につながりますので、非常に効果のあるものだと考えております。このため県では、今後とも県民の皆様にご飯を大切に、もったいないを意識して行動していただけるよう、消費者団体や食品関連事業者などの御協力もいただきながら、他県の取り組みなども参考に広報、啓発に取り組む、食べ残しなど食品ロスの削減につなげてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長（門田純一君） 日本一の健康長寿県構想に関します一連の御質問にお答えいたします。

まず、要支援高齢者の介護サービスの市町村事業への移行について、県内の状況やサービス提供体制づくりに向けた市町村への支援についてお尋ねがございました。

介護保険法の改正に対応しまして、要支援1、2の高齢者が利用する通所介護と訪問介護の予防給付を、市町村のいわゆる新総合事業へ移行するに当たりまして、県では、早期の移行を目

指してトップセミナーや先進的な取り組み事例を紹介する研修会を開催するなど市町村への支援を行い、ことし3月末までに県内市町村の約9割に当たります25市町村1広域連合において移行を完了させておりました。こうした中で、現状といたしましては4月に移行した4市町村も含めまして、専門的なサービスが必要な要支援者には、介護事業所によるこれまでと同様の訪問、通所のサービスが提供されているところでございます。

一方で、この法改正により市町村には、地域ニーズに応じた買い物支援や配食、見守りなどの多様な生活支援サービスの提供体制づくりが求められておりますが、この取り組みはまだ十分とは言えない状況でございます。このため今年度は、佐川町、越知町、仁淀川町があつたかふれあいセンターなどとも連携を図りながらモデル的に行います生活支援サービスの充実に向けた取り組みを、県として支援してまいります。あわせて、この取り組みを初め先進的な事例を紹介することで、他の市町村での事業展開につなげてまいりたいと考えております。

また、引き続き、高知県老人クラブ連合会と連携いたしました人材育成やセミナーの開催、地域の支え合い活動を担うNPOの職員をアドバイザーとして市町村に派遣いたしますなど、多様な生活支援サービスの確保に向けまして市町村を積極的に支援し、地域で高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを後押ししてまいります。

次に、介護保険法の改正により、市町村が地域密着型通所介護事業所の設置を拒否できるようになることに関しまして、県内の現状や影響についてお尋ねがございました。

定員18人以下のデイサービスを提供いたします小規模な事業所は生活圏域に密着したサービスであり、市町村が地域包括ケアシステムの構

築を図る上で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要がありますことから、平成28年4月に市町村が指定、監督する地域密着型通所介護として位置づけられました。

議員からお話のございました今回の法改正は、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、通所介護サービスに泊まりや訪問といった機能をあわせ持ちます小規模多機能型居宅介護や、24時間訪問対応を行います定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及をさらに進めるため、既にそうしたサービスが市町村内にある場合で、かつ地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定めます見込み量に達しているときなどに、市町村が事業所の指定を拒否できるものでございます。

こうした面から本県の介護事業所の状況を見てみますと、地域密着型通所介護サービスのサービス提供量につきましては、平成28年度の実績では見込み量を大幅に超えている市町村はない状況でございます。小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設置地域も、現状では限られております。加えて、通所介護事業所の指定状況につきましては、平成28年4月1日の349事業所から平成29年4月1日までに5事業所がふえている程度でございまして、著しく増加しているといった状況にはないこともございまして、お話のございました今回の法改正の影響は県内では限定的になるものと考えております。

今後、第7期介護保険事業計画の策定に当たりましてヒアリングを実施する中で、今回の制度改正が適切に運用されますよう市町村に説明いたしますとともに、地域密着型の介護サービスに対する考え方や今後の方向性を把握してまいります。

次に、アルコール依存症への取り組みとアルコール健康障害対策推進計画の策定状況につい

てお尋ねがございました。

アルコール依存症の方への対応につきまして
は福祉保健所や精神保健福祉センターにおいて、
随時御本人やその御家族からの御相談をお受け
していますほか、アルコール依存症を経験した
方々による自助グループである断酒会を初め、
依存症の方への支援に取り組む民間団体の活動
への支援を行っているところです。加えて、平
成28年度からは高知県医師会に委託をしまして、
内科医やかかりつけ医を対象に精神科医との連
携などに関します研修会を実施し、できるだけ
早期に専門的な治療につながるよう取り組んで
いるところでございます。

また、精神保健福祉センターを中心に医療・
保健・福祉などの関係機関が集まり、情報交換
を行うなど連携体制の構築にも取り組むととも
に、広く県民の皆様に対しても、昨年11月の啓
発フォーラムの開催を初めアルコールに関する
正しい知識や理解を深めてもらうための講演会
などを、関係機関の御協力のもと開催している
ところでございます。

こうした中、お話にありました国のアルコール
健康障害対策推進基本計画を受けまして、本
県でも、アルコール健康障害対策推進計画を今
年度中に策定することにしております。この計
画は、アルコール依存症への対応だけでなく、
未成年、妊産婦の飲酒による身体への影響、さ
らには飲酒運転の問題など、盛り込むべき内容
が多岐にわたりますので、さまざまな関係機関
の方々に構成するアルコール健康障害対策連絡
協議会を今月立ち上げ、検討を始めていただい
ているところでございます。

庁内におきましても、部局横断的に関係する
部署の担当者で構成します連絡会で協議を行っ
ており、実効性のある計画を策定するとともに、
その計画に基づき、県全体でアルコール健康障
害対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、県内のひきこもりの現状と今後の取り
組みについてお尋ねがございました。

平成28年度にひきこもり相談として対応した
人数は、精神保健福祉センターに設置をしてい
ますひきこもり地域支援センターで136人、うち
40歳以上の方が20人、各市町村の生活困窮者自
立支援の相談窓口で57人、うち40歳以上の方が
27人となっており、ひきこもり状態にある方々
の全体の状況は把握できておりませんが、本県
においても40代以上の方が一定数いらっしゃる
ものと認識をしています。

ひきこもり地域支援センターでは、40代以上
の方からの相談も含め、傾聴とカウンセリング
を行いながら市町村や医療・福祉などの関係機
関と連携し、医療や就労につなぐといった個々
の相談者の状況に応じた支援を行っているところ
です。

しかしながら、お話にありました内閣府の調
査を単純に本県に当てはめると、15歳から39
歳まででも約2,600人のひきこもり状態の方がい
らっしゃると推計されますので、身近な地域で
相談ができ、支援を受けられる体制の構築が必要
であると考えられます。このためセンターでは、
事例研究や先進的な支援手法など少人数で
学ぶ研修会の実施、ケース会議での専門的助言、
家庭訪問の同行支援などを行うことにより、地
域で支援の中心となる市町村の人材育成などに
取り組んでいるところであり、引き続きこれらの
取り組みを推進してまいります。

また、40代以上のひきこもりの方につきまし
ては、親の高齢化などにより経済的な問題など
を抱えていることも多く、市町村の生活困窮者
自立支援の相談窓口での対応も重要となってま
いりますので、相談者に応じた支援プログラム
が策定できるよう、担当者の研修を実施するな
どの支援も行なってまいりたいと考えております。

今後とも、居場所づくりやその運営への支援、

ひきこもり地域支援センターが中心となった相談機関のネットワークの強化などを含め、ひきこもりの状態にある方々やその家族の支援の充実に努めてまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 災害・地震対策について、国の防災基本計画の修正内容にどう対応し、市町村支援などにどのように取り組むのかとのお尋ねがございました。

防災基本計画は、国の災害対応の指針となるもので、必要に応じて修正されてきており、本年4月には、昨年発生した熊本地震も踏まえ、物資輸送の円滑化や被災者の生活環境の改善などの項目が修正されています。

一方、県では、熊本地震発生後直ちに第3期の南海トラフ地震対策行動計画の見直しに着手し、特に繰り返す揺れへの対応、支援物資の円滑な配送、避難所運営体制の充実の3つの項目を中心に対策を強化したところですし、これらの見直しは国の防災基本計画の修正内容にも対応したものになっていると考えております。

また、こうした対策の現在の取り組み状況につきましては、例えば支援物資の円滑な配送に関しましては、昨年度末に国、市町村、学識経験者、民間事業者の協力のもと基本的な方針を取りまとめたところであり、今年度は、この方針に沿って、7カ所ある県の物資拠点ごとに具体的な運営体制や施設内のレイアウト、市町村の物資拠点までの経路などを定めた配送マニュアルを作成することとしております。既に、県の拠点の一つである春野総合運動公園を先行モデルとして、地域本部を中心に関係する市町村や民間の事業者をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、具体的な検討を進めているところです。

来年度以降、このマニュアルを参考として、市町村の拠点からそれぞれの避難所に物資を配

送するためのマニュアルが作成されるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

避難所運営体制の充実に関しましては、地域の住民の皆様が主体となり避難所を運営していただくマニュアルづくりを、地域本部が市町村を積極的に支援しながら進めており、昨年度末で県内の約900の避難所のうち157カ所でマニュアルが完成しています。こうしたマニュアルができました避難所については、プライバシーを確保するためのパーティションや要援護者用のベッドなどの資機材整備や、トイレの洋式化や井戸の設置などに対して補助率をかさ上げし、市町村が避難所の環境を充実させる取り組みを支援しております。

県といたしましては、今後も第3期行動計画を必要に応じて常に見直し、着実に推進するとともに、市町村に対しましては地域本部が中心となり、市町村と連携して各種の対策に取り組んでまいります。

○16番(梶原大介君) 知事初めそれぞれ関係部長には丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

どの分野においても前向きな答弁もいただきましたので、第2問ということではないんですが、まず大川村の件については、これまで高知県が、知事が就任されて以来、高齢化もそうですし、さまざまな課題が全国に10年、15年先行しているからこそ課題解決の先進県と、そういつて取り組んできた本県から、今回のこの自治体による町村総会の提案というのは、出るべくして出たのではないのかなというふうに感じておるところでございます。そして、そのことに対して県が、県からの呼びかけでこういった対策の協議会、大川村議会維持対策検討会議というのをこれだけいち早く設置していただいたことは、まさによくぞ設置をしていただいたという思いが私たち議会人としてもするところござ

います。

この県と大川村の対策検討会議というものの議論の推移は、今後の総務省の有識者検討会にも必ずや影響してくるものでもありますし、また全国の地方自治、そして公共政策、そういったことを研究している方々にとってもかなり影響のあることであると思います。そういったことが、ひいては今後の地方分権、また地方創生、そして先ほど来申し上げました憲法への地方自治の規定をさらに充実させていくことにもかかわってくるものと存じておりますので、今後この対策検討会議を通して、またしっかり、先ほど知事が言われました中山間地域のモデルとなること、そして村議会の廃止ということを検討しなくなるような、そういった心配がなくなること、まさにそこに向けてぜひ力を入れていただきたいと思います。

また、幕末維新博の件についてもお聞かせいただきました。これまで取り組んできた、歴史に焦点を当てた観光政策にとっては大変な節目の2年間になると思います。その中で、先ほど知事はサービス産業の地産外商だというふうにもおっしゃられました。まさにそのとおりで、まずこの高知を知っていただくことによって、新たな方々をターゲットにしたビジネスチャンスが生まれていくという観点では、まさにサービス産業の地産外商であると思います。

また、私、今回言わせていただいた、教育的・文化的振興の観点をさらに強めていただきたいというのは、そのサービス産業に限らず、これからの高知の経済にとっては、やっぱり地産地消につながっていくというふうに感じております。まずは、この高知に残って、高知で仕事をしていくと、そういう思いを長期的に持っていただくには、まさに教育が大事であり、郷土に誇りを持っていただくことが大事であるという観点で問わせていただきました。

学校現場にも、さらに周知をしていただけるというふうに教育長からの御答弁もいただきましたので、関係各位の今後の取り組みをぜひお願いさせていただきます。私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番上田周五君。

(30番上田周五君登壇)

○30番（上田周五君） 上田でございます。議長のお許しをいただきました。県民の会を代表し、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まずは、大変うれしいニュースから入ります。25日に行われました陸上競技の日本選手権女子5,000メートルで須崎市出身、山田高校OGの鍋島莉奈選手が見事初優勝しました。しかも、タイムが自己ベストを2秒47更新する15分19秒87でした。この記録は参加標準記録を突破しており、8月4日からロンドンで行われます世界陸上選手権への代表入りも決まりました。鍋島選手が、山田高校時代に全国高校駅伝のエース区間でトップ争いを演じていたころから応援させてもらっている駅伝ファンの私としましては、久しぶりの朗報に大変うれしく思っています。

鍋島選手といえば、忘れてはならない方がおいでます。彼女の才能を開花させた山田高校陸上部監督の永田さんでございます。監督は、とにかくガッツのある前向きな子だったと当時を

振り返られています。今回の快挙で、長らく低迷する県内スポーツ界に一筋の光明が差ししました。この後、鍋島選手は、日本代表として高知県の期待を一身に背負って世界陸上に臨むわけですし、その先には2020年東京五輪が待っています。鍋島選手の御活躍を、県民こぞって応援いたしたいと存じます。県におきましても、総力を挙げてサポートをしていただきたいと存じます。鍋島選手の御活躍を心から御期待申し上げます。

それでは、知事の政治姿勢についてでございます。

まず、県勢浮揚に向けた戦略のポイントについてお聞きをいたします。光陰矢のごとしと申しますが、知事が平成19年12月に就任してから、今秋で10年目を迎えます。この間、県職員と力を合わせ、そして市町村との深い連携のもと、県勢浮揚の実現に向け、5つの基本政策を掲げ、産業振興計画の推進を中心に取り組んできました。生産年齢人口が減少を続ける中でも、各産業分野の産出額などが上昇傾向に転じるなど、一定の成果が上がっています。

一方で、本県は、2010年から2040年までの推計人口減少率が、秋田県の35.6%、青森県の32.1%に次いで29.8%と、全国3番目となっています。また、財政面でも、2015年度決算ベースでの人口1人当たり地方税収額は、全国平均を100とすると、本県は72.0%となっており、先ほど申し上げました将来人口減少率が高い秋田県及び青森県とともに、下位の県に入っております。こうした状況の中で、第3期産業振興計画ver.2を推し進めていかなければなりません。

そこで、これまで取り組んでこられた5つの基本政策の成果と課題を踏まえ、今後の県勢浮揚の実現に向けた戦略のポイントについて知事にお聞きをいたします。

2つ目でございます。土佐湾沖海底資源のメ

タンハイドレート開発促進についてでございます。土佐湾沖の次世代エネルギー資源メタンハイドレート賦存量は、世界有数の鉱区と聞いております。国は、国産エネルギー開発を国策として位置づけて、平成30年代後半以降の商業化プロジェクトの開始を目指す技術開発を急ぐ方針でございます。本年3月、総合海洋政策本部参与会議で意見書が取りまとめられ、総理大臣が本部長であります総合海洋政策本部に提出されております。また、総合海洋政策本部の枠組みの中で、参与会議は、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、テーマごとに評価、検討するとされております。新海洋産業振興・創出プロジェクトチームは、現行の海洋基本計画における、新海洋産業振興関連分野に関する重要テーマとして、メタンハイドレートの商業化に向けた道筋について検討されており、メタンハイドレートの国産エネルギー商業化ロードマップが示されて、商業化を図る方針でございます。

このメタンハイドレートの開発、商業化に向けた国家戦略をどのように捉えておられるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、メタンハイドレートの資源開発は、平成30年代後半の商業化プロジェクトにおいては、当初からパイロット実証試験が実施されることが想定されます。国産エネルギー資源の商業化は、技術開発をオールジャパン体制で臨む、海洋資源技術に関するプラットフォームを創設しています。

今後の商業化に向けたプラットフォーム会議の情報を、本県として収集し、まずパイロット実証試験を土佐湾沖に誘致すべきと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、土佐湾沖で実証試験を実現するためには、埋蔵賦存量の調査が必要と考えます。土佐湾沖の、メタンハイドレートの存在を示す指標であるBSR区域は広大な面積がありますが、

3次元探査が行われておりません。土佐湾沖のBSR区域は、2,000メートルから3,000メートルの水深における面積が非常に広い海底地域であります。探査の結果から、水深2,000メートル付近からメタンハイドレートの層が厚くなっていますが、専門家の想定では、土佐湾沖は世界有数の埋蔵量が期待できる鉱区と伺っております。この点に関する知事の御認識と御所見をお聞きいたします。

なお、3次元探査の実施につきましては、過去の国への要望経過などから判断いたしますと、本県が一丸となって、基本構想を持って国に強く要望していかなければならないと存じております。ここは、今後具体的な取り組みを強く要望させていただきます。

この項の最後に、このたびの国の総合海洋政策本部会合の国家戦略は、本県としましては、基地化の誘致を図る絶好のチャンスだと考えます。次世代エネルギー、メタンハイドレートは、燃料電池産業、炭素繊維強化プラスチック産業、水素供給基地、都市ガス供給基地、原子力代替エネルギーなど、利活用の幅が広く、莫大な産業構造が想定されます。本県の基地化を視野に入れた取り組みが必要だと考えますが、知事の御決意をお聞きいたします。

次は、加計問題に関連してでございます。国民の、国会への、そして行政への信頼感がこれまでに大きく揺れています。16日の通常国会では、問題となりました、内閣府から文部科学省に送られたメールの内容をただされた担当大臣が、「メールをつくった方はですね、直接の担当者でもありません。文科省から出向してきた方で、陰で隠れて本省の方に御注進したというようなメールであります。そういう意味では、事実を確認して出したメールではありません」と答弁されました。私は、ちょうどテレビでその国会中継を見ていましたので、正直なところ、

大変驚きました。特に、部下を信用しないかのような言い方に対しては、文科省の職員は憤っているのではないかと推察をいたします。こうした経過の中で通常国会が閉会となりましたが、国民は置き去りにされたのではないのか、公平・公正が貫かれたのか、この2つが大きな疑問となったものと感じています。

結果として、各新聞社が17、18両日に実施された全国世論調査において、政府の加計説明に納得していない国民が70%を超えました。また、重要法案でございました、犯罪を計画段階で処罰する共謀罪の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法について、与党が参院法務委員会の採決を省略したことについて、67.7%がよくなかったと批判し、この法改正について、政府が十分に説明しているかどうかについては、思わないが81.3%に上っています。

こうした経緯の中で、担当大臣は、20日の記者会見で、参院予算委員会での自身の答弁について、言い過ぎだったと思っており、反省していると陳謝し、職員に電話で、申しわけなかったと謝罪をいたしております。私は、長い間の行政経験の中で、最も大切なのは職員の和と上司と部下の信頼関係ではないのかと常々感じております。

今回の問題は、国民の国会への信頼感、行政への信頼感を薄れさせるものと危惧いたしますけれども、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、地方自治についてでございます。今から70年前、戦後の日本、全てゼロからのスタートでございました。そして、大震災、大津波、原発事故と、未曾有の大災害に見舞われた日本。国民一人一人の安心・安全を確保し、地域社会の安定的な維持・発展を目指す、政治や行政の役割が一層重要なものと、多くの国民が実感したことは間違いございません。特に自治体の重要性が再認識されております。

本年は、1947年、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されてから70周年を迎える、大変意義深い年でございます。地方自治法は、今日まで同じ日に施行されました日本国憲法の理念を、それぞれの自治体レベルで実践されてきました。地方自治法が施行された昭和22年といえば、ちょうど団塊の世代が生まれた年でございます。団塊世代生まれの私は、昭和46年4月に当時の伊野町役場に奉職し、現在までの46年間の長きにわたり、地方自治法のもとで、行政、政治にかかわってまいりましたので、特に感慨深いものがございます。

県及び市町村は、地方自治法第1条の2第1項で、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と、その役割がきちっと定められております。この70年間には、国と地方の関係において、国、地方が上下、主従の関係にあったこと、知事、市町村長が二重の役割を負わされてきたこと、国、地方の行政責任が不明確であったことなど、中央集権下の問題点が指摘される中で、国が地方に下請させていた機関委任事務が、1999年の地方分権一括法で廃止されました。また、改正地方自治法が2000年4月から施行されたことは、中央集権的な国と地方の関係を改め、身近な地方公共団体が担う体制整備を促すものとなりました。このように、国と地方の関係、果たすべきそれぞれの役割などについて、自治法そのものの改正がなされました。しかしながら、現状は、東京一極集中により首都圏と地方の格差が広がるばかりでございます。

今、地方は人口減少問題に苦悩しております。こうした人口減少のあおりを受け、村会議員の高齢化やなり手不足を背景に、人口が離島以外では最も少ない約400人の大川村が、地方自治法第94条に基づき、議会を置かず町村総会を設置

する検討を始めました。そうした意味で、今、地方自治は大きな曲がり角を迎えております。今日ほど、地方自治体の役割が重視されている時代はありません。世の中は、かつてないスピードで変化をしております。従来の発想では、過疎のスピードには追いつきません。このままでは、地方自治体の一部が生き残っていけなくなるはしないかと危惧をいたしております。私は、この70年という大きな節目の年に、国民、県民を挙げて、自治法の意義を再確認し、県及び市町村の一層の発展と地方自治の進展を期すべきだと考えます。

官僚として15年余り、知事として地方自治を丸10年経験される中で、この節目の年に当たり、改めて今後の地方自治がどうあるべきかについての御所見をお聞きいたします。

次は、大川村の町村総会に関連してでございます。今月12日、和田村長は、村民総会を設置する検討を始めると表明しました。先ほど申し上げましたが、人口減少時代の中で、高齢化や勤め人がふえたことで議員のなり手が減ったためであります。検討に入った要因には、通常、議会は平日に開かれ、町村議員の月額報酬は平均21万円、働き盛りの世代が立候補を考えても、議員報酬だけで家族を養うのは難しく、二の足を踏むケースもあることなど、議会のあり方の問題、そして休日や夜間に議会を開いたらという提案及び自治体の業務を請け負った第三セクターなどで働く人にも立候補に一定の制限があることなど、議会の仕組みの見直しの問題が考えられます。

くしくも地方自治法施行70周年の節目の時期でもあり、全国的にも大きな関心事となっております。議員のなり手不足は全国的な問題でございます。こうしたことから、総務省においても、議会のかわりに有権者が直接審議する、町村総会の運営方法を議論する有識者検討会を7月に

設置する考えを示しておられます。私は、県内町村のさまざまな現状を見たとき、今後第2、第3の大川村が出てくるものと危惧しております。この重たい課題に対し、県も大川村と一緒に考えていこうと、大川村議会維持対策検討会議を設置しました。そうした中で、県内34市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の果たすべき役割は大きいものがあると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

6つ目は、アクティブシニアについてでございます。60代から70代前半の世代がそう呼ばれています。私もその一人でございます。アクティブシニアという言葉は、団塊の世代、1947年から1949年にかけて生まれた方が60歳に到達し始めた2007年ごろから、特に注目を集め始めました。今のアクティブシニアは、健康な上に、日本社会の成長期を経験してきたので、何事にも意欲的であり、働きたい、社会とつながりたいという意識も強いと言われております。

若年人口が減り、人手不足、労働力不足が深刻となる中、労働力として期待される場所があります。若年労働者の職場を奪うとの懸念もございますが、一方で経験や技能を生かせるシニアは、若者とは求められる場面も能力も異なると考えます。フルタイムではなく、パートタイムやワーキングシェアで、要望に応じて順応でき、時間や組織にとらわれない多様な働き方ができるのではないのでしょうか。そして、今のシニアの生き方は、さらに後に続く世代のお手本になるのではないのでしょうか。健康で意欲的、そして労働力としても期待されますアクティブシニアの今ですが、民間人校長、パブ経営、そして草むしりのプロとして働くシニアなどなど、経験豊富で、若者とは違う場面で活躍できるシニアに、熱い視線を送る企業がふえております。年齢で区切る時代ではないと考えます。意欲が高く、働けるシニアはたくさんいます。

こうしたアクティブシニアが活躍できる環境をつくっていくことが、今、行政や企業に求められていると考えますが、アクティブシニアへの期待も含めて知事の御所見をお聞きいたします。

次は、空き家対策についてでございます。県内で急増する空き家の問題でございます。本県の空き家の状況ですが、平成20年からの5年間に、純粋な空き家が約1万戸増加しております。そして、別荘などを除いた純粋な空き家は4万1,000戸余りあり、その率は10.6%で、全国第2位となっております。こうしたことから、人手不足への対応とともに、空き家の急増に備える対策も、県政運営を進めていく上で喫緊の課題であると考えております。

空き家の問題は、人口減少の著しい中山間地域のみならず、都市部においても深刻化しております。団塊の世代全てが75歳を迎える2025年問題を背景に、例えば団塊の世代の実家が団塊ジュニア世代に相続されたとしても、ジュニア世代は実家を離れ、既に自宅を購入しているなど、相続した実家に住むケースはまれでございます。そのため相続後に実家の売却、賃貸が進まなければ、空き家化するリスクは高くなります。こうしたことも要因となり、先ほど申し上げましたが、今後は中山間地域のみならず、都市部においても、ますます空き家がふえることが予想されます。

健全なまちづくり、そして先人が築いてこられた伝統文化が今に残る都市部及び中山間地域の再生のためにも、急増する空き家の実態を踏まえ、対策の加速化がさらに必要と考えますが、知事にお聞きをいたします。

この項の最後に、中山間地域対策についてお聞きをいたします。19世帯以下の小規模集落の維持対策でございます。先月、平成28年度高知県集落調査の調査結果がわかりました。それに

よりますと、本県の集落数は、平成22年から平成27年までの5年間で、2,537集落から6集落が減り、2,531集落となっております。このうち、19世帯以下の集落が43集落ふえ、694集落となっております。そして、全体の29%を占めております。特に深刻なのが、9世帯以下の小規模集落の増加ではないでしょうか。前回調査から42集落ふえ、288集落となり、その割合は12%となっております。

こうした現状において、そこに住まう人々は高齢者がほとんどで、買い物や通院などの移動手段の確保や生活用水の確保及び維持管理の問題など、直面する課題のほかに、住家は空き家のままで放置され、南海トラフ地震など自然災害対策も大きな課題となっております。また、こうした小規模集落の衰退は中心部の集落へ与える影響も大きく、町全体の活力が失われつつございます。

今回の集落調査結果を受け、今後の小規模集落における生活を守る取り組みについて知事に御所見をお聞きいたします。

それでは、次に財政についてお聞きいたします。

まず、骨太の方針に対する評価についてでございます。政府は、今年9日経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を閣議決定しました。骨太の方針は、財政健全化の目標として、従来2020年度の基礎的財政収支の黒字化に加え、経済成長を通じた財政再建を優先し、名目GDP比に対する債務残高の比率の引き下げを明記。財政再建よりも経済成長を重視する姿勢が鮮明となった。一方、財務省は、2020年度の基礎的財政収支の黒字化達成に向けた財政規律を重視しています。その意味で、今後政府・与党内で、財政運営をめぐる考え方の違いが表面化する可能性もございます。

GDPに対する債務残高比率の引き下げは、

海外では一般的な指標となっております。ただ、日本のGDPに対する債務残高の比率は250%超と、イタリアの約130%や米国の約110%と比べて突出して高くなっています。財政再建目標を債務残高比率だけにすれば、経済成長の加速化を理由に歳出拡大を求める声が強まり、財政規律が緩むおそれもございます。予算を増額してもGDPがふえなければ、借金の山だけが残ることにもなりかねません。

今回の骨太の方針に対する評価について知事にお聞きをいたします。

次に、地方交付税削減論についてでございます。国は、自治体の貯金に当たる基金が2015年度末時点で21兆円に膨らんでいるとして、政府の経済財政諮問会議で、使い切れない財源が積み上がっている印象、新たな埋蔵金と言われかねないとか、地方の事情も考えず勝手な指摘をしていますし、財務省の財政制度等審議会も、地方交付税の削減を念頭に、残高の増加を問題視する意見書をまとめています。そもそも自治体の基金積み立ては、それぞれの地域の実情に応じて、首長及び議会が非常に厳しい財政状況に鑑み、予期せぬ事態による財源不足には基金取り崩しなどで対応するしかないとの思いからでございます。

こうしたことから、今回の、基金残高増加を理由に地方交付税の削減を探る議論は余りにも乱暴だと考えますが、知事におかれましては断固として反論すべきだと考えます。御所見をお聞きいたします。

次に、包括外部監査についてお聞きをいたします。県単独補助金に関する事務のあり方についてでございます。平成29年3月に、高知県包括外部監査人であります公認会計士の橋本誠氏から、平成28年度の包括外部監査結果の報告がございました。今回は、補助金が効率的に運用されているかなど、財政の健全性の確保といっ

た視点で、県単独で支出している補助金事業が監査の対象となりました。私は、県税の使われ方がどうかということで、今回の監査を非常に評価しております。具体的には、知事部局が所管する平成27年度の県単独補助金で、補助金支出済額が200万円以上の246件、金額にして146億9,700万円が監査の対象となっております。

そして、報告書の中身として、個別事業では、補助対象経費に当たらない経費を認めるなどの誤り数件が指摘されており、実施基準に基づかない補助金を交付していたため、返還手続が必要な事例もございました。また、全体として取り組む事項として、補助金の交付先や交付金額などを一元的に把握できる補助金リストの作成や、税の滞納がないことが補助要件となる旨を補助金交付要綱に明確に定めることの提示、及び交付要綱に対象経費が事業に必要な経費といった判然としない記載となっていることの是正を求めています。

今回の包括外部監査は、冒頭述べましたように、補助金の効率性や有効性を検証するため、過去にテーマとなっていなかった補助金を対象としたものでございます。そもそも補助金事業については、効果的な事業となるよう心がけるものでございます。

そこで、お聞きをいたします。こうした監査結果を踏まえ、執行部として、今後補助金に関する事務についてどのように見直し、取り組んでいくのか、総務部長にお聞きをいたします。

次は、農業振興についてでございます。

まず、耕作放棄地対策についてでございます。最近の農業就業人口の推移の状況ですが、平成17年から平成27年の10年間で、県全体で4万134人が1万2,973人減少し、2万7,161人となっています。率にして32.3%の減でございます。こうした厳しい状況において、農業の一番の課題は何かでございます。それは耕作放棄地の対策

だと考えるところでございます。山際だけでなく、圃場整備をした地域でも放棄地が出ております。このまま放っておけば、農作物に被害を与えるイノシシなどの隠れ家になるなど、いろんな問題も出てまいります。

耕作放棄地を減少させる取り組みについて農業振興部長にお聞きをいたします。

次は、地産地消の施策についてでございます。高知の農産物が県民に供給されます仕組みづくりは大きな課題であると考えます。地元高知産や無農薬、有機栽培など、こだわりの農産品を求める消費者やレストランは、近年非常に多くなっております。

本県特有の多品目生産の農業を生かすため、生産者側をグループ化して消費者とつなぐ直販所といった、地産地消の仕組みをさらに発展させることが必要だと考えますが、農業振興部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、若者に魅力ある農業についてお聞きをいたします。若者にとって魅力ある農業にしていくためにはについてでございます。本県におけます農業従事者の年齢構成を見ますと、65歳以上は、県全体で59.4%、郡部では64.6%と非常に高い数字となっております。水田への思い入れが強い昭和一桁世代と違い、後の世代は、採算が合わないと農業はしない。また、農業機械を買う余裕もございません。担い手となる若者を呼び込むには、ビジネスとして成立させ、安定した収入が確保できることを示す必要があると考えます。また、若者にとって魅力ある農業にしていくために、国が農業改革を進める一方で、環太平洋経済連携協定、TPPから米国が離脱するなど、不透明な状況にありますが、農業は確実に転換期を迎えていると感じています。

変化にしっかり対応しながら本県の農林水産ビジョンを力強く推進し、産業として持続でき、

若者にとっても魅力ある農業にしなければなら
ないと考えますが、農業振興部長に御所見をお
伺いいたします。

次は、日本一の健康長寿県構想についてお聞
きをいたします。

日本一の健康長寿県構想第3期バージョン2
では、これまでの第3期構想で掲げている目指
す姿の実現に向けて、これまでの成果と課題を
検証し、今後も県民の誰もが住みなれた地域地
域でいつまでも安心して暮らし続けることがで
きるよう、取り組みを着実に進めていくとされ
ております。具体的には、向かう平成37年度末
の目指す姿を明確にした上で、5つの大目標を
掲げています。第3期バージョン2では、地域
地域で安心して住み続けられる県づくりなど、
地域地域という言葉が随所に使われております。

先日、吾川郡下の看護師さんのお話を聞く機
会がございました。その看護師さんは、「国の方
向性としての在宅医療、在宅介護は、理想は理
想だが、地域地域で全く事情が違っていると思
います。ぜひ、引き続き県の担当部署の方には
現場を見ていただいて、施策に反映してほしい」、
このようにおっしゃっていました。

そこで、お聞きをいたします。今般の構想改
定に当たり、こうした第一線で働く方々の声が
どれくらい反映されたものとなっているのか、
健康政策部長にお聞きをいたします。

2つ目は、在宅医療の推進についてでござい
ます。地域地域で安心して住み続けられる県づ
くりでございます。高齢者が多く家庭の介護力
が弱い本県です。また、中山間部が多い本県で
もでございます。県内どこに住んでいても、必要
な医療・介護サービスを受けられ、健やかに安
心して暮らしていただけるためには、特に介護が必
要になっても、地域地域で暮らし続けられる仕
組みづくりが急がれていると考えます。それ
には、在宅医療の推進と訪問看護サービスの充実

が特に必要だと考えます。

そこで、在宅医療の推進についてでございま
すが、平成28年県民世論調査では半数以上の県
民が、介護が必要になっても住みなれた自宅や
地域での生活を希望されています。在宅医療の
推進については、これまでも中山間地域の訪問
看護サービスへの支援や訪問看護師の育成、資
質向上などに取り組んではきておりますけれど
も、第3期構想で見えてきた課題と、バージョ
ン2でそれをどう克服していくのか、今後の考
え方について健康政策部長にお聞きをいたしま
す。

次に、訪問看護サービスの充実についてでござ
います。本県の訪問看護師は、高知県立大学
の訪問看護師育成のための寄附講座の設置によ
り、日本一の健康長寿県構想を策定した平成22
年よりふえてはいますが、まだ不足しておりま
す。また、本県の訪問看護ステーションの状況
も、これまでの取り組みにより、平成28年度で
59カ所に設置されてはいますが、現状は、医療
法人併設の施設が多く、約6割に当たる36ステー
ションが高知市と南国市に集中しております。
人口10万人当たりの訪問看護ステーションは、
全国平均より高くはなっておりますが、訪問看
護ステーションのない市町村が20市町村ござい
ます。

こうした状況において、今後訪問看護師の人
材確保と育成、そして訪問看護提供体制の構築
に取り組まなければならないと考えますが、健
康政策部長に御所見をお聞きいたします。

この項の最後に、少子化対策についてお聞き
をいたします。厚生労働省が今月2日に発表し
た2016年の人口動態統計で、本県出生、初の5,000
人割れ、2016年の出生数は前年比273人減の4,779
人となった。合計特殊出生率は1.47に低下。ま
た、全国的には初の100万人割れ、前年比2万8,698
人減の97万6,979人。合計特殊出生率は前年比

0.01ポイント減の1.44に低下。こういった厳しい現状が明らかになりました。改めて、少子化に歯どめがかかっていないことが浮き彫りとなりました。

国、県及び市町村を挙げて少子化対策に力を入れているものの、依然として少子化が進行する最大の原因について、私は、結婚することが当然だった40年、50年前の時代から、現代は、個人の人生における選択肢の一つになっているような感じがいたしますし、個人の価値観として、結婚しない人がふえてきているのではないかとの思いも持っています。

知事は、提案説明において、この出生率の低下は残念であり、今回の結果を詳細に分析していくと言われましたが、現時点で考えられる要因と今後の分析の方向性について地域福祉部長にお聞きをいたします。

5番目ですが、教育の充実と子育て支援についてでございます。

まず、教職員の働き方改革についてお聞きをいたします。4月28日に、2016年度の公立小中学校教員を対象とした教員勤務実態調査の集計結果の速報値が、文部科学省より公表されました。それによると、学校内の総勤務時間が週60時間以上の教諭が、小学校で33.5%、中学校で57.7%に上ることがわかりました。週40時間までとする労働基準法に基づくと、これらの教諭は週20時間以上の時間外労働をしていることになり、おおむね月80時間超が目安の過労死ラインを上回っています。この調査は、全国の公立小中各400校を抽出し、教員計約2万人に、2016年10月から11月の連続する7日間の勤務状況を聞いております。教員は、時間外勤務を原則として命じられないこととされており、そのことからすると、現状は有名無実化しているものと考えられます。

全国調査の結果を踏まえ、本県教員の勤務状

況と課題をどのように分析しているのか、また過重労働の解消に向けた働き方改革について、どのように取り組んでいくのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、不登校対策です。県内の2015年度不登校出現率は、児童生徒1,000人当たりで、小学校5.2人、全国4.2人、中学校34.8人、全国28.3人といった状況であります。いずれも全国平均を大きく上回っており、依然として厳しい状況は改善されておられません。支援を充実させる必要があると考えます。

他県では、地域住民や教員OBらが休みがちな児童の自宅に出向くといった、登校支援員の活動などが、不登校の未然防止や改善につながった事例があるようでございますが、今後の不登校対策の取り組みについて教育長にお聞きをします。

子供の貧困対策でございます。県は、昨年度県内の子供たちや家庭の実態を詳細に把握し、厳しい環境にある子供たちへの対策を充実していくための基礎資料とするため、県内の延べ約2万4,000世帯の児童と生徒、その保護者を対象にアンケートをしています。

アンケートの内容は多岐にわたるものとなっています。今後、この調査結果をどう分析し、子供の貧困解消に向け、どのように生かしていくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、高校中退者の進学、就職の支援強化についてでございます。県内の高校中退者は、2015年度で363人と減少傾向にありますが、その多くは、進路が未定のまま退学しています。担任教諭は、授業や部活に追われて十分対応ができなかったり、中退者と高校のつながりが薄れて、支援機関への引き継ぎが円滑に進まなかったことが理由となっています。このため、中退者がニートやひきこもりになるのを防ぐためにも、スムーズに進学や就職の相談に応

じられるよう、環境をつくることが求められていると考えます。

高校中退者の支援強化について、どのように取り組んでいくのか、教育長にお聞きをいたします。

次は、高知県文化芸術の振興についてでございます。

誇り高い文化芸術の推進は、本県にとって大変重要なテーマだと考えます。本年3月、高知県の文化芸術の振興を図ることを目的として、高知県文化芸術振興ビジョンが策定されました。ビジョンは、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県を基本理念としています。基本理念の実現のために、あらゆる文化芸術の施策に取り組む中で、県民誰もが文化芸術に親しむための環境づくりや本県固有の文化の継承、発展及びそれぞれの地域の特性に応じた文化芸術の振興など、県民の文化活動の推進の必要性がより高まってきております。また、ビジョンの基本的な考え方の中で、平成18年に策定された高知県芸術文化振興ビジョンに沿って取り組みを進めてきたことなどを踏まえながら、ビジョンに掲げる施策を効果的に進めるため、県民を初め、県や市町村、文化芸術団体等の多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら事業の展開を図っていくとされています。

そこで、お聞きをします。今回のビジョン策定に関して、県民の文化芸術に関する意見や要望を計画に反映すべく、平成28年度県民世論調査において文化芸術振興に関するニーズ調査を行っています。その中で、日ごろどのような文化芸術活動に取り組まれていますかとの問いに対し、取り組んでいないと答えた方が61%、約6割に上っています。こうした調査結果をどのように受けとめているのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをします。

伝統行事などの伝承についてでございます。

ビジョンでは、文化芸術を活用した地域振興を掲げていますが、一方で、都道府県が無形民俗文化財に指定した祭りや踊りなどの伝統行事のうち、継続的な実施が困難となり、休廃止されたものが、2016年5月時点で全国20県で計60件ありました。本県は2件ございます。背景として、過疎や少子化、若者の都市部への流出などによる担い手不足があります。

こうした現象の中で、本県特有の地域の伝統行事などを次世代へどのように伝承していくのか、その取り組みについて文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、せっかくのビジョンが絵に描いた餅にならないようにしなければなりません。ビジョンの基本理念である、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県を実現するためには、本ビジョンに掲げた、団体や個人の活動等を支援するさまざまな施策を着実に実行していかなければならないと考えます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、地域資源を生かした新たな取り組みなど、県民による文化活動の活性化をどのように進めていくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

最後に、ペギー葉山さんについてお聞きをいたします。

本年4月12日、多くの県民に惜しまれながらお亡くなりになりましたペギー葉山さんに、改めまして心から哀悼の意を表します。

ペギーさんといえば、「南国土佐を後にして」が余りにも有名でございます。1959年にリリースされたこの歌は、100万枚を超える空前の大ヒット曲となりました。本県の観光に多大な貢献をいただきました。そして、1974年には、司馬遼太郎先生に次ぐ2人目の名誉高知県人となりました。そこで県では、ペギーさんのこれまでの県勢発展に御尽力されました御功績を

たたえ、故人をしのび、今年度中に追悼式典などを実施する決定をなされ、今議会に、関連予算として890万円余を計上しています。大いに賛同いたすものでございます。知事も、提案説明の冒頭で、ペギーさんのお人柄をしのび、これまでお世話になったことの思いなど、切々と語られています。

ところで、意外と知られていないのが、はりまや橋公園に設置されています「南国土佐を後にして」の歌碑ではないでしょうか。ペギーさんが歌手生活60周年を迎えられた2012年に、楽曲の歌碑が設置されました。歌碑は、午前8時半から午後8時半まで、1時間置きにペギーさん本人の歌声が流れ、隣に建てられた鯨の親子が潮を噴く仕組みになっております。南国土佐の歌碑を建てる会有志の呼びかけによるものでございました。場所的にも、はりまや橋とは目と鼻の先にあり、近くには高知よさこい情報交流館もございます。県外観光客には十分通用する観光資源ではないでしょうか。

このたびの追悼式典などを機に、これらの施設を線で結ぶような取り組みをすべきと考えますが、観光振興部長にお聞きをいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまで取り組んできた5つの基本政策の成果と課題、今後の戦略についてお尋ねがございました。

本県は、人口減少による負のスパイラルという根本的な課題を抱えており、これに対抗すべく、経済の活性化を初めとする5つの基本政策などを進めてまいりました。あわせて、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、2060年の本県の人口を約55万7,000人に踏みとどませるといった将来展望を掲げているところであり

ます。お話にありました2010年から2040年までの推計人口減少率は、平成22年の国勢調査をもとにしたものであり、当時のデータで言えば、本県の減少率は全国でも高い状況にあります。高齢者の数が若者の数を大きく上回る中であって、当面は本県において人口の減少は避けがたい状況にありますが、こうした傾向は全国同様であり、今後他県でも減少率が高まり、そしていずれは大都市圏においても人口が増加から減少に転じ、減少率が高まってくるものと思われ

ます。こうした中、若者一人一人の志や希望をかなえ、本県の活力を維持・向上していけるよう、総合戦略において、4つの政策群を連続的に講じております。具体的には、若者の定着や増加に向けて、第1に、地産外商により安定した雇用を創出する取り組みを、第2に、移住促進などの取り組みを産業振興計画により進めているところであります。さらには、日本一の健康長寿県構想を通じた保健・医療・福祉の充実や、南海トラフ地震対策などによる公共事業なども、雇用の創出に貢献しているものと考えています。また、出生率のさらなる向上に向けては、第3に、都市部と比べて相対的に出生率が高い中山間地域において若者の定着を促す取り組みを、第1、第2の取り組みと相乗効果をもたらす形で実施しておりますし、第4に、狭義の少子化対策として、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる取り組みや女性の活躍の場を拡大する取り組みを進めております。

これまでの取り組みにより、第1の政策群では、雇用保険の被保険者数が、産業振興計画に取り組む前の平成20年度の17万9,000人から平成28年度には19万3,000人と、1万4,000人増加しておりますし、県内総生産は、平成20年度と直近の平成26年度を比較すると、名目値で3.4%、実質値で4.0%増加いたしました。この間、1人

当たりの県民所得の伸びは11%の増と、国全体の伸び率の約3倍となっております。

また、第2の政策群では、昨年度の本県への移住者数は683組、1,037人と、施策を抜本強化する以前の平成24年度の5.6倍となっておりますし、人口の社会減は、全国が景気回復状況下にあっても、過去の同様の局面の2分の1程度に改善し、さらに直近の平成28年度は1,770人にまで改善をしてきております。

さらに、第3の政策群では、集落活動センターが25市町村、38カ所に開設されたほか、あったかふれあいセンターが29市町村、43カ所、サテライトを含めると250カ所以上と県内各地に広がり、ネットワークの構築が進んでおりますし、第4の政策群では、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録団体数が、先月末時点において296となるなど、取り組みが広がってきております。

しかしながら、直近の合計特殊出生率は、昨年の1.51を下回る1.47となっておりますし、人口の社会増減についても、平成31年度に均衡させるという高い目標を掲げておりますので、さらなる努力が必要であると考えております。

今後の戦略につきましては、何といたしまして、取り組んでまいりました第1から第4までの政策群が好循環を生み出すところまで、おのおの取り組みを強化していくということが必要だと考えております。そのため例えば、第1の政策群では、地域産業クラスターの形成など拡大再生産策の本格展開を図ってまいりますとともに、第2の政策群では、一般社団法人を設立し移住促進をさらに加速してまいりたいと考えているところです。また、第3の政策群では、集落活動センターの取り組みを県内各地にさらに広げていくとともに、産業振興計画の成長戦略や地域アクションプランといった、より大きな経済活動との連動を図ってまいります。さら

に、第4の政策群では、今回の人口動態調査を詳細に分析し、一連の少子化対策の取り組みをもう一段強化してまいります。

こうした一連の取り組みを、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、全力で進めることにより、若者のさらなる県内定着、増加と出生率の向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、土佐湾沖海底資源のメタンハイドレート開発促進に関する一連の質問にお答えをいたします。

まず、メタンハイドレートの開発、商業化に向けた国家戦略をどのように捉えているのかとのお尋ねがありました。

我が国のエネルギー供給体制は、現在ほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っているため、海外のエネルギー供給体制に問題が発生した場合、自立的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性があります。広大な排他的経済水域を持つ我が国において、海洋におけるエネルギー開発は、エネルギー自給率を飛躍的に高めることができる可能性があることから、メタンハイドレートの開発は重要であると考えています。

本年2月には、国においてメタンハイドレート開発のロードマップが策定され、商業化への具体的な道筋が示されたことから、今後の着実な取り組みを期待しているところであります。

次に、パイロット実証試験の誘致についての考え、土佐湾沖の埋蔵量の認識と所見、そして本県の基地化を視野に入れた取り組みへの決意についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

メタンハイドレートにつきましては、国のこれまでの調査により、土佐湾沖には相当大量の資源の賦存量があると推定されており、将来商業化されれば、本県にとっても、陸揚げ基地の

誘致により新たな産業集積なども見込まれることから、県経済の活性化につながる大きな可能性を秘めていると考えております。ただ、商業化に向けては、長期生産や生産量増加に向けた技術的な課題に加えて、生産コストの飛躍的な低減など、経済性の面でも解決すべき課題はまだ多く、国家プロジェクトとして、国が主体となって取り組みを加速化させていく必要があると考えています。このため本年4月には、私自身が、資源エネルギー庁に出向きまして、土佐湾沖をフィールドとした海洋産出試験の実施や、商業化の際の陸揚げ基地として高知新港を活用することなどについて提言を行ってまいりました。

県としましては、本年6月に、海洋資源開発に関するさまざまな技術情報の交流の場として創設された、海洋資源技術に関するプラットフォームの情報収集を行うなど、国の動向を注視しますとともに、本県を陸揚げ基地とする土佐湾沖での事業の実現に向け、引き続き国に対して政策提言を行ってまいります。

次に、今通常国会における政府の対応は、国民の国会や行政への信頼感を薄れさせていくものではないかとお尋ねがございました。

まず、一般論として申し上げれば、政治や行政に対しての、国民、県民の皆様の信頼を得ていくことは最も重要なことであると、常々考えております。そのためには、国民、県民の皆様の声に耳を傾け、組織が、お互いの信頼関係のもと徹底した議論を行い、最終的には一つの方向性を共有し、説明責任を果たし、官民協働により施策を推進していくことが大切であると考えております。県政においては、今後とも県民の皆様との対話と実行を基本姿勢とした上で、庁内でも、ともに県勢浮揚を目指すチームとして徹底した議論を行う、そういう姿勢で県政運営に臨んでまいります。

今般の加計問題については、その詳細な経緯等がどうであったのか、私としては知り得る立場にはありませんが、当時の関係者間で意見の食い違いが見られる状況は残念であります。先般行われた世論調査で、学校法人加計学園の獣医学部新設計画に関する政府側説明に、納得できないとの回答が73%となるなどしているところであり、政府はこの結果も踏まえ、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えているところであります。

次に、地方自治法施行70周年という節目の年に当たり、今後の地方自治のあり方についてお尋ねがございました。

我が国においては、人口減少や都市への一極集中により、都市と地方に格差が生じ、それぞれ抱える課題が多様化する中で、地域ごとにきめ細かく施策を行っていくことの必要性が高まってきております。また、我が国全体の発展のためには、中山間地域を初めとする地方の活性化が不可欠であり、地方みずからが、それぞれの特性を生かして積極的に取り組みを行っていくことが重要となってきております。こうした背景から、地方自治法の施行70周年を迎え、地方自治の重要性がますます高まってきており、また今後も高まっていくものと考えられます。地域地域の多様性が増しているからこそ、さらには地域地域にその発展の原動力が潜在する状況が増しているからこそ、地域地域の住民一人一人の思いを受けとめた行政が展開されることの重要性が増しており、これを担う地方自治の充実・発展がさらに求められるところです。

県としても、今後とも住民一人一人を大切に地方自治の発展のために取り組んでまいります。そのため例えば、知事に就任して以来行っている対話と実行座談会や行脚などの取り組みを、今後も引き続き、さらに積極的に進めてまいります。市町村における地方自治の充実・発

展に向けましても、御指摘のとおり、その意義を再確認することは有意義だと考えております。例えば、県から講師を派遣して、市町村の新規採用職員向けに、地方自治の意義について理解を深める研修を実施するなどの取り組みを、今後も続けてまいりたいと考えておるところです。さらには、地方自治を充実・発展させるためには、憲法の地方自治の規定を充実していくことも必要ではないかと考えており、今後憲法改正の議論が活発化する中で、地域の実情に応じた施策の展開が末永く担保されますよう、訴えてまいりたいと考えております。

次に、市町村議会議員の担い手確保に向けて県が果たすべき役割についてお尋ねがございました。

人口減少が進む中山間地域の市町村において議員を確保するためには、議会維持に向けた、必要な見直しを行っていくとともに、議員の担い手確保のための根治対策として、地域活性化を進めて地域に若者が定着できるようにすることが重要と考えております。大川村においても、これまで懸命な努力を続けてこられたところですが、県としても、こうした考え方のもと、村の取り組みが十分に成果を上げ、議会の維持につながるよう、村と協働して取り組んでいくことが必要と考えております。

そのため、議会維持に向けた課題の解消や、平成26年6月から、村の活性化を目的に取り組んできた大川村プロジェクトの加速化に向け、村と共同で、大川村議会維持対策検討会議を設置したところであります。この会議での議論を通じ、大川村が、これまで同様の住民自治を確保しつつ、若者が定着できる地域として、中山間地域活性化のモデルケースとなるよう取り組んでまいります。その中で制度改正が必要と考えられる場合には、国への政策提言も行いたいと考えております。

また、大川村に限らず、人口減少が進む県内の他の市町村も、同様の課題に直面するおそれがありますが、そのような市町村におきましても、大川村と協働した取り組みを通じて得られた知見を生かして、課題の解決を図ってまいりたいと考えておるところです。

次に、アクティブシニアが活躍できる環境整備とアクティブシニアに対する期待についてお尋ねがございました。

本県は、他県に比べて少子高齢化が先行し、今後も生産年齢人口の減少が見込まれる中でいわゆるアクティブシニアに活躍していただくことは、本県の産業振興や中山間地域の暮らしを支えていく上で大変重要だと考えております。平成28年度に内閣府が行った、60歳以上の方を対象とした調査では、何歳まで仕事をしたいかという問いに対し、就労を希望する高齢者の割合は71.9%となっています。本県においても、60歳以上の方の就労意欲は高いと考えられますことから、県では、高知労働局と連携して、その方々の能力を生かしていただけるよう、県内企業に対し、定年の引き上げ、定年制の廃止、継続雇用制度の導入の3項目に取り組むよう働きかけてまいりました。

これら3項目のうち、いずれかを行った企業の割合は、昨年高知労働局が従業員31人以上の県内企業を対象に実施した調査では99.7%に上るなど、県内企業における、いわゆるアクティブシニアの方々に働き続けていただくための取り組みは、一定進んできたと考えています。加えて、県が設置している高知県事業承継・人材確保センターにおいても、都市部の企業などで活躍された方々の、セカンドキャリアとしての人材誘致を進めているところですので、こうした雇用環境の整備に伴って、平成28年の60歳以上の常用労働者数は1万3,416人と、平成21年度と比べ、1.5倍強に増加をしております。

また、1次産業の現場では、60歳以上が就業人口全体の半数以上を占めていますし、集落活動センターに代表される地域の活動におきましても、アクティブシニアの方々が中心となって活躍されている事例が多く、中山間地域の維持・活性化に向けた取り組みにおいても、アクティブシニアの方々の活躍は欠かせない存在となっております。さらに、シルバー人材センターには約4,700名の会員が加入され、地域の身近な生活サービスを担っているなどあらゆる分野で、アクティブシニアの方々に、本県の産業や地域の暮らしを支えていただいております。

県といたしましては、アクティブシニアの方々の産業の担い手としての活躍はもとより、これまでに培った技術の継承など、豊富な知識や経験を生かして、今後とも本県の産業や地域の活性化に貢献いただくことを大いに期待していますし、アクティブシニアの方々が活躍できる環境整備に向けて、先ほど申しあげました関連施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、急増する空き家の実態を踏まえた空き家対策の加速化の必要性についてお尋ねがございました。

本県は、平成25年住宅・土地統計調査によると、賃貸住宅や分譲住宅など、市場での流通を前提としたものを除いた空き家率が10.6%で全国第2位と高く、いわば空き家問題の先進県であります。また、平成20年からの5年間で、これらの空き家は約1万戸も増加をしております。空き家をそのまま放置しますと、老朽化が進行し、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害といった問題を引き起こします。その一方で、空き家を再生し活用することで、移住促進、担い手の確保につなげることが可能であることから、見方を変えれば資源とも言える空き家の対策は急務だと考えております。

このため、空き家の実態を把握することが重要と考えております。昨年度の9月補正予算において、市町村の実態調査に対する補助制度を創設するとともに、この調査を受諾することができる民間団体で構成する協議会組織を立ち上げたところであります。現在、25の市町村において空き家の実態調査が進んでおります。

また、平成25年度には老朽化した危険な空き家の除去に対する補助制度、平成26年度には空き家の再生、活用に対する補助制度を創設し、市町村の取り組みを支援しているところであり、昨年度までに約750棟の空き家が除去され、約100棟の空き家が再生、活用されております。さらに、これまで空き家の再生、活用に対する県の支援は、市町村が公的賃貸住宅として再生、活用する場合に限られておりましたが、今年度空き家の所有者など民間が行う再生、活用に対して市町村が補助する場合も支援できるよう、補助制度を拡充いたしました。これにより、移住が促進されることや、津波浸水区域からの住みかえが進むことなどが期待されるところであります。

本日の高知新聞の朝刊に、本県における市町村の空き家対策計画の策定率が、全国最高の79%との報道がありました。今後、この計画に沿って、空き家対策は本格的な実行段階に入ってまいります。空き家問題の先進県から空き家活用の先進県となるべく、しっかりと市町村を支援し、対策のさらなる加速化を図ってまいります。

次に、平成28年度の集落調査の結果を受け、今後の小規模集落における生活を守る取り組みについてお尋ねがありました。

昨年度実施いたしました集落調査は、平成27年国勢調査のデータを活用して集落単位の人口等の動向を分析したものでありますが、過疎地域を中心に、全体としては人口減少や高齢化の傾向が続き、そのことに伴う集落の小規模化が

進んでおります。

一方で、こうした厳しい状況の中にあっても、この5年間で人口が増加した集落が333集落あり、産業振興計画や集落活動センター、あったかふれあいセンターの取り組みなどの一連の中山間対策の効果が、一部ではありますが、あらわれてきているのではないかと思われる事例も見られております。こうした兆しをさらに大きな流れとしていくためには、あったかふれあいセンターの取り組みや訪問看護サービスなどを通じた、医療・福祉のネットワークをしっかりと張りめぐらせた上で、経済面における活性化を図ることが重要であります。

このため、産業振興計画の1次産業を中心とした産業成長戦略や、地域資源を生かした地域アクションプランと、集落活動センターを連携させステップアップさせていく3層構造の取り組みや、移住促進の取り組みをさらにパワーアップさせ、全庁を挙げて強力に取り組んでまいります。その中でも、地域地域の集落活動センターの取り組みは、単独では集落の維持が難しくなっている小規模集落が、互いに連携することにより地域全体の活性化を目指す取り組みであり、経済的活動に加え、生活支援や防災活動、移住・定住サポートなど、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取り組みを進めるための核となるものであります。こうした集落活動センターの取り組みをさらに充実させ、県内各地へ広げていくことこそが、小規模集落の維持・再生につながると考えており、よりスピード感を持って推進してまいります。

また、そもそも中山間地域の生活そのものを守る取り組みも必要であります。例えば、生活用水の確保に関しては、これまで水道未普及地域における施設整備について、28市町村、217件の支援をしてまいりました。本年度からは、市町村の要望を踏まえた5年間の整備計画に基づ

き、計画的、集中的な支援を行いますことで、施設整備を着実に推進してまいります。さらに、買い物や通院などに必要な移動手段の確保では、コミュニティーバスや乗り合いタクシーの導入など、地域地域の実情に応じた市町村の取り組みを支援し、現在県内31市町村で取り組みが進められております。今後とも、こうした取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、平成29年度の骨太の方針の財政健全化目標に対する評価についてお尋ねがございました。

今回の骨太の方針では、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、引き続き、600兆円経済の実現と、財政健全化目標の双方の実現に向け、2020年度までの基礎的財政収支の黒字化と同時に、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指し、歳出歳入両面の取り組みなどを進めることとされております。議員御指摘の債務残高対GDP比という指標については、国、地方の債務残高をその経済規模に見合ったものにとどめるという意味において本質的な指標であり、国際的にも受け入れられている指標であります。このため、この指標を掲げること自体は合理的であると受けとめております。債務残高対GDP比の安定的な引き下げの達成に向けては、単年度の歳出を削減することに加え、経済成長などを通じた歳入確保策や拡張的な金融政策をとることなどの多様な手段が考えられるところであります。

これまでの政府の方針によれば、基礎的財政収支の黒字化を達成した後に、債務残高対GDP比の安定的引き下げを図ることとされており、基礎的財政収支の黒字化がまず必要条件とされておりました。これまでの基礎的財政収支の黒字化を重視する取り組みによっては、財政の単年度主義の傾向が強まり、真に必要な施策が先

送りされるなど、近視眼的な視点で財政運営がなされるなどの弊害が懸念されてきたところでもあります。

今回の骨太の方針で、基礎的財政収支の黒字化と同時に、債務残高対GDP比の安定的な引き下げが掲げられたことは、多様な手段をより柔軟に活用し得るとともに、より本質的な財政指標を重視することとなるという意味において、一定の評価ができるものと考えております。他方で、仮に基礎的財政収支の黒字化を断念したことによって財政規律が緩み、GDPの拡大も実現しなかった場合には、結果として債務残高だけがふえるとの懸念もあります。我が国の債務残高対GDP比が極めて高い水準にあることに鑑みれば、財政規律を過度に緩ませないことについては大いに留意すべきであると考えております。

いずれにいたしましても、国におきましては、最少の経費で最大の効果を生み出すため、歳出の無駄を省くなど、財政健全化に取り組むとともに、経済成長をもたらす施策についてもしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

最後に、自治体の基金残高の増加を理由に、地方交付税の削減を探る議論を国が進めていることについてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、国の財政制度等審議会では、地方全体の基金残高が、平成27年度決算で21兆円と、10年前と比較して7.9兆円増加している状況に着目し、地方団体の決算状況を地方財政計画へ適切に反映させることにより、国、地方を通じた財政資金の効率的配分につなげていく必要があるなどとする建議がまとめられています。また、骨太の方針では、地方公共団体の基金について、総務省は各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、そ

の増加の背景、要因を把握、分析することとされております。

もとより地方自治体は、国とは異なり、赤字地方債を自由に発行できないため、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取り崩しなどによって対応を行うほかに、あらかじめ、基金の積み立てによって年度間の財政調整を行う必要があります。その中で、各地方自治体においては、今後の人口減少等による税収落ち込みや社会保障費の増大、公共施設の老朽化対策、大規模災害への対応など、さまざまな先々の不確実な歳出需要等に備えるために、歳入歳出両面の努力をしながら基金の積み立てを行ってきたものと考えられます。

本県では、平成27年度末の基金残高は474億円余りと、10年前のほぼ同額であり、国の審議会等で行われている議論は当てはまらない状況にあります。実際の財政運営に当たっては、毎年度県債残高とのバランスに留意しながら歳入確保と歳出抑制の努力を行い、一定の基金残高を辛うじて維持しているところです。

したがいまして、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、自治体ごとに異なる状況を踏まえ、一律に地方の財源を圧縮するような議論は妥当ではなく、容認できるものではありません。

今後、総務省の調査に際し、本県における基金の必要性などについて、しっかりと説明をいたしますとともに、全国知事会などと連携し、地方の総意として国への反論を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 昨年度の包括外部監査結果報告書についてお尋ねがございました。

昨年度の包括外部監査は、知事部局が所管する補助金に関する事務の執行についてをテーマ

に実施していただき、事務誤りなどの個別事項や情報公開などの県全体で取り組むべき事項について、具体的な御指摘をいただいたところで、県としましては、この御指摘をしっかりと受けとめ、改善の取り組みを進めているところでもあります。

具体的な取り組みといたしましては、個別事項では、補助対象経費に当たらない経費に対して交付した補助金については、既に返還のための事務処理を行うなど必要な措置を講じております。県全体として取り組む事項については、補助金の交付先や交付金額などを一元的に把握できる補助金リストについて、公開に向けて準備を進めておりますし、税の滞納がないことを補助要件とする旨を補助金交付要綱に明確に定めることや、補助対象経費を補助金交付要綱に明確に記載することについても、順次改善策を講じることにしております。さらに、多くの補助金で共通すると考えられる改善すべき項目については、今回御指摘いただいた案件にとどまらず、類似の案件についても同趣旨の見直しを行うなど、県の補助金について全体的な見直しを進めてまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、耕作放棄地を減少させる取り組みについてお尋ねがございました。

耕作放棄地は、地域の担い手不足や農業者の高齢化等により営農条件が恵まれない農地を中心に、全国的には増加傾向にありますが、農林業センサスによれば、県内では、平成27年度調査で3,921ヘクタールと、平成22年度の3,920ヘクタールからほぼ横ばいの状況にあります。これは、新たな耕作放棄地が発生している一方で、農業委員会が、離農したり規模を縮小した農地所有者に対して第三者への貸し付けを勧めることなどによりまして、再生利用が可能な農地を

中心に、その解消が進んでいることによります。

農業生産の基盤である農地を将来にわたって有効利用していくためには、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、比較的条件のよい耕作放棄地を再生し、営農を再開していくことが必要であると考えています。このため、引き続き農業委員会による取り組みを進めますとともに、耕作放棄地を引き受けて、営農を再開するために必要な活動を支援する国の事業を活用しながら、耕作放棄地の発生防止と解消に取り組んでまいります。また、あわせて耕作放棄地での営農再開に向けましては、営農可能な品目の導入、農道や水路の整備、新たな利用者の確保等についても一体的に行っていくことが必要でありますことから、JAや市町村などの関係機関と連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

次に、直販所といった地産地消の仕組みのさらなる発展についてのお尋ねがございました。

生産者と消費者とを直接つなげる地産地消の代表的な仕組みとして、良心市や街路市から発展してきた直販所があります。本県の特色ある多種多様な農産物を販売している直販所は、生産者みずから価格を決めて販売できる場であり、県民の皆様にとりまして、地元の新鮮で安全・安心な農産物を購入できる場として定着しております。現在、直販所は、県内各地に142店舗が展開されており、県の調査によります販売額は、平成18年の70億円から平成27年には95億円と、年々増加しております。また、国の調査によれば、直販所に加え、量販店の直売コーナーや農家の庭先での直接販売を含めた、平成26年度の販売額は207億円となっており、県民1人当たりの販売額は年間約3万円で、全国第1位となっております。

このように本県の強みになり得る直販所を、さらに魅力あるものにしていくためには、集荷体制の強化による品ぞろえの充実や、収穫祭と

いった地域内外の人々との交流拡大の取り組みなどを充実強化することによりまして、地域の地産地消の拠点として発展させていくことが必要であると考えております。このため県では、今年度から、意欲ある直販所を対象に、ワークショップ形式の直販所活性化セミナーを開催し、活性化に必要な取り組みを直販所のスタッフに考えていただき、専門家のアドバイスも受けながら、実効性のある活性化プランを策定することとしており、今月には7店舗の直販所が参加したキックオフセミナーを開催したところです。

直販所が地域の地産地消の拠点として発展することは、生産者の所得向上はもとより、少量でも販売できる場があることで、高齢の生産者の生きがいにもつながりますし、地元の農産物を求める消費者にも喜ばれるものです。さらには、県外客も呼び込むことで、観光や地産外商といった相乗効果にもつながりますことから、活性化プランの策定とその実現に向けて、しっかりと支援してまいります。

次に、本県農業を産業として持続でき、若者にとっても魅力ある農業にしなければならないのではないかとのお尋ねがございました。

過疎・高齢化の進展や、今後ますます厳しさを増していく産地間競争の中で、本県の農業が産業として持続していくためには、しっかりとした基盤を築いた上で、次代を担う若者を確保・育成していくことが何よりも重要だと考えております。このため、第3期産業振興計画の農業分野の取り組みとしまして、地域で暮らし稼げる農業を目指す姿に掲げ、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化など、それぞれの施策を強化して取り組んでいます。

これまでの取り組みにより、県内の園芸用ハウスへの環境制御技術の普及率は、ナスやピーマンなど主要7品目において、本年3月末で約21%にまで拡大し、収量のアップにより農家所

得の向上につながってきたところであります。さらには、次世代型ハウスの整備が県内各地で進み、その代表となる四万十町の次世代施設園芸団地では、新規に雇用した常勤職員約40名のうち、20代から30代の若者が半数以上を占めるなど、雇用就農の形態による若者の就農も広がってまいりました。

こうした成果をさらなる新規就農者の確保・育成につなげていくため、産地側で受け入れ体制を整備した上で、目標とする所得などを明確にした、産地提案型の担い手確保対策にも力を入れています。これらに加えまして、主要な品目での営農モデルを示すことにより、農業が、他の業種と比べても遜色なく収入を得られることも積極的にアピールしていきたいと考えております。

今後につきましても、産業振興計画を力強く推進することで、本県農業が拡大再生産を実現し、農業が、若者にとって魅力のある、元気で競争力のある産業となるよう全力で取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、日本一の健康長寿県構想の改定に当たり、第一線で働く方々の声がどれくらい反映されたものとなっているのかのお尋ねがありました。

日本一の健康長寿県構想については、庁内に日本一の健康長寿県構想推進会議を設け、PDCAサイクルによる進捗管理を通じて成果と課題を検証し、本年2月には第3期構想をバージョン2へと改定したところです。その成果と課題を検証する過程では、構想の土台となる各施策の計画に係る審議会や協議会など、部会を含む45の組織を通じて、延べ800人ほどの有識者や関係機関・団体の方々から御意見をお聞きしています。また、医療や介護現場など、第一線で活躍されている方々の御意見も大変重要で、日々

の意見交換や打ち合わせなどで明らかになった課題なども、構想の改定に反映しています。

例えば、お話にございました在宅医療の分野では、医療・介護の専門家などで構成します高知県在宅医療体制検討会議において、介護関係の方から、入院から在宅医療に移行する際には、退院前の早い段階から、ケアマネジャーと地域包括支援センター、介護担当者などの多職種の連携が重要であるとの御意見をいただきました。それが契機となり、今回の構想の改定では、医療と介護が連携した、切れ目のない退院支援体制の構築のための仕組みづくりを盛り込んだところです。また、訪問看護ステーションについて、地域包括支援センターの方からお話をお伺いした際には、急に訪問看護が必要となった際に、遠距離の場合は時間がかかるため、小規模であっても近くに訪問看護の拠点があると、住民の安心につながるとの御意見をいただきましたことなどから、訪問看護ステーションのない地域へのサテライトの設置を進める取り組みを積極的に進めることにしました。

今後も引き続き、第一線で働く方々の御意見も丁寧にお聞きしながら、地域の実情に沿った実効性のある施策を進めていきます。

次に、在宅医療を推進するため、第3期健康長寿県構想で見えてきた課題と、それをバージョン2でどのように克服していくのかとのお尋ねがありました。

在宅医療を推進していくための課題としては、訪問看護師等の人材の育成や、医療関係者と介護サービス事業者との連携の強化、入院時から退院までの退院支援の円滑化などが挙げられます。

このため、県立大学へ寄附講座を設置して、不足している訪問看護師の育成に取り組むほか、高知大学が開発しました高知県医療介護情報連携システムを用いて、患者の必要な情報を、リ

アルタイムで、医療や介護にかかわる多職種のスタッフが、スマートフォンなどを使って共有する情報連携を推進しています。現在、いの町や安芸市などにおいて活用されており、今後活用地域の拡充に向けて取り組んでいきます。

また、退院直後から必要となる医療や介護サービスを、患者さんが適切に受けられるための準備が事前にしっかり行われるよう、入院時から退院までの間における患者の状況を、病院とケアマネジャーが共有するための退院調整のルールづくりを県下に広げていきます。

さらに、これまで各病院が個別に電話で問い合わせをするしかなかった転院先病院の照会についても、患者さんの希望も考慮した上で、病状に適した治療やリハビリテーションが受けられる病院を探しやすくすることで、スムーズに転院できるようにします。県下の病院の、提供できるサービスや受け入れ可能な病床の状況などの情報をネットで検索できる、医療機関連携情報システムの構築に取り組むことで、入院から転院、退院、在宅生活へと円滑に移行できる、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

最後に、訪問看護師の人材確保と育成及び訪問看護の提供体制についてお尋ねがありました。

訪問看護師の数については、平成24年が186人、平成26年には211人と増加していますが、65歳以上の人口10万人当たりでは全国40位であり、まだまだ十分でない状況にあります。

先ほど触れましたように、平成27年度に高知県立大学に寄附講座を設置し、新人及び新任の訪問看護師の育成・確保に取り組んでいるところです。平成27年度には11名、平成28年度には26名が研修を修了し、今年度はさらに15名が、講義や演習、勤務先の訪問看護ステーションで実際の業務を通じて学んでいます。これにあわせて、この講座に看護師を派遣する訪問看護ステーションに対しては、派遣期間中の人件費を

補助し、講座に参加しやすい環境の整備を図っています。これらの取り組みの結果、平成28年末の高知県における訪問看護師の数は、速報値ですが、2年前の前回調査と比べ71人増の282人となり、第3期構想で目標としている全国並みの数である295人に近づきつつあります。今後も引き続き、訪問看護師の確保と育成に努めていきます。

次に、訪問看護の提供体制ですが、訪問看護ステーションは、議員の御指摘のとおり、県中央部への偏在が課題です。このため、平成26年度から不採算となる中山間地域等への遠距離訪問に対する助成や、あったかふれあいセンター等での訪問看護師による訪問看護サービスの周知などを行ってきました。その結果、中山間地域における訪問サービス提供数は、助成を始める前の平成25年度の4,000件から、平成28年度は9,000件と、大幅に増加しています。また、それに伴ってステーション数も増加し、平成25年度の38カ所から、今年度は60カ所までふえ、これまで未設置であった地域にも徐々に提供体制が整備されてきました。

さらに、今年度からは訪問看護ステーションが未設置な自治体を個別に訪問し、地域包括支援センターや医療機関を交えた協議を複数の地域で進めており、サテライトを含めた訪問看護ステーション設置に向けた動きが見られる地域も出てきています。引き続き、市町村と連携しながら、その地域の実情を踏まえた訪問看護の提供体制の確保に努めていきます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 合計特殊出生率の低下について、現時点で考えられる要因と今後の分析の方向性についてお尋ねがございました。

合計特殊出生率は、15歳から49歳の女性における出生数を女性人口で除した、年齢別の出生

率の合計でございまして、今回の調査結果を見ますと、人口の減少幅の比較的小さかった、25歳から34歳の女性から生まれました子供の数が大きく減ったことが、出生率低下の直接的な要因だと考えています。その上で、この出生数の減少の中身を見てみますと、本県の平成26年以降の婚姻数が減少している中で、今回出生順位で第1子の出生数が大きく減少しています。平成27年に第1子を出産した女性の、結婚生活に入ってから平均同居期間が2.41年であるとの全国データによる調査結果と重ねて考えますと、現時点での分析といたしましては、今回の合計特殊出生率の低下には、議員のお話にもございました、未婚化の進行が大きな影響を与えているのではないかと考えています。

今後、こうした点も踏まえ、まずは合計特殊出生率が継続的に高く推移している幾つかの県と本県とで、さまざまな指標や取り組みについて比較分析を行っていきたくと考えています。具体的には、配偶者のいる割合や配偶者のいる女性から子供が生まれる割合がどのように違うのか、またその背景となる社会的要因がどう違うのか、その上で実施している対策にどのような違いがあるのかなどを詳細に比較し、分析したいと考えています。

こうした分析とあわせまして、引き続き、これまでの県の取り組みの効果を検証し、改善することなどを通じまして、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております目標である、平成31年の合計特殊出生率1.61の実現に向けまして、少子化対策をもう一段強化してまいります。

次に、昨年度実施いたしました高知県子どもの生活実態調査の結果をどう分析し、子供の貧困解消に向け、どのように生かしていくかとお尋ねがございました。

昨年度実施いたしました高知県子どもの生活

実態調査につきましては、県内の国公立、私立の小中学校、高等学校、特別支援学校に御協力をいただき、小学校1年生、5年生、中学校2年生、高校2年生を対象に悉皆的な調査を実施し、約60%に当たります延べ1万4,539世帯から御回答をいただきました。調査の中では、保護者には、世帯収入などの社会的・経済的状況や地域とのかかわりなど、また児童には、所有物の状況や友人関係、放課後の過ごし方や進学希望などをお聞きしております。この3月の単純集計ベースでの分析結果では、悩みを相談できる友人がいない子供、放課後を一人で過ごす子供、夕食を一人で食べる子供がそれぞれ約1割、放課後にほっとできる居場所がない子供が約5%いるなど、新たな居場所が必要と思われる子供が一定数いることが認められました。こうしたこともあって、子供の居場所対策といたしまして、今年度からこども食堂を支援する取り組みも新たに始めています。

また、世帯の所得状況、子供にとっての生活必需品の所有状況、ライフラインの支払い困難の経験の3つの指標をもとに、生活困難世帯とそうでない世帯の子供との比較を行っており、学校の授業の理解度や進学先の希望で大きな差があるなど、県内の子供たちが置かれました厳しい状況が、データの上でも明らかになったところでございます。

今年度は、市町村ごとの回収率などを勘案した統計処理を行うことで精度を高めるとともに、他県の先行事例や専門家の意見なども参考にして、さまざまな視点から、設問間でのクロス分析や生活困難世帯とそうでない世帯との比較など、より詳細な分析を実施することとしております。年内には結果を取りまとめ、高知家の子どもの貧困対策推進計画のバージョンアップや来年度予算などに反映をさせてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、本県教員の勤務状況と課題の分析、過重労働の解消に向けた働き方改革への取り組みについてお尋ねがございました。

お話にありました教員勤務実態調査は、本県の6校を含む、全国で800校の小中学校が調査対象となりましたが、全国的な傾向を把握するための調査であることから、県ごとのデータは集計されておりません。しかしながら、これまで市町村教育委員会や学校現場からお聞きしているところでは、本県も、全国調査の結果と同じような状況にあるのではないかと考えております。

こうした多忙化の原因には、教育的ニーズの複雑化、多様化などがあると思いますが、中でも、生徒指導上の諸問題への対応、運動部活動における指導、学校徴収金など各種事務の負担が大きいものと考えております。教員の負担軽減や多忙化解消のためには、従来の業務を不断に見直し、必要な環境を整備していくことが重要であると考えております。このため県教育委員会としましては、チーム学校の取り組みを中心に、校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメント力の向上を図ってまいりました。また、スクールカウンセラーや運動部活動支援員などの外部の専門家を活用することや、学校支援地域本部の設置を促進するなど、地域との連携・協働の推進にも努めているところでございます。

今年度は、さらに多忙化解消に向け、施策の拡充、強化を図ることとし、運動部活動について、休養日や適切な練習時間の設定を進めるとともに、引率等に係る業務負担の軽減について検討を行っているところです。また、モデルとなる中学校を指定して、教員と事務職員の役割分担のあり方に関する研究を実施することや、市町村との間で、効率的に事務を進めるための

校務支援システムの導入に係る効果や課題等について、研究を行う場を設け、検討することとしております。

県教育委員会としては、これらの取り組みにより、教員の働き方改革につなげるとともに、教員が、授業研究や子供と向き合うための時間を確保できるよう努めてまいります。

次に、今後の不登校対策の取り組みに関するお尋ねがございました。

本県における不登校の出現率は、小中学校ともに全国平均を大きく上回り、大変厳しい状況でございます。不登校には、家庭に起因する問題や友人関係、学業などさまざまな要因があり、それぞれの児童生徒の状況に応じた適切な支援が求められることから、予防、早期支援、対処のそれぞれの段階で取り組みを充実していくことが重要であると考えております。

こうしたことから、まず予防の取り組みとして、さまざまな教育活動の中で、子供が持っている力を引き出し、自己肯定感や自己有用感を高めていく、開発的な生徒指導を指定校で実践し、その成果が各校に広がるよう取り組んできました。また、中学入学後に新たに不登校となる生徒が多く出現することから、小学校の支援を中学校へつなぐための引き継ぎシートの活用や小中学校合同での職員会議の実施など、不登校の防止に向けて、小中学校間で切れ目のない支援を行うための連携を図っております。

次に、不登校の兆候が見られた段階での早期支援の取り組みとしては、児童生徒のサインへの気づきや、欠席が見られ始めた児童生徒への支援などについての不登校対応マニュアルを作成し、各学校へ周知をいたしました。各学校においては、定期的に関催される校内支援会などを通じて、このマニュアルに沿った対応が組織的に行われるよう徹底をいたします。

また、不登校が長期化した場合の対処の取り

組みとしましては、当該児童生徒や保護者への、専門的なスキルを用いた支援が重要でございます。このため本年度からは、心理の専門家であるスクールカウンセラーを県内全ての公立学校へ配置するとともに、不登校児童生徒への支援を行う、市町村の教育支援センターへの配置も、2市から6市へと拡充をいたしました。あわせて、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにつきましても、全市町村で支援活動を行える体制を構築いたしております。各学校においては、これらの人材を活用して家庭への訪問支援を充実させるなど、より手厚い支援が図れるものと考えております。

今後は、これらの取り組みをさらに強化するとともに、教育支援センターなどの関係機関や市町村教育委員会などと連携しながら、不登校の改善につなげていきたいと考えております。

次に、高校中退者の支援強化についてお尋ねがございました。

本県の県立高等学校における中途退学者は減少傾向にあり、平成27年度は253人となっておりますが、そのうち、進路未定のまま中途退学した生徒は155人となっております。

県では、このような中途退学となった生徒やニート、ひきこもり傾向にある若者を、就労や就学に向けて支援するため、平成19年度に若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタントなどによる本人の適性を見きわめた就職支援、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業での就労体験など、自立に向けた支援を行ってまいりました。また、平成22年度からは、進路未定のまま中途退学となった県立学校の生徒の個人情報について、県教育委員会を通じて若者サポートステーションに提供できる、本県独自の若者はばたけネットというシステムも構築をいたしました。若者サポートステーションでは、この情報をもと

に、全ての中途退学者や保護者へ連絡をとり訪問するなど、さまざまなアプローチをしておりますが、支援登録にまで至る者は一部で、累計487人の登録にとどまっております。

こうした状況を踏まえ、今年度からは、県内を東部、中部、西部の3つのエリアに分け、高知市、南国市、四万十市にそれぞれ支援拠点を置くとともに、安芸市と須崎市には常設のサテライトを置くなど、より近い場所で支援を受けられるよう体制を強化いたしました。また、若者サポートステーションの常勤職員を2名ふやして17名体制とし、車両についても、9台へと機動力を充実させております。これらの強化を有効に活用し、家庭訪問や送迎などのアウトリーチ型の支援を充実させ、将来ある若者の自立と学び直しの推進に取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) まず、昨年度の県民世論調査における、文化芸術振興に関するニーズ調査の結果をどのように受けとめているのかのお尋ねがございました。

県では、これまで芸術祭の開催や県民の皆様の主體的な文化芸術活動に対する支援、美術館などの文化施設の事業を通じたさまざまな文化芸術に触れていただく機会の創出に取り組み、県民の皆様が文化芸術活動の推進が図られてきたと考えています。

しかしながら、昨年度に実施しました県民世論調査において、文化芸術活動に取り組んでいないという方の割合が約6割ありましたことは、県民一人一人が芸術や文化を十分に感じるまでには至っていないと受けとめているところでございます。

今後は、本年3月に策定いたしました高知県文化芸術振興ビジョンに基づき、県民の皆様にとって、文化芸術がより身近なものとなりますよう取り組んでまいります。

次に、本県特有の地域の伝統行事などを次世代へどのように伝承していくのか、その取り組みについてお尋ねがございました。

祭りや踊りなどの地域の民俗芸能は、県内各地の文化や歴史を背景に生まれ、地域の人々の思いや努力により受け継がれてきた、貴重な財産でございます。高知県文化芸術振興ビジョンにおいても、本県固有の文化の継承及び活用を基本方針の一つに掲げ、地域に伝わる文化資源を後世に伝えるとともに、その活用を図ることにより、地域ににぎわいを生み出し、郷土への誇りと愛着を育てていくこととしております。

近年では、少子高齢化や人口減少による担い手不足、生活様式の変化などにより、地域の伝統行事を取り巻く環境は厳しい状況となっております。こうした中、小中学校と連携して、児童生徒への踊りの指導や地域外の方の祭りへの参加など、伝統行事の伝承に向けた努力が行われている地域や、一度は途絶えてしまった民俗芸能を、地元自治体が深くかかわることで、復活させようとする機運の高まりにつながった地域もあると伺っております。

このように、地域の伝統行事を次世代に継承していくためには、地元市町村のかかわりが重要であると考えており、県では、各市町村に対して、保存伝承に向けた取り組み事例の紹介や助言を行ってまいります。さらに、地域の伝統行事の魅力を県内外に広く伝えるための発表機会の創出に取り組んでまいりますとともに、歴史や文化といった地域資源を生かした、文化芸術活動に対する助成を行うことなどにより、地域の伝統行事の次世代への継承につなげてまいります。

最後に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、地域資源を生かした新たな取り組みなど、県民による文化活動の活性化をどのように進めていくのかについてお尋ね

がございました。

高知県文化芸術振興ビジョンでは、文化芸術を通じた県民の心の豊かさの向上など、4つの基本方針を定め、県として行うべき具体的な施策を盛り込みました。その一つに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、新たな取り組みである文化プログラムの推進も掲げているところでございます。

文化プログラムを初めとした、ビジョンに掲げる施策を実行していくために、本年5月から高知県文化財団に専任職員を新たに配置し、文化芸術振興組織、いわゆるアーツカウンシルとしての機能を充実させ、現在取り組みを進めているところでございます。具体的には、多くの人が集まるイベントや県立文化施設などにおいて、文化芸術団体や個人の発表の機会を創出するなどの支援を行ってまいります。また、県内各地で文化芸術活動を牽引する人材の育成を目的とした、アートマネジメント講座も開催することとしております。さらに、県内の文化芸術に関する情報を一元化し、ホームページを作成して発信することとしております。こうした取り組みを通じまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、より多くの文化プログラムの創出や、多くの県民の皆様が自由で主体的な文化芸術活動の活性化につなげたいと考えております。

今後は、ビジョンの進捗状況を外部有識者による評価委員会において検証するなど、PDC Aサイクルをしっかりと回しながら、高知県文化財団と連携を強化し、着実な推進を図ってまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) ペギー葉山先生の追悼式典などを機に、観光資源である施設を結ぶ取り組みについてお尋ねがありました。

はりまや橋公園に設置されております、ペギー

葉山先生の歌声が流れる「南国土佐を後にして」の歌碑につきましては、高知よさこい情報交流館やはりまや橋とともに、高知市はりまや橋周辺の観光資源として県のパンフレットや高知市のガイドブックでそれぞれ紹介するなど、情報発信に取り組んでまいりました。議員から御指摘がありましたように、これらの施設は、「南国土佐を後にして」の歌詞とゆかりがございますので、ペギー葉山先生ゆかりの施設として結び合わせて情報発信することは、それぞれの魅力をさらに高めることにもつながると考えております。

県としましては、この秋以降の開催に向けまして、今議会に補正予算案を提出させていただいております追悼式典の企画に際しまして、こうしたゆかりの地や、名誉高知県人としての先生のすばらしい功績なども紹介してまいりたいと考えております。加えて、地元である高知市からも、例えば、高知よさこい情報交流館での先生のパネル展示や電子掲示板を活用した歌碑などの紹介といったアイデアをいただいておりますので、その実施に向けて高知市とも調整してまいりたいと考えております。また、今年度下半期に発行します「志国高知 幕末維新博」の公式ガイドブックにも、ペギー葉山先生ゆかりの施設を紹介するページを設け、はりまや橋周辺の施設に加え、県立五台山公園山頂にある歌碑なども含めまして、多くの皆様に広く知っていただき訪れていただけるように取り組んでまいりたいと考えています。

○30番(上田周五君) それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

時間の関係もございます。1点だけですが、午前中梶原議員への知事の答弁で、大川村議会維持対策検討会議で、大川村から提案されました議員報酬とか、それから議会の運営方法などについて、年内をめどに方向性を取りまとめる

といった趣旨の御答弁がございましたが、この件に関して年内にまとめるときに、ある一定具体的な方向性を示されてはと思います。というのが、第2、第3の大川村というお話をさせていただきましたが、平成の合併をしていない小規模な自治体のこれからの道しるべといったことになろうかと存じますので、そのあたり、お答えをいただきたいと思います。

それから、先ほど地方交付税削減の心配の話がございまして、知事のほうから理論武装した明確な力強い答弁がございましたので、聞いている、特に自治体の財政担当の方は結構安心されたんじゃないかと思っておりますので、お礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○知事（尾崎正直君） 大川村議会維持対策検討会議において、村議会の維持対策という観点について、先ほど申し上げました論点について、私どもとしてできる限り具体的な方策を示せるように努力をしていきたいと、そのように考えています。

御指摘のように、大川村議会の維持ということに貢献するということが大変大きいと思えます。あわせて、他の小規模自治体にとっても、それを一つのガイドラインといいますかね、そういうものにしていただければ、早期に事態に対処ができるということにもなっていくだろうと、そのように考えています。そういうものとなるような、具体性を持ったものとなるように、そういう結論を出せるように努めてまいりたいと、そのように考えます。

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩



午後3時20分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党を代表いたしまして、以下質問をいたします。

まず、核兵器禁止条約に関して知事にお伺いをいたします。核兵器禁止条約について、国連の第2会期の交渉会議が始まりました。今回の会議で、3月に開かれた第1会期の議論を踏まえ、5月22日に発表された条約の草案を審議し、7月7日までに採択する予定となっています。人類史上初めて核兵器の使用、開発、移転などを禁止し、違法化する条約の採択を目指しています。5月に日本人女性として初めて国連軍縮部門トップに就任された中満泉軍縮担当上級代表は、会議の冒頭、会議はまさしく歴史的で、核軍縮分野における最も意義ある交渉を象徴していると強調し、勇敢でたゆみない被爆者の努力が国際社会を導いてきたと述べています。

一方、この会議に唯一の戦争被爆国である日本政府が参加していないことに、被爆者サーロー節子さんは国連の演説で、自国に裏切られ、見捨てられ続けているという被爆者の思いを強くしたと厳しく非難をいたしました。空席となっている日本政府の席上には、ここにあなたがいてくれたらと、英文でメッセージが書かれた大きな折り鶴が置かれていました。

条約は前文に、被爆者及び核実験の被害者の苦しみに留意し、そうした被害が想定される戦闘手段、兵器の使用禁止がうたわれています。県が積極的に対応しているビキニ核実験の被災者を二度と生まないことにもつながるものです。

知事は、これらの被爆者の切実な願いと運動、今日までの努力をどう評価されているのか、お

伺いをいたします。

日本原水爆被害者団体協議会による、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名が、2020年に向けて取り組まれています。その呼びかけには、「平均年齢80歳を超えた被爆者は、後世の人びとが生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。」と述べられています。署名は現在296万筆が集められ、14の県知事、650の市町村長が署名をされています。県内の全自治体が参加する平和首長会議も、昨年11月の総会でヒバクシャ国際署名への賛同と協力を決議しています。長崎県では、ヒバクシャ国際署名をすすめる長崎県民の会が発足、代表賛同人に県知事と長崎市長が名前を連ね、県内有権者の過半数を目標に、中村知事、田上市長も街頭に立ち市民に署名を呼びかけています。

高知県でも、毎年非核平和パネル展を県庁のホールで開催していますが、被爆者の取り組み、被爆自治体の取り組みに連帯し、さらに充実した取り組みができないでしょうか。

県が実施をしている非核平和パネル展をさらに充実させ、県内の被爆者の思いの詰まった写真の展示も追加すること、その場にヒバクシャ国際署名コーナーを設置することを提案いたします。また、知事はビキニ被爆者の皆さんと過日面談をされています。県内の被爆者団体の皆さんからも、知事に直接切実な思いを聞いていただきたいとの要望も出されていますが、知事のお考えをお聞きいたします。

知事は、5月3日美しい日本の憲法をつくる国民の会が主催する公開憲法フォーラム「憲法施行70年、各党は具体的な憲法改正原案の提案を！」にビデオメッセージで出演をし、過剰な人権制限をもたらすことはあってはならない、賛否両面から徹底的に国民的な議論がなされることが必要だとしながらも、大規模災害時にお

ける緊急事態条項の必要性、改憲の必要性を訴えられました。このことは、単にこれまでの主張を述べたにとどまらず、特異な主張を持つ改憲運動に事実上のエールを送ったと言わざるを得ない性格をもたらしたと指摘しておきます。

まず最初に、昨年の2月議会でも指摘をいたしましたが、憲法に緊急事態条項を入れる必要はないことを明らかにしたいと思います。災害の法律に詳しい弁護士の小口幸人氏は、被災地での復旧支援の経験を通じて、「憲法に緊急事態条項があったら、大震災で起きた数々の悲劇を食いとめられたのかといえば、そうではない。今の法律を十分に使いこなせなかったのが問題。被害を最小限に抑えるのは、法整備やその周知、訓練などを含めた事前の準備。大震災を改憲のだしにしないほしい」と語っています。法整備やその周知、避難訓練、食料備蓄、電源設備の充実、各自治体への災害対策用の予算や設備の援助などを含めた事前の準備こそが重要で、県も国への提言を含め積極的な取り組みを進めています。

また、岩手、宮城、福島、新潟、兵庫といった大震災を経験した自治体を含む計17の弁護士会も、緊急事態条項の新設に反対する声明を出しています。被災地は緊急事態条項を求めています。しかも、緊急事態に備えて既に詳細な法律が整備をされています。

災害対策基本法は、首相の権限として、災害緊急事態を布告できる、内閣は物価の抑制や債務支払い延期などを政令で制定できる、政令を制定したときは、直ちに国会の臨時会を召集するか参院の緊急集会を求める、市町村長の権限として、居住者へ避難のための立ち退きを指示することが可能、他人の土地の一時使用が可能など、私権の制限の規定も存在をしています。災害救助法は、知事の権限として、医療、土木建築工事、輸送関係者を救助の業務に従事させ

ることが可能、病院やホテルなどの施設を救助のために管理できる、現場にいる者を救助業務に協力させることが可能。大規模地震対策特別措置法は、首相の権限として、地方公共団体の長や指定公共機関、日本赤十字社やNHKなどへ必要な指示が可能。自衛隊法は、首相は緊急事態に際し、自衛隊の出動を命ずることが可能。警察法は、首相は緊急事態に際し、一時的に警察を統制し、警察庁長官を直接に指揮監督するなどの規定もあります。

そもそも憲法に緊急事態条項がないのは、欠陥ではありません。憲法学者の伊藤真氏は、憲法の制定過程でGHQと日本側が緊急事態条項をめぐる議論した際、日本側は緊急事態条項のあった明治憲法以上の弊害が起き得ると主張し、その結果、緊急時に衆議院議員が不在でも参議院で緊急集会の開催が可能と憲法第54条第2項に明記、参院の改選は定数の半分で、国会議員がゼロになる事態は起きないようにし、緊急時は参院が立法府として対応できる仕組みにしたことを指摘しています。現憲法は、このように緊急事態の対応と人権保障を両立する仕組みとなっています。

現憲法の制定に尽力した金森徳次郎憲法担当相は、1946年7月帝国議会衆院憲法改正案委員会で、「緊急勅令及び財政上の緊急処分は、行政当局者にとりましては実に重宝なものであります。しかしながら、(中略)国民の意思のある期間有力に無視し得る制度である(中略)。だから、便利をたつとぶか、あるいは民主政治の根本の原則を尊重するか、こういう分かれ目になる」と述べ、緊急事態条項が濫用される危険を直視し、あえて現憲法にそうした規定を入れなかった重要性を語っています。緊急事態条項を入れなかったのは、まさに先人の歴史を踏まえた見識の結果だと言えます。

さて、知事がビデオ出演したフォーラムの主

催団体、美しい日本の憲法をつくる国民の会は、そのホームページが日本会議のホームページ上の憲法改正欄から直結しているように、実体は日本会議が展開する憲法改定の運動を担っており、その役員は、共同代表3名中2名が日本会議の会長経験者、事務局長は日本会議事務総長、幹事長は日本会議政策委員と、その要職を占めています。

日本会議の目指すもの、活動方針を拝見すると、戦後政治について、さきの大戦を一方向的に断罪する我が政府の謝罪外交、東京裁判史観の克服と侵略戦争を否定するとともに、行き過ぎた権利偏重の教育、我が国の歴史をあしざまに断罪する自虐的な歴史教育、ジェンダーフリー教育の横行、夫婦別姓を導入する民法改正案や男らしさや女らしさを否定する男女共同参画条例という記述に見られるように、戦後の民主主義と国際的な人権規定を敵視する立場をとっており、海外のメディアからも歴史修正主義者として厳しい目を向けられている団体です。県民からは、この団体に賛同して参加をされたのかとの疑問の声が上がっています。

確かに、日本会議も緊急事態条項を必要としています。彼らがなぜ緊急事態条項を重視するのか。日本会議の改憲論の理論的支柱、百地章日本大学教授はインタビューで、緊急事態条項は賛同を得やすい、これで一点突破するんだとし、大事なものは、憲法改正の体験、達成感ですよ、成功すれば次だということに当然なる、国民の抵抗感も薄れてくると思いますと語り、憲法9条を初め、改憲の突破口に利用しようとしているわけです。国民の会の主張を見ても、東日本大震災について、緊急事態対処の憲法規定があれば、多くの国民を災害から守ることができましたと現地の現実や努力、取り組みを無視し、改憲の道具にする不真面目な姿勢をあらわにしています。

そこで、知事も、緊急事態条項があれば、東日本大震災から多くの国民を守ることができたという立場とお考えなのか、お伺いをいたします。

東京裁判は日本の侵略戦争を引き起こしたA級戦犯を断罪、日本政府は、サンフランシスコ条約でこの判決を受諾し、国際社会に復帰をいたしました。東京裁判史観の克服とはこの裁判を否定する議論で、知事が先日訪問をされた韓国を初め侵略を受けたアジア諸国はもとより、国際社会では到底受け入れられないものと思います。また、ジェンダーフリーを目指す男女共同参画条例を否定する、こうした日本会議の立場を容認されるのか、お聞きをいたします。

さきの国民の会は、日本国憲法は敗戦後、連合軍の占領下でGHQに押しつけられた占領憲法ですと、国民の会Q&Aに書いています。これは2度の憲法調査会でも否定をされた押しつけ憲法との立場をとっているものです。これは、まさに自由民権運動の歴史を誇る高知県民としては、看過できない主張と言わなくてはなりません。

敗戦後、民主的な憲法の策定を担うこととなった時の政府は、民主主義の意味を理解せず明治憲法と変わらないものしか提示をできず、その案は拒否をされるわけです。そうした中、格別に日本国憲法に直接的影響を及ぼしたのが、憲法史研究者の鈴木安蔵氏が事務局を担当した憲法研究会による憲法草案要綱です。その内容には、本県の民権家植木枝盛の理論が圧倒的な影響を与えています。実際鈴木安蔵氏は、憲法草案要綱の発表の記者会見で、植木枝盛などの憲法草案を参考にしたと説明をしています。

同要綱の冒頭の根本原則では、「統治権は国民より発す」として天皇の統治権を否定し、国民主権の原則を採用する一方、天皇は「国家的儀礼をつかさどる」として儀礼的天皇の存続を認

め、また人権規定においては、「国家の安寧秩序を妨げざるかぎりにおいて」という留保を付すことなく、具体的な社会権、生存権が規定をされています。これらは植木枝盛の展開した理論であり、それをもとにした憲法研究会の憲法草案要綱の基本構造は、象徴天皇制、基本的人権の尊重、国民主権という日本国憲法の基本構造そのものとなっています。

この要綱にGHQが強い関心を示し、これを英語に翻訳し、民政局のラウエル中佐から参謀長宛てに、この内容に詳細な検討を加えた報告書が提出をされています。国会図書館の、日本国憲法の誕生 資料と解説の中で、このラウエル中佐の、私的グループによる憲法改正草案に対する所見が発見をされたことにより、憲法研究会案とGHQ草案との近似性は早くから指摘をされていたが、1959年にこの文書の存在が明らかになったことで、憲法研究会案がGHQ草案作成に大きな影響を与えていたことが確認されたと説明がされています。まさに、土佐の自由民権運動、その中で培われた理論が現憲法の源流となっていることは、高知県民の誇りではないでしょうか。

また、平和主義についても、軍備の費用は人民の負担と絡んでいることから、国家の軍備が減少すれば、それだけ福祉を増すべきこと決して疑いなかると述べ、軍備の縮小もしくは廃止の有効性を説いています。その内容を具体化した現憲法第9条、特に第2項についても当時の首相である幣原喜重郎の発案であることが、マッカーサーにより、1951年5月5日の米国上院軍事外交合同委員会聴聞会で証言をされています。さらに昨年、第1回の憲法調査会の会長であった高柳氏が、1958年12月10日付でマッカーサーに宛てた質問に対し、マッカーサーから、戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は幣原首相が行ったのだと明記がされ、

提案に驚きましたが、私も心から賛成であると言うと、首相は明らかに安堵の表情を示され、私を感動させましたと記された返信の存在が、国会図書館収蔵の憲法調査会関係資料にあることが確認をされました。まさに、日本国憲法はメード・イン・ジャパンであり、メード・イン・土佐だとも言えます。

日本国憲法の源流に土佐の自由民権運動があることは明らかで、押しつけ憲法論は土佐の先人の英知、努力をおとしめる暴論だと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

次に、社会保障制度改革についてお伺いをいたします。

国民健康保険の都道府県単位化、地域医療構想策定と、都道府県に社会保障抑制の役割を担わすための仕組みづくりが進んでいます。4月12日の経済財政諮問会議では、医療・介護の抑制で都道府県のガバナンス強化と調整交付金を活用したインセンティブ改革を進めることが議論をされています。それに対し、4月14日の全国知事会議では、山田会長が、財政の引き締めを都道府県に主体的に任せようとする動きが随分出てきている、住民サービスを提供する責務を負っている者として、一番いいところは何かという観点から物事を考えるべきであり、今後非常に厳しい折衝が予想されていると警戒感を示されています。

5月17日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会が連名で、社会保障制度改革に関する緊急要請を政府に行っています。そこでも、「今般、政府の経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、都道府県の保健ガバナンスの抜本強化や、保険者機能の発揮に向けたインセンティブ改革等の重要な議論が、当事者である都道府県や市町村が不在の場で行われている。」と指摘をしています。

そして具体的には、国民健康保険の普通調整

交付金の配分方法等の見直しについて、「標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分により、インセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国民健康保険制度の抱える構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であり、これまでの国と地方との協議により、平成30年度以降においても、その機能は引き続き維持することとなっており、見直しは容認できない。国民健康保険制度改革まで1年を切ったこの段階で、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を大きく見直すことは、新制度への移行準備を停滞させることにもつながり、極めて遺憾である。」と強い抗議の意思を示されています。

高知県は、中山間地が多く訪問介護や訪問診療に物理的な困難を伴うこと、また家庭の介護力が低いといった地域の特性があり、施設サービスの比率が高くなっていることは、県の地域医療構想の中でも明らかにされています。知事は、今議会の知事説明の中で、大川村議会の存続と活性化に強い決意を示され、必要に応じて国に対する政策提言も行っていくと述べられました。私たちも、小さくても輝く自治体づくりをしっかりと応援していきたいと思っています。

そのためにも、地理的、社会経済的な条件を無視し、全国平均や先進地を基準にして財政インセンティブ、逆から見ればペナルティーを科すやり方で医療や介護のサービスを抑制する方法は、安心して住み続けられる地域づくりを目指している県の取り組みの重大な障害となるとの声をしっかりと国に届け、見直しを求めるべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国保行政、国保都道府県単位化について健康政策部長にお伺いをいたします。全日本民主医療機関連合会は、2005年から、経済的事由による手遅れ死亡事例調査を実施しています。

それによると、2015年には63人、2016年には58人が経済的理由で手おくれとなり死亡したと報告されています。高知市でも50代の男性が、無料低額診療所を受診し、入院後2日目に亡くなられています。2年前に事業に失敗をし、借金返済をしながらの月10万円前後のパート生活。国保料の支払いが厳しく無保険の状態となり、高血圧・糖尿病治療が中断をしていました。状態が悪化する中で、インターネット検索で知り、診療所を訪ねたとのことでした。

また、厚生労働省の調査で、国保料の滞納が約312万世帯、15.9%に上り、滞納を理由とした保険証取り上げが118万世帯に対して行われていることも明らかになっています。そうしたもつで、経済的理由で受診を抑制し、手おくれとなって命を落とす人が後を絶たない実態です。経済力による命の格差が深刻化していると言わねばなりません。

今日、国保の都道府県単位化に際して、人の命と尊厳が軽んじられ日本一の健康長寿に逆行する、こうした事態を放置させたり、さらに悪化させるようなことは許されません。誰もがお金心配なく、いつでもどこでも医療を受けることができる社会、地域でなければなりません。そのために国保の構造的な問題、国保の加入者は無職、低所得者、高齢者が多く、保険料負担が重い、知事も言われましたが、まさに負担の限界、この構造的な問題の根本的解決を抜きに国保の改革、都道府県単位化を云々することができないことは明らかです。3年前には、全国知事会が公費1兆円投入を求めました。また、国が構造的な問題解決への道筋を明確に示さなければ協議から離脱するとの決議も上げています。

まず、国保の都道府県単位化に関連して、国保の構造的な問題解決への知事の決意と今後の取り組みについて伺いをいたします。

次に、国保の具体的な点について伺います。

昨年10月、厚生労働省から都道府県に、国保事業費納付金等算定標準システムがおろされ、11月には第1回、本年1月末に第2回の試算結果を国に報告するよう求められています。北海道、埼玉、三重、滋賀、大阪などが保険料の試算をし、結果を公表しています。

高知県は試算をされたのか、公表すべきだと思いますが、伺います。議論の内容と事業費納付金、標準保険料に対する考え方について健康政策部長にお聞きをいたします。また、第3回の試算がこの8月とのことですが、その対応についてもあわせて伺いをいたします。

次に、県が決める事業費納付金は、いわゆる市町村から県への上納金ですが、100%上納が義務づけられ、これまでのように、例えば収納率90%であっても100%県へ納入をしなければなりません。

そのために、収納率90%であっても、結果として事業費納付金額になるように、市町村は保険料賦課額を10%余り引き上げて設定することとなるなど、さらに国保料引き上げのおそれが強まるのではないかと思います。健康政策部長の見解を伺います。これまで累積赤字を抱える自治体もあり、その解消のため、また収納率を上げるために、今まで以上に市町村が滞納処分、差し押さえを強化することになるのではありませんか、あわせてお聞きをいたします。

次に、国民健康保険運営方針の作成や事業費納付金、保険料の決定など、今後のスケジュールをお聞きするとともに、広く県民、被保険者の声を聞くべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、滞納処分、差し押さへの奨励とも言える県国保2号調整交付金のあり方について伺いをいたします。県は、国保料の収納確保対策の名目で県国保2号調整交付金を市町村に交付しています。申請者の要件は、滞納処分のうち

差し押さえ処分を実施するに当たって、積極的に取り組んでいる市町村であって、新規差し押さえ件数が次の表に掲げる件数以上であるものとし、年間平均被保険者数3,000人未満は新規差し押さえ件数10件、3,000人以上1万5,000人未満は50件、1万5,000人以上は100件と定めています。その上で交付基準額の算定方法、調整基準額は新規差し押さえ件数に基準単価1万5,000円を乗じたもの、つまり1件差し押さえると1万5,000円を市町村に交付するというものです。平成27年度では、香美市差し押さえ件数589件、交付額883万円、香南市428件、642万円、南国市314件、471万円となっており、2年前と比べて交付額でそれぞれ11倍、4倍、1.8倍に増加をしています。

この5年間、差し押さえをした市町村数、件数、交付額について健康政策部長にお伺いをいたします。

この交付金のあり方は、一件差し押さえるごとに交付金がふえていくこととなり、まさに差し押さえを露骨に推奨する差し押さえ奨励金と言わざるを得ません。差し押さえ金額の多寡にかかわらず住民に不安と恐怖を与えており、滞納者の生活実態に基づいた丁寧で慎重な対応が求められています。ゆえに、全国でも県としてこうした算定を行っているのは、わずか数都県だと承知をしています。

県国保2号調整交付金を再検討し、直ちに直し、この交付のあり方はやめるべきだと考えますが、所見を伺います。

高知県の滞納世帯数は約1万3,000世帯、10.8%で、全国的に見れば大変少ない状況です。しかし、滞納世帯に対する保険証の取り上げ、短期保険者証と資格証明書の発行は9,900世帯で約75%にも上り、人権を軽視する、また強権的な対応ではないのか、危惧をします。ある市の国保証ですが、確かに事業の失敗などが

あり多額の滞納があるとのこと。しかし、何と交付年月日は10月21日、有効期限も同年10月21日で、その日限りの短期保険証です。その方は債権回収機構との対応で月数万円納付が始まって、1カ月の短期保険証にかわりました。これでやっと持病の糖尿病治療ができるかと喜んでおられますが、国保の担当者からは、持病の糖尿病にしか保険証を使ったらだめですよと言われたとのことでした。

一日保険証も含めて、明らかに国保法やこの間の国保証交付の国の改善通知などにも抵触するのではありませんか。事実を確認し、法に基づく助言・指導をし、是正すべきと思いますが、健康政策部長の見解をお伺いいたします。

次に、教育行政について教育長にお伺いをいたします。

一昨年9月1日、南国市の15歳の少年が2学期が始まるその日にみずから命を絶った事件は、今なお、保護者である御遺族や地域住民から、その原因と学校側の対応が明確にされていないと再調査を求める声が上がっています。

この件については、さきの2月議会で我が党の中根議員が取り上げ、自殺の原因究明を行った第三者による調査専門委員会の13回に及ぶ検討内容の議事録が作成されていないという信じられない事実を指摘、それでどうやって報告書を作成したのかとの驚きと疑問の声が上がりました。

南国市議会でも、この3月議会で議論になり、「文科省に自死の件で報告された中で、議事録を作成してなかったケースは何件あるのか」との市会議員の質問に対し、南国市教育長は、「これは全て、県教育委員会を通じて文科省にも当然報告してございます。それで、文科省のほうでは、自死に至った事案について、いわゆるいじめが原因なのかどうかということを判定しております」と言い、「南国市につきましては文科省

のほうでもいじめが直接の原因ではないということまでいただいておりますから、全国その事案について議事録をつくっていないというような点については、私のほうは確認しておりません」と答弁。その答弁は、議会だよりも、議会議事録に現時点でも記載がされています。

そこで教育長に伺いますが、文科省がこのような判定を行うことがあるのか、また県教委は、各事案に文科省がこうした判定を行うと市町村教育委員会が認識を持つ対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

この答弁に疑問を持ったある記者が、文科省に問い合わせをし、文科省は個々の事案に判定は行わないことを確認し、南国市教育長にただしたところ、教育長は、新聞記事を見て誤解をしたと回答。この6月市議会で、誤解したことを謝罪いたしました。しかし、本当に誤解だったのか、市民からも、議事録を作成していないことに反省もないまま問答無用にしようとしたとの不信が広がり、御遺族は、「文科省というビッグネームを出せば反抗できないのではないかと、もうこれでおさまらなうと。南国のトップの人がそういう気持ちを持っていることに対して物すごい憤りを感じます。長男を失い、まだこういうふうに痛めつけられなければならないのか、自分の発言に対して責任をとってほしいと思っています」とインタビューに答えています。

このことは、テレビニュースでも報道されましたが、御遺族にとって、まさに決定的な重要問題に対する答弁であり、新聞記事を見ての誤解だったなどの弁明で済まされる問題ではないと考えますが、教育長の御所見を伺います。

さて、この報告書については、調査経過においても調査結果も御遺族から納得できないとの声が寄せられていました。全国各地でも、いじめや児童生徒の自殺という重大事態への学校や設置者の対応に、いじめ防止対策推進法施行後

もさまざまな問題が生じ、文科省は、本年3月いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを作成いたしました。その作成理由として、法施行後3年目の見直しに当たり、文科省が設置したいじめ防止対策協議会が昨年11月2日に提出した取りまとめに、重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されない事態があるとの指摘があったとし、ガイドラインの中には、被害者や保護者に寄り添った調査方法がきめ細かに記されています。

私たちは、この南国市の事態もまさに協議会が指摘をした事例に当たると考えるものです。今、南国市では、御遺族と市民がガイドラインの視点に立った再調査を求める署名運動に取り組み、御遺族は文科省へ直接訴えに行きたいとも述べておられます。その状況について、教育長はどのように把握をされ、どう受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

この問題の最後に、この重大事態の県教委の受けとめの認識が余りに軽過ぎるのではないかと危惧する問題について伺います。それは、県教委による教職員表彰制度の中で最も高い表彰とする、土佐の教育功績表彰者として、当該校長を昨年10月に表彰したことです。表彰の推薦をしたのは、さきに述べた南国市教育長であり、あろうことかその申請日は9月1日、自殺された生徒の一周忌の命日でした。

学校側や市教委に対する、御遺族や地域住民からの不信や抗議の声が上げられているさなかのこの表彰に、自殺しなければならなかった生徒の思い、遺族の思いに余りに冷たく、配慮がなさ過ぎるとの声が上がるのは当然だと考えます。表彰を決定するに当たり、そうした配慮はなかったのか、強く反省を求めるものですが、教育長の答弁を求めます。

最後に、若者定住対策について伺います。

今議会に、移住促進、人材確保のための新たな一般社団法人の設立に向けた補正予算1,549万円が計上され、その新たな組織の提案がなされています。これまでも移住促進のさまざまな施策に県予算が投じられ、国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた人口ビジョンの達成に向けた取り組みが進められています。私たちも移住促進を進めることに異論はありません。しかし、その努力と同等もしくはそれ以上に、高知県で学び高知で育った青年が、高知に残り生き生きと暮らせる施策の充実に、一層努力する必要があると考えるものです。

今回提案された新組織のモデルとも言えるものが島根県にあるのは、御承知のとおりです。この組織は公益財団法人ふるさと島根定住財団、平成4年に設立し、県内就職を促進するための雇用環境整備、U・Iターンの支援等を実施、平成8年度からは産業体験事業など定住を促進するための先導的事業にも取り組んでいます。平成16年度には若年者の就職を総合的メニューでサポートするワンストップサービスセンター、ジョブカフェしまねを開設、平成17年度にはU・Iターン希望者に対する無料職業紹介事業を開始、また平成20年度からそれまでの地域支援事業に社会貢献活動部門を加えた事業を展開されています。

本県が始めようとしている新組織との決定的な違いは、県内の若者の定住支援が大きな柱として位置づけられていることです。今回の新組織には含まれていませんが、ぜひとも高知県に残って頑張ろうとする若者への定住支援を基本政策に位置づけ、推進を図るべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

さて、その見地に立てば当然必要となるのが、高知で学び、働いている若者の生活実態や意識、希望を把握することです。先日、民青同盟高知

県委員会が、学生を含む県内在住の18歳から40歳までを対象に対面聞き取りや郵送によるアンケートを実施、107人の若者から寄せられた回答をまとめ、発表いたしました。学生以外は77人が回答、うち26人は非正規の雇用。正規雇用の平均月額賃金は手取り19.5万円、非正規は15万円。正規雇用を望む声が圧倒的で、国や地方自治体に望むことの第1と第2は、正規は、基本給を上げる、最低賃金を上げる。非正規は、最低賃金を上げる、基本給を上げるとなっており、低賃金の改善を求める声が多くを占めています。

この要望にどのように応えるかが問われる結果となっています。知事は本県の青年のこうした声をどのように受けとめられるか、伺います。

さきに紹介した、ふるさと島根定住財団がホームページにアップしている島根県の定住施策と題する一文の中では、定住対策は総合対策という項目が設けられ、示唆に富んだ考え方が示されています。少し長くなりますが、引用させていただきます。「定住対策は総合対策だ。「衣食住」が中でも基本だ。」「若者の給与実態はここ10年ほとんど上昇が見られない中で（むしろ勤務条件は劣化傾向にある中で）、生活費は確実に増加している。善悪は別として、車もスマホも必需品だし、公租公課や公共料金の占める割合も負担感が強い。たとえば住居費だ。」「かつて「若者定住住宅」を県の定住対策として整備を積極的に進めたことがあった。今も市町で整備する好条件の定住住宅はどこも“超人気”だ。「どういう規模や規格の住宅が求められているか、公共か民間住宅への支援か」などを調査・分析し、「少子化対策における住宅政策」を早急に構築すべきと思う。」というものです。

県内でも、四万十町や仁淀川町など定住促進住宅施策に取り組んでいる市町村もあります。しかし、多くの若者が働く都市部での対策は極めて不十分な状況です。先日、佐川町から大阪

に働きに出る青年とお話しする機会がありました。できれば高知で働きたい、でも賃金は安くアパート代は高い、どうせ佐川を出るなら賃金の高いところを選ぶことになったという声でした。若者定住住宅政策は、人口流出に歯どめをかけ、ひいては少子化対策に資する柱だと考えます。

そこで、これまで若者定住に対する県の住宅政策について、どのような検討がなされてきたのか、またニーズを踏まえた住宅政策のさらなる充実が必要だと思いますが、土木部長に伺います。

低賃金の中、住居費の占める負担は大きなものがあります。さきに紹介をしたアンケートでも、自宅通勤者を含む77人のうち20人が家賃補助を要求しています。

小規模、零細な事業所では、社員寮を構えることも十分な住宅手当を出すことも、経営上困難です。幾つかの事業所が共同して、従業員用のシェアハウスを設置するための支援や若者向け家賃補助制度の創設など、すぐに着手可能だと思います。その施策の打ち出しが必要だと思いますが、商工労働部長に伺います。

高知で頑張る若者支援で、大変小さなことですが、1点提案をさせていただきます。さきの出先機関の業務概要調査の折、高知県立中村高等技術学校に伺いました。現場で不足している大工や左官を養成し、即戦力として送り出す、極めて大事な役割を担っておられることを実感しました。高知高等技術学校も、職種は違っても同様の役割を担っています。しかし、それぞれ募集をしても定員に満たない状況が続き、今後ジョブカフェとのさらなる連携、幡多若者サポートステーションからの紹介などに力を入れたいとの説明でした。その中で、せっかく入学を希望しても入学時に払う実習用具費が構えられず、諦める者がいるとのことでした。授業料

には減額制度がありますが、4.5万円から9万円程度の実習用具等の費用には適用されていません。

貧困の連鎖を教育の力で断ち切るという観点からも、補助制度をぜひ検討していただきたいと思いますが、商工労働部長に御所見をお伺いし、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、核兵器禁止条約に関して、被爆者の切実な願いと運動、今日までの努力をどう評価するのかのお尋ねがありました。

核兵器の廃絶は、国家間で取り組むべき重要な課題であり、世界人類共通の願いであると考えております。我が国は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の核軍縮・不拡散の取り組みを主導する必要があると考えております。

今般、国連におきまして核兵器禁止条約の協議が開始されましたが、そうした中で軍縮担当上級代表という核軍縮に向けた国際的な取り組みを推進する役割を担う重要なポストに、被爆国である日本から中満氏が選出されたことは非常に意義あることだと思います。

政府におきましては引き続き、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担っていただきたいと思いますし、核兵器のない世界の実現に向けて、実効性のある取り組みが積み重なるよう期待したいと考えているところでございます。

核兵器廃止に関する被爆者の方々の思いは、核兵器の直接の被害者の声として極めて重く受けとめるべきであると考えております。さらに、被爆者の方々の行動は核兵器の廃絶と世界の恒久平和に向けたものであり、深く敬意を表するものでございます。

次に、県が毎年実施している非核平和パネル

展をさらに充実させてはどうか、また県内の被爆者団体から、直接切実な思いを聞いてほしいとの要望が出されていることをどう考えるかとのお尋ねがありました。

本県では、核兵器の廃絶を強く訴え全面撤廃を推進するため、県議会におきまして、昭和59年には非核平和高知県宣言が、平成9年には高知県の港湾における非核平和利用に関する決議がなされております。

広島と長崎に原子爆弾が投下された人類の不幸は、遠く薄らいだ記憶としてはなりません。この悲惨な出来事を二度と繰り返すことのないようにするため、県では、毎年本庁舎及び安芸、須崎、幡多の各総合庁舎におきまして、非核平和パネル展を開催しているところであります。それに加えまして、私もこれまで、原水爆禁止世界大会へメッセージを送付させていただいたり、全国戦没者追悼式にお伺いさせていただき、核兵器の廃絶や戦争のない平和な世界の実現を願ってまいりました。

引き続き、県といたしまして、非核平和高知県宣言等を尊重しながら、機会を捉えまして県民の皆様の声もお聞きし、さまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えております。

お話の中にございました、ヒバクシャ国際署名につきましては、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める内容となっております。本県といたしましては、非核平和高知県宣言にありますように、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指すものであり、この姿勢に変わりはありません。

他方で、私はその実現に向けましては、2月議会で米田議員にお答えいたしましたとおり、核兵器を廃絶するためには核兵器保有国の同意が必要不可欠であることは言うまでもなく、政

府には、核兵器のない世界の実現に向けて、実効性のある取り組みが積み重なるよう期待したいと考えているとの立場でございます。こうした考え方を踏まえまして、御提案のありましたことも含め、対応を検討させていただきたいと考えているところでございます。

次に、憲法に緊急事態条項があれば、東日本大震災から多くの国民を守ることができたという立場なのかとのお尋ねがありました。

私は、内閣府のワーキンググループ等の委員を務める中での経験や、南海トラフ地震対策への取り組みを通じ、我が国の憲法にも緊急事態条項が必要ではないかという仮説を持つに至り、議論を盛んにすべきであるという立場をとってまいりました。そのため、平成27年6月に開催された衆議院憲法審査会高知地方公聴会では、南海トラフ地震などが発生した場合に備えて、防災対応上、緊急事態条項が必要ではないかとの問題提起を、具体的な論点を掲げて行わせていただいたところであり、こうした立場を県議会等でもたびたび訴えさせていただいてきたところです。

こうした中、美しい日本の憲法をつくる国民の会から、5月3日の公開憲法フォーラムにおいて緊急事態条項について大いに議論を行うので、意見の発表をお願いしたいとの依頼がありましたことから、これは議論を喚起するチャンスであると考え、ビデオメッセージにより、これまでの主張を述べさせていただいたものであります。

東日本大震災において緊急事態条項が必要であったか否かについては、今後さまざまな角度から検証する必要があるものと考えますが、緊急事態条項の今後の必要性を議論する上で大切なポイントは、一たび南海トラフ地震が発生すれば、東日本大震災をはるかに上回る規模の被害が広範囲かつ同時に発生することが想定され

ているということであります。内閣府の発表した想定によれば、最悪の場合、全国の想定死者数は東日本大震災の約16倍となる約32万人、経済被害は同大震災の約13倍となる約220兆円、影響は30都府県にも及ぶとされています。

防災対応を行う上で大事なことは、起こり得る事態をできるだけリアルに想定し、目をそらすことなく率直に向き合うことだと考えております。こうした観点から、東日本大震災をはるかに上回る可能性のある南海トラフ地震の脅威に直面する本県の知事として、緊急事態条項の必要性について議論を行う必要があるとの訴えをさせていただいているところでございます。

次に、東京裁判史観の克服を掲げ、男女共同参画条例を否定する日本会議の立場を容認するのかのお尋ねがございました。

今回の美しい日本の憲法をつくる国民の会に送らせていただきましたビデオレターについては、この国民の会が緊急事態条項について推進する立場にあることから、かねてからの主張を広く訴える機会であると考え、メッセージを送らせていただいたものであります。なお、東京裁判史観に関しては、政府のこれまでの答弁にもありますように、我が国としてはサンフランシスコ平和条約第11条によって極東国際軍事裁判所の判決を受諾しており、それに異議を唱える立場にはないものと理解しております。

また男女共同参画条例については、女性と男性が互いにその人権を尊重し、ともに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することは重要なことと考えており、引き続きその取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、日本国憲法の源流に土佐の自由民権運動があることは明らかで、押しつけ憲法論は土佐の先人の英知、努力をおとしめることになるのではないかとのお尋ねがありました。

国立国会図書館が公表しております、日本国憲法の誕生によりますと、憲法研究会案がGHQ草案作成に大きな影響を与えていたことが確認されたとされています。さらに、この憲法研究会案を作成した鈴木安蔵氏は、その作成に当たり、植木枝盛があらわした東洋大日本国国憲案などを参考にしたとされています。憲法制定についてこのような経緯があることは、土佐人として誇らしいことだと思います。

一方で、いわゆる押しつけ憲法論については、平成17年4月の参議院憲法調査会の調査報告書では、「現行憲法の制定過程をめぐっては、連合国最高司令官総司令部（GHQ）の関与度は極めて大きく、押し付け憲法であって、自主憲法とは言えないのではないかと」の意見がある一方で、日本国民はこの憲法の登場を熱烈に歓迎し、国民の支持の下でつくられたので自主的といっして差し支えないとの意見がある。」とされており、さまざまな意見があるものと承知をしております。いずれにせよ、憲法制定過程にかかわらず、制定から70年を経て大多数の国民が現行憲法を支持していることは確かであり、現行憲法は国民の間に定着しているものと思われま

ただし、先ほども申しあげました緊急事態条項などのように、現行憲法では必ずしも対応できない事柄が生じているものと考えております。このため、このような事柄について、どのような憲法改正が考えられるのか、また憲法改正が必要かどうかについて、国会での議論はもちろんのこと、国民的な議論が大いになされ、積み重ねられていくことが重要であると考えているところでございます。

次に、社会保障制度改革に関し、まず国の全国平均や先進地を基準とした財政インセンティブによる医療サービスや介護サービスの抑制方法についてお尋ねがありました。

現在、国においては、全ての団塊の世代が後

期高齢者となる2025年度を見据え、国民の生活の質の向上及び国民皆保険制度等の維持に向け、医療費適正化などの取り組みが進められています。また、国ではこの取り組みの実現を図るため、医療保険においては、国保における保険者努力支援制度や、被用者保険における後期高齢者支援金の加算・減算制度など、保険者機能に応じたインセンティブを設け、特定健診の受診率の向上や糖尿病の重症化予防などの被保険者の健康づくりに向けて積極的な事業展開を促しています。

本県においても、被保険者の健康づくりや、その結果として国保財政の安定化を図るためには、インセンティブ事業そのものは一定の効果があると考えており、国のインセンティブ事業を積極的に活用できるよう、県として健康パスポート事業や血管病の重症化予防など事業内容や支援策を具体的に示しながら、市町村に対して健康づくり事業などの取り組みの強化をお願いしているところです。

しかしながら、医療費や介護サービス費については、議員のお話にもありましたように、高齢化だけでなく、家庭環境や地域の医療資源の状況などのさまざまな要因に左右されますが、そうした実情を踏まえない全国一律の成果指標に対して、達成に向けた取り組みを求めることは適切でないと考えております。特に、国保の普通調整交付金が担う所得調整機能は大変重要であり、去る5月に全国知事会、全国市長会、全国町村会で行われた社会保障制度改革に関する緊急要請にありますように、その見直しは容認できません。

これまでも国に対しては、さまざまな機会を捉え、本県の医療や介護における実情を理解していただくための活動を行ってきました。今後も、地域の実態に応じた医療サービスや介護サービスを受けることができ、安心して住み続けら

れる県づくりに向けて、国に対しては丁寧に説明を行っていくとともに、全国知事会を通じて地域の実態を踏まえたインセンティブ事業のあり方について提言を行ってまいります。

次に、国民健康保険の都道府県単位化に関して、構造的な問題解決への決意と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

国民健康保険は、無職の方やいわゆる非正規労働者の方が多く加入していることもあり、協会けんぽなどの被用者保険と比べて低所得の方や病気になりがちな高齢の被保険者の方が多いことなどから、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。

しかしながら、国保は国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、高齢化の進行によりますます医療費が増加していく中においても、国民の方々が安心して医療を受けられるためには、その将来にわたっての安定的な運営が求められます。このため、今回の国保制度改革に当たっての国と地方の協議において、全国知事会を初めとした地方団体は、国に対して都道府県が財政運営の責任主体となるだけでなく、国費の投入による財政基盤の抜本強化を求めてきました。その結果、平成27年2月に行われました国民健康保険の見直しについての議論の取りまとめにおいて、約3,400億円の公費の拡充が決定されました。

また、この議論の取りまとめでは、今回の改革後においても国と地方の協議の場において、国保制度の安定的な運営が持続できるよう国保制度全般について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたところです。来年度以降の新たな制度による国保の運営状況を検証しながら、国保の構造問題が解決され、持続可能な制度となるよう、必要に応じ国に対して、全国知事会等を通じて提言を行ってまいります。

次に、本県に残って頑張ろうとする若者への定住支援を基本政策に位置づけ、推進を図るべきではないかとお尋ねがございました。

県の基本政策として進めております産業振興計画では、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を目指す将来像として掲げております。すなわち、みずからの住む地域に誇りを持ち、地域の持つ価値を生かして、地域全体を活性化させるために努力を積み重ねようとする熱意と志を持った県内の若者が地域で暮らし続けられること、さらには県外からも若者を呼び込むことを目指しており、まさに若者の定住を県政の大きな柱として位置づけ、その実現に向け官民挙げて全力で取り組みを進めているところであります。すなわち、若者の定住支援そのものを既に政策の基本に据えて、総合対策として5つの基本政策を進めているところでございます。

そうした中、特に具体的例を挙げさせていただきますれば、地域に残りたいと願う若者の希望をかなえるため、多様な仕事をつくり出していくことと、若者のチャレンジを応援すること、この2つのことを全ての分野で強く意識して取り組みを進めているところであります。

多様な仕事の創出に関しましては、例えば地域産業クラスターの形成や地域アクションプランの取り組みなどを通じまして、中山間地域を初め、地域地域に魅力ある仕事を数多く生み出すことに全力で取り組んでおります。加えて、コンテンツ産業やコールセンター、バックオフィスなどの事務系職場の誘致や育成、さらには遊漁や体験漁業の振興による漁村へのサービス産業の創出など、県内に雇用の場が少ないがゆえに県外に流出している若者の雇用の受け皿づくりに力を入れているところであります。

また、若者のチャレンジへの応援に関しましては、例えば起業や新事業展開を志す若者には、

土佐まるごとビジネスアカデミーやこうち起業サロンなどにより、学びから事業化まできめ細やかなサポートを行っておりますし、第1次産業を志す若者には、林業学校や農業担い手育成センターなどでの研修の機会を提供しているところであります。

お話のありました新たに立ち上げる一般社団法人におきましても、後継者不足により事業の継続や拡大にちゅうちょしておられる事業者の皆様の人材ニーズを事業戦略の策定などを通じて掘り起こし、県外だけでなく県内の若者に対しても、その情報を仕事の魅力ややりがい、受け入れ側の思いなどの情報などとあわせて効果的に発信し、人材ニーズと若者の志とのマッチングを図っていくことを意図しております。加えて、本県出身の県外大学生や県外企業に一旦就職した若者が、県内にUターン就職できるよう、新たな法人と庁内各部局が連携して、さまざまな情報提供などを行ってまいります。

地域地域で多くの若者が暮らし、地域が持続的に発展し続けられるよう、今後とも産業振興計画などさらなるバージョンアップを図りながら、若者の定住を強力に進めてまいりたいと考えております。

次に、低賃金の改善を求める声をどのように受けとめるかについてお尋ねがございました。

国が5人以上の常用労働者を有する事業所を対象に行った、毎月勤労統計調査による1人当たりの現金給与総額の平成27年度と平成20年度の比較では、本県はプラス4.9%と、全国平均のマイナス5.3%を大きく上回る伸びとなっています。これは、官民が一体となって産業振興計画に全力で取り組んできた結果、各産業分野における産出額や有効求人倍率の上昇などにあらわれている、本県の経済状況の改善を反映しているものと考えております。

しかしながら、お話のありました調査にもあ

らわれておりますように、低賃金の改善を望まれる皆様もまだまだ多いと思われまことから、さらなる努力が求められている状況だと考えております。

県としましては、産業振興計画に基づいて県内企業の地力を強化し、収益力を高めていくことが働く方々の賃金水準の上昇につながると考えており、P D C Aサイクルを重ねながら、産業振興計画のさまざまな取り組みを強化しているところがございます。あわせて、若者の県内就職や定着に向けて、本年度から県内企業を対象に、賃金等の労働条件とともに働きがいのある企業経営を目指した取り組みを促すセミナー等を実施することとしていますし、企業の力強い発展を目指すための事業戦略や経営計画の策定、実行を支援する体制も整えております。こうした取り組みを通じて、より若者の期待に沿った就労が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 最初に、保険料の試算結果の公表と納付金、標準保険料率の議論の内容及び算定に当たっての考え方、あわせて第3回試算についてお尋ねがありました。

平成30年度以降、各市町村が県に納める国保事業費納付金や、市町村が保険料率を決める際に参考にする値として県が示す標準保険料率については、平成28年10月に国から配付された国保事業費納付金等算定標準システムや国から示される各種係数を用いて試算することになっております。

この間行った2回の試算は、事業費納付金や標準保険料率の算定に当たっての医療費水準と所得水準の反映の程度や、被保険者の保険料負担を現在と大きく変わらないようにするための激変緩和策等について、市町村と県とで協議を

行うための基礎的な材料として、平成27年度の決算をもとに平成29年度の事業費納付金の試算を行ったものです。この試算では、保険給付費については直近3年の伸び率をもとに一定の増加を見込んでいますが、本来であれば保険給付費に連動して国から交付される調整交付金については、平成27年度の決算額を増額せずにそのまま用いていることや、平成30年度から拡充される公費の1,700億円が反映されていないなど、大ざっぱな試算結果となっています。このため被保険者の誤解を招くだけということになりかねないことから、公表はしていません。

事業費納付金や標準保険料率の算定方法については、新制度に円滑に移行するために、被保険者の方々の理解が得られるものとするを最も重視して、市町村と協議を行っているところです。今後行います3回目の試算結果については、事業費納付金の算定方法の決定の根拠となることから、市町村との算定方法の協議が一定まとまった後、医療費水準や所得水準の反映の程度や講じることとする激変緩和策とあわせて公表することを考えています。

次に、市町村が事業費納付金を納めるため、保険料が引き上げられるのではないかと、また累積赤字の解消や収納率を上げるため、滞納処分、差し押さえが強化されるのではないかとのお尋ねがありました。

市町村が保険料率を算出する際には、保険料の収納率が100%に満たないことから、現行制度においても保険料収入額が不足しないよう、各市町村は、保険料で集めるべき額を実績に基づく収納率で割り戻して保険料率を設定しています。このため新制度においても、収納率に基づく保険料率の設定方法は現在と同様となり、このことにより引き上げとなることはありません。

また、適正な収納対策は、国保財政の安定化やきちんと納付していただいている方との公平

性の確保の観点からも、今回の制度改革にかかわらず大変重要なことだと考えています。

次に、国民健康保険運営方針の作成や事業費納付金、保険料の決定に向けた今後のスケジュールと、広く県民、被保険者の声を聞くべきではないかとお尋ねがありました。

今回の国保制度改革に当たっては、市町村等との緊密な連携を持ち十分な協議が必要なことから、平成27年8月に県、市町村等による高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会を立ち上げ、協議検討を行うとともに、今年4月には学識経験者や国保被保険者などで構成する高知県国民健康保険運営協議会も立ち上げ、今後国保運営方針等に対する御意見をお伺いすることにしています。また、国保運営方針や事業費納付金については8月末を目途として、方針案の作成と事業費納付金における医療費水準等の反映の程度や激変緩和措置などの基本的な算定方法の取りまとめを行う予定で、現在市町村と協議を進めているところです。

運営方針案については、9月に全市町村に意見照会を行うとともに、あわせて広く県民の皆様の意見を聞くためのパブリックコメントも行うことにしています。その上で、県・市町村国保事業運営検討協議会において10月下旬ごろ運営方針の決定を行い、国保運営協議会での答申を経て、12月県議会に事業費納付金等に関する条例議案を提出し、審議をお願いしたいと考えています。

また、市町村ごとの事業費納付金の額や保険料率の決定に向けたスケジュールについては、10月中旬に国から示される予定の平成30年度の事業費納付金額等を試算するための仮係数を用いた仮試算を行い、11月ごろにその結果を市町村に示すこととしており、市町村は、その数値を参考にして平成30年度の保険料率の検討を進めることとなります。その後、12月下旬に国か

ら示される予定の確定係数を用いて、来年1月ごろに平成30年度の事業費納付金の確定額を市町村に示すことにしています。市町村はその額をもとにして、それぞれの議会に諮り、平成30年度の保険料率を最終決定することになります。

次に、5年間の国保保険料の滞納により差し押さえをした市町村数や差し押さえ件数、また調整交付金の交付額についてお尋ねがありました。

平成23年度から平成27年度の差し押さえは、平成23年度が28市町村で1,450件、平成24年度が29市町村で1,900件、平成25年度が30市町村で2,777件、平成26年度が28市町村で3,161件、平成27年度が29市町村で2,816件となっています。

次に、県の国保2号調整交付金のうち、平成24年度から平成28年度に保険料の収納確保対策として交付した金額は、平成24年度が1,100万円、平成25年度は1,500万円、平成26年度は2,060万円、平成27年度が4,647万円、平成28年度が4,090万5,000円となっています。

次に、県の国保2号調整交付金について再検討して、交付のあり方をやめるべきではないかとお尋ねがありました。

国保は被保険者の保険料と公費により賄われている医療保険であり、保険料収入の適正な確保は、国保財政にとって重要なだけでなく、国保料を納期内にきちんと納めていただいている多くの被保険者の方々の公平性を期するためにも、大切な取り組みです。そこで県では、国保料を納付できるにもかかわらず滞納している悪質な滞納者に対して差し押さえを実施する市町村に対し、県の調整交付金により支援してきたところです。

一方、滞納者に対する差し押さえについては、機械的な運用を行うことは適切ではないため、電話や戸別訪問などにより滞納者と接触を図り、被保険者一人一人の保険料の支払いが困難な特

別な事情の有無を確認し、生活実態等も十分に把握した上で実情に応じて適切に実施するよう、これまでも市町村に対して助言を行ってきています。

今後も、きちんと納付していただいている被保険者との公平性を確保しながら、滞納している被保険者の実情に応じた適切な運用を行うよう助言してまいります。また、財政支援のあり方については、都道府県化に合わせて調整交付金の配分方法を見直す必要がありますので、他県の状況も調査した上で市町村とも協議をしてみたいと考えています。

最後に、県内の市町村が実施した短期被保険者証の交付について、法に基づく助言・指導を行い是正すべきではないかとお尋ねがありました。

保険料を滞納している方に対する資格証明書に関する国の通知では、資格証明書は事業の休業や病気など保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付するものであり、機械的な運用を行わず、特別な事情の把握を適切に行った上で行うこととされています。また市町村は、滞納世帯に資格証明書を発行するまでには、可能な限り有効期間の短い短期被保険者証を活用し、接触の機会を確保することに努めることもされています。これを受けて、県では市町村に対して、資格証明書や短期被保険者証の取り扱いについては、被保険者の経済状況や病気の実情を把握した上で適正に行うよう助言を行ってきたところです。

御指摘のありました事案につきましては、資格証明書を発行されている方に緊急避難的な対応を行ったのではないかと考えられますが、具体的な内容を確認した上で、不適切な実態があれば、被保険者の実情に応じた適切な取り扱い

をするよう助言してまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 南国市における中学生の自死事件に関する御質問にお答えいたします。

まず、文部科学省が自死の理由の判定を行うのか、また県教育委員会は文部科学省が判定を行うと市町村教育委員会に説明してきたのかとお尋ねがありました。

南国市教育長が答弁の中で触れられた、文部科学省が行う自死に関連のある調査には、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査と児童生徒の自殺等に関する実態調査がございます。これらの調査は、児童生徒の自死について全体的な傾向を把握しようとするものであり、個別の事案についての把握や対応を目的とするものではなく、文部科学省において自死の理由などについて判定を行うことはありません。

県教育委員会は、文部科学省が行う調査の実施に当たって、その調査内容に加えて調査の目的などについてもあわせてお伝えしておりますが、当然のことながら、文部科学省において自死の理由などについて判定を行うといった説明をしてはおりません。

次に、南国市教育長の答弁に対する所見についてお尋ねがございました。

県教育委員会には、6月5日に南国市から、3月定例議会で誤った答弁を行ったこととともに、6月議会でその答弁の訂正を行うとの報告がありました。南国市教育長からは、3月議会の時点で、いじめの事案について文部科学省が公表していると誤解していた、また答弁を行う際に、公表されたと言うところを判定されたと言いかたが、後日議会だよりが発行されるまで、そのことに気づいていなかったとお聞きしております。

議会における誤った答弁は、御遺族を初め市

民、県民の皆様には不信感を与えかねないものであり、このような間違いが起こらないよう再発防止に努めていただかねばならないと考えております。南国市教育委員会に対しては、御遺族の心情に配慮しながら適切に答弁をしていただくようお願いをしたところでございます。

次に、御遺族や市民が再調査を望んでいる状況についてどう捉えているか、お尋ねがありました。

御遺族から再調査の要望があり、南国市長が再調査を実施しないと判断したことに対して、御遺族が納得されていないということについてはお聞きをしております。また、南国市長におかれては、公正な第三者調査委員会において調査は尽くされており、新しい事実が明らかにならない以上は、再調査は行わないと判断されたと聞いております。

南国市においては、今後も御遺族の思いを受けとめながら、丁寧に対応していただきたいと考えております。

最後に、県教育委員会が校長を教育功績表彰者として表彰を決定するに当たり、配慮が必要ではなかったのかとお尋ねがございました。

教職員表彰は、日々の教育活動において地道な努力を続け、すぐれた成果が認められる教員や職務に精励し、成績及び技能がすぐれた教員など、全体の奉仕者として他の模範となる職員を表彰することを目的に、規則に基づき実施をしております。このうち土佐の教育功績表彰は、長年にわたり重要かつ困難な職務を遂行し、特に顕著な功績を上げた教員などを対象としており、平成28年度は年度末に定年退職を迎えた15名の管理職の方が受賞されました。

お話のありました校長は、推薦当時管理職歴14年、そのうち中学校3校で11年間にわたり校長を歴任しております。その間校長として、ユニバーサルデザインの授業づくりの研究や志育

成型学校活性化事業などの県指定を受け、生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身につけることを念頭に、学習意欲や自尊感情が高まる教科指導、生徒指導に取り組むなど、生徒指導を基盤とした組織的な授業力、指導力の向上を図りました。

教育委員会としては、こうした長年にわたる管理職としてのすぐれた経営マネジメント力やリーダーシップを総合的に評価して、表彰させていただいたものでございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) これまでの若者定住に対する県の住宅政策について、どのような検討がなされてきたのか、また今後ニーズを踏まえた住宅政策のさらなる充実が必要ではないかとお尋ねがございました。

若者定住については、産業振興計画などにおきまして、県外からの移住促進と並んで県内高校生等の県内就職の促進が位置づけられており、県勢浮揚にとって重要な課題であると認識をしております。また、高知県住生活基本計画におきましても、13ある目標の一つである魅力ある地域の実現のための取り組みとして、住宅や宅地の供給、既存住宅ストックの活用による定住の促進を位置づけ、市町村が実施する地域優良賃貸住宅の整備や空き家の再生、活用への支援を行ってまいりました。

これらの取り組みにより、24市町村で242戸の住宅が整備または再生され、現時点でそのうちの138戸に30代以下の若者世帯が入居しているなど、若者の定住に一定の貢献をしてきたものと考えております。

若者定住対策は総合的な対策であると考えます。このため若者定住につきましても、産業政策や雇用労働政策などを進める中で見えてくる住宅に対するニーズを丁寧に取り取りながら、今後の住宅政策のさらなる充実を図ってまいり

たいと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、若者定住対策として住居に関する費用について、すぐに着手可能な施策の打ち出しが必要ではないかとお尋ねがありました。

住居に係る経済的な負担が大きいことが、若者の県内定着を阻害する要因の一つであることは、県内高校の進路指導を担当する教員へのヒアリングでありますとか高校生へのアンケートなどから、県としても認識をいたしております。また、県が実施しましたアンケートによると、県内の事業所において住居手当や社宅等の制度を設けているのは、約40%にとどまっているという現状もございます。

一方で、本年3月の高校卒業者の県内求人倍率は2.5倍を超えておりますし、県内の経営者の方々からは、人材確保のめどが立たないため、事業の拡大になかなか踏み切れないといったお声も数多くお聞きをしておりますので、県としても、若手人材の確保は喫緊の課題であるというふうに考えています。

お話のありました、事業所が共同して従業員用のシェアハウスを設置することや家賃への補助、つまり住宅手当の支給は、本来事業者が自社の事業を担う人材を確保するため、みずから取り組むべきことでありますし、若者の定住が目的とはいえ、既にこれらを実施している事業者がおられることを考えますと、公平性の観点からも、行政の施策として実施することは難しいと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、若者の確保、定着を図ることは喫緊の課題でありますので、例えば、現在県の教職員住宅や県内自治体の公的賃貸住宅の空き室を移住者向けに提供しておりますように、これらの一部を社員寮として活用するといった方法などを、県内

事業者のニーズも把握しながら研究を進めているところでございます。

また、県内新入社員を対象に国が実施した調査によれば、就職先の選択理由の上位には、会社のイメージ、働きがい、会社の将来性、成長力への期待といった項目が上位を占めておりますことから、これらの必要性、重要性についても、事業者の皆様に理解を深めていただきたいと考えています。このため、本年度から県内企業を対象に、働きがいのある企業経営を目指した取り組みを促す研修会などを開催することとしております。また、企業の力強い発展を目指すための事業戦略や経営計画の策定、実行も支援をすることとしております。こうした取り組みによりまして、若者の地域への定着を促進し、人材の確保につなげてまいります。

次に、県立高等技術学校の実習用具費への補助制度についてお尋ねがありました。

県立高等技術学校の普通課程への入校生及び在校生に納入をいただく経費として条例で定めているもののうち、授業料につきましては、生活保護世帯や県・市町村民税所得割額の納付を必要としない世帯である場合など、知事が特に必要と認めたときは、その全部または一部を免除することができるかとされております。平成28年度は、在校生のうち約4割の方が授業料減免の対象となっております。

お話にありました実習用具費は、作業服や教科書、工具など個人の持ち物として個人が使用する物や、講習受講料、技能検定試験受検料といった個人の資格取得に係る経費など、個人で負担することが相当と考えられる費用の実費額を入校時にお預かりしているものです。他県の取り扱いを見ましても、これらを減免の対象としている事例は見当たらないことから、現状では補助制度を設けることは難しいと考えています。

ただ、議員のお話にありましたとおり、高等技術学校は、地域で必要とされる技術者を養成する重要な役割を担っておりますので、入校生をしっかりと確保し、育て、地域に送り出すことが求められております。このため、本年度中村高等技術学校では新たに地域の関係者との協議の場を設け、地域の方々と協働してPR活動を強化し、学ぶ意欲のある人材の掘り起こしを行いますとともに、専門知識と技術を持った人材を育成して、地域の産業界が求める人材とのマッチングを図る取り組みを進めようとしているところでございます。

今後、この新たな取り組みの中で、経済的な負担を含め、入校の障害になっている事項についても、関係者のお声をお聞きしながら検証した上で、他の都道府県の状況や取り組みなども参考にしながら、必要に応じて対応策を検討してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。一定、いろいろ前向きに検討していただけるお話もございましたので、ぜひそちらのほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問を幾つか教育長と知事にお願ひしたいと思ひます。

先ほど知事のほうは、今回の核兵器禁止条約が結ばれる画期的な状況が世界的に進んでいることも、一定評価をされました。その上で、ただその条約の参加国が全地球規模に広がるかどうか、これが一つの課題だというお話もございました。それは条約が発効された後、各国でその条約を批准しようというのは大きく広まっていくだろうと思うので、そこは知事が心配をされなくてもいいんじゃないかという課題だと思っております。

それで、やっぱりこの条約が結ばれることを私たちは切望しておりますけれども、その条約

に対して、それを結ぶためのヒバクシャ署名が果たす役割について、知事は少し検討していきたいというお話でした。ぜひその部分は、直接高知県の被爆者の皆さんにお会いになって、実際のお話を伺って、それを参考にやっぱり検討していただくということが私は大事だと思います。

ぜひお会いしていただくという点については、具体的にお願ひをしたいと思いますので、その後署名にどう対応するかということは、被爆者の皆さんのお声を聞いて、知事のお考えも変わるかもしれないし、変わらないかもしれないけれども、お会いするという事はやっぱり必要じゃないかと思うので、その点お願ひします。

それと教育長、私は本当に、この大事な一人の15歳の死を、ここまで教育長が重く受けとめていないのかと、改めて愕然といたしました。

先ほど高知県の表彰の件についても、長年の功績を認めて表彰したんだとおっしゃいました。私、この表彰の中身を見てちょっと目を疑いましたけれども、何と自尊感情を大事にした教育を進めてきたということがあります。児童生徒がみずから命を絶つときに、自尊感情がないというのがその最大の原因であり、それをどう克服するかということが教育の主たる責任でもあるというのは、教育長もこれまで言ってきたことです。

その自死に至った状況、そしてその後の対応も大変問題があるというふうに、私は思っています。保護者の皆さんも、地域の皆さんも、今となっては初めて、議事録もなければ、しかも録音もないと、それじゃ新しい事実の出てきようもないじゃないかと、確認のしようもないじゃないかという思いでおられるわけですね。そういう中で、再三にわたって御遺族からは、もっと調査をしてほしい、説明をしてほしい、保護者の声を聞いてほしいということ、昨年の表

彰を受ける年の4月、6月にも、直接教育長にも申し入れしているわけです。

そこで突っぱねられて、地域からもそういう声が上がっている、まさにそういうときにそんな表彰を与えて、それが正しかった、配慮は必要なかったという答弁は、私は余りに教育をつかさどる長として冷たい答弁だと言わなくてはならないと思います。その点、もう一度答弁を求めます。

○知事（尾崎正直君） 先ほど御答弁いただきましたように、非核平和高知県宣言にありますように、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴える、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進する、もって世界の恒久平和達成を目指すということは、高知県としての明確なスタンスだと、そのように思っています。問題は、その目的を達成するためにどのような手段をとって、どのような道筋を行くべきなのかということについて、そこはやはりさまざまな議論があるんだろうと思います。そこをどういう手法をとるかというその考え方の違いによって、この条約に対する態度というものも違ってくるということなのではないかなと、そのように思っております。

核保有国と非保有国との間ですさまじい立場の対立があるという中において、橋渡し役を果たそうとするということも、一つ非常に重要な現実的な手段、方法、そういうことではないのかなと私は思っているところであります。そこは、さまざまな立場から、また議論もなされていくことでありましょし、今後も長くさまざまな対応について、さまざまな議論が重ねられることだろうと、そのように思います。

お話のありました、署名するかどうかということの前に、その関係の皆様にお会いするかどうかということについて、先ほど御答弁いただきましたように、少し考えさせていただきたいと、そのように思います。

○教育長（田村壮児君） 御遺族の心情を考えますと、お話にありましたような御指摘もあろうかというふうに思います。そういう意味でいいますと大変悩ましいことかとは思っておりますが、県教育委員会といたしましては、先ほども御説明させていただきましたように、この校長、長年にわたって大変頑張って、実績も残していただいております。私も、前任校ではありますけれども、直接学校にお伺いして、大変厳しい学校をすばらしい学校にしているということに感銘も受けた校長でございます。

そういった校長の定年の年に当たって、何とかその頑張りに報いさせていただきたいと、そういう思いで表彰させていただいたということでございます、その点御理解を賜りたいというふうに思います。

○37番（塚地佐智君） ぜひ、知事には早急に検討していただいて、御返事を差し上げていただきたいというふうに思います。

教育長、やっぱり何が教育の根本かということが、今この表彰で問われると思うんですよ。出されてきている保護者の御意見は、学校側の対応に問題があったか、なかったかも判然としないということを問題にしているんです。そういうときに表彰する態度は断じて許せませんということを申し上げて、私の一切の質問といたします。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時57分散会

平成29年 6月29日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 下村 勝幸 君
- 2番 野町 雅樹 君
- 3番 上田 貢太郎 君
- 4番 今城 誠司 君
- 5番 久保 博道 君
- 6番 田中 徹 君
- 7番 土居 央 君
- 8番 浜田 豪太 君
- 9番 横山 文人 君
- 10番 加藤 漠 君
- 11番 坂本 孝幸 君
- 12番 西内 健 君
- 13番 弘田 兼一 君
- 14番 明神 健夫 君
- 15番 依光 晃一郎 君
- 16番 梶原 大介 君
- 17番 桑名 龍吾 君
- 18番 武石 利彦 君
- 19番 三石 文隆 君
- 20番 浜田 英宏 君
- 21番 土森 正典 君
- 22番 西森 雅和 君
- 23番 黒岩 正好 君
- 24番 池脇 純一 君
- 25番 石井 孝 君
- 26番 大野 辰哉 君
- 27番 橋本 敏男 君
- 28番 前田 強 君
- 29番 高橋 徹 君
- 30番 上田 周五 君
- 31番 坂本 茂雄 君
- 32番 中内 桂郎 君
- 33番 金岡 佳時 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 梶 元 伸 君
- 危機管理部長 酒井 浩一 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 門田 純一 君
- 文化 生活 門田 登志和 君
- スポーツ部長 産業 振興 松尾 晋次 君
- 推進 部長 中山間 振興・ 樋口 毅彦 君
- 交通 部長 商工 労働 部長 中澤 一真 君
- 観光 振興 部長 伊藤 博明 君
- 農業 振興 部長 笹岡 貴文 君
- 林業 振興・ 田所 実 君
- 環境 部長 水産 振興 部長 谷脇 明 君
- 土木 部長 福田 敬大 君
- 会計 管理者 中村 智砂 君
- 公営 企業 局長 井奥 和男 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人事 委員 長 秋元 厚志 君
- 人事 委員 会長 金谷 正文 君
- 人事 務 局 長 西山 彰一 君
- 公 安 委員 長 上野 正史 君
- 職務 代理 警察 本 部長 坂田 和子 君
- 代表 監 査 委員 坂田 和子 君
- 職務 代理 者 川村 雅計 君
- 監 査 委員 長

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成29年 6 月29日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 4 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部

を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 17 号 国道197号社会資本整備総合交付金(新野越トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第 2 一般質問

(3 人)

午前10時開議

○議長 (浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長 (浜田英宏君) 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第17号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上19件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

22番西森雅和君。

（22番西森雅和君登壇）

○22番（西森雅和君） おはようございます。公明党を代表して、知事初め執行部に質問をいたします。

初めに、日本国憲法についてであります。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行からことしでちょうど70年となりました。私ども公明党は、日本国憲法について、戦後民主主義の進展と新秩序の形成に大きく貢献し、広く国民にも浸透したすぐれた憲法だと評価しております。その上で、施行当時は想定されていなかった課題が出てきているのであれば、憲法に新しい規定を設けていくことについても、しっかりと議論することが大事であると考えております。

日本国憲法は、占領下で押しつけられたとの声の一部にあります。昭和20年の終戦の翌年、昭和21年2月、日本の占領統治に当たっていた

連合司令部、GHQから、いわゆるマッカーサー草案が日本側に交付され、これをもとに日本政府の憲法改正草案が作成されています。このことを捉えて、占領下でつくられた押しつけ憲法であり、自主憲法が必要との意見が一部にあるのだと思います。終戦後、憲法の作成に当たり、GHQの関与があったことは否定できませんし、極東委員会など戦勝国による外的圧力があったことも事実であります。しかし、日本国憲法が押しつけられたというのは、本当にそうなのでしょうか。

昭和21年4月、普通選挙による戦後初の衆議院選挙が行われております。マッカーサー草案をもとに作成された日本国憲法改正草案は、この衆議院選挙の後に召集された国会で、枢密院、衆議院、貴族院、それぞれで審議され、数多くの修正を受けた上で、昭和21年10月圧倒的多数で可決されています。衆議院では、憲法9条の規定などを問題視した共産党の6人を含む8人が憲法の制定に反対したのに対して、421人もの多数が賛成しています。この国会審議について、当時の吉田茂首相は、著書「回想十年」の中で、国会審議には何らの拘束もなく、憲法問題に関する限り、一応当時の国民の良識と総意があの憲法議会に表現されたと述べています。

また、国会での可決直後、昭和21年10月17日極東委員会は、憲法制定が真に日本国民の自由な意思によるものだったのかを確認するため、日本国民に再検討の機会を与えるべきである旨を決定し、GHQも、憲法施行後一、二年以内の憲法改正の検討を提案しています。しかし、政府は改正の必要なしと結論づけています。

さらに、憲法のもとで多くの重要な法律が改正されています。皇室典範や国会法、内閣法や地方自治法など、どれも戦後民主主義の基礎となった法律であります。もし憲法が押しつけ憲法であったならば、このような基本法制が整備

されることはなかったと思います。そして、何よりも憲法は、国民の広い支持を受けて今日まで至っています。今や押しつけ憲法という主張自体、意味がないと思います。

さて、昨今憲法改正の議論が活発となっています。憲法改正における私ども公明党の基本的な考え方は、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義という憲法三原則は人類普遍の理念であり、これからもこの三原則は堅持されなければならないと考えています。その上で、憲法制定当時に想定されていない課題や不都合なことがあれば、憲法改正について議論することも必要であると考えます。憲法も規範ですから、絶対に変えてはならないということではありません。公明党は、従来から憲法改正について加憲という立場をとっています。加憲とは、憲法三原則はあくまでも堅持しながら、必要となる新たな条項をつけ加えていくということであり、

日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる憲法改正の国民投票法が平成19年に成立し、平成22年に施行されています。この憲法改正の国民投票法は、個別の改正案ごとに、1人1票で賛成または反対の文字を丸で囲む投票方式となっています。したがって、日本国憲法の全体または数多くの条項の改正案を一括して国民投票にすることは、そもそも想定されていません。そのため現実的にも、加憲という方法で憲法改正論議を進めるしかないと考えられます。

そこで、まず憲法改正について、改めて知事の御所見をお伺いしたいと思います。

憲法改正は、衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成で憲法改正案の発議が行われ、国民投票にかけられます。国民投票では、投票総数の過半数の賛成で憲法が改正されるという流れになっています。憲法改正案の発議には、衆議院と参議院で3分の2以上の賛成が必要なため、

できるだけ多くの政党間での合意形成が大事でありますし、最終的には国民投票での過半数の賛成が必要となります。こう考えると、国民投票で賛成が得られるよう、国民の理解を得ながら国会審議を進める必要があると思います。

憲法の改正は、大変な労力と時間が必要であり、いわば国の大事業であります。そう頻繁にできることではありません。そのため、憲法改正については、優先順位の高いテーマ、すなわち改正しないと不都合がある分野の議論を優先させることが大切であると思います。憲法改正の想定されるテーマとして、例えば、大災害など緊急事態における国会議員の任期延長を認めてはどうかといったことや、教育の無償化のために憲法を改正してはどうかといったことが挙げられています。また、自衛隊の存在や国際貢献などを明記すべきとの議論もあります。

3年前の改正国民投票法の成立によって、国会は、いつでも憲法改正の発議ができる段階になりました。改正国民投票法の施行前は、総論としての憲法改正論であったように思いますが、今はどこをどう改正するのかという各論の段階になっていると思います。

そこでお聞きしますが、知事は、憲法改正について、どういったテーマを改正すべきと考えるのか、また改正すべきでないと考えるのか、憲法9条の改正に関する御所見とあわせて、この点についても改めてお伺いしたいと思います。

次に、教育についてであります。

小中学校の教育課程の基準となる学習指導要領が、10年ぶりに改訂されました。向こう10年の教育のあり方を示す学習指導要領は、次の世代を担う子供一人一人の未来を形づくる重要なものでありますし、ひいては社会の将来も左右するものであります。今後、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、新しい学習指導要領に基づいた学校教育が順次実施されて

いくこととなります。今回の新学習指導要領の特徴の一つとして、外国語教育の充実があります。小学校においては、今まで5年生から行っていた、ゲームや歌などで英語に親しむ外国語活動を3、4年生の中学年から行い、5、6年生の高学年では外国語科を導入して文法などを学ぶということになっています。こうした教育課程は、グローバル化に対応するため、国際標準を意識して盛り込まれたものであります。

新学習指導要領では、小学校の外国語教育の充実にあたって、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い、支援するとしています。新しい教育課程を行うにあたって、特に教員へのサポートは大きな課題であります。さきの2月議会で、我が党の池脇純一議員が、次期学習指導要領に基づく教育が成果を上げる上で、その中核を担う教員のサポート体制をどうするか、重要な課題であると指摘し、教員のスキルアップのための研修の充実、重要性を訴えています。これに対して教育長は、教員にとって負担感が大きいと言われる運動部活動の指導や学校徴収金などの事務の負担軽減に取り組んでいくと答弁し、教員が学習指導要領の改訂で掲げられる理念を正確に理解するとともに、それを具体的に授業の場面で実践することができる力を養う研修の充実が不可欠であるとの認識を示しています。しっかりとした準備のもとで、新学習指導要領への移行をしていただきたいと思います。

特に、新学習指導要領による小学校の外国語教育の充実については、不安を抱いている教師もいるのではないかと思います。小学生の中には英会話教室に通っている子供たちもおりますし、今や英語は生活の中にもたくさん入ってきており、教師よりも子供たちのほうが英語の発音がいいといった場合などもあります。教師が

やりにくいとを感じる部分もあると思います。

そこで、教員へのサポートとして、外部人材の活用ということについて一つ提案をしたいと思います。それは、地域で英語が得意な人を募り、小学校に配置して担当教員を補助してもらい、授業の充実を図ってはどうかということでもあります。外国語指導助手を増員するには大きな費用がかかります。そこで、外国生活を経験した人や退職した英語の教員など、地域の中にいる英語が話せる人に手を挙げてもらい採用する。採用された人には、一定の費用を県が補助し、担任教員の補助的な役割をしていただき、子供たちに教えるということでもあります。生きた英語が学べるとは思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、不登校対策についてであります。文部科学省の調査では、平成27年度全国における不登校の児童生徒数が、小学校では2万7,000人余りで、比較可能な平成3年度以降最多となっております。中学校では9万8,000人を超えています。高知県内での不登校の児童生徒数の実態は、平成27年度で小学校181人、中学校が674人となっております。少子化が進む中であっても、不登校の児童生徒はここ数年増加の傾向にあり、県内の小中学校における不登校対策は大きな課題であります。

現在、県内の中学校ではさまざまな取り組みも行われています。中学校1年になったとき、新しい環境での学習や生活にうまく対応できないことから不登校やいじめなどがふえるという、いわゆる中1ギャップへの対策として、毎年4月から5月にかけて、野市の青少年センターや幡多青少年の家などを利用して、中1仲間づくり合宿を行っている中学校も多くあります。実施した学校の生徒へのアンケートでは、多くの生徒から、合宿で友達のよさを感じることができた、また規則やマナーを守ることの大切さを

理解できた、さらに合宿前に比べると生徒と先生との信頼関係が深まったといった声が寄せられています。一方、教員へのアンケートでは、活動を通じてふだんの学校生活では見られない生徒の様子を見ることができた、引っ込み思案な友達を活動に入れようと声かけする生徒がいて学級として仲間意識が高まった、また生徒のほうからよく声をかけてくれるようになり関係が深まったといった声があったと聞きました。

そこで、教育長にお伺いいたします。中1仲間づくり合宿を実施した中学校と不登校生徒数との関連をどのように分析しているのか、今後の不登校対策とあわせてお伺いをいたします。

次に、教育機会確保法についてお伺いをいたします。昨年の臨時国会において、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が成立し、ことし2月から施行されています。この法律の基本理念には、不登校の子供が安心して教育を受けられる学校環境の整備や、不登校の子供のさまざまな学習の実態を踏まえた支援の必要性が明記されています。また、この法律では、不登校の子供の受け皿となっているフリースクールなど学校以外の場で行う多様な学習活動の重要性や、子供が学校を欠席して休養する必要性を認めています。

この法律、当初法案の段階では、不登校の子供たちの居場所となるフリースクールや自宅での学習といった学校以外の学習も、義務教育として認めることが検討されていたそうであります。しかし、学校教育の根本を揺るがすといった意見や、不登校を助長するといった意見があり、見直しがなされたということでもあります。

学校以外の学びの場を認めることは、子供を学校教育から遠ざける結果になるのではないかと懸念する意見は今もあります。しかし、不登校の原因の一つである学校でのいじめは深刻化

し、自殺に追い込まれてしまう子供もいます。学校に復帰できるにこしたことはありませんが、大切なことは、学びの場を確保することです。そうした意味からも、この法律は、不登校の子供の支援を進める大きな一歩であると思います。

そこで、まず教育長に、教育機会確保法をどのように受けとめているのか、お伺いをいたします。

教育機会確保法では、不登校の子供の状況に応じた学習活動が行われるよう、不登校の子供や保護者に対して必要な情報提供や助言を行うために、必要な措置を講ずることになっています。

そこで、教育委員会として、不登校の子供や保護者に対しての情報提供や助言をどのように行っていくのか、県内におけるフリースクールの実態とあわせて教育長にお伺いをいたします。

また、教育機会確保法では、義務教育を終了できなかった人に対する教育機会の提供も盛り込まれています。具体的には、戦争や貧困で学校に通えなかった高齢者や外国人らが通うための夜間中学の設置であります。

そこで、教育長にお伺いします。県内において戦争や貧困で学校に通えなかった高齢者などを含めた未就学者がどのくらいいるのか、また県内への夜間中学の設置に対する御所見もあわせてお伺いをいたします。

さて、文部科学省は、2020年度から、大学入試センター試験にかわる新しい大学入試制度として、大学入学共通テストを導入するとしています。大学入学共通テストは、大学入学希望者を対象に、高校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として行うものであります。このため各教科・科目の特性について、知識、技能を十分に有しているの

かの評価も行いつつ、思考力、判断力、表現力を中心に評価を行うということでもあります。

この試験の特徴として、国語と数学では、マークシート式問題に加えて記述式の問題を取り入れるとしています。記述式問題の導入によって、解答を選択肢の中から選ぶだけでなく、みずからの力で考えをまとめたり、相手が理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力や判断力、表現力を評価することができるということでもあります。

また、英語は、英検やTOEFL、TOEICといった民間の資格・検定試験を活用するとしています。グローバル化が急速に進展する中で、英語によるコミュニケーション能力の向上が求められています。現行の高校の英語教育では、聞く、読む、話す、書くの4つの技能をバランスよく育成することとされており。しかしながら、現在の大学入試は聞くことと読むことが中心であります。新しい大学入試では、この聞く、読む、話す、書くの4つの技能を適切に評価する必要があるということでもあります。そこで、話すことと書くことを含めた英語の4つの技能を評価するために、民間事業者によって広く実施されていて、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用するということでもあります。

そこでお伺いしたいと思いますが、現在の高校の英語の授業における、聞く、読む、話す、書くといった4つの技能の育成にどのように取り組んでいるのか、また大学入学共通テストの内容が明らかになる中で、今後高校の英語の授業の内容がどのように変わるのか、また変わらないのか、教育長にお伺いをいたします。

ことし4月に、文部科学省は、全国の公立の小・中・高校を対象とした、平成28年度の英語教育実施状況調査の結果を公表しました。この調査は、昨年12月1日現在で、英検の当該級以

上を取得したか、もしくは教員が当該級以上相当の英語力を有すると判断した生徒数や割合を調べたものであります。

英検3級相当以上の英語力を持つ中学3年生は、全国平均で中学3年生全体の36.1%となっています。一方、準2級相当以上の高校3年生は、全国平均で高校3年生全体の36.4%となっております。高知県はといいますと、英検3級相当以上の英語力を持つ中学3年生は、全国平均より2.5ポイント低い33.6%、準2級相当以上の高校3年生は、全国平均より11.8ポイント低い24.6%で、高校3年生は全国最下位であります。

2020年度からの大学入学共通テストにおいて、英検やTOEFL、TOEICといった民間事業者が行う資格・検定試験を活用するということになると、本県における大学受験は、さらに厳しい状況が考えられます。

そこで、この平成28年度の英語教育実施状況調査の結果をどのように受けとめているのか、またこの結果をどのように分析しているのか、教育長にお伺いをいたします。

さて、2020年度からの大学入試で民間事業者が行う資格・検定試験を活用するということについて、資格・検定試験の会場数や実施回数に、都市部と地方や郡部ではばらつきがあるという指摘や、資格・検定試験には4,000円から高いもので2万5,000円の受検料が必要で、家庭の経済状況によって受検が難しくなる受検生が出てくるのではないかとといった課題もあります。

文部科学省では、受検料を抑えるために、民間事業者が受検料を引き下げられるよう、会場は公立高校の校舎を利用するなどの要請をしていく見通しということですが、いずれにしても、民間事業者が行う資格・検定試験の受検料が全くゼロになるということは考えにくいと思います。こうしたことからすると、行政と

して、資格・検定試験を受検する生徒に対して何らかの支援の必要性も感じますし、国への働きかけも必要であると思います。

そこで伺いたいと思いますが、今現在英語以外も含めて民間事業者が行っているさまざまな資格・検定試験において、受検する生徒に対して何らかの補助を出しているといった公立学校はあるのか、また2020年度から始まる新しい大学入試制度を見据えたとき、民間事業者が行う資格・検定試験の受検生に対して受検料の補助をするなど、行政としての支援の必要性をどのように考えるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、高校入試についてお伺いをいたします。昨年、神奈川県の中3年生が、インフルエンザで体調を崩したまま受験した高校入試で十分に力を発揮できなかったことを苦に自殺し、母親も後を追って命を絶ったと見られる事件がありました。こうした悲劇は二度と繰り返されてはなりません。受験生には、入試に対して万全の体調で臨み、力を存分に発揮してほしいと願うものであります。しかし、毎年入試時期はインフルエンザなどが流行する時期でもあり、体調を崩したまま受験するといった受験生もいます。

文部科学省は、昨年の10月、高校入試の受験生がインフルエンザを初め急病で体調不良の場合の対応として、別日程の追試験を設けるなど、特段の配慮を行うよう通知を出しています。本県では、受験当日体調を崩して会場に来た受験生については、別室で入試を受けるといった対応がとられているということでもあります。本県の高校入試は、A日程とB日程で行われています。A日程で定員に達した高校は、B日程の入試を本来行っていませんが、A日程の欠席者に対しては、追検査という形でB日程で対応しているということでもあります。

そこで、教育長にお伺いをいたします。県立高校のことしの入試における別室での試験及び欠席者はどれくらいいたのか、その理由はどのようなものがあるのか、また入院中の受験生に対してはどのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

また、新型インフルエンザ流行など不測の事態も想定し、中学校と高校の間での連絡体制の構築や問い合わせ窓口なども必要であると思います。

現在、高校入試において、中学校と高校との連絡体制はつくられているのか、また問い合わせ窓口などは設置され、万全の体制がとられているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、学校のトイレについてお伺いをいたします。民間企業の調査によると、学校で大便をしない小学生は3割に上り、和式トイレが多い学校に通う子供ほど我慢する傾向が強いそうです。自宅の洋式トイレで育った世代が、学校の和式トイレに戸惑い、抵抗を覚えることは容易に理解できます。男の子でも、おしっこをするとき、尿がはねるのを嫌がり、洋式トイレで座って用を足す子供もふえてきているといいます。自宅に帰るまで耐えるつらさ、学業への影響はもちろん、便秘などの健康面の心配もあります。

文部科学省の昨年の調査では、公立小中学校のトイレの洋式化率は全国平均で43.3%ということでもあります。この5月、6月と、県議会総務委員会の業務概要調査で幾つかの小中学校と各高校を回りましたが、それぞれの学校における洋式トイレの割合は多くないように感じました。

学校のトイレは子供たちだけの問題ではありません。学校は、地域コミュニティーの拠点であり、大規模災害のときには避難所となるなど、老若男女を問わず多くの住民が利用します。実

際、東日本大震災や昨年の熊本地震では、避難者の多くが和式トイレに悩まされたとの声を上げています。公立学校のトイレの洋式化については、さらに進めなければならないと思います。

そこでお伺いしますが、県内公立学校のトイレの洋式化の実態がどのようになっているのか、トイレの洋式化に関する御所見とあわせて教育長にお伺いいたします。

自治体が公立学校のトイレの改修をする場合、費用の3分の1を国が補助する制度があります。ただ、多くの自治体は学校の耐震改修などを優先しているために、トイレの洋式化は後回しになっているのが現状だと思います。財政的な問題もあり、直ちにトイレの改修を大幅に進めることは難しいかもしれませんが、まずは改修目標を明確にすることが重要であります。

今後、県内の公立学校のトイレの洋式化を、高知県としてどのように計画的に進めていくお考えか、改修目標とあわせて教育長にお伺いをいたします。

次に、がん対策についてお伺いいたします。

日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっています。まさに、がんは日本人の国民病とさえ言われています。

がん対策については、平成19年4月に、国においてがん対策基本法が施行され、本県でも高知県がん対策推進条例を制定し、その対策に取り組んできているところであります。現在、国では、がん対策基本法に基づく第3期のがん対策推進基本計画の策定に向け、議論が進んでいるところであります。本県でも、今年度で第2期高知県がん対策推進計画が終了し、年度中に、向こう6年間の第3期高知県がん対策推進計画の策定をすることとなっています。

そこで、現在取り組んでいる第2期高知県がん対策推進計画についてお聞きいたします。第2期計画では、全体目標並びにさまざまな個別

目標を具体的に掲げて、取り組みをしています。目標期限としては、10年以内のものもあれば、5年以内のもの、また3年以内のものもあります。この計画では、平成29年度に最終評価を行い、その結果を次の計画に反映するとなっています。第3期計画の年度内の策定を考えると、そろそろ第2期計画の評価がなされなければならないと思います。

そこで、第2期高知県がん対策推進計画の全体目標と個別目標に対する進捗状況をどのように評価しているのか、そして現在の進捗状況を踏まえてどのような課題が見えてきたのか、またその対応策を第3期高知県がん対策推進計画にどのように生かしていくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

さて、ここ10年間のがん対策は、法律や条例が制定された10年前と比べると大きく進んでいます。その一つが、格差の解消であったと思います。従来のがん対策は、情報、地域間、病院施設間での3つの格差があったと言われていました。患者の皆さんは、まずどこに相談すればよいかわからない、さらに地域や病院施設によって医療技術や専門医の偏りも見られました。

こうした状況の中、専門的ながん医療を提供するがん診療連携拠点病院の整備が進められました。その結果、拠点病院は全国で400カ所に設置され、高知県でも、都道府県がん診療連携拠点病院としては高知大学医学部附属病院が、また地域がん診療連携拠点病院として高知医療センターと県立幡多けんみん病院が指定されています。これらの病院には、がん相談支援センターも設置され、患者の皆さんや家族は無料で相談を受けられる体制も整っています。また、高知県では平成19年10月に、行政としては当時全国初のがんの相談窓口、がん相談センターこうちを開設し、誰もが安心して相談が受けられる体

制を整えています。

こうしたがん診療拠点病院や相談窓口の整備によって、がん医療の均てん化が進んできています。しかし、どこでも安心して高度な医療が受けられるためには、地域間における格差のさらなる解消が必要と思われまます。先ほど申し上げましたように、県内には、都道府県がん診療連携拠点病院として1カ所、また地域がん診療連携拠点病院は、二次医療圏で見ると、中央保健医療圏と幡多保健医療圏にそれぞれ1カ所ずつ整備されていますが、厚生労働省では、地域がん診療連携拠点病院の整備については原則二次医療圏に1カ所整備するとなっています。県内においては、安芸保健医療圏と高幡保健医療圏に、まだ地域がん診療連携拠点病院が整備されていません。

そこで、健康政策部長にお伺いします。県民の皆さんがどこでも安心して高度な医療が受けられるためには、安芸保健医療圏と高幡保健医療圏にも、がん診療連携拠点病院の整備は必要と考えますが、今現在安芸保健医療圏と高幡保健医療圏に地域がん診療連携拠点病院が整備されていない理由はなぜか、また未整備の2つの二次医療圏におけるがん医療をどのように考えているのか、部長にお伺いをいたします。

そのほかのがん対策としては、がん医療の格差の解消とあわせて、緩和ケアの普及などに向けた取り組みも進められています。

また、平成25年には、がん登録推進法が成立し、全国では、昨年からのデータから罹患、診療、転帰などの情報をデータベースに登録し、治療や予防に役立つ取り組みも始まっています。がん登録で集められた情報は、がん登録の蓄積が進むほどより有効な治療法を選択できるなど、がん登録に対する関係者の期待は大変大きいものがあります。それは、何よりも患者の皆さんや家族にとって大きな希望であります。アメリ

カでは、1990年代にがん登録が義務化されて以降、がんによる死亡率が目に見えて低下していると言われていいます。

がん登録に関して、我が県では、全国の登録に先立ち平成17年から県が実施主体となり、近年では100以上の医療機関で精度の高いがん登録が実施されていますが、本県における今までのがん登録が本県のがん対策にどのように活かされてきたのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

がん登録推進法の成立により、現在県独自のがん登録から全国がん登録への移行が進められていると思いますが、全国がん登録への移行はスムーズに行われているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

がん登録により全国で集められたがん登録のデータは、今後具体的にどのような形で活用されていくのか、本県への活用とあわせて健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、がん教育についてお伺いをいたします。昨年12月にはがん対策基本法が改正され、新たに、がんに関する教育の推進が条文としてつけ加えられました。この条文では、国及び地方公共団体が、学校教育や社会教育で、がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずることとなっています。こうした動きの中、文部科学省では、本年度から、がんの教育総合支援事業としてがん教育の全国展開を目指しております。そして、次期学習指導要領にもがん教育が明記されています。がんに対する正しい知識と命の大切さを深めるためのがん教育は、がん患者の皆さんを社会全体でサポートしていく上で欠かすことはできません。

そこで、教育長にお伺いをいたします。学校教育におけるがん教育の重要性をどのように認識しているのか、また今後学校現場でがん教育をどのように進めていくのか、がん教育を進める

上での課題と対応策もあわせてお伺いいたします。

次に、ドクターヘリについてお伺いいたします。

要請に応じて医師や看護師が乗り込み現場に向かう救急医療専用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリが高知県に導入されて、ことしで7年目になります。この間、ドクターヘリは多くの命を救う頼もしい活躍を見せています。私の周りでも、ドクターヘリで助かったという話を幾つか聞きました。先日、東洋町に行ったとき、漁師の方から伺いました。その方は高齢者で、脳梗塞で倒れたそうであります。緊急要請によるドクターヘリで東洋町から医療センターに運ばれ、迅速な措置によって命は助かり、幸い後遺障害もなく、現在元気で仕事に復帰しています。その方は、もしドクターヘリがなかったら、私は今ここにいないと思います、ドクターヘリには心から感謝していますとっておりました。

県のまとめでは、ドクターヘリの出動実績は、平成23年度の導入当初年間375件であったものが、平成28年度には806件となり、2倍以上の出動回数となっています。それだけニーズがあり、多くの命を救ってきているということでもあります。今後、高齢化がさらに進むことなどを考えると、ドクターヘリの出動はさらにふえてくるものと思われまます。

そこで、健康政策部長にお伺いいたします。このドクターヘリによって救命率はどれくらい向上しているのか、後遺障害の軽減状況もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

私のもとの職場の同僚も、ドクターヘリで命が助かっています。その方は脳梗塞を起こして自宅で倒れました。家族が消防に連絡、救急車が駆けつけてきた。倒れている状況を見た救急隊員が、ドクターヘリをすぐさま要請したそうあります。しかし、ドクターヘリは別の場所

に出払っており、30分しないと来ないということだったそうあります。やむなく隣の町の病院に搬送され、そこででき得る対応をしてもらい、ドクターヘリの到着を待つこと30分、ようやくドクターヘリが到着し、高知市内の病院に搬送され、一命を取りとめたということでもあります。家族にしてみれば、どんな思いでドクターヘリの到着を待っていたのでしょうか。今後、ドクターヘリの出動がさらに増加すれば、ドクターヘリを待たないといけないといった状況はよりふえてくるように思われます。

ドクターヘリは大規模災害でも威力を発揮します。東日本大震災では16機のドクターヘリが140人以上の患者を搬送し、熊本地震でも13機で70人の救助に当たっています。

そこで、知事にお伺いいたします。東西に長い高知県において、ドクターヘリの出動回数の増加状況や、近い将来必ず起こるとい南海トラフ地震対策を考えたとき、高知県での2機目のドクターヘリの必要性を感じますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震発生時における受援計画についてお伺いをいたします。一たび南海トラフ地震が発生すれば、全国の自治体や企業、民間ボランティアなど、多種多様な支援が高知県内に入ってくることが予想されます。そこで問われるのが、そうしたさまざまな支援を受け入れる力であります。実際東日本大震災では、発災後初めて迎えた大型連休で、泥のかき出しなど、人手が必要な被災者が大勢いたにもかかわらず、受け入れ側の自治体が多くボランティアに対応し切れずに断るケースも相次いだといいます。熊本地震では、救援物資が滞留し、食料に事欠く避難所がある一方で、賞味期限切れのおにぎりが大量に廃棄されたところもあったといいます。

今では、複数の自治体などによる広域災害連

携は着実に進んでおり、多くの自治体が相互応援協定を締結し、被災地の要請を待たずに物資を届けるといったプッシュ型の支援も定着するなど、職員の派遣を含め、非常時に応援に行く体制は整いつつあります。また、災害ボランティアに関する国民の意識も高いものがあります。こうした中で、被災地自治体における支援を受け入れる計画、いわゆる受援計画を策定しておくことが重要であります。

そこで、危機管理部長にお伺いいたします。現在の本県の受援計画及び市町村の受援計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、燃料タンクなど安全対策の推進についてお伺いいたします。燃料タンク及び石油・ガス施設の地震・津波対策につきましては、転倒や油の流出などによる火災の発生などの2次被害を防止するため、事前の安全対策を進めているところでもあります。県内に設置されている農業用燃料タンクの数、平成27年度末で8,843基ありますが、そのうち対策済みとされているものは225基であり、対策済みの割合は2.5%であります。

そこで、農業振興部長にお伺いいたします。平成28年度からの第3期南海トラフ地震対策行動計画では、国と県の事業を活用し、農業用燃料タンクの整備を平成30年度まで毎年300基、合計で900基進めるとしてありますが、農業用燃料タンク整備の進捗状況はどのようになっているのか、整備における課題とその対応策をあわせてお伺いいたします。

石油・高圧ガス施設が集積している高知市タナスカ地区など浦戸湾沿岸域における石油・ガス施設の地震・津波・火災対策については、平成25年度に地質調査を行い、得られたデータをもとに、国や事業者、高知市と連携して実施可能な対策に着手しているところでもあります。

本年度は、瓦れきなどの拡散シミュレーションを実施し、対策の検討を行うということですが、高知市タナスカ地区と高知市中の島地区の石油・ガス施設の地震・津波・火災対策の内容と今後のスケジュールについて危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、ウミガメ保護についてお伺いいたします。

豊かな自然環境に恵まれた高知県の海岸には、毎年5月の終わりから8月の初めにかけて、太平洋を回遊したたくさんのウミガメが産卵のためにやってきます。ウミガメは、一度の産卵で約80個から150個の卵を産むそうであり、そして、約2カ月でふ化し、子ガメとなり海に帰っていくそうであります。

県では、このウミガメの保護を目的に、平成16年に高知県うみがめ保護条例をつくり、ウミガメの産卵地や生育地など、重要と認める地域を生育地等保護区として指定し、現在保護に努めているところでもあります。県内における生育地等保護区としては2カ所、室戸市の元・岩戸・奈良師海岸と土佐清水市の大岐の浜海岸が指定されています。保護区では、工作物の設置や土地の形質の変更などが規制され、特に6月1日から9月30日までは、車両の乗り入れ、たき火や花火、フラッシュ、ストロボによる写真撮影やウミガメにむやみに近づく行為などが規制されています。

昨年、ウミガメが産卵のために県内の海岸に上陸した回数は256回、そのうち産卵が確認されたのは113回となっています。ここ数年では、平成25年が上陸数528回、産卵263回と最も多く、平成27年は147回の上陸に対して84回の産卵となっています。年によって、その数は大きく変化しています。それでも、条例ができた平成16年の上陸回数82回、産卵数46回と比べると、条例によるウミガメ保護の成果が出てきていると

思います。そして、たくさんの子ガメが海に戻っていきます。子ガメが海に戻ることができるのも、産まれた卵をふ化場に移すなど、ウミガメの保護に取り組んでいる方々の地道な活動があったからこそと思うものであります。

上陸回数と産卵回数に差があるのは、上陸をしても産卵する場所がなく、一旦海に帰り、再び別の場所に上陸して産卵をするため、違いが出ているということであります。ウミガメの保護に努めている方から話を聞くと、昔と比べると海岸が痩せてきていることも影響しているのではないかと考えています。ウミガメが産卵のために上陸をしても、産卵する場所がなく海に帰り、次の上陸が間に合わず、海にそのまま卵を産んでしまうウミガメもいるとも聞きました。

上陸・産卵回数を地域別に見ると、去年は、保護区とされている室戸市の海岸では上陸1回、産卵1回。土佐清水市の大岐の浜では、上陸12回、産卵12回となっています。県内の海岸で毎年上陸・産卵回数が最も多いのは、実は高知市の海岸であります。去年は上陸126回、産卵34回となっています。県内の海岸にやってくるウミガメの毎年約半数が、高知市の春野の仁ノ海岸や戸原海岸、長浜の海岸などに上陸、産卵しているということであります。

そこで気になるのは、高知市の海岸での上陸回数と産卵数の差が余りにも大きいということであります。先ほどの室戸市、土佐清水市の保護区では、毎年産卵数が上陸回数と同じかほぼそれに近い数であるのに対して、高知市の海岸では、上陸したウミガメの約3分の1しか産卵をしていません。地元でウミガメ保護をしている方の話では、これは、海岸が痩せた影響もあるが、海岸への車の乗り入れが多いことや海岸で火をたくことなどが影響しているということであります。高知市の海岸も保護区に指定され、

ウミガメが産卵しやすい状況が守られれば、こういった現状も変わってくるのではないかと思います。

そこで、林業振興・環境部長にお伺いいたします。高知市の海岸でのウミガメの上陸と産卵の現状をどのように捉えているのか、また高知市の海岸も保護区に指定すべきと考えますが、部長の御所見をお伺いいたします。

最後に、大川村について伺います。

今月の大川村議会において、和田村長が町村総会の検討を表明されました。昨年10月31日現在、大川村の世帯数は228世帯、人口は406人です。しかしながら、議員になれる人は限られています。まず、満25歳未満の人は、被選挙権がありませんので除かれます。また、公務員も議員になれません。そして、議員の兼業の禁止の対象となる人も除かなければなりません。そう考えると、かなり絞られてきます。その中で、自身の体調のことや低い議員報酬による生活のこと、また夫婦や親子の間で選挙を戦うことをためらう人がいることなどを考えると、議員になろうとする人は数えるほどしかいなくなるというのが、大川村の現状であると思います。

知事は、提案説明で、大川村議会の維持に向けて、必要に応じて国に対する政策提言も行っていくということですが、国に対してどのような政策提言が考えられるのか、地方自治法や公職選挙法の改正といったところまでの政策提言も考えられるのか、知事にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、憲法改正に係る所見についてお尋ねがございました。

いわゆる押しつけ憲法論につきましては、平成17年4月の参議院憲法調査会の調査報告書に

よれば、現行憲法の制定過程をめぐっては、連合国最高司令官総司令部の関与度は極めて大きく、押しつけ憲法であって、自主憲法とは言えないのではないかとの意見がある一方で、日本国民はこの憲法の登場を熱烈に歓迎し、国民の支持のもとでつくられたので自主的と言って差し支えないとの意見がある、またGHQの押しつけであり、瑕疵のあるものではないかとの意見がある一方、日本国憲法が我が国に定着していることを考えると、この瑕疵は治癒されたと見るべきではないかとの意見が出されたとの報告がなされているなど、さまざまな意見があるものと承知をいたしております。

いずれにせよ、憲法制定過程にかかわらず、制定から70年を経て、大多数の国民が現行憲法を支持していることは確かであり、現行憲法は国民の間に定着しているものと思われま

す。他方、私は、時代が変化し、現行憲法では必ずしも対応できない事柄が生じてくるのであれば、憲法改正について徹底した議論を行うことが必要であると考えております。こうしたことから、憲法への緊急事態条項の追加や、地方自治の発展と参議院の合区解消にもつながる地方自治の規定の充実の必要性について、従前より訴えてきたところであります。

今般、憲法改正についての議論が盛り上がりを見せてきており、緊急事態条項の追加や地方自治の規定の充実について、国民的な議論となることを大いに期待しているところであります。その際には、その手法として、お話にありました加憲により対応していくのか、また条文の改正により対応するのかといったことについても、有識者の意見を取り入れ、これまでの憲法解釈との整合性も考慮し、検討が進められるものと考えております。今後、多方面からしっかりと議論を進めていただきたいと考えております。

次に、憲法改正のテーマについてお尋ねがあ

りました。

私も、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という現行憲法の三原則については、これからも堅持していくべきだと考えております。その上で、先ほども申し上げましたように、現行憲法では必ずしも対応できない事柄が生じてくるのであれば、憲法の改正について徹底した議論を行うことが必要であるとも考えております。

そういう中で、先ほども申し上げましたように、私は、南海トラフ地震などの大規模災害に対処するための緊急事態条項の追加、あるいは今後の地方自治の発展に資し、参議院の合区の解消にもつながる地方自治の規定の充実は、憲法改正のテーマとしてふさわしいものと考えております。

また、教育の無償化については、これまで全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、段階的な幼児教育の無償化の必要性を訴えてまいりました。教育の無償化を憲法に位置づける必要性については大いに議論を行っていただきたいと思いますが、これまで主張してきたことが実現するのであれば、歓迎できるものと考えております。

さらに、お尋ねのありました憲法9条の改正に関して、現在議論されている自衛隊の根拠規定を設けることについては、まず私は、現行憲法の条文においても自衛隊は合憲と言えると考えております。しかしながら、自衛隊に対する国民の理解、支持というものが非常に高い中で、いまだに一部に自衛隊が違憲だという声があることも確かであり、国民的議論を通じて自衛隊の合憲性に係る議論に決着をつけることの意義は大きいと考えております。他方で、平和主義は堅持すべきであり、現行の憲法9条の解釈は維持されるべきだと考えております。このため憲法に自衛隊を明記する場合には、既存の条文の解釈に影響が及ばないかについて慎重に検討

する必要があるものとも考えております。

次に、近年のドクターヘリの出動回数の増加に対する対応や、南海トラフ地震への備えとして、2機目のドクターヘリの導入の必要性についてお尋ねがありました。

本県のドクターヘリの出動件数は、平成23年3月の運航開始から2倍以上にふえておりまして、この間、議員からも御紹介のありましたとおり、医師による迅速な治療開始と搬送時間の短縮によって、多くの県民の貴重な命が救われてきました。広い県土と中山間地域を多く抱える中で、地域地域で住み続けられる県づくりを目指す本県にとって、今やなくてはならない重要な医療資源になっているところです。また、南海トラフ地震では、多くの地域で揺れや津波によって道路が寸断されることが予想されることから、ドクターヘリを初めとする、ヘリコプターの有する高い機動力には大いに期待するところであり、一機でも多く保有しておきたい思いがあるの言うまでもありません。

しかしながら、さらにドクターヘリを導入するには、基地病院となる医療機関の確保、搭乗する医師や看護師の育成、日常の運航やヘリ基地の整備に係る多額の財政負担の問題など、多くの課題があるのも事実であります。

他方、医療センターからは、今の体制のもとで1,000件程度は対応可能と伺っておりますし、ドクターヘリが別件で出動中などの場合には、消防防災ヘリや県警ヘリが出動して救急搬送に対応するほか、相互応援協定締結により、本県東部地域の室戸市、東洋町への出動は徳島県のドクターヘリにも補完していただいております。

こうしたことから、現時点において、直ちに2機目を導入するとの判断はできかねるところではありますが、今後の出動件数の増加の状況などを注視していきたいと考えております。その上で、当面は現行の消防防災ヘリや警察ヘリ

などと連携したヘリ救急の体制を維持し、昨年度ドクターヘリを導入した愛媛県との相互応援協定の締結や、中四国での災害時における広域応援体制の構築などにも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、大川村議会の維持に向け、国に対してどのような政策提言が考えられるのかについてお尋ねがございました。

人口が少なく、高齢化も進んでいる大川村において議会を維持していくためには、議員の担い手を確保する根治対策としての地域活性化施策を実行していくほか、議会維持に向けた課題の解決策についても検討を行っていく必要があると考えています。

6月22日に開催いたしました第1回の検討会議においては、村から、議会維持に向け、村政に対する関心、兼職兼業制限、議員報酬、議会の運営方法の4つの課題が示されました。今後、県においては、村政に対する関心については、座談会の開催など、村民の皆様の村政や村議会への理解、関心を高めるための先進的な取り組みを行っている事例について研究をまいります。また、兼職兼業制限については、大川村の状況に照らして、現行制度にどのような課題があるか研究をまいります。議員報酬については、全国の、人口規模などが類似している団体の報酬水準などを研究をまいります。議会の運営方法については、他の仕事を持ち、地域の役職などと兼ねている議員も議会に参加しやすいよう、夜間や休日議会の開催など先進的な取り組みを行っている事例について研究をまいります。これらの4点について研究した成果を検討会議に提示し、議論を深めたいと考えております。

また、村においても村民アンケートを実施し、その結果を検討会議に報告する予定となっております。その結果も踏まえて、さらに議論を深めさ

せていただければと考えるところです。

お尋ねの政策提言の具体的な内容については、こうした議論を深めていく中で検討することとなりますが、例えば、兼職兼業制限について規定している地方自治法や公職選挙法等の制度改正が必要と考えられる場合には、国への政策提言も行ってまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、小学校の外国語教育を充実するために、県が費用補助をして、地域の中の英語力のある人材を活用することについてお尋ねがございました。

小学校の段階から、本物の英語に触れたりその基本的な表現になれ親しむことは、コミュニケーション力や英語力を高めるために非常に効果的なものでございます。このようなことから、現在全ての市町村教育委員会で、英語を母国語とするALT——外国語指導助手などを雇用し、担当教員と一緒に会話のモデルを提示したり、簡単な文章を英語で表現したり、さらに母国の言語や文化についての情報提供を行うなどして、授業の充実を図っております。

しかしながら、こういったALTの雇用には、お話のありましたように手間や費用の面で大きな負担がかかるため、大幅に増加することは困難な状況でございます。こうしたことから、議員からお話のありましたように、英語力のある地域の人材を授業の補助として活用することは、非常に有効な手だてであると思います。県教育委員会としましても、現在地域の人材を学校教育に活用する取り組みとして、地域住民が各学校の教育活動の支援を行う学校支援地域本部の取り組みを推進し、また教育版地域アクションプランを充実し、各学校独自の学力向上の取り組みを支援しております。さらに、学校が行

う、放課後などの学習をサポートしてくださる学習支援員の雇用に対する補助なども行っているところでございます。

南国市を初めとする7つの市町では、こうした県の施策を利用して、海外の大学卒業者や通訳経験者、海外留学経験者など、英語力を有する地域の人材を活用し、各学校の外国語活動支援を行っております。今後、このような取り組みを他の市町村に広めるとともに、中山間地域では人材が少ないという課題も見られますところから、人材発掘にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中1仲間づくり合宿を実施した中学校と不登校生徒数との関連をどのように分析しているのか、また今後の不登校対策についてのお尋ねがございました。

本県の児童生徒の不登校は、依然として厳しい状況が続いております。特に、中学入学後に新たに不登校となる生徒が多く出現することや、中学校での不登校の要因として友人関係をめぐる問題が多いことから、中学校入学後のできるだけ早い段階で、学校生活に適應できるような手だてが必要と考えております。

中学校1年生の不登校を改善する手だての一つとして、生徒同士や生徒と教員との信頼関係を築き、円滑な学級づくりにつなげるための中1仲間づくり合宿を、県内の半数近くの中学校が実施しており、スポーツ活動や野外レクリエーションなどの体験活動を行っております。合宿を実施する学校や生徒の状況はさまざまでありまして、その効果を数字ではかることは難しい面がございますが、お話にもございましたように、実施後のアンケートでは、ほぼ全ての生徒が、友達や先生との信頼が深まったと回答しており、また多くの教員が、合宿を通じて生徒が学校生活に適應できるようになりその後の学級経営につながったと実感するなど、一定の効果

も見られております。

今後は、中学校に限らず、県全体の不登校の改善を図るために、未然防止の観点での小中連携の推進や、早期支援の観点での定期的開催される校内支援会の充実を図るとともに、不登校が長期化した場合に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的なスキルを活用して、より手厚い支援を図ってまいりたいと考えております。こうした取り組みをさらに強化しながら、不登校の現状を改善していきたいと考えております。

次に、教育機会確保法をどのように受けとめているのか、お尋ねがございました。

教育機会確保法は、さまざまな事情から義務教育段階での教育を十分に受けられていない方々や、不登校により授業を受けることができない児童生徒が一定数存在しているという現状を踏まえ、教育機会の確保などを総合的に推進することを目的として制定されております。

義務教育は、一人一人の国民の人格形成と国家、社会の形成者の育成という重要な役割を担うものであり、こうした義務教育の機会を、年齢や国籍などにかかわらず、我が国に生きる全ての人々に保障するという理念を持つ本法が施行されたことは、大変意義のあるものと受けとめております。

また、本県では、教育大綱及び第2期教育振興基本計画の大きな柱の一つに、厳しい環境にある子供たちへの支援を掲げ、放課後における学習支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる不登校児童生徒支援など、さまざまな取り組みの強化を図っております。この法律の趣旨は、こうした本県の取り組みの方向性とも合致をしております。

この法においては、地方公共団体が果たす責務として、不登校児童生徒などに対する教育機会の確保と、夜間などにおいて授業を行う学校

における就学機会の提供という2つの柱が示されております。県教育委員会としましても、同法の趣旨にのっとり、一人一人の方に義務教育の機会を確保するための手だてなどについて、検討を進めていきたいと考えております。

次に、不登校の子供や保護者への情報提供や助言の方法とフリースクールの実態に関するお尋ねがございました。

不登校に至る要因は多様であるため、児童生徒一人一人の状況に応じた学習の機会を提供することが重要です。そのため、学校以外にも教育支援センターやフリースクールなどの多様な学習の場があり、それぞれに支援の特徴があることを、児童生徒や保護者に丁寧に情報提供するとともに、利用などに関する適切な助言をすることも必要です。このため県教育委員会といたしましては、教育支援センター連絡協議会などの機会を通じて、学校以外で学ぶことのできる場の情報とともに、県内の教育相談に関する窓口や不登校児童生徒を支援する民間団体などの情報収集を行ってまいります。その上で、不登校児童生徒への支援に当たる学校の教職員やスクールソーシャルワーカー、教育支援センターの職員などを通じて、不登校児童生徒や保護者への情報提供に努めてまいります。また、ホームページを活用するなど、児童生徒や保護者が気軽に情報収集できる環境も整えてまいります。

フリースクールとして県教育委員会が現在把握しておりますのは、県内で1校のみですが、そこでは、特に対象者を定めず幅広く児童生徒を受け入れて、学校なども連携しながら学習指導を中心とした支援を行っていると考えております。

次に、戦争や貧困で学校に通えなかった高齢者などを含めた未就学者数がどのようになっているのか、また県内への夜間中学の設置に対する所見についてのお尋ねがございました。

まず、平成22年の国勢調査の結果によりますと、本県における未就学者の数は、全国約12万8,000人の約0.7%に相当する1,016名となっております。

また、夜間中学は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から就労等を余儀なくされた生徒に対して、夜間に義務教育の機会を提供するために付設されたものですが、近年外国籍の生徒や不登校などの事情にあった方なども受け入れ可能となり、その需要が高まっている実態にございます。夜間中学を設置することは、不登校の児童生徒や学齢期にさまざまな事情で義務教育を受けることができなかつた方々の両面において、学習の機会を提供するという点で大きな意義があるものと考えております。

なお、この設置については幾つかの検討すべき課題がございます。その一つは、夜間中学の設置については、就学を希望される方のニーズを正しく把握し、誰が、どこに設置することが最も学習者のためになるのかを考える必要がございます。また、夜間中学においても、学習指導要領に基づく義務教育相当の中学校教育がしっかりと実施されることが必要であり、学習者の状況に沿った個々のカリキュラムを用意しなければなりません。さらに、学校の設置及び運営に係る経費の負担をどうするかといったことや、教職員の配置や勤務条件に係る課題もございます。

県教育委員会として、今後市町村教育委員会とも、こうした課題について十分な協議検討を重ねるとともに、国の動向などの情報収集も行い、設置に向け、県として何ができるか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、現在の高校の英語の授業における4技能の育成にどのように取り組んでいるのか、また大学入学共通テストの内容が明らかになる中で、高校における英語の授業内容がどのように

変わるのかとのお尋ねがございました。

学習指導要領には、外国語を通じて、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力などを育成することを目標として掲げ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことを総合的に育成することと明記されております。現在、県立高校では、4技能をバランスよく育成する取り組みとして、英語によるスピーチ、プレゼンテーション、ディベートなどの手法を取り入れた授業に取り組んでおります。

しかしながら、高校の授業においては、文法、語法の知識がどれだけ身についたかという点にやや重点が置かれ、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取り組み、特に話すこと及び書くことの言語活動はまだ十分とは言えません。そのため全英語科教員が、課題として挙げられている2つの技能に焦点を当てた調査研究に取り組んでおります。各教員の取り組みの進捗状況や成果、課題は教科会などにおいて共有し、お互いの実践から学び合い、授業改善につなげております。あわせて、平成27年度より5カ年計画で実施されている英語教育推進研修を受講し、4技能をバランスよく育成するための指導方法や評価方法を学んでおります。

大学入学者選抜改革が進む中、県教育委員会としましては、生徒の4技能の育成、評価が適切にできる教科指導力をさらに高めるなど、大学入学共通テストにも対応できるように、教科会などを通して一層の授業改善が行われるよう徹底してまいります。

次に、平成28年度の英語教育実施状況調査の結果をどのように受けとめ、分析しているのかとのお尋ねがございました。

この調査結果は、英検3級、同準2級取得者のほか、英検3級相当あるいは同準2級相当の力を持つとされる者を合わせた者の割合を示したものでございます。そして、相当とする者の

判断は各学校に委ねられたものであり、評価基準に統一性がないことから、この結果をもって生徒の英語力を示したものと、額面どおりに受けとめるには至らないと考えております。しかしながら、議員からもお話のありましたとおり、中学生においても高校生においても、文部科学省が定める一つの基準である英検3級、同準2級の取得や、相当の力を有する生徒の割合が全国平均に届いておらず、あるいは大きくおけているということは重く受けとめなければならず、中・高校生の英語力の定着には大きな課題があると考えております。

県教育委員会では、これまで平成26年度に策定した高知県英語教育推進のためのガイドラインに基づき、中・高校生を対象とした英単語帳や学習教材を作成するとともに、全ての英語教員を対象とした授業力向上のための研修を実施してきたところです。ただ、今回の調査結果からは、中・高等学校の英語教員の英語力に課題があること、また特に中学校においては学校現場でのOJTの機会が少ないことも明らかになっており、こうしたことが中・高校生の英語力に影響していると考えられます。

このようなことから、今後全ての英語教員に対し、英語力向上のための研修と英語力をはかる外部試験の受審を義務づけてまいります。あわせて、中学校においては、教科の縦持ちや小規模校での教科間連携などの取り組みを拡充させ、また高等学校においては、教科会の充実や多様な生徒の学力に応じた指導方法の確立を図るなど、組織的に授業改善を進めたり、教員同士が切磋琢磨する仕組みを構築し、教員の英語力や指導力の向上を図ってまいります。

次に、民間事業者による資格・検定試験を受検する生徒に対して補助を出している公立学校はあるのか、また新大学入試制度を見据え、資格・検定試験の受検料の補助など、行政として

の支援の必要性をどのように考えるのかのお尋ねがございました。

民間事業者によるさまざまな資格・検定試験を受検する生徒に対して、地元の市町村や教育振興会・後援会などが受検料を補助している県立高校は6校ございます。

2020年度から予定されている、大学入試センター試験にかわる共通テストにつきましては、詳細はまだ確定しておりませんが、今年度中にプレテストが実施されることになっております。この共通テストの英語につきましては、4技能を適切に評価するため、民間事業者などにより広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する方向にあります。資格・検定試験のみを活用する案と、資格・検定試験と共通テストのいずれか、または双方を大学の判断で選択利用する案の2つについて、現在検討されているところです。いずれにせよ、民間事業者などの資格・検定試験の活用にあたっては、受検者の受検料負担や試験を受ける機会の平等性の確保などが課題となっており、全国都道府県教育長協議会を通じて、受検料の負担軽減にあわせて、実施場所の確保や受検機会の確保などを国に対して要望しているところです。

今後も、経済的な理由などで大学を受験する機会が損なわれないよう、国への要請を行ってまいりますとともに、今後の大学入学者選抜改革の動向を注視し、県としてどのような支援ができるか、検討してまいりたいと考えております。

次に、本年の県立高校の入学試験において、体調を崩して試験会場に来た受験生の別室での試験の実施数と欠席者数及びその理由、また入院中の受験生に対する対応についてお尋ねがございました。

平成29年度A日程におきましては、けがなどにより事前に特別措置願が提出されていた受験

生や、学力検査当日の急な体調不良の受験生、合わせて13名が別室受験を行いました。また、平成29年度A日程における学力検査当日に欠席をした受験生は48名で、私立高校や国立工業高等専門学校などへの合格が主な欠席の理由でございます。

入院中の受験生への対応につきましては、本年度は該当者はありませんが、平成20年度入試において、入院中の生徒の受験に際し、関係者と十分な協議をした上で、病室での受験が望ましいと判断したケースもございます。

今後の高校入試においても、特別な支援や配慮を必要とする受験生に対しては、中学校長と高等学校長が事前に十分な連絡をとり、本来の力が発揮できるような環境の整備に努めてまいります。

次に、入学試験における中学校と高校との連絡体制は構築されているのか、また問い合わせ窓口などは設置され、万全の体制がとられているのかとのお尋ねがございました。

高校入試における中学校と高等学校の連絡窓口は、双方の校長としております。高校入試の際に、例えば、受験に際して特別な配慮を必要とする生徒がいる場合や、受験生の急な体調不良などについては、中学校長と高等学校長が連絡をとり合い、対応について協議をしております。また、中学校長が高等学校長に相談し、どのように対応するか判断が難しい場合については、さらに県教育委員会事務局や関係機関も含めて、対応について協議をしております。

今後も、中学校長と高等学校長が高校入試に関して連絡をとりやすいように、毎年実施している中・高校長会で、入試事務手続についての周知を徹底してまいります。さらに、中学校と高校、県教育委員会事務局との連携を強化し、受験生が安心して高校入試に臨めるよう体制を整えてまいります。

次に、県内公立学校のトイレの洋式化の実態と洋式化に対する所見についてお尋ねがございました。

本県の公立小中学校のトイレの洋式化率は、平成28年4月1日現在33.5%と、全国平均を1割程度下回っており、また県立高等学校については、他県の調査結果によると平成29年4月1日現在36.1%で、ほぼ全国並みとなっております。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、適切な環境を保つことが重要となります。今日では一般家庭でも洋式トイレが主流となっていることや、児童生徒の健康面、衛生面においても、また学校の多くが災害時には避難所となることから、トイレの洋式化を進めていくことは望ましいことだと考えております。

次に、県内公立学校のトイレの洋式化を県としてどのように進めるのか、また改修目標について、あわせてのお尋ねがございました。

県立学校においては、現時点でトイレの洋式化に特化した改修計画はございませんが、今年度中に、学校施設における個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとしておりますので、この計画に基づき、校舎の改築や大規模改修などの実施時にあわせて整備を行っていきたいと考えております。

こうしたことから、数字や期限を示しての洋式化の改修目標を明示することは困難でございますが、整備に当たっては学校関係者の御意見などもお聞きしながら、洋式トイレの設置数をふやしていくよう取り組んでまいります。

一方、公立小中学校については、学校設置者である市町村での判断、対応となっておりますので、児童生徒の健康面や衛生面への配慮、さらには災害時に避難所となる学校の環境改善の重要性などについて、トイレの洋式化の必要

性を周知しながら対応を促してまいりたいと考えております。

最後に、学校におけるがん教育の重要性をどのように認識しているのか、また今後学校現場でがん教育をどう進めていくのかのお尋ねがございました。

本県の死亡原因の第1位はがんであり、死亡率の改善のために、日本一の健康長寿県構想においても、その対策は大きなテーマとなっております。がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育であり、健康に関する基礎的教養として身につけておくべき内容として、大変重要であると認識しております。健康教育の一環として行うがん教育は、がんをほかの疾病等と区別し、特別に扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通じて、さまざまな疾病の予防や望ましい生活習慣の確立なども含めた、健康教育そのものの充実を図ることが大切であると考えております。

そのため、がんに関する科学的根拠に基づいた理解については、学習指導要領に基づいて、中学校、高等学校の保健体育科の授業を通して、命の大切さや自己の生き方については、道德などの授業を通して計画的に行うなど、学校の実態や児童生徒の発達段階を踏まえた指導について、研修会などを通じて周知をしてまいります。

また、取り組みの推進に当たっては、専門医などの外部講師の参加や協力を得る観点から、健康政策部との連携を強化していくことも必要と考えております。具体的には、健康政策部と連携した、平成29年度高知県がん教育に関する講師派遣事業を活用し、地域や学校の実情に応じて、学校医やがん専門医などの外部講師を活

用した取り組みを実施し、がん教育の推進を図ってまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) がん対策についてお答えします。

まず、第2期高知県がん対策推進計画の全体目標と個別目標に対する進捗状況をどのように評価しているか、また進捗状況を踏まえた課題への対応策を第3期計画にどのように生かしていくのかについてお尋ねがありました。

第2期高知県がん対策推進計画の進捗状況については、医療従事者の皆さんやがん患者さん、その御家族などで構成しています、高知県がん対策推進協議会において、年2回程度取り組み状況を県や医療機関などから報告し、御意見をいただいているところです。

全体目標としては、がんの年齢調整死亡率の20%減少を掲げていますが、第2期計画策定時の人口10万人当たり89.4人と比べると、平成25年から平成27年の3年平均の値は81.2人にまで減少しているものの、目標値73.1人には到達できていません。

死亡率を下げるための一つの具体的な取り組みとして、がんを早期に発見し、早期治療に結びつけることが重要なことから、個別目標としては、がん検診の受診率50%を掲げて取り組んでいます。この個別目標のほうも、現在のところ目標を達成しているのは肺がん検診のみで、県民世論調査で未受診理由をお聞きしますと、例年、忙しい、面倒が上位にあります。そこで、検診の意義、重要性を周知するため、検診対象者への個別通知や、未受診者への再勧奨の取り組みなどを行っているところです。また、利便性向上策として、複数のがん検診が一度に受診できるセット化の促進や、大腸がんの検査キットを郵送で回収する体制を構築するなどの対策を講じています。このような取り組みを継続実

施することで、受診率は徐々に上昇してきており、まだ目標の50%には達していないものの、例えば、平成21年度には28.1%しかなかった大腸がん検診の受診率が、平成27年度には42.5%まで上昇するなどしております。

国の第3期がん対策推進計画では、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生を施策の柱として掲げ、取り組んでいくと聞いており、高知県の第3期計画を策定するに当たっては、国の計画や高知県がん対策推進協議会の委員の皆様のご意見なども踏まえながら、検討していきたいと考えています。

次に、がん診療連携拠点病院が、安芸保健医療圏と高幡保健医療圏に整備されていない理由と、未整備の二次医療圏におけるがん医療についてお尋ねがありました。

地域がん診療連携拠点病院は、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、国の指定要件を満たした病院のみが指定を受けられることになっています。指定要件としては、例えば、手術療法、化学療法、放射線療法などにかかわる医師や看護師、薬剤師などの配置が専従や常勤で配置されていることや、放射線治療装置の整備などが必須とされています。また、診療実績に関することでは、悪性腫瘍の手術件数が年間400件以上、がんに係る化学療法延べ患者数が年間1,000人以上であること、もしくは当該二次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があることなど、さまざまな要件が示されています。これらの要件を満たすものとして、全国的には、一定規模の人口のある二次医療圏の、300床以上の病床数がある医療機関が数多く指定されており、安芸・高幡両保健医療圏とも、そこまでの規模のある医療機関がないことから、指定を受けることは難しいと考えています。

ただし、がん診療連携拠点病院の指定が空白

となる二次医療圏を減らすために、国は、がん診療連携拠点病院とのグループ指定により、高度ながん診療が一定程度確保できる医療機関を、新たに地域がん診療病院として指定することとしました。そこで、安芸保健医療圏については、県立あき総合病院が、高知大学医学部附属病院との連携のもと、地域がん診療病院の指定を受けられるよう現在準備を始めているところです。なお、地域がん診療病院についても、緩和されているものの、診療体制などにはがん診療連携拠点病院に準じた一定の要件が求められており、高幡保健医療圏では候補となる医療機関が想定できていません。このため高幡保健医療圏については、中央保健医療圏の拠点病院との連携や、医師や看護師などの医療従事者に対する研修会を開催し、緩和ケアの充実など、地域でがん患者さんが安心して暮らせるよう、がん医療の質の向上を図っているところです。

次に、これまで実施してきたがん登録について、本県のがん対策にどのように生かされてきたのかのお尋ねがありました。

県が実施主体となった平成17年度当時は、15の医療機関からのみ報告をいただいていたのですが、近年は100を超える医療機関からがん登録の情報をいただけるようになりました。ただ、ここまで多くの情報をいただけるようになり、高い精度となったのは最近のことであり、第2期高知県がん対策推進計画を策定する際には活用できていません。

今のがん登録の主な活用方法としては、高知県のがん登録として冊子に取りまとめて、医療機関に対して医療圏別の罹患者数などの集計結果の還元を行ったり、がん検診の受診勧奨用チラシやリーフレットに年齢階級別の罹患情報を掲載することで、罹患者が増加する年代をわかりやすく説明し、受診のきっかけとしてもらうことなどです。

本年度中に予定しています第3期高知県がん対策推進計画の策定に当たっては、地域がん登録で得られたがん罹患情報なども活用したいと考えています。

次に、県単位で実施していた地域がん登録から全国がん登録への移行がスムーズに行われているかとお尋ねがありました。

全国がん登録の対象となるのは、平成28年1月1日以降に診断された症例で、全ての病院と、あらかじめ県に参加の申し出のあった診療所に届け出義務があります。提出期限は診断した年の翌年末までとなっており、平成28年に診断した情報は平成29年12月末までに報告する必要があります。

また、これまでの地域がん登録は、主に紙媒体の届け出票に記入し、高知県のがん登録の統計業務を担っている高知大学に郵送していただくという手法でしたが、全国がん登録は、登録作業自体が電子化されています。これまでの登録作業と大きく変わってくることから、国でマニュアルを作成するとともに、質疑応答集などもホームページに掲載しているところです。

県としても、平成27年度に県内3カ所で医療機関を対象とした説明会を開催したほか、平成28年2月にはがん登録の実務に関する研修会も開催し、具体的な登録方法についての説明も行いました。また、県に問い合わせがあった内容は、県のホームページに質疑応答集を掲載し、全ての医療機関で情報が確認できるようにしています。

現在は平成28年診断のがん情報の報告作業を進めていただいているところであり、今のところ大きな混乱があるとは聞いていませんが、県としても、移行がスムーズに進むよう、引き続き医療機関からの問い合わせへの対応など、適宜支援していきます。

次に、全国がん登録で集められたデータが、

今後具体的にどのような形で活用されていくのかとお尋ねがありました。

がん登録では、罹患数や進行度、生存率などの情報を得ることができます。例えば、罹患数を把握することで、地域や年齢に応じたがん対策を考えることができますようになります。進行度は、がんが見つかったときの進みぐあいを示すもので、全体の傾向を見ることで、がん検診が効果的に実施されているかどうかを知る手がかりになります。また、生存率は、がんと診断された人がその後どのくらいの割合で生存しているかということを示した数字で、治りやすさの目安にもなるため、医師と患者さんが治療方針を考える上で重要な情報の一つになると言われています。

具体的な活用としては、国のがん対策を検討する際に、あとどのくらいがん診療連携拠点病院等の整備が必要であるとか、どの年代の人にどのようながん検診を実施するのが効果的かといったことを検討する際に役立つものとされています。

県としては、高知県が他県と比べどのような位置づけになるかも確認しながら、がんの種類別、年代別などの分析を行い、がん予防やがん医療の評価など、有効に活用していきたいと考えています。

最後に、ドクターヘリによる救急搬送に関する救命率や後遺障害の軽減についてお答えします。

ドクターヘリの運航により、医師の早期接触、医療機関への迅速な搬送が可能となり、国の研究事業では、救急車による搬送と比較して救命率の向上や後遺障害の軽減に大きな効果があるという報告がなされています。

高知県ドクターヘリの基地病院である高知医療センターに搬送された傷病者では、ドクターヘリで搬送された場合の死亡率は、救急車で搬

送された場合と比較しておおむね2分の1から3分の2であり、ドクターヘリによる救命率の向上が示唆されています。

一方、後遺障害の軽減については、十分な検証を行うためのデータが得られていませんが、ドクターヘリに搭乗している医師からは、交通事故等による外傷、脳梗塞等の脳血管疾患や急性心筋梗塞等の心疾患など多くの症例で、救急車による搬送と比較して後遺障害の軽減が図られたと伺っています。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず県及び市町村の受援計画の状況についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際には、救助救出や医療救護、さらには被災者への支援など、県や市町村のマンパワー不足が県内全域で予想されます。こうした状況でも、県民の皆様の命を守り命をつなぐためには、県外からの応援を受け入れ、効果的に活動していただくという受援に関する準備をしっかりとしておく必要があります。

県におきましては、こうした受援が必要と考えられる業務は、現時点では、危機管理部や健康政策部ほか8部局で30業務あると考えており、このうち救助救出や医療救護の活動など21業務については、既に計画を定めています。今年度、全庁の災害対応体制を定めた応急対策活動要領を見直すこととしておりますので、その中で、改めて県外からの応援を受けるべき業務を洗い出し、現在計画を定めていない9つの業務も含め、県における受援に関する準備を進めていくことが必要と考えています。

一方、市町村においては、まずは、市町村の応急対策活動要領に当たる業務継続計画、いわゆる市町村BCPを策定し、受援が必要な業務を整理していただく必要があります。その上で、

それぞれの業務ごとに、具体的に応援の要請手順、応援に来ていただいた方の活動場所や役割などを検討しておくことが重要だと考えます。このため市町村には、本年3月に国が示した、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインなども活用していただくとともに、県としましては、危機管理部を初め関係部局が、それぞれの業務に関して市町村の取り組みを支援していく必要があると考えています。

次に、高知市のタナスカ地区と中の島地区の石油・ガス施設の地震・津波・火災対策の内容と今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震による揺れと津波により、浦戸湾沿岸域においては、瓦れきや車両、船舶が漂流し、石油やガス施設の被災により流出した石油などとまざり合うことで、大規模な津波火災が発生する可能性もあると考えています。このため県では、平成25年度に有識者らで構成する石油基地等地震・津波対策検討会を設置し、タナスカ及び中の島地区の事業者の皆様にも参画していただきながら、対策の検討を進めております。

これまでに、石油やガス施設本体の耐震性の調査を行うとともに、危機管理上の観点から最悪の被災シナリオも作成し、それをもとに21項目のハードやソフトの取り組みを洗い出し、6つの重点対策に整理をしております。内容として、具体的には、1点目に、いわゆる三重防護による浦戸湾沿岸の護岸や防潮堤の機能強化、2点目に、補強や緊急遮断弁の設置といった石油やガス施設の防災対策、3点目に、防護柵の設置や沈没船の処理といった漂流物対策、4点目に、監視カメラの設置や初期消火、延焼防止といった火災対策、5点目に、津波情報の伝達や避難経路の安全確保といった避難対策、6点目に、応急救助機関による訓練の実施や資機材

の整備といった住民の救助救出対策であります。

これらの対策のうち、既に三重防護事業につきましては昨年度に着手しておりますし、その他、事業者による緊急遮断弁、非常用電源の設置や監視カメラの設置といった、実施可能な対策は順次進めているところです。加えまして、本年4月には、石油やガス基地における、タンクの強化や液状化対策などの防災対策のための補助事業を拡充するよう、国へ政策提言も実施したところです。

今年度は、瓦れきの漂流や石油などの拡散の状況をイメージするためシミュレーションを行い、21項目のうち、優先的な取り組みや重点的な実施が必要なエリアの絞り込みの検討を行うこととしております。今後は、こうした検討結果も踏まえ、引き続きタナスカ及び中の島地区の事業者や国、高知市とも連携し、官民協働により、ハード・ソフトを織りませ、対策を推進してまいりたいと考えております。また、早期に被害軽減を図る必要がある中で、これらの対策の中には時間を要すると考えられるものもありますが、各対策は一体となって最大限の効果を発揮するものであるため、遅くとも三重防護事業が完了する平成43年度までには、一連の対策を実施したいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○**農業振興部長(笹岡貴文君)** 南海トラフ地震対策に関しまして、農業用燃料タンク整備の進捗状況、整備における課題と対応策についてお尋ねがございました。

県では、農業用燃料タンクの安全対策を推進しますため、平成26年度に燃料タンク対策事業を創設し、津波浸水区域を中心に、重油の流出防止装置を備えたタンクへの転換に取り組んでまいりました。また、園芸用ハウス整備事業におきましても、ハウスと一体的に防油堤やタンクの整備もあわせて行うよう推進してまいりま

した。その結果、平成27年度までの225基に加え、平成28年度には新たに211基のタンクが整備され、合わせて436基のタンクが整備されたところです。平成28年度は、年間の整備目標である300基には達しませんでした。新たに10市町村でタンク整備が開始され、これにより、津波浸水区域にタンクが設置されている18の市町村全てにおいて安全対策が取り組まれることとなりました。

課題といたしましては、加温期間中には重油供給を停止できないことから、ハウス栽培終了後の限られた期間に施工が集中すること、またタンクの安全対策は農作物の生産性や品質向上に寄与するものではないことから、投資が進まなかったことなどが挙げられます。そのため今年度から、燃料タンク対策事業では、これまで一体としていたタンクと防油堤の設置を、防油堤のみの設置も可能とし、先に防油堤を整備し翌年にタンクを整備するなど、施工時期を分けられるようにいたしました。

加えまして、地震の強い揺れや津波によって発生する火災や土壌汚染などに対する、農家の皆様の防災意識を一層高めていくことも非常に重要であると考えておりますので、今後も、市町村やJA等とも連携しながら、タンクの転換が進んでいる地域への視察や研修なども実施し、目標達成に向け取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○**林業振興・環境部長(田所実君)** ウミガメの保護に関して、高知市の海岸におけるウミガメの上陸と産卵の現状に対する認識と、高知市の海岸を保護区に指定することについてお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、ウミガメの保護活動を行っている方々や市町村からの報告によりますと、昨年高知市の海岸にウミガメが上陸した回数は126回で県内全体の49%を、また

産卵回数は34回と県内全体の30%を占めています。このように、高知市の海岸は、県内でも有数のウミガメの上陸地、産卵地となっていますが、上陸したにもかかわらず産卵せずに海に戻るウミガメの割合は、県内の他の海岸と比較して高くなっています。

上陸したウミガメが産卵せずに海に戻る要因としましては、砂浜が痩せていることや、ウミガメは光や音、振動に敏感で、警戒心が非常に強いことから、産卵には暗く静穏な環境を確保する必要がありますので、車の照明や走行、花火などが影響しているのではないかと考えています。このため、ウミガメの上陸が多い海岸を、車の乗り入れや花火などを制限する保護区に指定することは、ウミガメを保護する上で有効だと考えます。

一方で、保護区に指定されますと、ウミガメの産卵に適した砂浜を保全するために、工作物の設置や土地の形質の変更といった行為に許可が必要となるなど、地権者など関係者の方々の所有権その他の財産権を制限することになります。また、釣りや海岸を楽しむ方々の行動を制限することにもなります。

こうしたことから、保護区の指定には、地権者を初めとする関係者や地域の皆様に御理解をいただくことが重要ですので、まずは高知市や関係機関と協議し、高知市の海岸でのウミガメの実効性のある保護のあり方について検討してまいりたいと考えています。

○22番（西森雅和君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

大川村でございますけれども、私も、5月のゴールデンウィークがあけてちょっとたってからだったんですが、大川村に参りまして、村長にもお会いしまして、いろいろお話もお伺いしたところであります。村長の思いとしては、先ほど来、今議会で知事も言われておりますけ

れども、何としても議会を残したいんだという、そういう思いを語られておりました。県としても同じ思いであるということで、ぜひ村議会の存続に向けての支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう時間がございません。今回の質問、ちょっと違和感を持たれた方がいたかもしれません。元号と西暦がごっちゃになっているというような部分もありましたけれども、元号が変わるといふふうに思われますので、西暦で質問させていただいた部分もあったところでありまして。御理解いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番野町雅樹君。

（2番野町雅樹君登壇）

○2番（野町雅樹君） 本年4月から、下村勝幸県議とともに自由民主党会派でお世話になっております、野町でございます。この2年間で3回目の転身ということになりますけれども、今後とも初心を忘れることなく、これまで以上に気を引き締めて取り組んでいく覚悟でございます。知事を初め執行部の皆様、また先輩・同僚議員の皆様方には、今後とも御指導をよろしくお願ひいたします。

それでは、副議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、社会インフラの整備と災害対策について質問をさせていただきます。

道路や港湾などのインフラ整備は、県民生活の安全・安心な暮らしや産業振興の基盤として大変重要であるということは言うまでもございませんけれども、本県におけるインフラ整備は、高速道路の整備率一つをとってみましても、全国に比較をして大変おこなれているというのが現状であろうかというふうに思います。

一方で、知事を初め執行部の皆さん、そして多くの関係者の皆様方の努力によって、近年南海トラフ地震・津波対策などの防災面、産業振興計画の推進など経済面での取り組みと相まって、その整備が加速化しておりますことは、我々県民にとりましても大変ありがたいことであります。その御努力に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

このインフラ整備をさらに戦略的に推進するため、知事の提案説明にもありましたとおり、本年から県庁に高知県社会資本整備推進本部が設置をされ、今月初会合が持たれたということでもあります。

そこで、改めまして、この高知県社会資本整備推進本部の設置の目的と役割について知事にお伺いをいたします。

また、この会議では、インフラ整備に関する情報を全庁的に共有し、部局横断的な検討により、効果的、効率的な整備を行うとのことでもありますけれども、会議の今後の進め方について、あわせて知事にお伺いをいたします。

次に、四国8の字ネットワークなどの道路整備の状況についてお伺いをします。今年の3月末時点の資料によりますと、四国8の字ネットワークの整備率は、香川県で100%、愛媛県で84%、徳島県で64%、そして高知県では53%ということがございます。その中でも、高知ジャンクションから徳島県境までの区間、つまり本県

の東部地域の整備率というのは26%程度というふうにお聞きをしております。私が2年前の12月議会で質問をさせていただいたときのデータからしますと、四国4県では本県だけがプラス1、東部地域の整備率に限って言えばプラス6の伸びが見られております。このことは、全国高速道路建設協議会の会長でもあります尾崎知事や県選出の国会議員の先生方、また国土交通省を初め、多くの関係者の皆様方のミッシングリンク解消に向けた御努力によるところが大きいものと思います。感謝をいたしております。

しかしながら、依然として、本県の整備率はまだまだ低い状況にあるということに変わりはなく、開通見通しが公表され一定のめどのついた区間はもとより、それ以外の工事区間の早期開通、さらに計画段階評価の早期完了、また事業化を目指す区間など、それぞれの段階に応じて、官民一体となった取り組みの強化がますます必要であろうというふうに思います。

おかげさまで、私の地元、安芸市、芸西村におきましても一部で工事が開始をされ、そのつち音が聞かれるようになり、住民の皆さんからの期待が高まっておるところでございます。

また、現在「志国高知 幕末維新博」が開催をされますとともに、外国クルーズ船の高知新港への寄港も大幅にふえ、東部地域への観光客誘致にも期待が膨らんでいるところでありますけれども、高知の空の玄関口であります高知龍馬空港のすぐ北にある高知龍馬空港インターで高規格道路の高架がぷつりと途切れており、観光客の皆さんからも残念がる声をお聞きすることがあります。また、ここから香南のいちインター間のわずか3.5キロメートルがつながれば、高知新港からの流れや、平成32年度開通見込みの高知インターからの流れも含め、東部地域への観光客を含めた人の流れや、企業活動などの経済効果にも一気に弾みがつくものというふうに考

えられます。

そこで、この高知龍馬空港インターから香南のいちインター間の道路整備の進捗状況と課題、また工事完了後の東部地域へのストック効果について土木部長に御所見をお伺いいたします。

また、工事中の南国安芸道路、計画段階評価区間の残る阿南安芸自動車道について、同じく道路整備の進捗状況とその課題、また今後県として、国あるいは市町村にどのように働きかけ整備を進めていくのかについて土木部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、和食ダムの建設のおくれと和食川河口部の水門の閉塞防止対策及び河川改修についてお伺いをいたします。本県の防災対策において、南海トラフ地震・津波対策は重大かつ喫緊の課題でありますけれども、以前から本県は、台風銀座などとも称される、豪雨、暴風、また高波などによる災害の常襲地であることに変わりはありません。

こうした被害の象徴とも言えるのが農業被害であります。芸西村では、先駆者の英断によりまして整備された200ヘクタールを越す優良農地があり、日本でも有数の施設園芸地帯でありますけれども、平成に入ってほぼ毎年のように、園芸用ハウスが数十ヘクタールの浸水被害に見舞われております。

平成元年の豪雨による大災害をきっかけに、県執行部の御英断もあり、治水対策も含めた県営和食ダムの建設工事が進められておりますけれども、昨年2月に岩盤内の亀裂の連続性が確認をされ、節理面への対応のために3年から4年程度完成がおくれる事態となっております。このことにつきましては、地震発生時の安全面も踏まえ、十分な調査と万全の対策が必要であり、地元としましても一定の理解を示しておるところでございます。

また、このダムの治水機能につきましては、

2年前の9月議会の予算委員会において、土木部長から、ダム完成後は50年確率に相当する平成元年8月豪雨規模の出水にも氾濫をしないとの答弁をいただいたところであります。しかしながら、近年は、猛烈な集中豪雨や長期間の大波を伴う台風など、想定を超える気象災害が発生しておりますこと、さらに肝心の和食川河口部に設置をされている4門の水門に砂が堆積をして、詰まってしまう事態が頻繁に起きていることもまた事実であり、地域の農家の皆さんの最大の関心事であります。これまで県と芸西村では、あらかじめ水門を閉めてたまった水を流し込み、砂を押し出すフラッシングや、堆積した砂を早目に重機で取り除くなどして適正な管理に努めておるところでございますけれども、河川の水量や波の状況によってはその作業ができずに、結果的に複数門が詰まってしまうことがたびたび起こっております。

そこで、水門閉塞時の排水機能確保や水門が詰まらないための手法などについて土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、ダム建設とあわせて、和食川水系河川整備計画に基づき和食川上流部の河川改修も計画をされており、地元住民の皆さんは河川改修への一日も早い着手を望んでいるところであります。

そこで、和食ダムのおくれにかかわらず、計画されている河川改修に早期着手することについて土木部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、地震、津波、台風などの自然災害から県民を守る最前線のインフラである離岸堤、防波堤などの整備についてお伺いをいたします。知事の提案説明にもありましたように、浦戸湾の三重防護につきましても、先月第2ラインとなる国直轄の海岸堤防工事に着手をしたところであり、昨年度から、16年間の整備期間と約600億円の総工費をかけた巨大プロジェクトが始

まったところであります。本県の約半分の人口が集中し、南海トラフ地震による津波や長期浸水被害が想定される県都の最重要課題として、前述の高知県社会資本整備推進本部でも位置づけられることかというふうに思います。

しかしながら、高知県の海岸線は東西に非常に長く、その延長距離は713キロメートルあり、特に沿岸部に暮らす方々にとりましては、海からの恵みや太平洋を望む雄大な景色など多くの恩恵を受ける一方で、台風や津波などの被害が深刻な地域も、また多く存在するわけでございます。私の地元、安芸市穴内漁港海岸の防潮堤は、台風などに伴う大波で再三にわたって大きな被害を受け、そのたびに全国報道される災害常発地となっております。最近では海岸の侵食も進み、平成26年には、防潮堤や自転車道が約460メートルにわたって決壊し甚大な被害を受け、住民生活にも支障を来したことは記憶に新しいところであります。なお、国、県の御支援もあり、2年越しの大工事も無事完了いたしまして、関係者の皆様には心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

この海岸は、波打ち際から20メートルから30メートル程度で防潮堤、自転車道路が併設され、すぐ後ろに住宅が集中し、その中をごめん・なはり線の線路が貫き、さらにそのすぐ後ろに県東部唯一の主要幹線道路である国道55号が通っております。このことは、私の地元に限らず、東部では至るところに見られる光景であります。こうした中、安芸市の管理海岸である穴内漁港海岸では、平成14年度から海岸の侵食対策として人工リーフ整備に着手をし、昨年度から最終工区に着手しておりますけれども、平成29年度は要望額の38%の予算配分しかないなど、着工から15年が経過してもなお全体工事の完成の見通しが立たない状況にあります。また、地域住民からは、暫定型人工リーフ設置完了区域にお

いても、前述の防潮堤の決壊など甚大な被害が発生したことなどから、離岸堤の設置などを強く求める声が上がっておるところであります。

そこで、背後地の住民の生命や財産、東部地域の県民の足であるごめん・なはり線などを災害から守るため、暫定型人工リーフの早期完成のための予算確保、また離岸堤整備の必要性について土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、現在安芸市の管理となっております穴内漁港海岸について、頻発する台風被害や南海トラフ地震、津波から命を守る対策が急がれることなどを踏まえ、県管理海岸とすることについて土木部長にあわせてお伺いをいたします。

この項の最後ですけれども、安芸漁港はシラス漁が盛んで、産業振興計画の地域アクションプランにも位置づけられ、漁港内には平成24年度にシラス加工業者が進出するとともに、安芸釜揚げちりめん井などの御当地グルメを活用した地域活性化などが図られているところであります。さらに本年度、漁港内に新たなシラス加工業者が進出することが決定し、さながらちりめんクラスターが形成されている状況にあります。さらに、南海トラフ地震時の防災拠点漁港として、沖防波堤の整備や耐震強化岸壁の整備に続き、防波堤の粘り強い構造への改良など、地震・津波対策が進められております。

しかしながら、今回新たにシラス加工場が整備をされる漁港の西用地では、平成26年の台風11号など、近年大型化する台風により越波し、その高さは、私も間近で見ましたけれども、50メートル以上に達したと、こうも言われております。また、漁港内では、長周期波、いわゆるすびき現象によって荷さばき場への越水や漁船の係留ができない区域も残っているなど、日々の漁業活動への影響はもとより、防災拠点漁港としての機能にも支障を来しかねない状況が続いており、漁協関係者からは長年にわたり、さ

らなる沖防波堤の延伸などへの強い要望が上げられているところであります。

そこで、安芸漁港の沖防波堤の延伸と消波ブロックの設置について水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

次の項目に移ります。移住促進と人材確保対策の取り組みについてお伺いをいたします。

本県の少子高齢化は全国より15年先行しているとも言われ、特に郡部における人口減少はさらに厳しい現状にあります。そうした中、平成26年度に策定をされました高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値である2060年度55万7,000人、そして各市町村の同総合戦略における目標値を達成するためには、産業振興計画による経済活性化や少子化対策による人口減少への歯どめとともに、この移住促進策が大きな柱になるということは言うまでもございません。また、これまでの成果として、平成24年度には121組、225人であった本県への移住者数は、平成28年度には683組、1,037人となり、5カ年で実に5.6倍となるなど、すばらしい成果が上がっておるというふうに思います。

また、産業振興計画の目指す持続的な拡大再生産の創出を実現するため、担い手の確保というのは重要なポイントであり、そのため平成27年度に事業承継・人材確保センターを設置し、県内外の人材確保に取り組まれているわけですが、中核人材のマッチング件数を着実にふやすなど、人材確保の面でも成果が上がっているというふうにお聞きをしております。

私も、上京した折には、ふるさと回帰支援センターやまるごと高知を訪問し、移住・交流コンシェルジュの皆さんなどとお話をさせていただいております。現在、東京にいらっしゃる3人のコンシェルジュのうち、お二人が芸西村出身ということもあり、親しくさまざまな情報交換をさせていただいております。誘致活動の最

前線におられる彼女たちの生の声や苦労話をお聞きしながら、その成長ぶりを大変うれしく思いますし、そのモチベーションの高さにも頼もしさを感じておるところであります。その一方で、激化をする県外との競合、移住希望者の分捕り合戦、その中で高知県の独自性を出すためのアイデア合戦など、その取り組みの厳しさも同時に感じるところであります。

そうした中、さらに年間1,000組の移住者数を目指し、その定常化を図るという高い目標を掲げ、今回知事の提案説明にもありましたように、この取り組みの体制を強化するために官民協働による新組織を設立するというところであります。

そこでまず、これまで本県が先駆的に取り組んできた移住促進や人材確保の成果と今回の一般社団法人設立に至った理由、そしてこの新組織の果たす役割について改めて知事にお伺いをいたします。

また、移住後本県で産業振興の担い手として御活躍をいただく方々、またゆっくりと本県で余生をお過ごしいただく方々など、移住の目的はさまざまでありますけれども、いずれにしても本県に長く定住をいただくこと、さらに子供を産み育てていただくことなどがこの移住促進策の目的であるというふうに考えます。

そこで、移住後のアフターフォローと定着率について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

移住者の中でも地域おこし協力隊の皆さんは、まさに産業振興の担い手であり、その代表格と言えるのではないかとこのように考えます。地域の皆さんからの期待も大きく、任期満了後の定住率も高いというふうにお聞きをしております。地域おこし協力隊や農業分野では、地域が望む人材を積極的に提案する、提案型のリクルートがされております。やる気を持った応募者も多く、その後の活躍や地域への定住率もよいと

いうお話をよくお聞きします。実際に、私の身近にもそうした移住者の方がおられます。移住者によって地域が刺激をされ、活性化されていくさまを実際に目の当たりにしておりますと、この移住促進策が本県にもたらす発展の可能性について、ますます期待が膨らむところでございます。

そこで、この地域おこし協力隊として移住をされた方々のこれまでの実績と成果、また定住率をどのように捉え、こうした方々への支援に今後どのように取り組むのかについて中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

先日、高幡地域の5市町が、広域で連携をして移住促進に取り組むため、奥四万十地域移住定住促進協議会を立ち上げたとの報道がありました。先ほど申し上げました提案型のリクルートにつきましても、こうした広域連携の枠組みができることで、単一の市町村だけではなく、市町村の枠を超えて地域が希望する人材を積極的に掘り起こし、リクルートする、また移住希望者におきましても、より広い選択肢から自身のイメージに合った移住プランを具体化していくことができるというふうに考えます。

そこで、こうした地域や産地からの提案型のリクルートを他の分野にもさらに広げることや市町村間の連携により、全国から、本気で、やる気で高知県に移住しようとする方々を積極的に呼び込む取り組みについて産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

この項の最後になりますけれども、具体的に移住を決めた方々がぶつかる壁として、住宅問題があります。現在、国土交通省も土地、不動産の活用と再構築を目指し、人口減少下での経済成長を支え、国民が豊かさを実感できるような土地政策のあり方として、土地政策の新たな方向性2016が昨年8月に取りまとめをされております。空き家バンクなどのIT化による一元

化や、災害時の安全面にも配慮した放棄住宅解消への新たな施策などが展開をされておるところでございます。

一方、本県でもこれまで空き家バンクなどへの取り組みは進められてきましたけれども、熊本地震での被害状況などからも、大きくて古い日本家屋、また耐震化やトイレなどの改修がされていない空き家などは、移住者の年齢層やそのニーズにもよりますけれども、マッチングのしにくい物件ではないかというふうに考えます。また、貸す側からしましても、古い住宅をリフォームしてまでの家賃収入は見込めない、トラブルに巻き込まれたくない、荷物の行き場がない、一旦貸すと返してもらえないのではないかと不安などなど、さまざまな事情があり、借りる側から見てよい物件であっても、貸し出しに応じない場合も多いというふうにお聞きしております。これらの課題を乗り越えて、移住者のニーズにマッチした住宅の供給が必要ではないかというふうに考えるところでございます。

そこで、国の新たな政策の方向性に対応した空き家の再生、活用、あっせんなど、県としての空き家を活用した移住者向けの住宅対策について土木部長に御所見をお伺いいたします。

次の質問項目に移ります。農業の労働力確保を含めた担い手の育成についてお伺いをいたします。

本年2月議会での質問において、農家人口が減少する中、産業振興計画の平成37年度目標値である農業産出額等1,150億円の達成に向けた、施設園芸の振興、次世代型ハウスを含むハウス整備、環境制御技術の普及、さらには農家の規模拡大のボトルネックとなっている労働力の確保対策などについてお聞きをし、農業振興部長からは、次世代型ハウスの整備、既存のハウスにおける環境制御技術の普及を9割まで進め、

その生産性を20%から30%高めていくこと、また労働力確保につきましては、県内11地域において、JAなどと連携をしながら地域の実態に応じた対策を講じていることに加えて、産地間など県域での労働力調整にも取り組んでいくとの大変前向きな答弁をいただいたところであります。

今回は、農業現場でさらに逼迫いたしております労働力の確保問題を含めた担い手対策について質問をさせていただきます。高知県で行ったアンケート調査結果では、品目に関係なく農家の約4割、特に規模拡大志向農家では約7割が、経営上の課題の一つとして、5年後の労働力の確保に不安を感じているというふうに回答をしております。一方、県内でも、統計史上初めて年間を通じて有効求人倍率が1倍を超えるなど、労働市場にも変化が見られており、他業種との競合などによって農家の労働力確保が厳しさを増しています。さらに、JA集出荷場などでも労働力の不足が生じており、JAでは、平成31年1月の大型合併を機に、こうした共同利用施設の効果的な再配置や労働条件の改善などにも取り組んでいただけるものと期待をしておりますけれども、地域によっては大変厳しい状況が続いているというふうにお聞きをしております。

いずれにしましても、収穫作業など、季節的、短期的な労働力を求める傾向の強い農業を含む1次産業の労働力確保につきましては、今後の人口減少社会の中でより厳しくなるものというふうに考えられます。長期的には、周年雇用体系や賃金、社会保障など待遇面での改善など、業界全体での体質改善が求められるところであります。

そこでまず、最近の農業現場における労働力の確保、特に規模拡大農家や農業法人、JAの集出荷場などでの実態をどのように捉えておら

れるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、県域で農業従事者の確保対策を協議する場として、今月高知県農業労働力確保対策協議会が発足をしたとのごことでございます。平成29園芸年度も最終盤を迎えており、9月以降の次園芸年度に向けて、早急かつダイナミックな対応が必要だというふうに考えます。

そこで、高知県農業労働力確保対策協議会の役割と労働力確保に向けた対応策について農業振興部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、四万十町に整備をされた次世代施設園芸団地は、県内最大となる4.3ヘクタールの高軒高ハウスで、最新の環境制御技術を駆使した国内でもトップクラスの園芸団地であり、雇用90人を創出し、目標販売額約6億円というふうにお聞きをしております。この団地においてトマト栽培を始めてから、早いもので1年が経過をしようとしております。

そこで、当園芸団地における生産・販売の実績、さらには地域での雇用の実態などをどのように把握されておられるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、当園芸団地のように、最新の次世代型ハウスが県内各地に整備をされており、今月安芸市にも、約1ヘクタールの高軒高ハウスを有するゆめファーム全農NEXTこうちが落成をし、ナスの地域実証圃場として、次園芸年度からの栽培に向けた準備が進められております。この農場では、土耕栽培で10アール当たり30トンと、これまでのナスの収量の1.5倍から2倍の高収量技術の確立を目指しております。

こうした法人や団体、先進的な大規模農家等において、就農希望者などを研修生や従業員として受け入れていただくことは、将来の大規模園芸農業を志向するすぐれた担い手の育成につながるものというふうに考えます。さらに、現在県では、担い手育成センターの次世代型ハウ

ス等を活用して、普及指導員やJAの営農指導員、農業高校の先生方などの研修を実施しているというふうにお聞きをしておりますけれども、各地域に整備をされた最新の農場で、若い技術指導員が栽培技術とあわせて経営のノウハウを学んでいくということは、各地域においてタイムリーかつ実践的な技術普及にも有効ではないかというふうに考えます。

そこで、これまで次世代型ハウスを導入した法人などでの就農希望者の研修の受け入れ状況、また技術指導員を含めた学びの場としての活用について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、農業を含む産業教育の推進についてお伺いをします。私は、本年度総務委員会に所属をし、出先機関の業務概要調査において、宿毛工業高校、須崎工業高校、高知海洋高校、そしてかつて農業系でありました春野高校などを訪問させていただきました。近年、人口減少に伴う生徒数の減少や普通高校への進学志向が高まる中、それぞれの産業系高等学校では、入学者数の確保や多様な生徒に対応した授業の工夫、さらには進路指導など、先生方を含めた学校関係者の御苦労話もお聞きをしたところであり、現実的には学校再編などによって、学校数、生徒数ともに縮小の傾向にあります。大学や専修学校などへの進学が当たり前となった今、産業系大学や専修学校などで産業教育を受けることも十分に可能なわけでありまして、私も高知農業高校の出身でありますので、時代の潮流とはいえ残念な気持ちでいっぱいあります。

そうした中、我が母校であります高知農業高校は、この3年間で生徒数が約100人増加をし、本年度は全校生徒数591人というふうになっておりまして、OBとしても大変うれしく思っております。この躍進の要因を校長先生にお聞きしますと、農業に対する社会の評価が変わってきたこと、部活動や学校行事、例えば高農ふれあ

い市など生徒一人一人が主人公になれる活躍の場が多いこと、またこれらの取り組みを新聞、テレビなどに積極的に情報発信していること、さらには農業高校ではあるけれども多様な進路選択が可能なことなどが、関係者の皆さんに理解をされたためではないかとのことであります。

一方で、産業振興計画がぶつかっている壁である産業の担い手不足につきましては、前述の農業分野においても顕著にあらわれているところでもあります。

そこで、高等学校における産業教育について、本県産業の将来の担い手育成という観点から、これまで以上にしっかりと取り組む必要があるのではないかというふうに考えますけれども、教育長に御所見をお伺いいたします。

第1問最後の質問になりますけれども、農業高校における実習用施設の整備についてお伺いをいたします。多様な進路の保障される時代ではありますけれども、農業高校においては、やはり将来の1次産業のすぐれた担い手を育成するという使命は第一の目標とすべきところだというふうに考えます。

現在、本県では、次世代型ハウスや環境制御技術を駆使した全国トップレベルの園芸農業が推進をされておりますし、これまでも天敵などを活用し、化学農薬や肥料などをできるだけ抑えるIPM技術など、環境に優しい農業が展開をされ、県内への普及が加速化していることは御承知のとおりであります。

こうした中、高知農業高校や幡多農業高校の実習用ハウスや畜舎などの施設や設備は、私が高校に入学をいたしました昭和55年ごろ、あるいはそれ以前に整備をされたものが多く、既に35年以上が経過をし、旧式の上、老朽化したものがほとんどであります。例えば、天窓の開閉装置なども再三にわたり修繕しながら、栽培や飼育などの管理作業に当たっているというのが

実態であります。私も、現場に行くたびに懐かしさがありますけれども、これでは、今の生徒たちが高知の農業の未来に希望を持ち、その意欲が喚起をされるかというところ、大変疑問を感じるところであります。

県教育委員会が平成28年度産業教育審議会で示している産業系高等学校の今後の取り組みの方向性として、次世代型ハウス導入に向けた施設・設備の更新及び教職員の技術向上のための研修推進ということが明記をされておりますけれども、その整備計画や時期、規模などについては示されておらず、大変残念に思います。全ての施設を一気に更新、整備することというのは予算的にも大変厳しいということは承知をしておりますけれども、例えば、既存ハウスへの炭酸ガス施用装置や測定機器などの環境制御技術に係る機材の整備など、計画的にやれるところから早急に取り組むべき課題であるというふうに考えます。

また、各農業高校では、教員の技術向上研修として、県の担い手育成センターでの研修やオランダのウエストラント市との農業技術交流研修などにも、数名が参加をしているということでもありますけれども、そうした研修成果を学校の授業の中で知識として教えることはできても、現場実習で生徒たちに還元をすること、また体感をしてもらうことというのはできないわけがあります。先日、幡多農業高校の農場などの調査もさせていただきましたけれども、先生方も、今現在の最新の農業現場や企業、また産業振興計画の動きなどと教育現場とのギャップにもどかしさを感じているといったことを申しております。大変前向きなたくさんの御意見をいただいたところでもあります。

そこで、農業高校における実習用ハウスなどの施設や設備の整備に関する今後のスケジュールも含めました具体的な取り組みについて教育

長にお伺いをし、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知県社会資本整備推進本部の設置の目的と役割について、また会議の今後の進め方についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

道路や河川、港湾などのインフラは、日常の県民生活の安全・安心や産業振興などの基盤として県政全般に大きくかかわることから、その整備に当たってはさまざまな視点から事業の効果を検証し、戦略的に進めていく必要があります。このため、インフラの整備計画や完成時期などに関する情報を庁内で共有し、部局横断的な進捗管理を行うため、今月高知県社会資本整備推進本部を設置し、第1回本部会議を開催いたしました。

第1回本部会議では、インフラ整備の進め方や完成時期、またインフラ整備が地域の経済や安全性の向上に与える効果、例えば、高速道路の整備がいつまでにどこまで進むと、新鮮な生鮮食品の輸送範囲がどこまで拡大するといった、いわゆるストック効果について、インフラを整備する側が把握している情報の共有を行ったところであります。次回は、インフラを利用する立場から見たニーズやストック効果などの情報を共有し、地域地域の産業振興や観光振興などにつながるよう議論を深めてまいります。

今後も、この本部会議を定期的に開催し、利用する側と整備する側の相互の連携をより一層深め、インフラ整備に関する情報を県の基本政策の取り組みに生かしていくとともに、これまで以上に効果的で戦略的なインフラの整備を図ってまいります。

具体的には、次回は、9月議会前の開催を予

定しておりまして、先ほど申し上げましたとおり、インフラを利用する立場から見たニーズやストック効果などの情報の共有を行います。また、3回目は、県の予算編成前となる11月に、次年度の公共事業予算の方向性を確認するとともに、県内に必要なインフラ整備の予算が国の予算に確実に盛り込まれますように、国への政策提言の強化について検討してまいります。4回目は、翌30年3月に、インフラ整備に関する国の予算案や県予算について全庁的に共有することを予定しておりまして、情報共有の効果を次年度の県の予算編成や国への政策提言に十分に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、移住促進や人材確保のこれまでの成果、及び一般社団法人設立に至った理由とその役割についてお尋ねがありました。

移住促進の取り組みについては、官民協働、市町村との連携・協調のもと、さまざまな施策を強化して取り組んできた結果、移住者数は右肩上がりでも推移しており、昨年度は683組、1,037人と、目標である650組を上回ることができました。また、事業承継・人材確保センターにおける人材のマッチング実績も、平成27年度の11組から昨年度は70組と大きく伸びており、このうち移住者は53組となるなど、移住促進と人材確保の連携による相乗効果も生じてきているところです。こうした移住者の増加は、本県人口の社会増減の均衡に寄与することに加え、移住された方が企業の中核人材や1次産業の担い手として地域地域で活躍されるなど、地域や経済の活性化にもつながっています。このため、第3期産業振興計画の最終的な目標である移住者1,000組とその定常化を目指して、これまでも取り組みを強化したところでありますけれども、さらに取り組みを強化していきたいと考えているところでございます。

県勢浮揚を目指して、地産外商をさらに強化し、持続的な拡大再生産の好循環を実現するためには、担い手の確保、人材の確保が極めて重要であります。他方で、他県との競争が年々厳しさを増している状況にもあります。先ほど掲げた高い目標を実現するためにも、さらなる対応強化が必要だと考えております。

そのため、具体的に3点強化をすることとしたしておりまして、まず第1に、人口減少や高齢化が進む本県においては、例えば、事業を継続したくても後継者がいないとして諦める、あるいは事業を拡大したいが、スキルやノウハウを持った人材がいないため断念するといった、いわゆる潜在化しているニーズが数多く存在しております。こうしたニーズを官民が一層協働して掘り起こし、顕在化させていく、すなわち担い手確保を諦めないで、ともに担い手確保に向けて取り組むということをさらに進めていく必要があるということ。

第2に、顕在化させた人材ニーズと都市部人材とのマッチングをより効果的に行うためには、商工業や農林漁業、福祉など各産業分野の人材ニーズを一元的に集約するとともに、農業とほかの仕事を組み合わせる、いわゆる半農半Xといった組み合わせや、住まいや教育、医療など、暮らしに関する情報なども加えた移住プランなどを効果的に提案、発信していく体制を整える必要があること。

第3に、これらの取り組みを機能させるためのエンジンとなる移住相談や人材確保を担うスタッフのスキルをさらに高めるとともに、組織としてノウハウの蓄積を図り、県全体の受け入れ体制をレベルアップさせていく必要があることという、3つの視点に沿って取り組みを強化してまいりたいと考えております。

このため、相乗効果を上げつつある移住促進と人材確保の取り組みを統合した上で、県や市

町村、関係団体の皆様の参画のもと、新たな一般社団法人を立ち上げ、一連の強化策を一元的に担うこととしたものであります。この新たな法人が、その役割を十分に発揮し、地域地域の移住や求人に関する多くの情報のもと、さまざまなプランを提案し、さらなる移住やマッチングにつなげることで、各分野の担い手の確保を通じた地域の活力の向上へとつなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの道路整備の進捗状況と課題、また工事完了後の東部地域へのストック効果についてお尋ねがございました。

南国安芸道路の高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジ間につきましては、平成24年度から用地取得に着手しており、現在用地取得の完了した箇所から、順次、埋蔵文化財の調査や工事が進められているところでございます。今年度は、南国市側で橋梁の下部工事が、香南市側ではボックスカルバートや盛り土工事などが進められると聞いております。しかしながら、香南市の1地区におきまして、道路の構造などに関する地権者との協議が難航しておることから、国、県、市で協力しながら、設計協議の早期完了に向け交渉しているところでございます。

この区間が開通いたしますと、時間短縮や定時性の確保など、東部地域へのアクセスが向上いたします。平成32年度に予定されております高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間の開通も考慮すると、芸西村から高知ジャンクション間で約10分程度の時間短縮が想定されます。また、信号待ちの交差点渋滞などの影響がなくなり定時性が確保されることから、走

行時間の短縮以上の効果も期待され、地域の産業や観光の振興に大きく寄与するものと考えられます。具体的には、近年寄港が増加しております外国クルーズ客船の関係者からは、高速道路の延伸効果により多様な周遊観光ツアーの企画が可能になるとの声もお聞きしており、東部地域を訪れる観光客の増加が見込まれます。また、ことし4月に日本遺産に認定されました「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」を活用した地域の取り組みの後押しにもつながるなど、さまざまな効果が期待されるところでございます。

このため、引き続き、国や市と連携を深め、当区間の早期開通に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、工事中の南国安芸道路、計画段階評価区間の残る阿南安芸自動車道について、道路整備の進捗状況と課題、また今後県として国や市町村にどのように働きかけ、整備を進めていくのかのお尋ねがございました。

南国安芸道路の芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジ間につきましては、芸西村では4地区のうち2地区で、安芸市では6地区全てで設計協議が完了いたしました。現在、用地調査や用地取得が進められ、一部の地区では工事に着手されたところでございます。一方で、芸西村の2地区におきましては、まだ設計協議が完了していないことから、早期の完了に向け、引き続き国や村とも連携しながら取り組んでまいります。

阿南安芸自動車道につきましては、安芸道路の全ての地区で設計協議が完了し、用地調査や用地取得が進められており、今後の工事着手につなげるためにも早期の用地取得が課題となっております。また、未事業化区間の東洋町野根から北川村安倉間や奈半利町から安芸市間につきましては、早期の事業化に向け、速やかに計画段階評価を完了させる必要があると認識して

おります。

県といたしましては、用地取得や計画段階評価における意見聴取などを支援するとともに、関係市町村と一体となって、整備の必要性や効率的な整備手法などを積極的に国に訴え、本県東部地域のミッシングリンクの解消に向けて取り組んでまいります。

次に、和食川の水門閉塞時の排水機能確保や、水門が詰まらないための手法などについてお尋ねがございました。

河口部に位置する和食川水門は、波浪の影響を受け、放水路内に砂が堆積し流路が塞がれてしまう、いわゆる河口閉塞が発生する場合がございます。

この対策といたしまして、議員のお話にありましたとおり、重機による砂の取り除きや、あらかじめ水門を閉めてためた水を流し込み、砂を押し出すフラッシングを実施しております。現在、重機による取り除きができない場合に備え、土木工事で使用いたします仮設の排水ポンプを使って放水路内に水を送り、砂を押し出す方法について検討を進めているところでございます。

この水門は昭和34年に設置されましたが、和食川の洪水を海に導く重要な役割も果たすことから、長寿命化対策を進めるとともに、河口部の閉塞対策を継続するなど適切な管理に努めてまいります。

次に、ダム建設のおくれにかかわらず、和食川上流部の河川改修に早期着手することについてお尋ねがございました。

和食川上流部の河川改修につきましては、建設中の和食ダムとあわせて治水効果を発現させるため、延長470メートルの区間を河川整備計画に位置づけております。この改修につきましては、ダム建設工事の進捗にかかわらず、早期に事業化できるよう測量設計などの準備を進めて

まいります。

次に、穴内漁港海岸における暫定型人工リーフの早期完成のための予算確保と、離岸堤整備の必要性についてお尋ねがございました。

穴内漁港海岸には、砂浜の侵食対策として4基の人工リーフを整備する計画で、平成14年度から安芸市が整備を進めております。人工リーフは、海面上にブロックを設置しないことで景観や環境に配慮する構造となっております。その整備の手順は、設計天端幅50メートルのところ、事業効果をより早期に発現させるため、30メートルの暫定型で整備し、その後完成型にすると聞いております。現在、人工リーフの3基、合計延長420メートルが暫定型で完成しております。残りの1基は、延長160メートルのうち約80メートルの整備が今年度末に完成すると聞いております。

穴内漁港海岸は、これまでもたび重なる台風などの高波により被害が発生しており、県としても整備の緊急性を十分に認識しておるところでございます。このことから、早期に完成できるよう国への政策提言などを行い、予算確保に向けて安芸市とともに取り組んでまいります。

また、離岸堤の整備の必要性につきましては、現在の波浪や地形の状況を再確認し、人工リーフを完成型にする場合と、人工リーフ上に波消しブロックを設置して離岸堤にする場合について、波浪の低減効果や経済性等を比較検討することが必要でございます。このため、安芸市に対して助言や技術的な支援を行ってまいります。

次に、安芸市管理となっております穴内漁港海岸を県管理海岸とすることについてお尋ねがございました。

県は、重点施策として地震・津波対策を推進しておりますが、一方で、毎年のように来襲する台風による高波、高潮への対策も重要と認識しております。

安芸市が管理する穴内漁港海岸を県管理にすることについては、安芸市からも毎年御要望をお聞きしているところでございますが、県全体の海岸の整備状況を踏まえ、緊急度や予算面等を総合的に検討する必要があり、引き続き安芸市と協議をしております。

最後に、移住促進に関しまして、国の新たな政策の方向性に対応した空き家の再生、活用、あっせんなど、県としての空き家を活用した移住者向け住宅対策についてお尋ねがございました。

現在、25の市町村において空き家の実態調査が進められているところですが、国の新たな施策でありますITを活用した空き家バンクの取り組みを見越して、8市町村におきまして、実態調査の結果を地理情報システム、いわゆるGISを活用して整理を行っております。既に調査が完了した市町村において、外から見て活用が可能と判断される空き家が、現時点で約3,700棟あることが判明をしております。今後は市町村が、これらの空き家の所有者に対して、貸し出しに係る意向調査を行うこととしております。

空き家を活用するためには、所有者の協力が不可欠となります。これまでの意向調査におきまして、議員のお話にありましてとおり、古い住宅をリフォームしてまでの家賃収入は見込めないのではないか、また一旦貸すと返してもらえないのではないかという不安など、さまざまな理由により貸し出しをちゅうちょされるケースもあると聞いております。

県では、平成26年度から市町村が行う空き家の再生、活用を支援しており、その中で、空き家所有者の協力が得られやすくなるような工夫をしております。具体的には、低廉な家賃設定が可能となるよう、耐震改修やトイレの水洗化などに要する費用の一部を国と県が負担するとともに、定期借家契約の活用を推奨してござい

す。こうした取り組みにより、昨年度末までに20の市町村において約100棟の空き家が再生され、このうち84棟が移住者支援住宅として活用されております。引き続き、新たな空き家の掘り起こしを進めるとともに、今後設立が予定されている新組織とも連携し、移住希望者とのマッチングに取り組んでまいります。

さらに、国により空き家バンクが一元化された際には、リフォーム済みの良質な物件を数多く登録できるよう、市町村と連携した取り組みを進めてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 安芸漁港の沖防波堤の延伸と消波ブロックの設置についてお尋ねがございました。

安芸漁港では、台風や低気圧の通過時に、1分から5分程度の周期の長い波が港内に侵入することによって、強い流れや海面が短時間のうちに急な上下動を繰り返す、いわゆるすびき現象がたびたび発生し、係留漁船が岸壁に乗り上げるなどの被害も受けてきました。このため、昭和60年度から沖合の防波堤工事に着手し、平成26年度には延長435メートルが完成するなど、防災拠点漁港や悪天候の際の避難港としての機能を確保してまいりました。しかしながら、平成17年と平成26年には、台風の波浪により沖防波堤が被災するなど、近年大型化する台風などによる被害も懸念されてきております。このため、沖防波堤を含めた外郭施設の整備に対する効果の検証として、すびき現象の発生を的確に捉えるため、昨年度から港内での流速、水位上昇などの現地調査を実施しております。

一方、安芸漁港では、議員のお話にもございましたとおり、地域アクションプランに位置づけられました、地元特産のシラスを活用した加工場や直販所が順調に操業されており、来年早々には新たな加工・直販施設も稼働予定でござい

ます。加えて、シラスパッチ網漁の見学ツアーなどの漁業体験の取り組みも始まり、安芸地区の水産業の核として大いに期待しているところでございます。

このような漁港を取り巻く現状を考慮しながら、今後の整備につきましては、現地調査や数値シミュレーションなどの結果を踏まえ、防波堤の延伸や消波ブロックの新設の検討も含めて、漁船の安全性確保、背後施設への越波対策など、関係者の方々のお話もお伺いしながら、しっかりと進めていきたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、移住後のアフターフォローと定着率についてお尋ねがありました。

移住促進の取り組みにつきましては、本県に移り住んでいただくことのみならず、移住された方が地域になじみ、長く住み続けていただくことが重要だと考えております。

そのため、まずは入り口段階となる移住相談時点で、移住後のミスマッチを防止するため、県や市町村の窓口において相談者に対し、生活環境や風習などが異なることを十分説明するなど、あらかじめ移住後の暮らしのイメージをつかんだ上で移住を決断していただけるよう、丁寧な対応に努めております。さらに、移住後の定着に向けましては、市町村の専門相談員や地域移住サポーターがアフターフォローに取り組むとともに、定期的に移住者と地域の方々との交流会を開催するなど、地域に溶け込むための機会の提供にも努めております。

定着しているかどうかにつきましては、毎年移住された方の2年後の状況について調査をしており、昨年度の調査で回答があった方の定着率は約87%となっております。比較的多くの方に定着をいただいていると感じておりますが、新たな組織体制のもと、仕事や暮らしに関する

情報提供を充実し、マッチング機能を高めるとともに、移住後のサポートにしっかりと取り組んでいくことで、さらなる定着率の向上を図ってまいります。

次に、提案型のリクルートを他の分野にも広げていくことや、市町村間の連携による取り組みについてお尋ねがありました。

本県の移住促進策は、各産業分野における担い手確保策と緊密に連携する形で進めており、第3期産業振興計画からは、都市部の人材に対してアクティブに働きかけることを戦略の一つに位置づけ、取り組みを展開しております。お話にもありました農業分野においては、産地提案書の取り組みが進んでおりますし、また水産業分野においても、ライフスタイル提案書という形での人材募集を新たに始めております。さらに、今回設立を予定しております新組織においては、各産業分野の潜在的な人材ニーズを掘り起こして一元的に集約した上で、例えば、近隣にあるさまざまな仕事の組み合わせや住まい、生活環境なども含めた移住プランを提案していくこととしています。

その中で、複数の市町村による広域的な取り組みとも連携し、生活圏域や通勤圏域を意識した多様なプランもあわせて提案することで、さまざまなニーズを持つ都市部の人材に、さらに積極的にアプローチしてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) 地域おこし協力隊として移住された方々の実績と成果、定着率をどのように捉え、今後支援にどのように取り組むかについてお尋ねがありました。

本県における地域おこし協力隊は、平成22年度の制度導入以来着実に増加し、平成28年度は、特別交付税の対象人数で見ますと、全国で4番目に多い158人の方々が28市町村に着任し、集落

活動センターの取り組みを初め、農林漁業振興、特産品開発、観光交流など、さまざまな分野で活躍されております。集落活動センターの関係では、推進役としての立ち上げ支援や地域の作物の加工商品化といった実績もございます。

任期を終了した隊員の状況につきましては、平成27年の総務省調査によりますと、平成27年3月31日までに任期を終了した隊員は全国ベースで945人、そのうち同じ地域に定住した方は557人で、定住率は約59%となっております。本県におきましては、任期終了者41名のうち27名が同じ地域に定住されており、定住率は、全国と比較して約7ポイント高い約66%となっております。これまで、募集の際には、市町村が隊員の役割や仕事内容を具体的にお示しして、着任後のミスマッチを防ぐ工夫をされてきたことや、着任後は県においても、スキルアップや県内に定住している先輩隊員も含めた隊員間のネットワークづくりにつながる研修を実施してきたことなどが、一定効果としてあらわれているのではないかと考えております。

地域おこし協力隊は、本県の中山間地域のように人口減少や高齢化が進行し、地域の担い手が不足している地域にとって、地域づくりの中心メンバーとして貴重な存在となっております。今後とも、その確保や定着に向けた支援を継続的に行っていくことが重要と考えております。県としましては、引き続き志のある全国の方々に県内市町村を活躍の場として選択していただけるよう、募集段階でのより効果的な情報の発信など市町村の取り組みを支援しますほか、地域における関係性づくりや話し合いにおいて必要となるスキルを習得するための研修の実施や、日々の活動や日常生活の悩み事、困り事などの相談への対応、さらには土佐MBAなどの自立の助けとなるセミナーの情報の提供など、導入段階から任期終了後の定住に至るまでを、移住

促進の取り組みとも連動させながら、市町村と連携して総合的に支援してまいりたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、農業現場における労働力確保の実態、高知県農業労働力確保対策協議会の役割と労働力確保に向けた対応策についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

お話にありましたように、県が平成27年度に実施しました労働力不足に関するアンケート調査の結果を踏まえまして、昨年度は県内に11の地域プロジェクトチームを設置し、JAや市町村、農業振興センターが連携して、地域の課題に対応した労働力の確保対策に取り組んでいます。現在、高知市春野地区でのキュウリ収穫作業の建設会社への委託、四万十町でのJA集出荷場と種苗会社との労働力の相互補完、JAコスモスでのニラそぐりセンター設置による調整作業の省力化といった新たな取り組みにつながっております。また、JA土佐あきでは、今後地域の園芸戦略会議で、労働力の掘り起こしや夏場の作業確保による周年雇用対策、集出荷場の労力軽減策を重点的に検討していくとお聞きしております。

一方、収穫ピーク時には、規模拡大農家や農業法人の求人に対する応募が少なく、JA集出荷場では作業員が不足するといった実態もあり、特定の時期に労働力が不足するといった状況に変わりはありません。このため、労働力の広域的かつ継続的なマッチングの仕組みづくりを目的として、新たに高知県農業労働力確保対策協議会を設置し、高知労働局の専門家の助言をいただきながら、JA高知中央会、高知県農業会議等とともに検討を進めているところです。具体的には、求人・求職情報を一元化する農業労働力確保支援ポータルサイトを7月に稼働させ

ることで、子育て世代やシルバー世代などの潜在的な労働力の掘り起こしにつなげてまいりますし、11月には、大阪などの都市部から人を呼び込む援農ツアーを計画しているところです。

県としましては、こうした地域の取り組みを着実に実施するとともに、地域地域の対策を積極的に支援することで、スピード感を持って生産現場での労働力の確保を進めてまいります。

次に、四万十町の次世代施設園芸団地の生産・販売の実績、地域での雇用の実態などについてお尋ねがございました。

四万十町の次世代施設園芸団地では、3事業者の参入により、昨年7月末からトマトの栽培が開始されております。収穫は9月から本格化し、当初は猛暑の影響や作業おくれによる品質低下などの問題もありましたが、10月末からは収穫量、品質ともに安定し、その後、現在に至るまで大きなトラブルもなく、順調に生産、出荷を継続することができております。7月中旬には今期の栽培を終了し、8月上旬には2作目の栽培が開始される予定となっております。生産・販売につきましては、出荷量1,651トン、販売金額6億1,000万円を3年後の目標としておりますが、今期は栽培初年度ということで、その約9割を目指して取り組んでまいりました。その結果、5月末時点での目標に対して、出荷量は104%となる1,128トンとなっております。販売につきましては、販売単価が当初の想定をやや下回る傾向があるものの、3事業者ともに安定した販路を確保することができており、目標をおおむね達成できる見込みです。

また、雇用につきましては、5月末時点で、常勤職員41名、臨時職員41名の合計82名が働いており、さらに団地に併設整備されました種苗供給施設でも、8名の新たな雇用が生まれております。いずれの事業者も、地元の四万十町中心の採用となっており、地域の若者にとりまし

ても魅力ある就労の場となっています。

県としましては、それぞれの事業者の経営安定に向けて、今後も、技術面などでのフォローアップを継続していくとともに、トマトの加工品の開発や、地元の直販所やレストラン等とタイアップした観光面での集客アップなど、この団地を核とする農業クラスターの育成を支援していくことで、さらなる付加価値と雇用の拡大につなげてまいります。

次に、次世代型ハウスを導入した法人などでの研修の受け入れ状況と、技術指導員を含めた学びの場としての活用についてお尋ねがございました。

産業振興計画の農業分野において目指す姿の、地域で暮らし稼げる農業を実現するためには、新規就農者を含む農業者や指導者が、生産力の向上につながる先進技術を習得していくことが重要であると考えております。

先進技術の習得に向けた次世代型ハウスでの研修生の受け入れにつきましては、現在ピーマンを生産する安芸市の法人で地元の農家子弟が、またトマトを生産する四万十町の法人で、日高村で新たに農業参入する法人の従業員が、それぞれ研修生として環境制御などの先進技術の習得に努めておられます。

しかし、新規就農者の場合、まずは基礎的な技術の習得が不可欠となりますことから、県では、農業担い手育成センターにおいて、農業の基礎をしっかりと学んだ上で先進技術を習得できる体制を整備し、人材育成に取り組んでいるところです。その上で、先進的な経営体が運営する次世代型ハウスにおいて実践的な研修を受けられることが、さらなる能力の向上にもつながりますことから、国や県の研修支援制度を有効に活用しながら、実践研修の受け入れ事例がさらにふえますよう、県としましても市町村などの関係機関と連携して取り組んでまいります。

またあわせて、各地域の次世代型ハウスは、環境制御技術による栽培管理方法を学び教えあう場であることに加えて、大規模経営のノウハウを習得できる場でありますので、今後とも経営者の協力をいただきながら、園芸農家や技術指導員のレベルアップに努めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、高等学校における産業教育について、本県産業の将来の担い手育成という観点から、これまで以上にしっかりと取り組む必要があると考えるがどうかとのお尋ねがございました。

本県の高等学校における産業教育は、産業構造の変化に対応し、将来のスペシャリストとして必要な基礎となる専門性と豊かな人間性を身につけることを目標にして取り組んでおります。県の産業振興計画では、地域を支える担い手の育成、若者の県内定着のための取り組みも進められており、産業教育を推進していくことは今後ますます重要になると認識をしております。

現在、産業系の高等学校では、将来の担い手として必要とされる専門的な知識や技能の習得とともに、本年度より、社会人として必要な学力や社会性を身につけさせるための、社会的自立に向けた進路支援プログラムを各学校において実践しています。企業での就業体験や技術者による技術指導、ものづくり総合技術展への参加など、さまざまな体験的学習を通じて、専門力と職業観や社会性を身につけた人材の育成に取り組んでいます。

本県の産業振興のため重要となる卒業生の県内定着に向けては、生徒たちが地域や企業と協働し、地域の課題解決のための活動を行うことで、郷土や県内産業に対し愛着や魅力を感じてもらふことや、保護者の方々にも産業教育や県内企業の理解を深め、本県の魅力を生徒と共有してもらえるような仕掛けづくりを進めており

ます。

今後は、生徒たちが新しい技術にも触れる実習や体験的な学習に意欲的に取り組み、専門力を身につけ、できる限り多くの生徒に県内で活躍してもらえるような教育活動の充実を図ってまいります。

次に、農業高校における実習用ハウスなどの施設や設備の整備に関する今後のスケジュールを含めた具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

農業高校では、社会の変化や産業の動向に適応した次世代の農業や、その関連産業を担う人材の育成・確保に取り組んでおり、お話のありました環境制御技術など、新しい農業技術を学校現場で指導することは大変重要であると認識をしております。その際には、関連する施設の環境整備を行うことも必要となりますが、既存の施設に関しては、議員から御指摘のあったように、農業高校の実習用ハウスや畜舎などは老朽化が進み、更新が喫緊の課題となっていますので、耐用年数の問題や生徒の安全面なども考慮しながら適切に更新をしてまいります。

一方、新しい次世代型ハウスなどの導入については、実習における具体的な活用方法や、施設の活用による教育効果などを詳しく検討する必要があると考えております。また、その施設を十分活用できる教員の養成も必要となるため、平成28年度には県立農業担い手育成センターに研修で教員を派遣しており、今後も計画的に教員の養成に努めてまいります。

その上で、来年度以降まず取り組めることとして、既存実習用ハウスを活用し、高収量を実現できる環境制御技術の学習をするため、例えば炭酸ガス発生装置を導入することなどを考えております。加えまして、教育プログラムや指導教員の養成などの条件を整えながら、さらに本格的な施設整備も検討していきたいと考えて

おります。

今後も、教員の資質・指導力の向上や施設、設備の充実に努めることにより、生徒たちが高知県の農業に希望や興味を持ち、意欲を喚起させることのできる、より魅力ある農業教育を推進してまいります。

○2番（野町雅樹君） それぞれ御丁寧な、また一部前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。少し時間が残っております。特に第2問というのは準備をしております。せんけれども、高等学校での産業教育につきまして、一つ御要請をさせていただければというふうに思っております。

今回は、産業振興の担い手というテーマで質問をさせていただきました。先日、幡多農業高校にお邪魔をさせていただきまして、校長先生あるいは農場長の先生方ともお話をさせていただく中で、先ほど申しましたように、農業現場と学校教育のギャップも感じておられるというようなお話でございました。先ほど、教育長のほうから大変前向きなお話でございましたので、ぜひ前向きに進めていただければというふうに思っております。

その折に、農業振興部長からもありまして、四万十町のトマト団地でありますとか四万十みはら菜園でのトマト団地などに、幡多農業高校からも2名が、ことし正規雇用者として就職をしたということで、そういうところに大変魅力を感じての就職だったという話で、大変私もうれしく感じます。

教育は国家百年の大計という言葉、三石文隆県議からよくお聞きしますけれども、今県が取り組んでいる産業振興計画も、目先の経済活性化ということではなく、子や孫の時代まで高知県勢の浮揚を見据えた取り組みであるというふうに承知をしております。農業高校を含めました高等学校の産業教育の現場においても、そ

れぞれの専門分野の知識だけではなく、県政の動きも含めましたタイムリーかつ将来を見据えた教育によって、多感な子供たちが、将来本県の産業振興の担い手となるべく、高知で働きたい、高知に残りたい、戻ってきたいと思えるような動機づけをしっかりとお願いしたいというふうに思います。そのためにも、今回、農業高校における実習用施設などと同様に、それぞれの産業系高等学校での環境整備のさらなる充実をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩



午後2時40分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番橋本敏男君。

（27番橋本敏男君登壇）

○27番（橋本敏男君） 県民の会の橋本敏男でございます。早速、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして質問を展開してまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まずは、公共事業における入札の不調、不落についてでございます。

住民の安全や安心、そして暮らしに密着する公共事業での入札不調・不落は、看過することができない問題でございます。平成28年度における高知県土木部入札分で見ると、建築、建設合わせて不調、不落は入札件数2,821件に対して242件、8.6%と、依然として高い不調・不落率でございます。今回の質問を通じて、公共

工事の不調・不落問題の要因や背景を検証し、その打開策についての議論ができればというふうに思っております。

残念ながら、公共事業における建築は、所管課が多岐にわたり、事業においてもばらつきがあるため、件数の確定が困難な状況にあり、数値でお示しすることはできません。しかしながら、より人手の必要な建築工事と機械施工の多い土木工事では、国の建設労働需給調査においても、鉄筋工や型枠工などの一部の技能労働者が不足していると報告されており、建築事業の不調・不落率は高くなっているのではないかと思います。

労働者不足は、建設投資が過去減少し続け、リーマンショックなどにより、民間建設投資が大幅に減少したことが影響していると言われております。年度の事業量など不確定条件はありますが、平成27年の建設技能労働者数は331万人、ピーク時の平成9年の455万人と比較をすると124万人、約27%減少しています。

一方、最近では建設投資が急増したことから、建設技能労働者の手配が追いつかず、また建築、土木の技術者を新規採用しようと思っても、県内の有効求人倍率は1.17倍のところ、建築、建設の技術者は6倍を超えており、新規採用者の確保が極めて厳しい状況にあります。このことが複合して、公共事業における入札の不調、不落を招いているものと思われます。

そこで、不調、不落の改善策として、まずは住民生活に欠かせない事業を優先した、公共事業の計画や箇所づけ段階の選択は無論のこと、事業者が応札しやすい環境を整備し、限られた技能労働者を年間通じて継続的に雇用できる仕組みが求められると思いますが、県はどのように向き合っていくのか、総論的で結構でございますので、知事の答弁を求めたいと思います。

公共事業が不調、不落に終われば、当然のご

とく工事着工は延期され、県民の暮らしは大きな損失を受けることとなります。一定の地域内で大規模工事が発注されると、事業者や技能労働者が集中し、小規模工事において不調・不落割合が高まるおそれがあると思います。

高知県内に当てはめれば、事業者や技能労働者が集中している中央部と少ない郡部とでは、不調・不落割合は大きく違っているのではないかと思います。先日土木部土木政策課より不調、不落に関するデータをいただき、精査させていただきました。その結果、平成28年度県土木部入札分の不調・不落率8.6%を発注価格別で見れば、予定価格500万円未満のDランクの不調・不落率は41.7%、500万円から2,500万円未満のCランクでは49.4%と、C、Dランク合わせると91.1%と不調、不落の大半を占めています。また、平成28年度における各土木事務所管内の不調・不落発生状況については、県平均の8.6%を上回っている事務所は、須崎土木事務所の39件、8.8%、安芸土木事務所の92件、19.7%となっております。災害など地域それぞれにおいてさまざまな背景はあろうと思いますが、圧倒的に安芸土木事務所における不調・不落率の高いことが示されています。

さらに言えば、高知県民が享受できる公共事業は県発注分だけでなく、国や市町村の事業も県民生活に大きくかかわってくることを知っておかなければなりません。そのことから、入札の不調、不落は県発注分だけではなく、国や市町村の事業にも及んでいると思われ、公共工事における不調、不落の問題は、国や市町村とも連動して考えなければならない問題でもあります。

県は、当然のごとく、県発注分についての不調、不落の軽減を図るための努力はしていかなければならないと思いますが、できる限り国や市町村とも発注に当たった調整をしていくべ

きだと考えます。

国や市町村における不調、不落の現状認識も含め、土木部長の所見を求めておきたいというふうに思います。

近年の入札不調・不落急増の原因は、地域事業者の疲弊と技能労働者不足がもたらした何物でもないというふうに思います。平成26年には、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保のために、公共工物品確法や公共工事入札契約適正化法、建設業法の一体的な改正が行われ、公共事業の適正化に向けた法整備が行われました。

県では、それ以前から資材や労務費の上昇問題に取り組んできており、実勢価格を反映した予定価格を設定し、将来の価格変動にも柔軟に対応してきました。具体的には、インフレスライド制度や設計変更の柔軟な運用、追加コストの精算払いなど、工事途中における価格急騰への応急的な対策を導入してきましたが、その効果について土木部長の答弁を求めたいというふうに思います。

地域から土木や建築事業所が消えていく、そんな寂しい思いを持っているのは私だけではないというふうに思います。公共事業がどんどん減り、やっと仕事が受注できて人も夫さんや大工さんが集まらない、何とかめどが立って仕事をこなそうとしても、将来の経営見通しが立たない状況にあります。とりわけ産業構造の転換もままならず、公共事業への依存度の高い郡部においては、極めて深刻な状況に置かれていると言っても過言ではないと思います。

南海トラフ地震、津波、台風、ゲリラ豪雨など、もし大きな災害でも起これば、イの一番に駆けつけてくれるのは、ほかの誰でもない、身近にいる業者の皆様方です。特に、南海トラフ地震が高知県を襲う可能性については、今から30年以内に70%と非常に高く、地域から

業者が消えていくということは看過できない問題でもあります。

地域の防災、減災、復興において、なくてはならない建設・建築事業者の疲弊について、どのように認識し分析しているのか、土木部長の答弁を求めます。

次に、公共用地取得に対する現状と認識についての質問を展開してまいります。

社会資本整備を推進していく上で、最重要課題の一つは用地取得であります。高知新聞の6月27日の朝刊に、所有者がわからない土地が全国で約410万ヘクタール、面積では九州を上回るとの記事が掲載され、けさもテレビ番組のニュースで報道されていたと先輩議員から知らされたところでございます。

登記が敬遠され、所有者が不明なままだと、公共事業の支障になるほか、農地や森林の荒廃にもつながると不安の声が上がっています。このような状況も相まって、公共用地の取得の遅延による建設コストの増加や、供用開始の遅延によって、住民の暮らしに対する不利益性が生まれ、地域の利益が大きく損なわれることが指摘されています。

県土木部が所管する建設事業で見ると、用地補償費用は年間27億円程度であり、事業費全体の約6%を占めています。このことから、公共事業を進める上で、費用的にも一定の割合を占めることとなります。また、地権者との交渉事ということもあり、用地取得に要する期間の予測は不可能ということにもなります。どのような困難があっても用地取得に向き合うことは、その事業の必要性が地域や住民にとって明確であることを前提とするものであります。

道路などのインフラは、産業振興や観光振興にも大きく寄与することから、今後ますます地域住民の関心が高まっていくことが考えられ、公共事業の必要性も、より多くの観点から検討

しなくてはならなくなるというふうに思われ
ます。その上で、必要性が確定した事業は、
できるだけ速やかに整備するようにしな
ければなりません。

厳しい財政状況が続いている本県にと
って、社会資本の整備においてもコスト
意識は重要であり、事業が遅延すること
によるコスト増加は回避しなければなり
ません。目まぐるしく変化していく社会
環境を踏まえて、必要な事業につ
いては、効率的、効果的に実施するた
めの抜本的改善を図ることは極めて重
要なことであろうというふうに思
います。

公共用地の取得には、事業によって
対価を支払って取得する場合と、各地
権者に少しずつ土地を提供してもら
う場合があると思いますが、両方の
場合とも地権者が交渉に応じなかつ
たり、一部の地権者の反対によって
事業が遅延するといったことがしば
しばあります。こうした場合には、
地権者が実際何に対して反対してい
るのかをしっかりと把握して交渉を
進めていくことが大切ですが、その
ために今の体制で十分なのかは、余
り議論されていないように思いま
す。また、公共用地取得に関する情
報はほとんど公表されていないなど
、用地取得に関し、これといった
手法は存在しないのではないかと
思いますが、公共事業を進めてい
く上で用地取得は最も大事な行政
事務の一つであります。一般論で
申し上げますと、土地の取得さえ
終われば、事業の80%は完工した
と同じであるとも言われるほど、
その重要性は誰もが認めている
ところでございます。

公共用地の取得を進めていくには、
県の職員が、市町村や地域と綿密に
連携をとり協力しながら、地権者
に事業の必要性などを丁寧に説明
し、交渉を進めていくことが必要
になります。しかしながら、大事
な行政事務にもかかわらず、行政
改革という流れの中で、土木事務
所の公共

用地取得に携わる用地職員が削減
され続けており、地域に密着した
用地交渉が難しくなっているの
ではないかと感じています。御承
知のとおり、土地取得事務にお
いては、法的な知識はもとより、
交渉術などの経験や地域におけ
る人脈などを必要とします。計
画的に公共事業を遂行していく
ためには、地域に根差した専門
的な用地職員の配置が求められ
るというふうに思います。

そこで、本県における用地取得
の人員体制や実情をどのように
分析しているのかについて土
木部長に答弁を求めたいと思
います。

さらに、公共用地取得にとって、
何が大事で、何が必要なのか、
スムーズな用地取得に向けて
どのように取り組んでいくのか、
土木部長の答弁を求めます。

道路などの公共事業で買収して
おきながら事業が実施されず、
使われていない土地について
質問をしております。具体的
には、行政財産として県が保有
している道路計画予定地などに
ついては、所管土木事務所が
管理していると思いますが、
事業計画は残っているものの、
長期未利用地となっている公
共用地の問題についてございま
す。県が公共事業を推進する
という事で、地域の皆様方から
大切な土地を取得しておき
ながら、何年も、長いものでは
数十年も、未利用のまま計画
が履行されていないような
用地が存在するのではないかと
思います。

県が公共事業に供する目的で
購入した土地が長期間有効に
活用されていない状態が好ま
しくないのは、当たり前のこと
でございます。公有財産の
管理については、地方財政法
第8条に、「地方公共団体の
財産は、常に良好の状態にお
いてこれを管理し、その所有
の目的に応じて最も効率的に
、これを運用しなければならない。」
と規定されており、県の財
産である以上、長期間有効に
活用されていない状態は好ま
しくないと言

わざるを得ません。

しかし、それ以上に大事なことは、そういう事態にならないように、整備計画のとおりしっかり推進することにあります。もし、何かの事情で工事の予定が大幅におくれ、着手が難しくなった場合、大事な土地を提供してくださった皆様方に対して、県はどのように向き合ってきたのかが大事だというふうに思います。

土地取得の目的達成のため、担当者は、地権者や関係地域に対してお百度参りのように日参し理解を求め、やっと契約締結にまでこぎつけるわけですが、一旦買収が終わると、長期間にわたり工事が行われなくなっても、その説明さえ行わないといったことはないでしょうか。公共事業を進めていくために大事な土地を提供してくださった皆様方に、県はどのように向き合ってきたのか、土木部長の答弁を求めたいというふうに思います。

次に、国民健康保険制度の見直しについて質問をしてみたいと思います。

昨日、塚地議員より社会保障制度改革についての質問があり、重複する内容もございますが、少し違う視点から角度を変えて検証してみたいというふうに思います。

国民健康保険制度は、社会保険など他の医療保険と比べ、高齢化により医療水準が高く、低所得者層が多いという構造的な問題を抱えており、市町村は増大する医療費への対応など非常に厳しい状況となっています。

このため、国は、平成27年5月29日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律を公布し、これまで市町村が保険者として運営してきた国民健康保険を、平成30年4月から県も市町村とともに保険者として共同運営することになりました。今後は、県が財政運営の責任主体となり、国保事業推進の中心的な役割を担うこととなります。

今回の制度改革は、広域化によって財政運営の安定化を図るものですが、持続可能な制度とするためには、収入の確保と医療費の増加を抑制することが大きな課題となります。県は、各市町村の医療費水準や所得水準などをもとに事業費納付金を決定し、保険給付に必要な経費は市町村に全額支払うということとなります。市町村は、県が示した納付金を納めるとともに、資格管理や被保険者証の発行、国民健康保険料の賦課徴収など住民に身近な業務を引き続き行うこととなります。

県は、市町村ごとに標準保険料率を算定することになってはいるものの、市町村が地域の実情に応じて独自に保険料率を設定することになります。実際、平成27年度国保料現年度分の算定額を市町村ごとに見てみますと、医療給付費分の算定額が県内で一番高いのは馬路村の8万8,149円、それに対して一番低いのは三原村の3万4,081円となっています。この算定額については、市町村それぞれに所得や医療水準などの状況も違っていますが、国のガイドラインが示しているとおおり、標準保険料率に向き合おうとすれば、被保険者の保険料率は大きな乖離を生む結果になりはしないかと心配しています。

国が示しているガイドラインでは決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰り入れについては、解消または削減すべき対象とされており、そのために、国は今回の制度改正で3,400億円の公費拡充を決定いたしました。これは、市町村が国保財政の赤字を回避するために、やむを得ず行ってきた法定外の一般会計繰り入れについて解消または削減を行い、国保財政の安定化を図るという観点から措置されることになったと聞いています。

しかしながら、市町村は、今までそれぞれに一般会計から繰り入れや繰り上げ充用をして、被保険者からの直接的な保険料を抑える手段を

とってきており、県に納める納付金の捻出手段として、ガイドラインに示されたとおり標準保険料率を適用すれば、今までの保険料から大きく増加をしてしまうことが想像できますが、どのような認識をお持ちか、健康政策部長の答弁を求めます。

もっと言えば、県が示した納付金の捻出において、今までは法定外の一般会計から繰り入れをしていたが、国からの公費拡充分で賄え、被保険者の保険料が減額可能となる市町村ができる一方で、ガイドラインのとおり標準保険料率の適用をベースにし、法定外の一般会計繰り入れをやめることにより、被保険者が大きな負担増を余儀なくされる市町村ができると予想できます。

県と市町村とで30年度に向け協議検討を行っている、県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会における納付金の算定については、市町村ごとの医療費水準の格差が大きいため保険料水準の統一化はせず、医療費水準を反映させることは決定したようでございますが、医療費や所得をどの程度まで反映させるかは、現在検討がなされていると聞いております。

さらに、現行制度と新制度との違いにより、被保険者負担が大きく変わらないための、事業費納付金の激変緩和措置についても、各市町村の28年度決算をもとに、これから決定するということとなりますが、事業費納付金の算定についてどのようにお考えか、健康政策部長の答弁を求めておきたいというふうに思います。

第2回運営検討協議会において、納付金算定に当たって医療費水準を反映させることが決定され、医療費が高い市町村は多くの納付金を納めることとなり、医療費が低い市町村は少ない納付金というインセンティブが働くため、医療費適正化が働きやすい環境になっています。また、被保険者の予防、健康づくりを初めとした

医療費適正化への取り組みや収納率向上対策等については、保険者努力支援制度により、これもインセンティブの導入が図られており、努力し、汗を流した市町村が報われる仕組みがセットされています。

この10年で国民医療費は1.3倍になり、団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61兆8,000億円にもなる見込みであります。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりで、持続可能な社会保障制度の確立を図るためには、国民健康保険制度をスムーズに移行していくことが重要でございます。

日程的にはタイトで、12月県議会に国民健康保険制度改革の条例議案が上程され、平成30年4月の業務開始に向けた準備を行わなければなりません。まだまだ解決しなければならない課題は山積みで、一つ一つ丁寧に整理をしていかなければなりません。そのためには、納付金や国保運営方針などの策定に当たって、市町村や被保険者の意見を十分に踏まえ、具体的な課題とその対策について、慎重に協議を行うことが必要でございます。

国保財政を拡充し、県と市町村の役割が効果的に発揮できる制度とするためには、関係者との共通認識のもと取り組む必要があると考えますが、健康政策部長の所見を求めたいと思います。

次に、高知県台湾オフィスについて質問を展開してまいりたいというふうに思います。

外国人観光客の誘致や地場産品の海外販路開拓など、地方自治体の海外進出が活発化しています。地域活性化のためにいかにして外需を取り込むか、特に成長著しいエマージング諸国の市場を目標に、あの手この手で戦略を練る時代が到来したと思います。

今議会の知事提案説明でも、海外への輸出振興については、輸出総額も着実に伸ばしており、

本年度はこれまでに培ったノウハウを生かして、さらなる取り組みの強化を図っていくとのことでありました。特に台湾では、防災関連製品などの輸出の成果が出ていることから、ことし4月に高知県台湾オフィスを設立し、台湾との海外商戦を本格化させていくとの意気込みを語っていました。高知県としても、東南アジアの拠点としてのシンガポール海外事務所に次ぐ台湾オフィスの開設であり、インバウンド観光客の入り込みや物品の販売実績などを見ても、まさにタイムリーな判断であると思います。世界に打って出る方向性は、ジョン万次郎や坂本龍馬を初め、三菱の創始者である岩崎弥太郎など、高知の歴史とも大きく連動するもので、まさにその血、精神を受け継いでいるものだというふうに思います。

県内においては財政的な問題もあり、独自に関係を持つ市町村や民間事業者では、相互に事務所こそ設置はしていませんが、文化的、人的な交流は無論のこと、積極的に観光等のビジネスプロモーションも行われているため、本県から台湾への渡航者もふえると同時に、台湾からの入り込み数も大きく伸びていると思います。

私も、この台湾オフィスについては大いに期待をしている者の一人ではありますが、期待をしながらも、その活用や内容などについてのイメージが恥ずかしながらできていませんので、具体的に質問をしてみたいというふうに思います。

一般的には、自治体の海外拠点の運営方法は3通りあるというふうに言われており、本県のシンガポール事務所のように自治体が海外に職員を駐在させて単独または共同で事務所を設置運営している独自事務所、ジェットロなどの他機関が運営する海外事務所等に駐在員として職員を派遣している機関等派遣、自治体職員は駐在せず現地企業等に業務を委託している業務委託、

この3つであります。

高知県の台湾オフィスは、現地企業に業務を委託する方法で、3年前からおつき合いしている丸虎国際顧問有限公司にお願いをしているということではありますが、どこまでの業務を可能としているのか、その委託内容について台湾オフィスを所管している産業振興推進部長に示していただきたいというふうに思います。

さらに、高知県の外国人入り込み客の数字を見ても、台湾からのインバウンド旅行者が圧倒的に多く、今後においても台湾からの入り込み数は、戦略次第で大きくふえると思われま

す。インバウンド観光を本県観光戦略の柱に据えている観光振興部として、この台湾オフィスをどのように活用し、何を求めていくのか、観光振興部長の所見を求めておきたいと思います。

外国人観光客誘致の動きや地元中小企業の海外展開が積極化する中、自治体の海外事務所求められる活動も幅広く、多様化し始めているため、事業ニーズはふえ続けているのが現状であります。

県の職員や特定の間人だけしか利用できないオフィスではなく、産業や文化、そして教育など幅広い県民のニーズに対応できる体制となっているのか、産業振興推進部長の答弁を求めたいと思います。

また、2月県議会でも桑名議員から指摘された上海事務所の引き揚げのように、必ず県民から問われるのは、海外事務所の活動成果をどう評価するかという点であります。海外拠点を維持していくためには、それなりの経費がかかるため、費用対効果については必ず説明を求められます。しかしながら、個々の成果の基盤となる海外でのプレゼンス向上やネットワーク構築などは、時間がかかるものが多く、数字にあらわれにくいということがございます。

現地企業等への業務委託では、経費はもちろ

ん、事務負担も大幅に削減されるメリットはあるというふうに思います。また、自治体職員では対応が難しい専門的な経済案件等にも対応しやすくなり、特に新しい国や地域に進出する場合には手軽さもメリットとして大きいため、試行的な手法として選択しやすい方法でもありますが、課題は多くあるというふうに思います。事前の契約で委託内容が決められていることから、急な対応や柔軟な対応が難しい場合も少なくなく、自治体の事情や方針への理解に温度差があり、情報共有が課題であるという声も聞きます。その国や地域での活動の濃淡にもよりますが、活動が活発化する地域では、業務委託だけでは事足りないことも多いのが実情でもあります。

高知県台湾オフィスは始まったばかりで、多額の予算づけもないまま稼働にこぎつけることができたのも、現地法人丸虎国際有限公司と築いてきた信頼関係があつてこそだと思えます。この取り組みは、即効性を期待するような事業ではなく、ある意味、気長に見守っていくことも必要であると思えます。

文化交流や経済交流は無論のこと、インバウンドにおいても、アウトバウンドにおいても、親日的な台湾との関係をつないでいくために、県民誰もが活用できる拠点として、このオフィスに魂を吹き込んでいただきたいと思えますが、この台湾オフィスに対する思いも込めた、知事の所見を求めたいというふうに思います。

次に、航空自衛隊土佐清水分屯基地整備について質問を展開してまいりたいと思えます。

航空自衛隊土佐清水分屯基地は、四国で唯一の空自基地で、警戒管制多重通信網太平洋ルートの中継を主任務としています。

かねてより、防衛協会土佐清水支部や地元の経済団体において、南海トラフ地震発生時の給油や緊急物資輸送・備蓄などの応急救助活動に

おける高知県西南部の拠点として、基地の整備拡充を要請してきたところであります。高知県が国などに対して行う政策提言の中には、この航空自衛隊土佐清水分屯基地整備拡充が挙げられており、大変心強く、うれしく思っているところでございます。

大規模な災害はいついかなるときに起こるかわかりませんが、東日本大震災や熊本地震などにおける自衛隊の活躍は、国民や地域住民に大きな安心を与え、信頼をより深くしたところでもあります。

本県の太平洋側前面には南海トラフが横たわっており、2つのプレートのひずみがいつ滑ってもおかしくない状況にあります。国の地震調査研究推進本部は、南海トラフでの地震発生確率を30年以内に70%程度と予測しており、また今後30年以内に県庁所在地が震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は74%と、非常に高い確率となっています。南海トラフ地震を想定した県の計画では、土佐清水市までの道路啓開日数は17日と想定されており、また津波が発生すれば航路啓開についても大きくおくれが出るものと想像でき、高知県の中でも孤立が最も厳しいとされています。この分屯基地が拡充され、給油や緊急物資備蓄倉庫を備えたヘリポート関連施設の整備がなされると空輸機動力が向上し、県西部における応急活動や医療活動が迅速に展開できる仕組みが強化されることとなります。

南海トラフ地震発生時の応急救助活動の必要性を踏まえ、土佐清水分屯基地の拡充と給油施設や緊急物資備蓄倉庫も備えたヘリポート関連施設の整備を国に求めていくことについて知事の決意を求めておきたいと思えます。

以上で、1回目の質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公共事業における入札の不調、不落について、事業者が応札しやすい環境の整備と、限られた技能労働者が継続的に雇用される仕組みづくりにどう取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

本県の建設業は、災害時における対応など地域防災のかなめとして、それぞれの地域で県民の安全・安心の確保に大きな役割を担っていただいておりますし、地域の活性化を下支えする社会資本の整備と維持管理の担い手として、また地域における雇用の場の提供など地域経済を支える基幹産業としても、大きな役割を担っています。

こうしたことから、建設業の中長期的な経営の安定と技能労働者を初めとする人材や担い手の確保に向け、受注者が適正な利潤を確保できるよう、予定価格の適正な設定や適切な発注時期と余裕ある工期の設定などが、県を初めとする公共工事の発注者の責務であると認識しております。

そのため、県では、事業量の確保や県内事業者への優先発注を進めてまいりました。特に、平成26年度からは、技能労働者など従業員の通年雇用につながる端境期対策に取り組み、繰越制度やゼロ県債の柔軟な活用など、県内の建設業の経営安定に向けた取り組みを進めており、建設業界の方々からも、端境期の事業量は一定確保できたとの評価もいただいております。また、入札・契約制度におきましても、建設業界の皆様と意見交換を行い、総合評価方式の評価方法などについて、必要な見直しを行っておりますほか、市場の実勢価格を迅速に反映した予定価格の設定など、地域の建設業の状況に配慮しながら、受注者の適正な利潤の確保に向けた取り組みを進めております。

今後とも、地域の建設業の皆様からの御意見をいただきながら、本県の建設業の安定した経

営と健全な発展並びに技能労働者を初めとする担い手の確保に、引き続き取り組んでまいります。

次に、台湾との関係をつないでいくための高知県台湾オフィスの活用についてお尋ねがありました。

台湾につきましては、インバウンドの重点市場として、また本県と同じく台風や地震等の自然災害が多いことから防災関連製品の最優先市場として、私自身トップセールスを積極的に行うとともに、台湾の大手企業が加盟する経済団体との交流や商談会の開催、見本市への出展などに取り組んでまいりました。また、食料品につきましては、これまで良好な関係を築いてきた現地の量販店や商社への売り込みを強化するとともに、地域商社を目指す県内企業と連携し、販路の開拓などに取り組んでまいりました。さらに、平成27年度からは、現地のビジネスコンサルタントへの委託という形で、県や県内企業の活動をサポートする体制を構築して取り組みを強化したところです。

こうした取り組みを通じて、台湾への食料品の輸出額は、平成25年の749万円から平成27年には2,352万円と約3.1倍に伸び、台湾からの観光客も、平成25年の5,940人泊から平成28年には1万6,760人泊と約2.8倍に伸びてまいりました。このように一定の成果があらわれ、県や県内企業が台湾を訪問する機会もふえてまいりましたことから、本年度から商談や打ち合わせの場となる高知県のオフィススペースを設置するとともに、台湾に人脈を有し、輸出に関する知見を持つ専門家を貿易推進統括アドバイザーとして委嘱し、輸出戦略の磨き上げや各施策への助言をいただきながら、取り組みを一層強化しているところです。平成31年度には、食料品の輸出額を平成27年の4倍となる1億円に、産業振興センターの外商支援による工業製品等の輸出額

を5億円程度にするという目標を掲げておりますので、まずはビジネス面を中心に、このオフィスを官民で存分に活用していきたいと考えております。

他方、台湾との文化・友好交流の面でも、平成23年度からはランタンフェスティバルに、平成26年度からは新潟県で開催される国際花鼓芸術祭に、毎年本県のよさこいチームを派遣するとともに、本県のまんが甲子園に台湾から2年連続で出場いただくなど、相互の交流が拡大しております。

今後、台湾オフィスを活用した活動をさらに拡大し、台湾と高知県との文化や人的交流を深めていくことで、県民の皆様にご期待されるオフィスとなるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、土佐清水分屯基地の拡充と、給油施設や緊急物資備蓄倉庫も備えたヘリポート関連施設の整備を国に求めていくことへの決意についてお尋ねがありました。

議員から御指摘のありましたとおり、南海トラフ地震発生時、孤立が予想される地域の中でも、特に長期にわたって厳しい状況に置かれる土佐清水市では、医療や救護の応急活動のほか物資搬送など、外部からヘリコプターでの応援が必要不可欠です。

航空自衛隊土佐清水分屯基地は、発災時に土佐清水市はもとより、四国西南地域における長期孤立対策の拠点となり得ることから、給油施設や備蓄倉庫も備えたヘリポート関連施設の整備はぜひとも実現していただきたいと、私も考えております。同基地の拡充整備については、これまでも土佐清水市の経済団体等が要望活動を行っており、私もその経済団体から支援についての要望を直接お聞きするなど、地元の皆様のご思いは十分に承知いたしております。

県といたしましても、ことし1月31日には、

担当部局の幹部職員が航空自衛隊春日基地を訪問し、西部航空方面隊司令官らに航空自衛隊土佐清水分屯基地整備についての政策提言書を手交しますとともに、6月1日には、同司令官と懇談した際に、私からも直接御説明申し上げたところです。さらに今後、私自身が防衛省本省へ出向き、改めて防衛省幹部に対してしっかりと提言を行い、基地整備の実現に向けて粘り強く活動してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、公共事業における入札の不調、不落に関しまして、国や市町村との調整を図ることへの現状認識を含めた所見についてお尋ねがございました。

昨年度に土木部が発注いたしました建設工事におきまして、2,821件のうち242件、率にいたしますと約8.6%が入札不調または不落となっております。入札が不調となりました場合には、この後の対応の参考とするため、入札を辞退された事業者の方から可能な範囲で聞き取りを行うなど、その状況と原因の把握に努め、それぞれの状況に応じ、発注時期や工期、あるいは入札参加条件や入札方法を見直すなど、早期契約に向けて取り組んでいるところでございます。

また、議員からお話にございました国や市町村との調整につきましては、これまでも国、県、市町村により組織しております高知県公共工事契約業務連絡協議会などを通じて、公共工事の品質確保に関する情報提供や意見交換を行っております。その取り組みとして、各発注機関における公共工事の発注見通しに関する情報共有などに努めており、さらにこうした情報を事業者の方々が一時的に閲覧できる仕組みの構築も進めております。県といたしましては、引き続き円滑な発注に向けて連携してまいります。

次に、工事途中におけます価格急騰への応急的な対策を導入した効果についてお尋ねがございました。

地域の建設事業者が安定した経営を維持していくためには、適正な利潤を確保することが必要であり、発注者として、まずは予定価格を適正に設定することが重要であると認識しております。そのため、予定価格の設定に当たっては改正公共工事事確法にのっとり、市場における労務及び資材等の取引価格や、施工の実態等を的確に反映した最新の積算基準を適用しております。

しかしながら、工期内に賃金や物価の急激な変動が生じ、請負代金額が著しく不相当となる場合もございます。このときには、契約書に基づき金額を変更できることとしており、近年では震災復興の影響による全国的な労務単価の上昇に対応するため、請負代金額を増額した事例もございます。建設業協会との意見交換会などでは、これらの取り組みが受注者の適正な利潤の確保に一定寄与していると評価をいただいているところでございます。

次に、地域の防災、減災、復興において、なくてはならない建設・建築事業者の疲弊について、どのように認識し、分析しているのかとのお尋ねをいただきました。

地域の建設業は、南海トラフ地震など大規模災害の発生時には、被害状況の把握、緊急輸送道路の啓開、応急復旧活動の実施など、県民の安全・安心を確保するために欠くことのできない存在であり、行政との良好なパートナーシップのもとで大きな力を発揮していただけるものと考えております。近年、公共工事の発注状況がやや回復してきたことや事業者の皆様方の御努力もあり、建設業の経営にも改善の兆しが見えてきてはおりますが、経営規模の縮小や技術者等の高齢化、若年入職者の減少などによる施

工力の低下も懸念されており、依然として厳しい経営環境にあると認識をしております。

こうした中、県では、事業量の確保はもとより、県発注工事の県内事業者への優先発注、端境期対策の実施、入札・契約制度における地域の建設業への配慮など、建設業の経営の安定化に向けた環境整備に取り組むほか、建設業活性化プランに基づき、建設業の活性化に向けたさまざまな取り組みを行っているところでございます。すぐれた施工力を有した地域の建設業の皆様が安定した経営のもとで、それぞれの地域で県民の安全・安心を守り、若者にとって魅力ある産業として多くの担い手を得て健全に発展していけるよう、引き続きさまざまな取り組みを行ってまいります。

次に、用地取得の人員体制や実情の分析、またスムーズな用地取得に向けた取り組みについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

各土木事務所の用地職員につきましては、その年の事業費の状況を基本としながらも、相続人が多数存在するといった困難案件を担当しているなど、各事務所のさまざまな事情を考慮して、用地取得の体制が構築できるよう必要な人員の配置に努めております。一方で、現在の用地職員は、ベテラン職員が多く若手や中堅職員が少ない年齢構成となっており、今後用地交渉に必要な知識や技術の伝承が大きな課題であると認識をしております。

用地取得をスムーズに進めていくためには、まずは地権者との信頼関係を築くことが大切であるとともに、幅広い知識の習得と交渉力など技術の伝承が必要であると考えます。そのため知識の習得に関しては、一般的な用地職員研修に加えて、補償金算定のための単価表の見方や具体的な用地買収の事例研究など、より専門的な研修を毎年行っているところでございます。

また、技術の伝承につきましては、何よりも実体験で学ぶことが重要です。そのために、豊富な経験と知識を持つベテラン職員が若手職員とチームを組み、日常の業務の中で指導や助言を行う、いわゆるOJTを通じて地権者との信頼関係を築くことの大切さを理解し、専門知識や交渉スキルを高めていく取り組みを進めているところでございます。

今後、スムーズな用地取得に向けた体制づくりと用地職員の育成に取り組んでまいります。

最後に、公共事業を進めていくために大事な土地を提供して下さった皆様方に、どのように向き合ってきたのかのお尋ねがございました。

土木部が所管しております建設事業費は、平成9年度をピークに、県の財政構造改革や国の三位一体の改革により、平成21年度にはピーク時の3割程度まで減少し、近年は4割程度の規模で推移をしております。このため用地を取得しても、やむなく工事を休止している工区もございます。

そうした中、道路事業では、1.5車線の道路整備の採用などによりコスト縮減に取り組み、構造を見直すことによって工事を再開したところもございますが、一方で短期間に多額の費用が必要となる大規模バイパスや、交通量の大幅な増加が見込めなくなった路線などにつきましては、用地買収後、長期間工事に着手できていない箇所もございます。これまで、市町村や地区の代表者の皆様から、このような箇所についての改良の要望をいただいた際などには、財政状況や社会情勢を踏まえた判断が必要であるなど、一定の説明をさせていただいているところでございます。

しかしながら、県との信頼関係に基づいて、大事な土地を提供していただいた方々に対して、用地取得後もしっかりと向き合うという対応は、

これまで十分でなかった場面もあったかと考えます。今後は、このような皆様方の思いを踏まえ、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 国民健康保険制度の見直しについて、まず現在の保険料率と標準保険料率との乖離についてお尋ねがありました。

平成27年度決算において、決算補填等を目的とした法定外の一般会計からの繰り入れは県内13市町村で行われており、翌年度歳入の繰り上げ充用も7市町村で行われています。

平成30年度以降の国保制度改革に伴い、県は市町村ごとの標準保険料率を算定しますが、その際、このような法定外繰り入れや翌年度歳入の繰り上げ充用は、国の標準保険料率の算定方法に関するガイドラインでは収入には含めないことになっており、法定外繰り入れなどを行っている市町村では、必然的に現在の保険料率と標準保険料率とでは乖離が生じることとなります。

平成28年4月に国が策定した都道府県国民健康保険運営方針策定要領でも、国民健康保険特別会計は、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄い、財政の安定運営のためには収支が均衡していることが重要であるから、決算補填等を目的とした法定外繰り入れなどについては解消、削減すべきとされています。

一方、平成30年度から直ちに市町村がこのような法定外繰り入れなどを全て解消した場合は、被保険者が負担する保険料が急激に増加する可能性があることから、被保険者の保険料負担への影響を十分に考慮し、計画的、段階的に解消を図ることも必要であると考えています。

次に、事業費納付金の算定における県の考え方についてお尋ねがありました。

各市町村に負担をお願いする事業費納付金額

は、市町村ごとの医療費水準や所得水準、被保険者数などに応じて算定することが国のガイドラインで示されており、新たな制度を円滑にスタートさせるためには、被保険者の方々に理解していただける算定方法にしなければなりません。また、この事業費納付金方式が導入されることにより、市町村によっては被保険者の負担する保険料が増加する場合があります、その激変緩和策も適切に講じる必要があります。

事業費納付金の算定方法については、このような基本的な認識に基づき、市町村ごとに異なる医療費水準や所得水準の反映の方法や激変緩和策のあり方などについて市町村と協議を重ねているところであり、8月末ごろを目途に一定の結論を出せるよう取り組んでいきます。

最後に、県と市町村の役割が効果的に発揮できる制度とするためには、関係者が共通認識のもと取り組む必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

今回の制度改革に伴い、来年度以降県は国保の財政運営の責任主体となり、市町村から県に納めていただく事業費納付金の算定や、市町村が保険料率を決定する際に参考とするための標準保険料率の算定などを行うこととなります。一方、市町村は、これまでと同様に地域住民と身近な関係の中、保険料率の決定、賦課、徴収を初め、資格管理、保険給付、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

しかし、今回の改革の目的である国民皆保険制度の基盤である国保を、将来にわたり安定的に運営していくためには、県と市町村がそれぞれ役割を果たすだけでなく、国民健康保険団体連合会も含めた関係者全てが国保の置かれている現状や課題、また改革の目的をしっかりと認識し、共有して取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、関係者が目的達成に向け、共通認識のもとで国保の事務を実施するとともに、広域化や効率化を推進するために、県や市町村等で構成します県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会において、国保の統一的な運営方針の策定や事業費納付金の算定方法などについて、丁寧に協議を重ねているところです。国保運営方針案については、全市町村に意見照会を行うとともに、広く県民の皆様の意見を聞くためのパブリックコメントも行うことにしています。

今後とも、新制度に円滑に移行し、また改革の目的である安定した国保運営を行うことにより、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、関係者一丸となって取り組んでいきます。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 台湾オフィスについて、まず現地企業への委託内容についてお尋ねがありました。

台湾への食料品や工業製品の輸出、観光客誘致等の取り組みを推進するため、平成27年度から現地のビジネスコンサルタントであります丸虎国際顧問有限公司に、県や県内企業の活動のサポート業務を委託しております。本年度からは、これに加えて商談や打ち合わせの場となるオフィススペースを確保し、この管理も委託しております。具体的には、まず基本契約として、オフィスへの来客や電話への対応のほか、県や高知県観光コンベンション協会などが現地でを行う商談会や展示会への出展、さらにCLTの輸出可能性調査やよさこいチームの派遣など、年度内に予定している23の事業の活動支援を依頼しております。さらに、突発的な事案や専門的な翻訳業務などにつきましては、追加の業務として、予算の範囲内で柔軟に対応しているところでございます。

次に、台湾オフィスが産業や文化、教育など、

幅広い県民のニーズに対応できる体制となっているのかとお尋ねがありました。

台湾での活動支援につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県や関係団体が行う具体的な輸出拡大やインバウンド誘致、文化交流事業に対する支援を委託しているところです。今年度設置しましたオフィススペースにつきましては、こうした事業に参画する県内の事業者や団体の方々などに、商談や打ち合わせの場として積極的に活用していただきたいと考えております。

現時点では、こうした事業に対する体制面での支障はありませんが、今後経済交流のさらなる拡大と文化や人的な交流への広がりに応じて、オフィスのあり方や体制につきましても、柔軟に見直しを行ってまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) インバウンド観光における台湾オフィスの活用についてお尋ねがありました。

海外からの高知県への観光客は、台湾が最も多く全体の約3割を占めており、国際観光を推進する上で、特に重点を置く市場に位置づけております。今年度においてもプロモーションを強化し、東京に駐在する台湾メディアと連携した情報発信や、台湾の旅行雑誌による定期的、継続的な情報発信などを行うとともに、知事によりますトップセールスを計画するほか、高知県観光コンベンション協会の事業も含めまして、旅行博覧会への出展や商談会の開催などを8回、旅行会社等を招聘するモニターツアーを12回計画するなど、積極的に事業を展開することとしております。

現在の台湾オフィスは、台湾の社会的な儀礼や実情、地理に精通した現地の事業者に業務を委託することで、現地においてスムーズでかつ効率的、効果的に事業を展開するためのサポー

トや、関係先とのネットワーク形成などの役割を担っていただいております。具体的には、旅行博覧会への出展に際して必要となる通訳やスタッフの確保、商談会の開催に当たっては現地旅行会社を取り扱う旅行商品の情報収集や会場の選定と手配、さらには現地の行政機関や旅行会社などの関係者へのアポイントメントなどのコーディネート業務を実施していただいております。

今後も、こうした役割に加え、現地の関係者が気軽に本県に連絡をとるための台湾での窓口として、台湾からの観光客の増加に向けて大いに活用していきたいと考えております。

○27番(橋本敏男君) 知事初め関係部長それぞれに丁寧な答弁をいただきました。少し時間がありますので、要請も含めて展開してまいりたいというふうに思います。

まずは、入札の不調、不落についてでございます。この入札の不調、不落の大きな原因というのは、私は地域の疲弊に始まっているのではないかなというふうに考えております。このことも含めて、知事初め土木部長もしっかり向き合っていただけるようでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、公共用地取得についてでございます。先ほど土木部長のほうからも話ございましたように、要は県民の皆さんとの信義関係ということでございます。信義則をつないでいくのは、やっぱり行政の誠意だというふうに思っております。一回計画をして、行政財産としてその土地を預かって、その土地が10年、20年、30年使われないならば、しっかりそのことを、地権者を初め地域の皆さんにやっぱり説明を丁寧にしていくべきだろうというふうに思います。土地を売った方でお亡くなりになった方もたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、

そういうことも含めて、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、国保の制度改革についてでございます。本当に今からタイトな日程になってこようというふうに思います。ぜひとも、スムーズな移行をしてもらえますように頑張ってもらいたいというふうに、エールを送っておきたいと思っております。

それから、台湾オフィスについてでございます。知事のほうから、思いをしっかりと聞かせていただきましたし、いろんな委託内容についてもお聞きをいたしました。23事業、基本的には契約をしている。それにプラスアルファ、何かがあれば、一生懸命対応していきたいということも示されました。どうか、この台湾オフィスが高知県の海外事務所としてしっかりと機能するように、よろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから最後に、空自基地の整備拡充についてであります。知事から、うれしい答弁をいただきました。ぜひとも、防衛省初め国のほうに対して、強力にお願いを申し上げていただきたいというふうに思います。

この5点を要請いたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 48 分散会

平成29年 6月30日（金曜日） 開議第 4 日

出席議員

- 1番 下村 勝幸 君
- 2番 野町 雅樹 君
- 3番 上田 貢太郎 君
- 4番 今城 誠司 君
- 5番 久保 博道 君
- 6番 田中 徹 君
- 7番 土居 央 君
- 8番 浜田 豪太 君
- 9番 横山 文人 君
- 10番 加藤 漠 君
- 11番 坂本 孝幸 君
- 12番 西内 健 君
- 13番 弘田 兼一 君
- 14番 明神 健夫 君
- 15番 依光 晃一郎 君
- 16番 梶原 大介 君
- 17番 桑名 龍吾 君
- 18番 武石 利彦 君
- 19番 三石 文隆 君
- 20番 浜田 英宏 君
- 21番 土森 正典 君
- 22番 西森 雅和 君
- 23番 黒岩 正好 君
- 24番 池脇 純一 君
- 25番 石井 孝 君
- 26番 大野 辰哉 君
- 27番 橋本 敏男 君
- 28番 前田 強 君
- 29番 高橋 徹 君
- 30番 上田 周五 君
- 31番 坂本 茂雄 君
- 32番 中内 桂郎 君
- 33番 金岡 佳時 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 梶 元伸 君
- 危機管理部長 酒井 浩一 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 門田 純一 君
- 文化 生活 門田 登志和 君
- スポーツ部長 産業 振興 松尾 晋次 君
- 推進 部長 中山間 振興・ 樋口 毅彦 君
- 交通 部長 商工 労働 部長 中澤 一真 君
- 観光 振興 部長 伊藤 博明 君
- 農業 振興 部長 笹岡 貴文 君
- 林業 振興・ 田所 実 君
- 環境 部長 水産 振興 部長 谷脇 明 君
- 土木 部長 福田 敬大 君
- 会計 管理者 中村 智砂 君
- 公営 企業 局長 井奥 和男 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人事 委員 長 秋元 厚志 君
- 人事 委員 会長 金谷 正文 君
- 人事 務 局 長 島田 京子 君
- 公安 委員 長 上野 正史 君
- 職務 代理 者 警察 本 部長 坂田 和子 君
- 代表 監 査 委員 者 坂田 和子 君
- 職務 代理 者 監 査 委員 長 川村 雅計 君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成29年 6 月30日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 4 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部

を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 17 号 国道197号社会資本整備総合交付金(新野越トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第 2 一般質問

(2 人)

午前10時開議

○議長 (浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長 (浜田英宏君) 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第17号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上19件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

3番上田貢太郎君。

（3番上田貢太郎君登壇）

○3番（上田貢太郎君） おはようございます。

自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速2月議会に引き続き質問に入らせていただきます。知事初め執行部の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

では、まず最初に、コンテンツ産業についてお伺いたします。

経済産業省が昨年公表した資料、コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性によると、映画やアニメ、テレビ番組、音楽、ゲーム、書籍などの日本のコンテンツ産業の市場規模は合計で12兆円を超える状況にあるとされています。その内訳を申しますと、映画を含む映像関連産業の約4兆3,000億円を初めゲーム関連産業の約1兆7,000億円などとなっております。このよ

うに大きく成長してきたコンテンツ産業は、書籍、雑誌など苦戦している部門もあるものの、総じて今後とも成長が見込まれる産業分野ではないかと考えます。成長が見込まれるコンテンツ産業を本県産業の振興にぜひ生かしてもらいたいと考えています。

高知県においては、これまでもコンテンツ産業の振興に取り組み、本年4月からは商工労働部において、さらに取り組みを強化するための体制整備も行われたところであります。

そこで、率直にお伺いをいたしますが、県としてこうしたコンテンツ産業を今後どのように振興していくおつもりなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、コンテンツ産業の振興を図っていくためには、その担い手となるエンジニアやクリエイターなどをいかに確保していくかが重要となると考えます。その具体的な取り組みについて商工労働部長の御所見をお聞かせください。

次に、映画などを生かした観光振興についてお伺いいたします。

2月議会でも御紹介させていただきました映画サムライせんせいもついに今月26日にクラクインいたしました。そして、その2日前の24日には尾崎知事や浜田議長にも御出席いただき、撮影打ち入りパーティーを開催いたしました。主演の市原隼人さんを少しでも見ようと全国各地から約800人の方に御出席いただき、その関心の高さには本当に驚きました。高知ロケは約3週間、関係者がホテルに泊まり、夜は土佐の味めぐりに繰り出し、町中では県民の皆さんがどこで撮影しているのか、フェイスブックやラインなどSNSでも大盛り上がり、土佐の暑い夏が始まります。

2月議会でも申しましたが、長期的展望のもとに映画やドラマの誘致を続けていくことで高知県の魅力を広く発信し積極的にインバウンド

を獲得していく姿勢こそ、今県が力を入れなければならないところではないでしょうか。

インバウンドや観光誘致、これはどの自治体も今必死に模索、検討されている課題です。そこから頭一つ抜きんでるためには、あらゆる状況を想定して取り組まなければなりません。フィルムコンテンツの果たす役割や影響力は大きく、高知県にとって非常に大きな観光誘致ツールになり、これを利用することにより大きなリターンが期待できるのではないかと考えます。

そこで、他県の取り組みを御紹介いたしますと、特に映画先進エリア、九州のフィルムコンテンツにかかる意気込みといたしますか、勢いには驚かされるものがございます。

T I F F C O Mでの九州P Rブースの営業戦略は尾崎知事も御存じだと思います。このイベントは、東京国際映画祭に併設して行っている国内最大の国際コンテンツ見本市で、2016年は49カ国1,539人のバイヤーが世界中から参加。延べ来場者数約1万8,000人という大きなイベントであります。そこに、九州7県が協力する一般社団法人地域企業連合会九州連携機構が、世界各国のコンテンツ制作者へ九州をロケ地とした映像コンテンツを制作、放映、配信していただき、九州への認知、関心を高めインバウンド増を目的にブースを出展しております。ある時間になると、バイヤーの興味を引くために九州の地場産品や地酒を升酒で振る舞うそうで、常連の海外バイヤーらは、日本酒、ジャパニーズサケを目的に九州ブースに集まり、ほかのブースは閑古鳥が鳴いているようです。それが直接的な要因かはわかりませんが、結果、北九州を初めとする九州エリアへの認知、関心が高まり、インバウンドの観光客がついてくるというわけです。

また、フィルムコンテンツの売り込みでは、映画「あらうんど四万十〜カールニカーラン〜」

もここでメキシコのバイヤーとつながって、メキシコの60都市、100スクリーンで公開され、台湾のエバー航空では機内上映も行われました。そして、内閣官房副長官を議長に、映画産業の海外展開に関する検討会議が現在行われておりますが、映画あらうんど四万十が成功例の一つとしてそこで紹介されたそうであります。

土佐の先人坂本龍馬は、時代を読み、行動し、日本を動かしました。彼のすばらしいところは、維新の立役者でありながら新たな発想で動いた商売人であったという点でしょう。

そこで、映画やドラマの誘致を通じた観光振興策に今後どのように取り組んでいくのか、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

また、2月議会でも御案内いたしました、高知の経済界、映画関係者らが中心となって立ち上げるN P O団体、仮称高知フィルム・オフィスも設立目前です。さらに、クラウドファンディングの活用の勉強も始め、物心両面での継続的な映画、ドラマなどの制作のサポートを目指し、高知県観光コンベンション協会と連携しつつコンテンツビジネスの支援を担っていきたいということで組織づくりの検討を進めております。

活動としては、受け身でなく積極的に外に対してアプローチしていく態勢を整え、企画の立ち上げ、誘致提案、映画祭などのイベントを初め東京や海外などでの映像を中心にした催し物も行っていくようです。そして、外部から高知へ提案される映画、テレビなどの窓口となり、不確定要素の多い映像作品の真偽を判断するフィルターの役目も果たし、本県のためになる健全な映画制作のための組織として運営していくそうであります。知事の目指す「龍馬伝」435万人を超え、そして高知県観光のもう一段の飛躍のためにも、こうした有志の取り組みは非常に期待が持てると思います。

映画祭はマスコミが告知することによって映

画祭以外の観光客を誘致することができます。映画あらうんど四万十をきっかけに行われた四万十映画祭は2年お休みしていたようですが、今期の四万十市議会では四万十映画祭の予算化が決まったと聞いております。当然、県もこの映画祭の支援は行うのですが、これからは仮称高知フィルム・オフィスも積極的にかかわることができればと考えているようです。

また、2月議会では、幕末を題材にした映画祭について御提案いたしました。来年3月高知市において土佐のおきやくに合わせ開催することが決定いたしました。全国から幕末を題材にした約20作品を集め、出演者にもお越しいただき、幕末維新博とも連動できる企画となりますので多くの観光客を呼び込むことが期待されます。

そこで、幕末を題材にしたこの映画祭の開催について県としてどのような連携・支援が考えられるのか、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

続きまして、高知版CCRCの取り組みについてお伺いいたします。

本年4月28日、平成29年度第1回高知県移住推進協議会が行われ、平成29年度第1・四半期移住促進の主な取り組みが発表されました。そこには、高知家生涯活躍のまち、高知版CCRCの取り組みの推進、また高知市を中心とした2段階移住の取り組みの展開ということが記されています。高知県内の市町村が策定されています、まち・ひと・しごと創生総合戦略には、幾つかの自治体がいわゆるCCRC、生涯活躍のまちの取り組みを位置づけしておられ、高知市もこの生涯活躍のまちの取り組みをまちづくりの方策の一つとして検討するとされています。

また、高知家生涯活躍のまち構想にも、高知市から中山間地域の土佐町へ2段階で移住した場合の収支シミュレーションも示されておしま

す。私は、この高知市との間の2段階移住がCCRCの推進の鍵を握るのではないかと考えております。

ただ、ここへ来てこの高知市の生涯活躍のまちの取り組みに対する具体的な動きが、まだ見えてきていないところを懸念しております。昨年度にもお話ししましたが、2段階移住の最初の1段階目の最適地として朝倉の造幣局跡地と合築図書館の西敷地を挙げておりましたが、造幣局跡地は不可能とのことで、残る適地は合築図書館の西敷地ではないかと考えております。この合築図書館の西敷地の活用につきましては、高知市はパブリックアンケートを実施しましたが、その中にはCCRCという言葉はなかったようです。最終的には、本年秋にプロポーザルで決定するようです。

しかし一方で、先ほども申し上げましたが、高知家生涯活躍のまち構想、高知県版CCRC構想が策定され、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った交付金措置を受けた土佐町、嶺北地区は大変活発な動きを見せておられます。土佐町は本山町と連携し、嶺北版CCRC構想の策定やモデル事業として都会のシニア世代の方々を対象に短期の移住体験を行うCCRCモニターツアーを実施するほか、嶺北地域CCRCシンポジウムも開催するなど、土佐町を中心とする嶺北地域は非常に積極的な動きをされておられます。また先日、山本幸三地方創生担当大臣が高知にお見えになったときも嶺北を訪れ、大臣も非常に嶺北地域の活動に感動をされたと聞いておりますし、その後、山本大臣御自身もゴールデンウィークにアメリカのCCRCを視察されております。

そこで、中山間地域においては、特に移住政策の取り組みが不可欠だと思いますが、嶺北版CCRC構想を今後県としてどのように支援していくのか、産業振興推進部長の御所見をお聞

かせください。

次に、高知市を中心とした２段階移住の取り組みについてお伺いいたします。高知県に移住を考えている人に、まず都市部の高知市で生活をしてもらい、そこを拠点に自分に合った移住先を見つけてもらう２段階移住の取り組みを高知市も始めたことが先日の報道で取り上げられていました。この取り組みは、田舎暮らしに憧れているが不安が先立ってなかなか踏み込めないという都会の人を新たなターゲットとして掘り起こし、移住者を確保しようとするもので、今後の取り組みの拡大が期待されます。

そこで、高知市を拠点とする２段階移住の取り組みを今後どのように支援していくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

次に、竹の活用についてお伺いいたします。

近世に日本に移入された外来植物であるモウソウチクは、1950年代ごろまでは木材やタケノコを得るために管理された竹林にて栽培されていました。竹林の周囲は深さ1メートル程度の空堀を掘りめぐらすなどの対策がなされていましたが、輸入品のタケノコが出回ってタケノコ栽培が経済的に成立しなくなり、竹材の需要も減少すると、各地の竹林は管理されなくなっていきました。

元来繁殖力が異常に強い樹種であるモウソウチクは、これによって竹林の周囲に無秩序に進出し、既存の植生を破壊していきました。モウソウチクが進出するとアカマツやクヌギ、コナラなど、かつて里山で優勢であった樹種が置換され生態系が単純化してしまうことや、モウソウチクは土壌保持力が低いため崖崩れが起きやすくなるなど、各種の害が発生することが現在問題視されています。また、他の樹種が侵入しづらい杉、ヒノキなどの人工林にも容易に侵入します。樹高が竹の背丈より低い場合はほぼ全ての杉が枯死します。竹よりもはるかに樹高の

高い杉、ヒノキ林でも水吸収の競争に起因する枯死が報告されています。

本県には大きな竹害の報告は少ないようですが、林野庁四国森林管理局の方からお話を伺いますと、本県における竹害の報告が少ないというより、竹害の正確な調査には莫大な費用が伴うため実施されていないのが実情であるようです。

また、竹害においても国の支援策として助成制度はあるもののランニングコストの、特に伐竹、搬出、移送などに関する継続的な支援制度はなく、現在は3年の支援が限度であるとのことでございます。御承知の方もいらっしゃると思いますが、3年間の期限つき助成制度は、南国市が利用し一定の成果をおさめたようですが、今後の補助制度は未定と聞いております。

そうした制度下での竹害対策として、竹の燃料化をさまざまな研究グループが試みましたが、竹は塩素とカリウムを多く含み、そのまま燃焼するとボイラーを傷めたりダイオキシンを発生させたりするため、これまで発電燃料には不向きとされてきました。

そんな中、本年3月9日、日立製作所が竹を木質バイオマス発電に利用できる改質技術を開発したと発表しました。早速、同社の四国地域の担当者とお会いしお話を伺いましたが、伐竹と集材及び竹のみを使ったバイオマス発電においては、さまざまな困難もあることを知りました。一般的な竹収集では竹を定尺に玉切りし、枝払いして収集していますが、大半の作業が人手によるもので原料コストを引き上げています。日立では、重機による竹の伐採及び伐採直後に竹専用細断機で細断し、気流搬送によりバキュームカーで収集することが可能であることを確認し、これにより従来の伐採収集に比べ輸送効率が3倍から4倍に向上することから、3分の1から5分の1程度の費用低減が可能であると推

定しており、原料コスト削減に寄与できるそうです。

また、竹の改質、カリウムと塩素の溶出施設に関しては、25メートル掛ける25メートルプールがあれば可能であり、溶出液は高質の液体肥料としての利用、販売も可能であり、そうした施設やシステムを検討するのであれば、日立が指導し品質保証も行いますとのお話をいただきました。

先日、委員会で視察に伺いましたが、木質バイオマス発電所でも燃料となる木材の不足が見られると聞いており、杉、ヒノキにかわる新たな素材として、私は竹に注目してはと御提案申し上げます。

とはいえ、いきなり竹を全域で大々的に集材するのではなく、例えばモデル地域を選定し、国、県、民間企業の連携で竹を用いた高知発の新たなエネルギー事業システムの構築を目指してはいかがかと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお聞かせください。

続きまして、木造住宅の耐震性に関しまして御質問いたします。何が起こるか想像もつかない、これが地震災害です。さきの熊本地震で私も大きな教訓を得ることができました。平成7年の阪神・淡路大震災を契機に木造建築物の耐震基準が明確化され、最新の耐震基準で建てられた住宅は震度6強から7程度の揺れでも倒壊、崩壊しないと言われていました。しかし、熊本地震では法で定められた耐震基準を満たしていても決して安心できないということが証明されたのです。一例を挙げますと、発注者の要望により開放感のある空間をとということで1階のリビングを20畳と広くとったため、壁の直下率、すなわち1階と2階の壁がつながっている率が低く、2階の負荷により倒壊した家屋がありました。このように発注者の要望を受け入れることで、結果的に倒壊してしまいましたが、

この建物は違法建築ではありませんでした。しかし、床ばりと胴差しを大きくし、間柱や筋交いをふやすなどして2階からの加重を分散させれば、倒壊を免れた可能性も否めません。

益城町では、最新の耐震基準で建てられた319棟のうち7棟が倒壊、崩壊しました。発注者の意向もありますが、今後安心して生活できる建物を提供しなければならないという立場から、新たに建築する住宅については設計者や建築業者が発注者に対して十分な説明を行うことが重要ではないでしょうか。

県民の生命、財産を守るための木造住宅の耐震性の確保に係る県の取り組みについて土木部長の御所見をお聞かせください。

次に、鉄筋コンクリート建築物に関しまして御質問いたします。熊本地震では、マンションなどの知られざるリスクも浮かび上がってきました。昭和27年から、地震地域係数という考え方により、建築基準法によって求められる耐震性が地域によって異なることとなりました。この係数は過去の地震の記録の研究に基づき定められたものであります。地震地域係数が熊本では0.8または0.9ですが、1.0と比べて耐震性が1割から2割低い基準となります。

関東大震災で被害を受けた首都圏や東南海地震で被害を受けた東海地域は1.0とされていますが、国の定めた地震地域係数は、熊本が0.8または0.9、そして南海トラフ地震が近い将来発生するとされる高知も0.9となっています。0.8は福岡、佐賀、長崎、鹿児島、山口など、そして沖縄の0.7などがあります。四国内では、徳島は美馬郡と三好郡を除くほぼ全域が1.0、香川は多くの市郡で、愛媛は全域0.9となっております。

今、地震地域係数が低いところでも大地震が起こっています。2004年の新潟県中越地震、2007年の新潟県中越沖地震と能登半島沖地震、2000年の鳥取県西部地震、2001年の芸予地震、日本

列島が地震の活動期に入中、今後も大地震が起ころおそれがあり、新しい知見に基づいて地震地域係数を見直す必要があるのではないのでしょうか。

福岡市では、2005年 3 月の福岡県西方沖地震、マグニチュード7の地震が発生したことを契機に独自の条例を制定し、地震地域係数を0.8から1.0に引き上げました。これにより鉄筋の本数やコンクリート、そのほかの部材が多くなり、コストが上がることになると思いますが、建築に詳しい人物に話を聞くと、建築コストの多くは意匠部分であり、地震地域係数が0.1引き上げられても建物全体のコストでは大きな影響は生じないとも聞いております。行政や建築関係者は安心して生活できる建物を提供しなければならないと考えますし、安全とコストは比較して語れないと思います。

南海トラフ地震の発生確率が高まる高知県において、地震地域係数が0.9のままでいいのでしょうか、土木部長の御所見をお聞かせください。

最後に、平成25年 9 月定例会予算委員会で、坂本茂雄議員も質問されました引き家に関する質問をいたします。このときは、後継者育成に関し知事も必要性を感じておられるとの答弁でしたが、改めて質問をさせていただきます。

2016年 4 月14日から16日にかけて、震度 6 弱から震度 7 の地震が熊本県で発生しました。阿蘇山の火山灰土が堆積して広がるこの地方では、地盤の軟弱さから多くの建物が倒壊し、あるいは建物沈下が多数発生しました。

現地では、職人の不足やにわか業者の粗悪な仕事などから、被災住民の不安も相まって建物復興が遅々として進まなかったと聞いております。現地の情報によりますと、建物復旧のおくれにはもう一つ理由があり、悪質なリフォーム業者の流入を防ぐため、地元熊本での資材調達

を制限する動きもあり、福岡などの業者は福岡で資材を調達し自社で輸送しての工事となりますから、輸送費も上乗せされてコストアップにつながったとも聞いております。また、建物沈下修正にあつては、にわか業者の安価な価格提示が避難所に広がり、被災者の中で価格のみが話題になっていたようですが、東日本大震災で多くの建物が液状化による沈下を起こした千葉県浦安市では、にわか業者の安価な施工を受け入れた建物に既に二次被害が起き始めたようであります。

こうしたことを踏まえて、あすは我が身の本県でも、この建物沈下修正の問題を真剣に検討する時期に来ていると私は考えております。

まず、建物沈下修正に関しまして、引き家を家業とする岡本直也さんという棟梁がいます。2011年 3 月に発生した東日本大震災では引き家の技術が再び注目され、高知市の土佐派の曳家岡本は、浦安市の当時の松崎秀樹市長より正式に浦安市の対策本部に招聘されました。土佐派の引き家とは、昭和南海大地震や伊勢湾台風及び昭和40年代の浸水被害が多かったころ、家屋の修復技術が必要とされ、高知県独自で進化した技術であります。当時は、必要とされる技術ゆえ、精査され独自の発展を遂げました。他県の引き家がコストを下げるために工具を大型化、機械化して、それを扱うために重機を取り入れて重量とび職のように変化していく中、船大工、宮大工の流れにある引き家大工の伝統を伝えているのが高知県の引き家です。岡本さんの活躍は、昨年 4 月に高知新聞で全 7 回にわたり連載されましたし、その 2 カ月後には東京新聞にも転載されて、一躍、高知県の職人が災害復興に寄与したことを全国に知らしめました。

引き家職人は、家を引くだけでなく回転させる技術を持つわけですので、液状化や地震で沈下した住宅の修復などを行うエキスパートであ

ります。現在はほかにも耐圧版工法、アンダーピニング工法、薬液注入工法など沈下修正を行う工法が開発されていますが、県内にはこうした業者がほとんどおらず、出張料などから高額になることが予想されます。対して、引き家による修正は安価であること、そして社寺や古民家など伝統構法の建築物にも対応できることから、沈下修正の災害復旧には欠かせない技術であります。

昭和50年代には、高知市近郊だけでも13業者以上存在した土佐派の引き家は、現在、高知市、香南市野市町、いの町にそれぞれ1業者のみとなっております。このうちいの町の引き家は、80歳代半ばと高齢であり、後継者もいないので実際には引き家業務を休止しております。残る2業者も、全国を回ることで経営を存続させていますが、それに加えて受注が安定しないため新入社員の雇用ができていない状況であります。平成25年9月定例会予算委員会で、坂本茂雄議員もこの問題に触れられました。知事も後継者育成についての重要性を認める答弁をされておりましたが、当時は2名いた弟子も今は1名のみであります。

引き家が衰退した理由には、生活スタイルの変化などがありますが、加えて、例えば本県においては、昭和50年代後半に雨水の排水対策が充実してきたことで、主に高知市福井町などで行われていたかさ上げ工事が減ってきたことや、道路拡幅事業などに伴う移転補償の際、土地や住宅の構造上の制約により起業者が引き家工法を認定することが少なくなったことなどの理由が考えられます。

現在の引き家への依頼は、どうしても残しておきたい思い出の家を引き家してほしい、地盤沈下で傾いた家をジャッキアップして水平に直してほしい、主にこの2つとなっておりますが、曳家岡本に来る相談には、余りにも高額な見積

もりであったり、逆に安価過ぎる見積もりに、施主が不安を覚えたなどもあるようであります。

現状、高知県内のみでは仕事が継続できないため、2社とも全国巡業をしております。仕事が切れる期間もありますので、高知市の曳家岡本は、弟子と派遣会社作業員によって仕事を行っておりました。昨年からは助っ人に入っていた派遣や下請をなりわいとする高知市の親方が引き家の仕事にほれ込み、新たな局面に向かっていますが、この親方も拠点を愛知県に置くようで、残念ながら高知の引き家職人の人材確保にはつながりません。さらに、香南市野市町のひきや工房ころんぶすは、親方の橋本さん一人と派遣会社作業員という形態です。これでは次世代の高知の引き家職人は育ちません。既に徳島県や香川県では引き家ゼロとなっております。

そこで、土木部長にお尋ねいたします。

震災からの復興に必要となる引き家技術が途絶えないようにするためには、平時から業として成り立つ程度の業務があることが必要であると考えます。引き家や沈下修正に対して補助金を出すことは難しいかもしれませんが、引き家技術を存続させるために、一般の方々への周知など行政として何か後押しできないものでしょうか、土木部長に御所見をお聞かせいただきまして、以上で第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

コンテンツ産業の振興についてお尋ねがございました。

コンテンツ産業は、今後も成長が見込まれる産業分野であるとともに、インターネット環境があれば事業が可能であるなど立地が地理的条件に左右されないことから、本県における発展が期待できる産業であります。また、若者の就職希望が多く、その雇用の受け皿として期待で

きる産業でもあります。

このため、県では、これまでもコンテンツ関連企業の誘致や企業間連携の促進による取引拡大の推進など、コンテンツ産業の振興に産業振興計画のもと取り組んでまいりました。その結果、これまでに首都圏のゲーム関連の2つの企業による合弁会社や人工知能の研究開発企業の子会社など9社の立地が実現をし、平成29年3月末時点で120人を超える新規雇用が生まれるなどの成果が出てきております。

こうした動きをより確かなものとするため、コンテンツ産業の振興については、本年4月から、製造業や事務系職場などの企業立地の経験とノウハウがあり、人材確保の施策も一体的に推進することができる商工労働部において取り組むことといたしました。こうした体制の整備やこれまでの取り組みが相まって、今年度は、本県への立地の決定や立地に向けた具体的な動きにつながっている企業が増加しているところです。

今後は、具体的に立地に向けた動きのある企業の早期立地をまずは目指してまいります。また、これまでに設けておりますコンテンツ企業に特化した立地助成制度による支援に加えて、今年度は、首都圏の人材を確保するためのネットワークの構築やアプリケーション開発の基礎的技術を習得できる人材育成講座の開催など、人材の確保・育成の取り組みを大幅に充実強化しております。

このような、本県ならではのきめの細やかな支援策について積極的な企業訪問などを通じて周知をし、新たな企業の本県への立地につなげるとともに企業の協業などによる起業や新事業展開を促進することで若者の雇用の創出にもつなげ、拡大再生産の好循環の実現を目指してまいります。

あわせまして、テレビドラマや映画、アニメ、

漫画などの発信力のあるコンテンツとの連携による産業振興にも意を用いてまいりたいと考えております。

これまでも、例えば、大河ドラマ龍馬伝が放送された際には、それに合わせた博覧会の開催といった連携、またテレビドラマ遅咲きのヒマワリと移住のプロモーションの連携、全国漫画家大会議における漫画家の先生との連携、歴史民俗資料館における漫画サムライせんせいとのコラボレーションによる企画展の開催なども行ってきたところであります。さらに、今後も、幕末の歴史に関連した魅力的なコンテンツが続々と登場するものと承知をしています。テレビアニメでは、坂本龍馬が佩刀していた陸奥守吉行が擬人化されメインキャストとなっている刀剣乱舞の放送が開始されると聞いておりますし、先ごろ撮影が開始されたサムライせんせいなどの映画にも大いに期待が高まっております。「志国高知 幕末維新博」を進めていく中で、まんが甲子園などの機会も生かして、こうした作品とのコラボレーションを行えないか、相手のあることではありますけれども、今後、検討、調整を行わせていただければと考えているところであります。

今後も、あらゆる方向にアンテナを広げて、産業振興、文化の振興につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。さらに、こうしたコンテンツとのより継続的なかわりをつくり出し、産業振興に生かす施策についても検討を深めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) コンテンツ産業の振興の担い手であるエンジニアやクリエイターの確保についてお尋ねがありました。

本県に立地をしましたコンテンツ関連企業による新規雇用は累計で120名を超えており、今後

の採用意欲も高い状況にあります。今後とも企業立地を進め、コンテンツ産業の振興を図っていくためには、人材をいかに確保できるかが重要な鍵となりますことから、今年度は、人材確保及び育成のための施策を2つの点で充実強化しております。

まず1つ目は、首都圏の人材や企業とのネットワークの構築による県外からの人材確保の取り組みです。首都圏に在住をしている技術者やクリエイター、さらに企業とのネットワークを構築した上で、定期的な交流会を通じて県内の企業との交流を深めることにより、人材のUターン、Iターンによる就職につなげてまいります。また、この取り組みを通じて企業同士の事業連携や本県への企業立地などにもつなげてまいりたいと考えております。

2つ目は、現在コンテンツ産業で最も需要が多いアプリケーション開発人材の育成に向けて、土佐まるごとビジネスアカデミーにおけるアプリ開発人材育成講座を質と量の両面で拡充したことです。この講座の基礎技術編では、オンライン学習サービス、いわゆるeラーニングを活用して基礎的技術の習得を支援してまいります。これに続く応用編においては、実際にスマートフォンやパソコン上で動くアプリケーションをグループで開発することにより、受講者の実践的な技術力の向上につなげてまいりたいと考えております。

このように県外からの人材の確保と県内における人材の育成を両輪とした取り組みを推進することにより、さらなるコンテンツ産業の振興につなげてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、映画やドラマの誘致を通じた観光振興策への取り組みについてのお尋ねがありました。

映画やドラマの誘致につきましては、大きく

3つの効果があると考えております。1点目は、多数の方の鑑賞につながることによるPR効果であり、2点目は撮影場所が後のロケ地めぐりなどの観光誘客につながることで、3点目は大規模な撮影となる場合は宿泊などを中心にさまざまな経済効果がもたらされることです。

そのため、映画やドラマの誘致に向けましては、主に高知県観光コンベンション協会内の高知フィルムコミッションをワンストップ窓口としまして、撮影場所に関する情報提供、関係団体や地元の方々との調整、宿泊施設や食事場所などの情報提供、エキストラやボランティアスタッフの募集や手配、撮影場所探しなどの現場立ち会いといったさまざまな支援を行っているところです。

また、誘致が成功した場合にその映画やドラマがどれだけ本県の観光プロモーションにつながるかにつきましては、興行成績や視聴率、作品の内容、放映や放送されるエリア、本県の露出度合いなどによりさまざまであり、特に映画は他のコンテンツに比べ、事前にプロモーション効果の想定が難しいと考えております。

このため、個々の作品との連携につきましましては、制作者側と個別に相談させていただきながら、本県観光への貢献度合いを見きわめていくこととなりますが、当初から一定効果が見込まれるような、例えば原作がベストセラーになっているものや、映画やドラマとしてヒットし、その後シリーズ化されているものなどにつきましては、プロモーションなどにおいて積極的に連携していきやすいと考えております。プロモーション効果を事前に見定めることが難しい面はありますが、大変大きな効果をもたらしてくれる可能性もありますので、今後もチャンスを見逃さず前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幕末を題材にした映画祭の開催への連

携・支援についてお尋ねがありました。

幕末を題材にしました映画祭の開催につきましては、「志国高知 幕末維新博」の開催時期にタイムリーな企画であり、また高知市の中心商店街や中央公園などを会場とした高知の春の一大イベント土佐のおきゃくに合わせて開催されますことは、県外観光客の呼び水として期待が持てると考えております。

現在、「志国高知 幕末維新博」におきましては、多くの誘客を図るため、大きく2つの枠組みでプロモーションに取り組んでおり、1つは全国的な盛り上がりをつくり出すための話題化であり、もう一つは博覧会の開催を広く周知することとなっております。

そうしたことから、博覧会開催期間におきましては、幕末を題材として上映される映画祭の企画内容などについて、主催者とも相談させていただき、県外からの多くの誘客につなげるプロモーションなどで連携・支援していくことが考えられます。

また、博覧会に関連して連携・支援する地域のイベント等については、博覧会以降も自立的に継続開催していただくことを基本としております。このためこの映画祭の開催においても、博覧会開催期間だけ、あるいは単年で終わるものではなく、ぜひともビジネスとして確立させて継続して誘客につながるものにしていただきたいと思いますし、継続開催されていくことになれば、その効果も踏まえて、よりよい連携が図れるものと考えております。

来年予定されています映画祭の開催は、県といたしましても大いに期待をしておりますし、応援させていただきたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、嶺北版CCRC構想の今後の支援についてお尋ねがありました。

県では、昨年高知家生涯活躍のまち構想を策定し、この構想の実現を目指すモデルとなる市町村に対して、それぞれの地域特性を生かした魅力ある生涯活躍のまち、いわゆるCCRCの構想づくりに向けた人的・財政的支援を積極的に行ってまいりました。

この結果、昨年度末には、本山町と土佐町とが連携して嶺北版生涯活躍のまち構想が策定をされております。この構想は、両町の高齢者福祉施設や医療機関、あつたかふれあいセンターなど既存施設を活用しながら、豊かな自然など嶺北ならではの強みを生かし、都市部のアクティブシニア層などが安心して移住できる環境をつくり出すとともに、移住者に限らず、嶺北で暮らす全ての方々が生涯にわたって健康的に活躍できる魅力的なまちづくりを目指すものです。

これを受けて、土佐町では、今年度国の地方創生推進交付金を活用し、構想の具体化に向けた検討会を立ち上げる予定となっております。県としましては、まずはこの検討会に参画し、地域の方々とともに、事業計画や運営に当たっての課題と対応策などについて検討を進め、取り組みの熟度を上げていきたいと考えております。

第3期産業振興計画の目標である移住者1,000組の達成に向けましては、これまでの移住者の1割程度と決して多くはなかったアクティブシニア層の移住者を伸ばしていくことや、受け皿となります住宅の確保などが必要ですので、中山間地域でのモデルとなるこうした取り組みの実現に向けて、今後とも必要な支援を行ってまいります。

次に、高知市を拠点とする2段階移住の取り組みに対する支援についてお尋ねがありました。

2段階移住は、田舎暮らしには憧れるが踏み切れないといった方々をターゲットに、一旦都市機能の整った高知市に移住または滞在しながら

ら県内市町村をめぐり情報収集した上で、自分に合った移住先を見つけていただくとするものです。この取り組みは、こうした方々の移住に向けた行動への後押しになりますので、移住者の増加や中山間地域への新たな人の流れをつくることにもつながるものと考えております。

現在、高知市と他の33市町村による連携中枢都市圏の形成に向け、連携事業の一つとしてこの2段階移住の取り組みが検討されておりますが、1段階目の移住先となる高知市からは、お試し滞在施設をさらにふやすことが第一の課題であると伺っているところです。このため県としましては、まず滞在施設のさらなる増加に向け、県職員住宅の空き室情報を提供するとともに、民間の不動産団体に対しまして、短期の賃貸が可能な物件の確保についての協力要請などを行っているところです。

今後は、2段階目の移住候補地となります市町村を紹介する相談会やツアーの開催なども必要だと考えておりますので、高知市や他の市町村の意向も伺いながら、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長 田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 竹を用いた高知発の新たなエネルギー事業システムの構築についてお尋ねがありました。

竹は、タケノコを食材とすることはもとより、身近な資材として生活に利用されてきましたが、安価な輸入品や代替品の普及により利用が減少し、竹林の適切な管理が行き届かなくなっています。このため一部の地域では、竹が隣接する人工林へ侵入してきたり、林内が暗くなることにより他の植物の生育を阻害し生物多様性の低下を招いていることなどが問題となっています。

議員のお話にありました竹を木質バイオマス発電に利用できる技術の開発により、発電用燃料として竹の新たな利用が進むことは、竹林の

適正な管理とともに、竹を生かした産業振興にもつながるものと考えております。

今後、竹を活用した発電用燃料の製造を事業化するに当たっては、その採算性を確保することが必要でありますことから、分散した竹林から内部が空洞でかさばる竹を効率的に、そしてまとまった量を安定的に収集することが大きな課題であると考えております。このため、高知市内で竹を活用した集成材の生産に取り組んでいる事例などから、伐採、搬出に係るコストや竹材の収集可能量などについて情報収集等に取り組みますとともに、国や民間企業の協力もいただきながら、原料の調達や施設の整備を含め竹を発電用燃料として製造する事業の採算性について試算するなど、新たなエネルギーシステムの事業化の可能性を追求していきたいと考えております。

(土木部長 福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、災害対策に関しまして、県民の生命、財産を守るため、新たに建築されている木造住宅の耐震性の確保に係る県の取り組みについてのお尋ねがございました。

昨年4月に発生いたしました熊本地震では、木造建築物297棟が倒壊または崩壊する被害が発生し、その中に、平成12年以降の耐震基準で建築されたものが7棟含まれておりました。

国の被害原因分析調査では、この7棟のうち3棟は柱やはりなどの接合部の強度が不十分であったと、また1棟は敷地の崩壊が原因とされ、残り3棟につきましては明確な被害要因が確認できなかったと報告されております。一方で、長期優良住宅など建築基準法に定められた耐震基準に比べてより高い耐震性能を確保していた木造住宅については、被害の程度が小さかったことも報告をされております。

県としては、建築関係団体と連携して技術力

などの向上を図る講習会を開催し、耐震性能の高い木造住宅の設計施工ができる事業者の育成に取り組んでいるところです。加えて、消費者の皆様には、耐震性能に関する正確な情報や、長期優良住宅の認定などを受ければ減税やローン金利の優遇を受けられるといったメリットについても周知してまいります。これらの取り組みにより、新たに建築される住宅が、より耐震性能の高いものとなるよう努めてまいります。

次に、鉄筋コンクリート建築物に関する地震地域係数が0.9のままでよいのかのお尋ねがございました。

地震地域係数は、過去の地震の記録に基づく被害の程度や地震活動の状況等に応じて、1.0から0.7までの数値として地域ごとに建築基準法で規定されており、この数値が大きいほど耐震性能が高くなります。

お話のありました福岡市における地震地域係数の割り増しについては、断層帯が確認されている一部の市街地に限定して、高さが20メートルを超える建築物を新築する場合に、地震地域係数を0.8から1.0に割り増しするという努力義務が条例化されたものでございます。

議員が御指摘のとおり、地震地域係数という考え方は昭和27年に定められたものですが、昭和56年の耐震基準の改正時に全国的な見直しを行っております。昨年発生した熊本地震における国の被災状況の調査結果によりますと、現在の耐震基準で設計された鉄筋コンクリート建築物の倒壊は確認されておらず、地震地域係数が建物の倒壊に影響を与えたものではないとの報告がなされております。

このような状況の中で、現時点では国が地震地域係数の見直しを検討しているとは聞いておりませんが、非常に重要な事項でございますので、国の見解について確認し、その取り扱いについて研究してまいります。

なお、現在県が整備する公共施設につきましては、防災拠点として活用されることなども考慮し、地震地域係数を1.0に引き上げることにより、より高い耐震性の確保に努めております。

最後に、引き家技術を存続させるために、一般の方々への周知など行政として何か後押しができないかのお尋ねがございました。

東北地方太平洋沖地震や熊本地震では、地盤の液状化によって建築物が沈下または傾斜する被害が発生をしております。南海トラフ地震が発生した際も、液状化しやすい軟弱な地盤ではこういった被害の発生が予想されます。

建築物の沈下や傾きは、地震による地盤の液状化だけでなく、建築物の重みによって地盤が圧縮されることなどによっても発生をいたします。この沈下や傾きを修正するのに有効な技術の一つが、引き家技術であると認識をしております。

沈下や傾斜した建築物の修正に対して補助金を交付することは困難ですが、耐震改修工事とあわせて沈下や傾斜を修正する場合は、それらの費用も含めて、住宅金融支援機構が扱っている低金利の融資を利用することができます。

現在、さまざまな地震対策の入り口である住宅の耐震化を強力に進めているところであり、その取り組みの中でこうしたインセンティブがあるという情報も提供し、引き家技術の周知や耐震改修とあわせた沈下、傾きの修正の推奨に努めてまいります。

○3番（上田貢太郎君） 知事初め執行部の皆様方には、それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございました。

2問目は、質問というより映画に関する御報告とお願いでございます。御紹介させていただきました映画サムライせんせいは、11月18日から地元高知で先行上映が行われますが、その後明治維新で連合を組んだ薩長土肥、鹿児島、山

口、佐賀での上映が決定しております。さらにその後は、この連合軍が江戸に、そして函館まで攻め上った道を北上し、戊申上映と題して、鳥羽伏見、江戸、会津、五稜郭、つまり関西、中部、関東、東北、北海道まで上映が続き、王政復古を経て明治政府を樹立した道のりをたどります。こうした仕掛けは日本初で、既に上映する劇場とも商談に入っております。まさに、幕末維新上映にしようとしてプロデューサーは考えているようでございます。

また、御存じの方もいらっしゃると思いますが、ことしのカンヌのジャパンプースに、映画サムライせんせいの英語バージョンのポスターが張り出されておまして、既に各国のバイヤーの目に触れておりますから、完成後は世界のバイヤーからのオファーも大いに期待できると思います。

撮影現場は、おかげさまで順調で、主演の市原隼人さんも絶好調での撮影のようでございます。1問目でも申しましたけれども、土佐の先人坂本龍馬は、時代を読み、行動し、日本を動かししました。彼のすばらしいところは、維新の立役者でありながら新たな発想で動いた商売人であったという点だと思います。桂浜に立つ龍馬像もそうですが、彼は幕臣の勝海舟に丸い地球儀を見せられ、その中のちっぽけな日本を知りました。そして、浦賀にあらわれた黒船を見て以来、彼は常に海の向こうを意識していました。それから150年たった今の高知に、龍馬の友達武市半平太がタイムスリップして、サムライせんせいという映画を撮影しています。

映画サムライせんせいのクランクイン以来、私のもとには、市原隼人はきょうはどこで撮影しているの、きょうは誰が高知に来るのなど、電話やメールがひっきりなしでございまして、これまでも数々の映画が高知で撮影されたと思うんですが、高知がこれほど盛り上がった映

画ロケは記憶にありません。

この映画にかかわるたくさんの仲間も、既に向いているのは海の向こうです。さらに、北米各地で開催される映画祭にも出品を計画しておりますから、サムライせんせいがカンヌに行くことができたら、ぜひ尾崎知事にも市原隼人さんとともにレッドカーペットを歩いていただければと思います。そして、土佐の地酒を、海、山の幸を世界に持っていきましょう。国も大いに注目し始めたコンテンツビジネスです。そして、映画サムライせんせいは、本県におけるユニオン号です。尾崎知事にも執行部の皆さんにも、この平成のユニオン号を使って世界に土佐の魅力をアピールしてください。尾崎知事、どうかよろしく願いいたします。

知事へのお願いも無事済ませましたので、本会議での私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩



午後1時再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

19番三石文隆君。

(19番三石文隆君登壇)

○19番(三石文隆君) お許しをいただきましたので、まず初めに知事の政治家としてのこれからの姿勢や思いについてお尋ねいたします。

去る3月4日、土佐藩主山内家伝来の6万7,000点に及ぶ貴重な資料を収蔵した高知城歴史博物館の開館日を初日とした「志国高知 幕末維新博」も、幕をあけて間もなく4カ月がたとうと

しています。博物館入館者も一昨日の時点で9万人を超えており、予想をはるかに上回るペースであるとのこと、関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

高知城歴史博物館オープン当初から60日余り、坂本龍馬が暗殺される5日前の慶応3年11月10日付でしたための、龍馬が福井藩重役に対し、三岡八郎、後の由利公正を新政府に出仕させるよう懇願した直筆の書状が展示され、龍馬ファンならずとも全国の多くの方々の注目を集め、私も、その書状で最も注目された、「新国家」の躍動感、緊張感あふれる文字にくぎづけとなりました。さて、その新国家、その書状で龍馬は、新国家の財政を整えんがため一刻も早く行動してほしい旨懇願したものであるとのことですが、この書状をごらんになり、国の台所を預かる財務省にも御勤務され、また知事就任以来、心血を注がれ、県経済の立て直しに奔走される知事であればこそ、県民所得の上昇については格別の思いを持たれたと思います。

そこでまずお尋ねしますが、この龍馬直筆書状一読の御感想をお伺いいたします。

龍馬の、新国家設立に向けて尽力する渾身の筆は多くのことを問いかけ、考えさせられます。仮に尾崎知事が龍馬のごとく新国家を構想するとすれば、どのような国の形を理想とし、実現させたい国家なのか、日本国の今後のありようを標榜あるいは構想するのか、またそのため、今後知事御自身がどのような振る舞いをしていけば理想とする国家に近づくのか、さらに新国家の中で、知事御自身、どのような役割を担いたいのかを知事にお伺いいたします。

どのような組織であっても、その組織をまとめ牽引する人材、人物の存在は殊のほか重要であることは言うまでもありません。県民生活の安心・安全と成長、発展を願い、日夜奮闘している県庁という大組織であればなおさらであり

ます。県庁人事は常に新陳代謝があり、知事の指揮のもと、選ばれし職員がそれぞれの部署において職務に精励しており、今日の成果につながっています。さきに公表になった県民所得の数字や順位を見るにつけ、実に困難な仕事に挑戦し続け、成果を出されています。まさに県政史上画期的な成果でもあります。

知事の献身的で精力的な言動のもと、盤石の態勢で邁進されていますが、こういうときだからこそ、次の中核人材を育てることも停滞してはなりません。先頭に立って火中のクリを拾い続ける勇猛果敢なリーダーは、県民が見ても頼もしい。しかし、知事一人が考え、知事一人が矢面に立つとすれば、知事に頼ってさえいれば山は越えられ道は開かれるという風潮にもなりかねません。いかに知事が頼りにする優秀な県庁職員集団であっても、常に次の時代を担うリーダー育成が必要ではないでしょうか。それぞれの専門家にさらに技量を磨かせ、レベルの向上を図ることも、さらなる組織の質の向上には欠かせぬことだと考えます。

県庁職員が、志の塊のような知事の熱さにやけどをしないようにと、知事を遠巻きで傍観したり、また萎縮したりすることなく知事と向き合うためにも、知事の言葉がけの一語一語、また知事と部下職員が接するそのしつらえにも心配りが必要でしょう。

県庁組織に一層の輝きを持たせ、知事の常々おっしゃる課題解決先進県高知の発展を支える日本一の県庁組織となるための、知事が大切にしている人材育成の要諦と今実践なさっている具体的な育成方法をお伺いいたします。

人を育てることの難しさは古今東西言うに及びません。また、どのような組織であっても人材育成の基本はあります。本県の教育も、課題は山積ではありますが、学力調査の結果に危機感を募らせ、対策も多くとられ、教育行政と教

育現場の方向性も確実に合ってきており、打つ手が成果としてあらわれていますが、ここからが正念場であります。

予想し、準備されていたとはいえ、殊に義務教育における、教員の大量退職に伴う大幅な採用増は、教科指導のみならず、生徒指導や地域等との連携においても、力量あふれる経験豊かな教員から学ぶ時間さえもままならない速さで新陳代謝が進んでいます。こうした現状から、県教育委員会は、本年度全国一早い採用審査を実施することで、受審者の大幅な増加を得たことは懸命の工夫と努力の成果であります。質の高い教員が多く本県の教壇に立つとの保証を得るまでの審査ではありません。仮にこそって本県の教員になっていただいたとしても、今日の教育課題の多さ、複雑さ、課題解決の困難さを鑑みるに、相当な時間、現場経験を経ないと本物にはなっていないわけであります。

こうした中で、学校経営や運営を牽引する中核教員の養成は喫緊の課題でもあります。県庁組織と同様に、教育委員会事務局や学校組織にあっても、今日的課題を把握し、本県が進むべき教育の道を牽引する確かなリーダーが必要です。本年4月末、高知大学脇口宏学長は、高知大学に教職大学院の開設準備を進め、全国で最後とはなったものの、平成30年春に開設すべく、文科省の認可を待っていると公表しました。設置の目的は、高知県の教育課題解決に寄与する学校経営のリーダーや、学校運営の中核になる実践的な指導力を備えた教員を養成するためであり、そのため県教育委員会との連携が極めて大切と認識されておることでもあります。

私ども自民党県議団は、約20年前の平成10年3月、大学側の余りにもずさんな受け入れ体制に不安が募り、高知大学大学院への現職教員派遣中止を議会に諮っていただいた経緯がありま

す。その結果、県教育委員会は、大学の指導体制が整う平成11年度までの2年間、現職教員の派遣を中止いたしました。その後も、当大学院における現職教員の学ぶ環境については殊のほか注視をしてまいりました。

当時を知る私としても、本県の教育振興にとって欠かせぬ地元の教員養成機関との連携がままならない状態が長期にわたり、そのことが、本県教育の向上、充実の足を引っ張ってきた大きな原因の一つでもあると考えていますが、高知県教育委員会と高知大学とのこれまでの関係性と、そのことが本県の教育力向上にとってどのような影響を及ぼしてきたのか、率直に教育長の認識をお伺いいたします。あわせて、今後連携を重視するとすれば、具体的にどのような形や方法で連携を強くしていくのかもお尋ねいたします。

尾崎知事県政下、教育が県政の課題として真正面に取り上げられるようになり、ようやく先を見通した関係性の再構築もここ七、八年で徐々に図られ、県教育委員会と高知大学との意思疎通も進んできたように感じます。指導陣も徐々にそろい、道德教育においても、派遣された現職教員も充実した研究、研修が可能になっているとお聞きます。専門的な研究や研修は、現場が急に力がつくといった即応性のある取り組みではありませんが、次の人材を育成するという観点から、県教育委員会の地道な大学とのやりとりの跡が見られます。

さて、高知大学における、新構想の教職大学院の来春の発足に向けた準備方について何点かお伺いいたします。まず、教職大学院は、現職教員の資質・指導力向上のため非常に重要な研究及び研修の場ではありますが、さきにも触れましたように、教員の個人的な研究を深めることより本県の教育課題を解決するために、一定現場経験を積み、課題解決に意欲あふれる方に学

んでいただきたいと考えます。

研究、研修の学ぶ分野や派遣者の年齢、経験年数等、派遣者選考の要件をどのように設定しておられるのかを教育長にお伺いいたします。

また、先行する他県の教職大学院では、理念が先行して実が伴わない例もあると聞いています。その一つに修学の期間があります。大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例である、研修2年次の在籍校での勤務を課すことになれば、通常勤務を行いつつ研究をまとめることとなりますが、厳しい現場勤務の現実から、この方法は現職教員の研修の実態にそぐわない、つまり修業期間中はしっかりじっくり学んでいただくことが将来的には実があると考えます。加えて、教職大学院は実習を重視しており、2年次においても実習が課せられるとのことであります。

そうした観点から第14条の取り扱いをどのようにするのか、教育長にお伺いいたします。

また、他大学の教職大学院への派遣においては、本県の課題に即した研究のための修学であれば入学金や授業料の負担を軽減している例もあるとのことですが、本県教育の最優先課題とされた道德教育や、生徒指導などの重大な課題解決のため学んできた高知大学大学院での研修には、このような措置がなされていないとのことであり、この点、公平ではないのではないかと心配をいたします。

既存の大学院と他大学教職大学院、また来春開設されようとしている高知大学教職大学院への派遣を制度的にどのように整理されるのか、授業料等負担軽減も含めて教育長にお尋ねいたします。

加えて、多様な環境で育つ子供たちが抱えている課題や、今日の複雑化した社会を背景とした課題、また次期学習指導要領が狙いとする主体的・対話的で深い学びを実現していくために

は、より高度な技量が必要とされ、数限りない教育現場の課題に柔軟に対応していくためにも、さまざまな角度、分野の学びを身につけることが肝要かと思えます。

そうしたことから、県の教育課題の枠を広げ、教科教育の分野、特別支援の分野にも派遣を充実すべきと思いますが、そのことに対する教育長の御見解をお伺いいたします。

さて、平成29年4月12日から3日間、自民党会派による県外調査の機会を得て、鹿児島県の知覧特攻平和会館、西郷南洲顕彰館などを訪れてきました。

4月中旬の鹿児島はソメイヨシノが満開で、中でも秀逸だったのが知覧特攻平和会館へと向かう桜並木です。震えるほどの美しさ、遠近感を失うほどの圧倒的な量に感動しながらも、七十数年前この美しい桜の枝を振ってなでしこ隊の女学生が特攻機を見送ったと思うと、胸がいっぱいになりました。また、道端には1,000を超える石灯籠の数々、これらは、知覧基地からの指令によって飛び立った1,036名のみたまを祭るために建てようとして計画されたものです。一基一基、魂を込めてつくっていくうちに、今ではその数を超えているのだそうです。

さらに、三角兵舎も訪れました。ここは、特攻出撃の命を受けた隊員たちが過ごした最後の場所でもあります。半地下式木造で、屋根だけが地面に出ているかのような形からそう呼ばれていました。敵機に発見されないようにとの目的からの構造でしたが、ひどい環境の中にあっても、隊員たちは談笑し、みずからの遺品を整理したりしては遺書を書いたそうです。彼らが最後を過ごした場所だと思うと、涙が込み上げてきました。

平和会館で目にしたのは、10代から20代で散華した特攻隊員たちの遺書や写真などです。苛酷な現実挑む彼らの精神の気高さ、一途さ、

純粹さに賛嘆すると同時に、それがたとえ時代
に与えられた宿命であったとはいえ、わずか20
年そこそこで終えんに臨む若者たちにどのよう
な思いが去来したのでしょうか。

現在、日本は戦後72年を迎えようとしていま
す。改めて言うまでもないほど自明のことです
が、戦争は絶対に起こしてはなりません。

一方、平和な世の中にあっても、社会を震撼
させるような、少年による凶悪な犯罪などの報
道が後を絶ちません。確かに、核家族化が進み、
経済が不安定な状況のもとで、家庭環境がさま
変わりしたことなどにより、自制心や規範意識
を十分に身につけられない家庭もあることでし
ょう。私も、教員時代に、深夜まで親が働いて
いる家庭、学級の集金を何日も持ってこられない
家庭など、さまざまな厳しい環境にある中学生
を見てきました。しかし、そういう環境にあっ
ても、いや、そういう環境にあるからこそ、家
族が助け合い、思いやりや自立心など、社会で
必要とされる力をしっかりと身につけている子
供は多くいました。

今、県内の各地でもこども食堂の取り組みが
進んでいます。このこども食堂は、地域の大人
が、孤食になりがちな子供たちやその保護者に
無料や安価で食事を提供するシステムでありま
す。しかし、月に1回程度食事を提供し、安心
して過ごせる居場所づくりを行ったところで、
子供たちの日々の暮らしを変えることができる
のかと疑問を感じます。また、支援が必要な子
供たちをどのように把握しているのか、さら
には必要とする子供たちが実際に参加している
のかといった課題があると考えます。大人の理想
や都合で開催され、仮に大人だけが充実感を感
じていたとすれば、それは本末転倒であります。

こども食堂に、本当に支援が必要な子供たち
が来ていると言えるのか、またこの取り組みに
よる成果をどのようなものだと捉えているのか、

さらに今後の厳しい環境にある子供たちへの支
援について地域福祉部長にお伺いいたします。

今、子供たちの行動に対して指摘される問題
点の多くは、将来大人となる際の手本となるべ
き大人が手本となり得ていない姿が、直接子供
に投影されているのではないかと考えます。

私は、昨年の6月議会においても、親のモラル
を向上させる教育についてお尋ねしました。
教育長から、子供とのかかわり方などに特別な
配慮や支援が必要な家庭に対しては、保護者の
子育てに対する自覚や意欲を高める家庭支援加
配保育士の配置を拡充し、厳しい家庭環境にあ
る子供たちへの教育、保育の質の向上に取り組
んでいるとの答弁をいただきましたが、子供と
のかかわり方などに特別な配慮や支援が必要な
家庭に対して具体的にどのような取り組みを行
ったのか、またその成果、課題、今後の対策
について教育長にお伺いいたします。

次に訪れた西郷南洲顕彰館では、近代日本を
動かした西郷隆盛の教えをまとめた南洲翁遺訓、
また昔から大切にされてきた郷中教育などに会
いました。

西郷さんを初め、明治維新をなし遂げた志士
たちの背景にあるものは一体何でしょうか。そ
こには、負けるな、弱い者をいじめるな、うそ
をつくなという言葉に代表される薩摩独特の青
少年教育システム、郷中教育の存在を無視する
ことはできません。その中で、人の道や学問や
武芸に切磋琢磨して成長し、多くの困難にもめ
げず明治維新をなし遂げ、近代国家日本の礎を
築いたのであります。この郷中教育は、第25代
太守島津重豪公の時代に制度として整備され
たと言われており、忠孝を重んじ、文武を励め、
礼儀をたしなみ、親睦、団結を心がけよ、うそ
をつくな、弱音を吐くな、卑劣なことをするな、
弱い者いじめをするな、目上を重んじよ、親に
口答えをするななどのおきてを定め、日新公い

ろは歌や出水兵児修養掟などを日夜学び、四書五経の素読、武術の鍛錬などを通じて、素朴な質実剛健の気風を養い、心身の鍛錬や人間とはいかにあるべきかを常に追求してきました。

この出水兵児修養掟は、人は正しいことをしなければならない、正しいこととは、うそを言わないこと、自分よがりの考えを持たないこと、素直で礼儀正しく、目上の人にぺこぺこしたり目下の人をばかにしたりしないこと、困っている人は助け、約束は必ず守り、何事にも一生懸命やること、人を困らせるような話や悪口などを言うてはいけないし、自分が悪ければ首がはねられるようなことがあっても弁解したり恐れたりしてはいけない、そのような強い心を持つこと、小さなことでこせこせしない広い心で、相手の心の痛みがわかる優しい心を持っているのが立派な人と言えるというものです。

郷中教育は、武士の子弟が主君への忠義と礼節を学ぶ教育制度ですから、現在の視点から見ればそぐわないものもあります。しかしながら、いつの世も青少年の切磋琢磨は建国の根幹をなすものであり、その本質は現代社会にあっても十分に通用するものであります。

まさに時代の変化という流行の中でも、未来を切り開く力は教育における不易たるものの中で育まれると思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、国旗・国歌についてお伺いいたします。

平成28年6月議会におきまして、私立学校における、入学式並びに卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の具体的な実施状況について質問をいたしました。

前文化生活部長から、「県内の私立小・中・高等学校のうち、平成26年度の卒業式、平成27年度の入学式及び卒業式並びに平成28年度の入学式で、国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも行わなかった学校は、清和女子中学校及び高等学校で

ある。また、国旗は正門横にある掲揚台に掲揚したものの、国歌斉唱を行わなかった学校は土佐中学校及び高等学校である。実施をしていない土佐中・高等学校にはその年の8月21日に、清和女子中・高等学校には8月28日に私が出向き、設置者である理事長及び校長に直接実施の要請を行った。その際、土佐中・高等学校からは、実施していない理由として、国旗・国歌を軽視するものではないが、長年にわたって行ってきた進め方で式典をとり行っているため、また清和女子中・高等学校では、式典を礼拝方式でとり行っているためこれまで実施してこなかったが、課題としては認識しており、本校に即した形について検討を続けているとお伺いした。今年度においても、私学・大学支援課長が学校訪問を行い、引き続き要請を行っている」との答弁をいただいております。

また、第2問で、私立学校には建学の精神に基づく独自性や自主性があるとは思いますが、学習指導要領の趣旨に基づき、粘り強く国旗・国歌について指導していただきたい、どうかと質問をしたところ、「県は、法令によると私立学校に対しては教育に関する指導の権限は持たないということになっており、国旗掲揚や国歌斉唱の実施についても要請という形にならざるを得ない。他方、私立学校は特色ある教育やそれによる有為な人材を輩出するなど、本県の教育において重要な役割を担っていただいている。そうしたことから、未実施の学校に対しては私が直接学校に出向き、設置者である学校法人の理事長や学校長に直接お話をし、今後も引き続き粘り強く要請を行ってまいりたいと考えている」との答弁をいただきました。

そこで、私は本年4月末に、新文化生活スポーツ部長に、未実施の土佐中・高等学校に対してどのような要請をしたのか、具体的にお聞きしました。それによりますと、日時、平成28年11

月17日木曜日、10時から10時30分。訪問者、当時の文化生活部長、総務部副部長、私学・大学支援課長及び課長補佐。相手方、土佐中・高等学校理事長、校長、事務局長。

要請内容としては、国旗・国歌の実施されていない私立学校に対し、私学を所管する立場として要請に伺った。国旗・国歌に関する学習指導要領の規定などをまとめたA4サイズワンプーパーの資料に基づき、私立学校における国旗・国歌教育の法的位置づけ等について説明を行い、入学式、卒業式における国旗・国歌の実施を要請。理事会において議題に上げていただき、理事のメンバーに再確認していただくよう要請。

国旗掲揚、国歌斉唱について学校の対応は、入学式、卒業式は校門のところに国旗掲揚、運動会では国歌演奏に合わせて国旗掲揚。この方式は、昭和63年1月に当時の校長が職員会でこうすると発表された。以降ずっと30年弱、この方式で継続している。先日開催された四国4県の研修会では国旗の掲揚を行ったし、21世紀枠での甲子園出場の際の行事でも国旗掲揚を行った。土佐中・高は決して国旗・国歌を軽んじているわけではない。卒業式や入学式では、通常は掲揚していない国旗を玄関に掲揚しているといった報告を受けました。

私は、これまで国旗掲揚、国歌斉唱の実施について本会議でも訴え続けてきました。平成14年2月、平成17年12月、平成18年9月、平成19年12月、平成20年12月、平成24年6月、平成26年6月、平成28年6月。もう15年がたとうとしています。私だけではありません。昨年12月には下村議員も、国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況について新しい動きはなかったのかとの質問をされています。

自国の国旗に敬意と誇りを持って掲げること、自国を象徴する国歌を、卒業式や入学式はもとより文化的な行事や国際的な大会で斉唱するこ

とは世界の常識であります。また、自国のみならず、他国の国旗・国歌に敬意を払うことは、国際的儀礼であり、基本的なマナーであります。しかし、今なお土佐中・高等学校では、長年にわたって行ってきた進め方に基づき、国旗は正門横にある掲揚台に掲揚するのみで式場には掲揚せず、国歌斉唱は行わないこととしています。

土佐中・高等学校が長年の進め方に基づき、卒業式、入学式において国旗を式場に掲揚しないことと国歌を斉唱しないことについて文化生活スポーツ部長はどのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

学習指導要領には、小・中・高等学校の全ての学校種を通じて、特別活動の入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとされています。私立学校といえども学習指導要領は遵守すべき教育課程の基準であり、入学式や卒業式において国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するべきと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

平成29年3月31日に新学習指導要領が公示されました。そこで、あえて文化生活スポーツ部長にお伺いしますが、新学習指導要領における国旗及び国歌の取り扱いについて、小学校、中学校においてどのように取り扱うことが決められているのか、具体的にどのような指導がなされていくのか、お尋ねいたします。また、新学習指導要領の趣旨や内容を私立学校にどのように周知し、徹底を図っていくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

さて、昨年度の文化生活部の要請内容に話を戻します。学校を訪問して要請したのは1回限りで、その後、平成29年1月31日火曜日10時と平成29年3月10日金曜日9時10分の2回、電話連絡をされたとのことでもあります。私は、前文

化生活部長はここにおられませんし、個人のことをとやかく言うつもりはありません。しかし、今後も引き続き粘り強く要請を行ってまいりたいと考えておりますと答弁したにもかかわらず、足を運んだのは1回、あとは電話連絡、しかも学校訪問をしたのは、答弁後約5カ月経過してからであります。私は愕然としました。このようなことでは国旗・国歌の取り扱いの要請を粘り強く行ったとは到底思えません。

門田文化生活スポーツ部長は、この4月から担当されることとなり、当然この件に関しても引き継ぎを受けられたことと思いますが、知事が常々言われているスピード感を持って対応という観点からも、これまでの取り組み内容についてどのように感じたのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、平成28年度の、県内私立学校を設置する9つの学校法人に対する高知県私立学校運営費補助金と高知県私立学校教育力強化推進事業費補助金を足し合わせますと、合計で32億5,800万円余りとなります。また、生徒1人当たりの補助金単価は、県独自の教育力強化推進事業費補助金分を加算して計算しますと、平成29年度は、中学生が32万7,258円で全国5位、高校生が34万9,440円で全国17位、四国内では1位であります。そのような多額の税金を投入する意義は、私立学校においても、学習指導要領に沿った教育を行うことにより、必要最小限の教育の平等を保障することが含まれると考えます。

先ほども申し上げたとおり、学習指導要領は、特色ある教育を実践する私立学校においても平等な教育が受けられるよう、教育課程の基準を定めたものであります。学習指導要領に沿わない教育が行われることは、同じ日本人でありながら平等な教育が受けられないということであり、その学校に通う生徒に不利益が生じるという観点からも極めて問題があると思います。

文化生活スポーツ部長は、国旗・国歌問題に関してこれまでどのように取り組んできたのか、また今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

次に、教員の多忙化解消についてお伺いいたします。

平成29年4月、文部科学省は、教員勤務実態調査結果の速報値を公表し、学校内の働き方改革をするためのモデル事業の実施や、部活動に関する教員の負担軽減のため、外部人材を部活動支援員として学校職員に位置づけ、大会への引率が可能になるよう制度を改めるなど、対策を進めているところであります。

さて、県教育委員会は平成29年3月24日付で、望ましい運動部活動の在り方についての通知を出されています。また、第2期高知県教育振興基本計画の中にも、運動部活動の休養日を推進していますが、その意図や具体的な取り組み内容について教育長にお尋ねいたします。

国全体で働き方改革が進められる中、教員自身も働き方そのものを見直し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を確保することは極めて重要なことであります。しかし、多忙化解消と称して、学力調査を中止すべきであるとか、少人数学級を単純に推し進めるということは甚だ見当違いであり、まず変えるべきは教員の仕事に対する意識であります。業務内容を見詰め、真に教育効果があるものか分析をし、効果がないものは思い切ってやめる。また、教材研究などをチームで行う、生徒指導上の課題は一人で抱え込まないよう校内で情報共有するなど、まさにチーム学校を進めていくべきであります。さらに、市町村教育委員会や管理職が働きやすい環境を整えたりすることも、教員の長時間労働を減らす手だての一つだと考えます。

今後、県教育委員会はどのように多忙化解消を進めていくのか、教育長にお伺いをいたしま

して第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、坂本龍馬先生の「新国家」の書簡を一読しての感想についてお尋ねがございました。

坂本龍馬先生による、いわゆる「新国家」の書簡につきましては、今まで存在が知られていなかった手紙が封紙と一緒に発見されたという報告の後に、その現物を拝見いたしました。その瞬間は、まさに貴重な歴史の封印が解かれるかのような気持ちであり、文字どおりぞろぞろと背筋が凍るような思いがしたところであります。

また、既に、大政奉還150年に当たる年を機に「志国高知 幕末維新博」を実施することとしておりましたので、運命的とも言えるタイミングでの歴史的な発見は非常にありがたいとの思いを抱いたところです。

そして、坂本龍馬先生が、幕府や朝廷といった枠にとらわれることなく、新しい国をどのように創造していくかというところまで思いをいたしていたことが、この書簡の新国家という言葉にあらわれており、その先見性や構想力の大きさに改めて感服いたしましたし、あわせて国家の安定的な運営には何よりも財政が重要であるとして、大政奉還から1カ月も経過しない時期に具体の対策を講じようとした行動力と緻密さにも感心をいたしました。一言で言えば、坂本龍馬先生の偉大さが端的にあらわれた書簡であると大いに感銘を受け、また土佐人として誇らしく感じたところです。あわせて、その構想した新国家を見てみたかったとも思い、改めて5日後の暗殺を惜しむ気持ちにもなりました。

この坂本龍馬先生の思いのこもった書簡につきましては、今後も引き続き「志国高知 幕末維新博」において、本物の魅力と迫力を多くの方々

に体感していただけるよう、また大いにプロモーションにも活用するよう取り組んでまいります。

次に、理想とする国家像と、これに向けてどのようにしていくのかとのお尋ねがございました。

私は、「新国家」の書簡と出会って、改めて、幕末の開国以来江戸幕府の機能が低下し、全国的な大混乱を招いたにもかかわらず、我が国が諸外国に侵略されることなく新しい国家をつくり上げることができたのは、土佐藩を含む西南の雄藩があったから、すなわち中央の機能を代替し得る強い地方があったからであると感じたところであります。

私は、地方の衰退、中央と地方の格差が叫ばれる現代において、再び、幕末期に日本を救ったような、強い地方を持った日本をつくり上げていくことが切に求められているものと考えております。全国の各地方を強くすることは、今地方に暮らす人々の暮らしを守るにとどまらず、日本の潜在力を生かし切る道でもあり、中長期的に日本の発展につながる道だと考えます。あわせて、南海トラフ地震を初めとして、大災害を避けられない国土を持つ国として、全国の各地方を強くあらしめることは、いざというときの助け合い、補完を可能とする強靱な国土づくりにもつながるものだと考えます。

従前から申し上げているように、本県は、人口減少がもたらす負のスパイラルに真っ先に陥った課題先進県であります。そして、知事就任以来これまで、私は、多くの皆様とともに、地産外商を旗頭とする産業振興計画などの取り組みを通じて、課題解決の先進県たらんと懸命の努力を続けているところであります。地方の強さ、活性化こそ求められる現代において、私は、高知の課題はまた全国の課題だと思っているところであり、今続けている努力を通じて高知県の県勢浮揚を目指し、あわせてそこで得た

ノウハウを、政府への政策提言や政府の委員会委員等としての活動を通じて発信することで、強い地方を持った日本実現に向けてささやかなりとも貢献できればと考えております。高知の県勢浮揚を目指す取り組みは、日本の行く末を照らす取り組みにもなり得る、そうした思いを多くの皆様と共有してきたところです。今後とも、県勢浮揚への努力と全国発信、この2つに全力を挙げてまいりたいと考えております。

最後に、人材育成の要諦と、今実践している具体的な育成方法についてお尋ねがありました。

これまで、職員には、あらゆる機会を通じまして、課題に正面から向き合うことや大いに創造性を発揮すること、官民協働と市町村政との連携・協調の視点を持って仕事を進めることなどの県政運営に当たっての基本姿勢を示し、徹底してまいりました。また、成果目標を掲げ、その目標と目標達成に至るプロセスを明確にし、私と幹部職員、幹部職員と担当職員の間で共有した上で、PDCAサイクルを働かせながら目標を達成していくといった、成果を大いに意識した仕事の進め方を求めてまいりました。

こうした中、私は、できるだけ多くの職員に直接接し、具体の施策などについて自分の考えや狙い、思いを伝えております。また、職員からもさまざまな意見や提案をいただき、ともに議論を重ねているところです。そして、議が定まればその実行は一旦任せることとなりますが、時期を見て私も参加してPDCAサイクルを回すということを繰り返してまいりました。もちろん全ての案件でこうしたことができるわけではありませんが、重要案件についてはできる限り私としても時間を割いてきたところであり、例えばこの6月であれば、今週月曜日まで、部局横断的なものも含め、各部局とは延べ128回余りの協議を行ったところであり、あわせて、職員には折に触れて、悪い話ほど早く上げ

てくるように、また施策を行うに当たって、知事が言ったからやるのだというのは最悪の説明だとの趣旨を繰り返し述べてまいりました。

莫大な行政項目がある中で、当然のことながら、私が全ての事項を承知しているわけではありません。また、現場での実行を通じて蓄積される知恵こそが本当の知恵であります。さらには、耳ざわりのよい話のみに基づいて誤った判断をすることは避けなければなりません。このため、私と職員との間でできるだけ率直な議論の場を確保することを通じて、過ちなき、かつ職員の能力を生かせる行政を展開していきたいとの思いであり、このため先ほどのようなお願いを繰り返しているところであります。

そして、最終的に目指すところ、理想とするところは、当初は私の厚い関与を必要とした事柄であっても、そのうちに私の関与がなくとも物事が進む、いわばチームが自走するような状態になることだと考えております。徐々にそうした領域がふえてきていることをうれしく思うところです。

以上のように、幹部職員を初めとする多くの職員にできるだけ多く接し、互いに率直な議論を重ね、実行した結果を振り返り、喜びと悔しさを分かち合う、こうしたプロセスを通じて、私も含めた組織全体がチームとしてともに成長する、このことが人材育成の要諦であると考えます。

私も年末には就任10年目を迎えます。徐々に職員も私に物が言いにくくなる、そうしたこととなりがちなのだろうとの自覚をあえてする必要があるものと考えております。フランクに議論する、これを可能とするよう一層心がけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、高知大学とのこ

れまでの関係性と、そのことが本県の教育力向上にどのような影響を及ぼしてきたのか、また今後の具体的な連携方法についてお尋ねがございました。

県の教育の振興を図る上で、地元の教員養成課程を置く国立大学との連携は大変重要であると認識しているところです。そのような認識のもと、平成8年度から高知大学大学院への現職教員の派遣を開始しましたが、受け入れ先の研究指導体制が不十分といったことから、お話にもありましたとおり、平成10年の県議会の議決がなされました。県教育委員会といたしましては、そのことを厳粛に受けとめまして、平成10年度と平成11年度の現職教員の派遣を中止したところです。このようなことは、本県教育の中核となるべき教員の育成を図る上で残念な事態であったと考えております。その後、高知大学におかれましては研究指導体制の整備充実に努めていただき、派遣を再開することができましたが、その後も、お互いが連携・協力関係を深めていくことが重要との認識のもと、例年、高知大学教育学部と県教育委員会との連携協議会を開催しているところでございます。

特に昨年度は、高知大学における教職大学院の設置に向けて、連携協議会のもとに教職大学院設置準備専門部会を設け、緊密な連携を図ってきたところでありまして、その結果として平成30年4月開設予定といったところまでこぎついたと考えております。教職大学院は、高度専門職業人としての教員養成を行うところであり、高知大学の教職大学院は、高知県の教育課題を解決するスクールリーダーを養成することを標榜していただいております。今後は、まさにこの教職大学院への現職教員の派遣に関して連携を強化しつつ、そのほかにも、学部段階における教員の養成や先導的な指導法の研究など、さまざまな分野におきましても高知大学との協力

を密接に図ってまいりたいと考えております。

次に、高知大学における教職大学院の発足に向けた準備についての御質問にお答えします。

まず、研究、研修で学ぶ分野や派遣者の年齢等、派遣者選考の要件についてお尋ねがございました。

新しくできる教職大学院における教育内容などにつきましては、県教育委員会としましても、本県の教育課題を踏まえ、具体的に要望をさせていただいてきたところです。それを受けて、高知大学教職大学院の教育内容としては、学校組織マネジメントについて学ぶ学校教育運営リーダーコース、学級経営、生徒指導、教科指導方法や道德教育について学ぶ教育実践高度化コース、特別支援教育について学ぶ特別支援教育コースの3つのコースを設定していただいているところです。

派遣する現職教員については、基本的に、実務経験10年以上の中堅教員を想定しているところです。ただし、学校教育運営リーダーコース以外につきましては、実務経験が10年未満であっても、修める分野における中核的役割が期待できる教員であれば派遣することを考えております。

具体的な派遣する教員の要件などにつきましては、今後さらに具体化した上で、できるだけ早い段階で県内の教員に向けて公募をかけていきたいと考えております。

次に、大学院設置基準第14条の取り扱いについてお尋ねがございました。

大学院設置基準第14条におきましては、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と定められております。これまで、高知大学大学院へ派遣してきた現職教員の2年目の修学につ

きましては、この特例措置を活用し、所属校に勤務しながら修学をしていたところであり、また全国のほかの教職大学院についても同様の取り扱いをしているものが多いと承知をしております。

しかしながら、高度専門職業人としての資質、指導力を身につけるためには、高度な理論を学ぶとともに、多くの実践研究を通して集中的に学ぶことが重要であると認識をしておりますので、そのような教育の成果を確実に上げるためには、新しくできる教職大学院につきましては大学院設置基準第14条の特例措置を適用せず、2年間修学に専念させることとしたいと考えておりまして、高知大学にもそのような取り扱いとする方向で準備を進めていただいております。

次に、既存の大学院、他大学教職大学院及び高知大学教職大学院への派遣についての制度的整理についてお尋ねがございました。

現職教員の大学院への派遣につきましては、教育公務員特例法で定められた長期研修の制度を活用して行っており、最近では、高知大学大学院、鳴門教育大学大学院、高知工科大学大学院への派遣を行っております。そのうち特定のコースへの修学については、重点的に推進する必要があるものとして、入学料と授業料の半額を県が負担する取り扱いとしております。

一方で、今回高知大学に教職大学院が開設されることになれば、本県の現職教員の修学の環境が大きく変わることとなりますので、現職教員が進んで本県の教育課題の解決につながる学びに向かえますよう、派遣先、また授業料などの費用負担のあり方も含めて、全体的な見直しを行いながら整理をしていきたいと考えております。

次に、教科教育の分野、特別支援の分野への現職教員の大学院派遣の充実についてお尋ねがございました。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、新しくできる教職大学院における教育内容につきましては、県教育委員会として具体的に要望もさせていただいているところでございまして、その中で、養成すべき人材像として、議員の御指摘とも関連いたします、新しい学習指導要領を踏まえた授業改善を組織的にリードできる中核教員、特別支援教育について、発達障害などを含む障害種別ごとの専門知識、指導力を有するとともに、学校における支援体制づくりを牽引することのできる中核教員といったことを上げさせていただいているところです。

これを受けまして、高知大学教職大学院においてはそれぞれ対応する教育内容を学べるよう準備いただいているところであり、これらの内容が学べるコースへの派遣も積極的に実施をしてみたいと考えております。

次に、特別な配慮や支援が必要な家庭に対してどのような取り組みを行ったのか、またその成果、課題、今後の対策についてお尋ねがございました。

経済面や生活環境などの要因により厳しい環境にある家庭に対しては、専任の保育士などによる家庭への直接的な支援と、研修を通じた保護者の子育て力の向上などに取り組んでおります。

直接的な支援としましては、特別な配慮や支援が必要な家庭のある保育所に対して、本年度は61名の家庭支援推進保育士を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの活動範囲を就学前の子供たちの支援にまで広げ、本年度は29名を配置し、保育所などと協働して規則正しい生活の定着に向けての支援などに取り組んでいるところでございます。その結果、保育士などと保護者が会話を重ねることで保護者の気持ちが落ちつき、子供に優しく接するようになった事例や、休みがちな子供が毎日登園するよう

になり、食生活や生活習慣の改善につながった事例などの成果が見られております。こうした成果を広げていくため、保育士などには、保護者の家庭状況に合った支援を行うことのできる高い実践力が求められますので、昨年度策定いたしました高知県教育・保育の質向上ガイドラインを活用し、資質の向上を図ってまいります。

また、研修を通じた啓発活動といたしましては、保護者がみずから適切に子育てをしていく力をつけていただくために、親育ち支援アドバイザーが保育所などに直接出向いて、良好な親子関係を築くための講話などを行っております。実績として、平成27年度の実施箇所36カ所、参加人数999人であったものが、平成28年度は67カ所、1,784人と倍増し、保護者が子育てに関する意識を高めていただくことにつながっております。ただ、厳しい環境にある家庭からの参加が少ないという課題があるため、ほとんどの保護者がそろそろ就学時健診の際に講話を行ったり、参観日に行う講話の持ち方を工夫することなどにより、厳しい環境にある家庭の保護者にもできるだけ多く参加していただけるよう取り組んでまいります。

次に、未来を切り開く力は教育における不易の中で育まれると思うがどうかのお尋ねがございました。

最近脚光を浴びております人工知能を初め、絶え間ない技術革新により社会構造は大きく変化をしてきており、このことは子供たちの成長を支える学校や教育にも大きく影響し、新しい時代にふさわしい教育のあり方が求められております。平成29年3月には、学習指導要領も改訂され、新たな学習内容が導入をされ、主体的・対話的で深い学びといった学習方法の改革も述べられております。このように、その時代その世相に応じて人材育成の視点は変化が求められます。

しかし、生命をとるとび自然を大切にする、正義を重んじ責任を全うする、自他の敬愛と協力を重んずるなどの精神や態度、道徳性を養うといったことは、教育基本法に教育の目標として明確に示されているように、世の中が変わってもその価値は揺らぐものではなく、不易のものと思います。

議員からお話のありました郷中教育の内容について、現代にそのまま当てはめられるかどうかになればまた別の面もあるかと思いますが、うそを言わない、困っている人は助け、約束は必ず守る、弱い者をいじめるな、何事も一生懸命にやるといった郷中教育の内容は、人間としての根本的な規範であり、さきに述べましたことと同様に不易のものと考えます。

そして、変化の著しいこれからの社会であるからこそ、未来を生きる子供たちにこういった不易の規範意識や道徳的価値を育てていくことが肝要であると思います。

次に、運動部活動の休養日を推し進める意図や具体的な取り組み内容についてのお尋ねがございました。

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感の涵養などに資するなど、多くの教育効果をもたらす大切な教育活動の一つです。本県では、生徒数の減少に伴う部員数や運動部数の減少、施設・設備面での脆弱さなど、厳しい環境の中、運動部活動の指導に当たる教員の皆さんの熱心な指導によって、これまで多くの成果を上げてきております。

一方で、昨年度国が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の中で、中学校の運動部活動における休養日の設定などについての課題が明らかになり、適切な運動部活動の運営に努めるよう通知が出されております。また、この調査結果からは、本県の運動部は、全国平

均に比べて練習時間が長く、休養日の設定についても全国平均を下回っていることなどが明らかになりました。

そこで、県では、生徒のスポーツ障害などの予防やバランスのとれた生活と成長の確保の観点とともに、教員の負担軽減にも配慮しつつ、昨年度末に、学校の決まりとしての休養日や適切な練習時間の設定などに留意した通知を行い、周知を行ってまいりました。今回の通知を受け、ほとんどの学校で休養日の設定などに取り組んでいただいていると承知をしておりますが、まだの学校については、市町村教育委員会などを通して通知に沿った対応を徹底してまいります。

今後は、国が策定する、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインも参考にしながら、運動部活動のあり方をより具体的に示した、運動部活動に関するパンフレットを作成し、全ての学校でよりよい運動部活動が実践されるよう取り組んでまいります。

最後に、教員の多忙化解消をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

我が国における教員の役割としては、これまで授業や生徒指導、部活動などを通して、子供たちの全人的な成長を担うことが期待されてまいりました。その教育的意義は大きく、今後も尊重されるべきものと考えます。

一方、学校が対応しなければならない課題が複雑・困難化している上に、子供の貧困問題や新たな教育課題への対応なども加わる中で、それらを全て受けとめることとなる教員は、多忙化や勤務時間の長時間化という問題を抱えることになっているものと考えております。今後、教員の多忙化を解消しつつ、教員が本来担うべき業務に専念できるようにするには、お話にありましたように、教員が仕事に対する意識を変えるとともに、教員同士がチーム学校として協働して教育活動に取り組むことが必要です。ま

た、教育委員会や学校は、教員が授業研究や子供に向き合う時間を確保できるよう、職場環境を整えていくことが今後ますます重要になってくるものと考えております。

県教育委員会としましては、教育大綱と第2期高知県教育振興基本計画の中で、チーム学校の取り組みや地域との連携・協働の取り組みを推進してきたところであり、こうしたことを教員の多忙化解消にもつなげてまいります。また今後、先ほど申し上げた運動部活動のあり方の見直しに取り組むとともに、今議会に関連予算をお願いしている文部科学省の指定事業を活用し、県内全ての公立学校長を対象に、意識改革を図るためのマネジメント研修会を開催するとともに、高知市の3つのモデル校に業務アシスタントを配置し、教員の事務負担の軽減に関する実証研究を行っていくこととしております。研究成果については、他の市町村の小中学校にも普及していきたいと考えております。

今後とも県教育委員会として、教員が、心身ともに健康で子供と向き合い、使命感や誇りを持って職責を果たすことができる環境づくりに努めてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) こども食堂の取り組みについて、支援が必要な子供たちの利用や取り組みによる成果、さらには今後の厳しい環境にある子供たちへの支援についてお尋ねがございました。

県としましては、こども食堂が、食の提供を通じて、子供や保護者の身近な地域での新たな居場所になること、また厳しい環境にある家庭の子供たちと地域の大人たちが顔見知りになって、子供たちの見守りにつながったり、保護者が地域の方々に子育ての悩みや不安を相談したりする場になることなどを期待しておりますし、こども食堂がこうした場となり、県内各地に広

がっていくことが成果ではないかと考えております。

こうした場として、こども食堂がしっかりと機能するためには、議員のお話にありましたように、支援が必要な子供や保護者に来ていただけるよう取り組んでいくことが重要になってまいります。現在開設されております幾つかのこども食堂では、地域の方々などと連携して取り組むことで、支援が必要な子供たちが来るようになったとお話もお聞きをしているところであり、こうしたこども食堂をさらに広めていく必要があると考えております。このため、市町村やスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員の皆様、支援が必要な子供や保護者をこども食堂につないでいただくよう、継続して御協力をお願いをしておりますとともに、より多くの子供たちが利用できるようにするため、開催回数をふやすための支援も引き続き行ってまいります。

以上のように県も支援することで、こども食堂の取り組みを一つの契機といたしまして、子供やその家庭を地域で見守るネットワークが広がっていくことを期待しているところでございます。

他方、厳しい環境にある子供たちへの支援につきましても、県といたしましても、こうしたこども食堂への支援にとどまらず、子供たちの発達や成長段階に応じまして、幼少期には生活や就労面、親の子育て力向上など保護者への手厚い支援に取り組み、学齢を重ねるに従って、学校をプラットフォームとした放課後の学びの場や居場所づくりなど子供たち自身を見守り育てる支援を手厚くしていくという基本的な考え方のもと、あらゆる対策を講じていく必要があると考えています。

今後とも、高知家の子どもの貧困対策推進計画に沿って、教育委員会など関係する部局と一

緒になって取り組みを進めてまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) まず、国旗・国歌に関して、土佐中・高等学校の入学式、卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が実施されていないことについての考えと、私立学校といえども学習指導要領に基づいた指導をすべきではないかとのお尋ねがございました。関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

科学技術の進歩や社会のグローバル化が進む中、土佐中・高等学校が現状の対応を決定された約30年前と比べ、教育を取り巻く環境は大きく変化をしています。この間、学校訪問などにより、理事長や学校長に対し、入学式や卒業式において国旗の掲揚、国歌の斉唱が学習指導要領に沿って実施されるよう要請を行ってまいりました。学校からは、「入学式や卒業式では学校正門横の掲揚台に国旗を掲揚している。この形式については、昭和63年当時の校長が職員会で発表され、それ以降この形式を継続している。また、伝統ある運動会では、昭和20年代より国歌の演奏に合わせて国旗を掲揚している。学校としては、決して国旗・国歌を軽んじているわけではない。県からの要請に対しては、今後も検討していく」として、現行の形式を変えるという結論には至っておりません。

学習指導要領では、国家間の相互の主権の尊重と協力との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮することが定められており、その意義を踏まえ、入学式や卒業式などにおいては国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとされております。この指導要領は法体系に位置づけられており、そのため私

立学校におきましても、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において、国旗掲揚、国歌斉唱が当然に指導されるべきものであると考えております。生徒の皆さんが、国を愛する心を持つことや、我が国の国旗・国歌はもとより、全ての国の国旗・国歌に関する正しい認識と、それらに対してひとしく尊重する態度を身につけておくことは大変重要だと考えております。

そのため、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が実施されるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、新学習指導要領における国旗及び国歌について、どのように取り扱うことが決められているのか、具体的にどのような指導がなされているのか、また新学習指導要領の趣旨や内容を私立学校にどのように周知し、徹底を図っていくのかとのお尋ねがございました。

この3月に改訂されました新学習指導要領は、教育基本法の理念や学校教育法の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程を重視することや、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、道徳教育の充実、体験活動の重視などによる豊かな心や、体育、健康に関する指導の充実による健やかな体を育成することなどを基本的な考え方として改訂されたものです。

このうち、国旗及び国歌の取り組みにつきましては、まず小学校の社会科において、第4学年では、県内の特色ある地域の様子について学習する中で、「国際交流に取り組んでいる地域を取り上げる際には、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。」とされております。

第5学年では、我が国の国土の様子について、「世界の大陸と主な海洋、主な国の位置、海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現すること。」を学習する中で、「『主な国』

については、名称についても扱うようにし、近隣の諸国を含めて取り上げること。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。」とされております。

第6学年では、グローバル化する世界と日本の役割について学習する中で、「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること。」とされております。さらに、音楽では、「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」とされております。

中学校では、公的的分野において、国家間の相互の主権の尊重と協力が大切であるという学習との関連で、「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。」とされております。

また、特別活動では、小中学校とともに、これまでの学習指導要領と同様、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とされております。

なお、この新学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されることとなっております。この新学習指導要領の周知でございますが、文部科学省からの改訂通知を受け、その内容を私立学校に通知するとともに、今月開催されました私立学校校長会におきまして、所管課長がその趣旨や内容など改訂の概要について説明をいたしております。あわせて、今後県の教育委員会が行う説明会等に私立学校も参加していただくこととしております。

今後とも、私立学校におきましても、新学習指導要領における国旗・国歌の内容にのっとり

て指導されるよう、さまざまな機会を捉えて周知を徹底してまいります。

次に、これまでの国旗・国歌に関する取り組み内容について、どのように感じたのかのお尋ねがございました。

前部長からは、引き継ぎに際して、学習指導要領は法体系に位置づけられており、私立学校においても、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式においては国旗掲揚、国歌斉唱が適切に指導されるべきものであること。未実施の私立学校に対しては、学校訪問を行い、学習指導要領の法的位置づけや県議会において御指摘のあったことを説明し、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱を要請したこと。また、新たに理事会においても議論していただくよう要請を行ったこと。その結果、学校や理事会で、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施に関し議論がなされたが、結果として現行の形式を変えようという結論には至っていないことなどを聞いております。

こうした引き継ぎを受け、私自身、学校側との対話を重ねて、しっかりと対応しなければならぬという思いを持ったところです。そのため所管課の訪問に加えて、早速5月にも私も、学校を訪問し、理事長や学校長に対しまして、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱を学習指導要領にのっとり実施していただけるよう要請を行ってまいりました。

今後も、直接学校に出向くなどして、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が実現されるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に、国旗・国歌問題に対して、これまでどのように取り組んできたのか、また今後どのように対応していくのかのお尋ねがございました。

本年度はこれまでに、土佐中・高等学校に対しまして、6回の学校訪問などにより、入学式

や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施を要請してまいりました。具体的には、まず4月に所管課長が学校を訪問し、校長に対し実施に向けて要請を行うとともに、5月には私も学校を訪問し、理事長、校長に直接お会いして、改めて学習指導要領の法的位置づけや今の実施形式を決めた昭和63年以降の社会情勢の変化等を踏まえ、その必要性を説明し、実施していただけるよう要請を行ってまいりました。また、今月所管課長が学校訪問をした際には、理事長に対して、国旗・国歌の意義を踏まえた、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施に向けて、文書による要請も行ったところです。

今後も、入学式や卒業式、理事会の開催時期など機会を捉えて、直接学校に出向くなどして対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が実現されるよう、引き続き取り組んでまいります。

○19番（三石文隆君） それぞれ丁寧な答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。特に、文化生活スポーツ部長からは、土佐中・高等学校の国旗・国歌に関する要請につきまして、大変前向きな御答弁をいただきました。

ただし、私は、いつも言うように、国旗・国歌の取り扱いについて、形だけ整えればよいと、こういうことを言っているわけではありません。昨年の文化生活部長の第2問の答弁にもあったように、私立学校は、特色ある教育やそれによる有為な人材を輩出するなど、本県の教育において重要な役割を担っていただいている、このことは事実であります。現にこの議場にも、尾崎知事を初め、土佐中・高等学校出身の方がおられることを承知しております。

しかし、グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が、国際社会において尊敬をされ信頼をされる日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てるこ

とは、これはもう基本中の基本のことです。自国や他国の国旗・国歌に敬意を払うことのできない国民は、国際的には失格であり、真の国際親善に背くことになると思います。有為な人材は、国旗掲揚、国歌斉唱の指導をされないうまま卒業してもよいと思いますか。他県や他国から笑われる日が、もう既に笑われておるかもわかりません、必ず来ます、そう私は断言しておきます。

これまで15年間、文化生活部長が粘り強く要請すると答弁し続けたにもかかわらず、実現できませんでした。これを成就させるということは並大抵のことではないということ、私自身も承知しております。しかし、この問題は、国際人を育むという視点からも、文化生活スポーツ部だけでなく、ぜひとも県庁全体で課題意識を共有していただいて、解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

尾崎知事は、アメリカへの留学、そしてインドネシア大使館での勤務経験がございます。また、知事就任後も、海外出張の際、さまざまな式典にも参列をされております。そうした御経験も踏まえ、この課題にどのように取り組んでいくのか、その実現に向けた決意というものを知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 次代を担う子供たちには、我が国の伝統と文化をしっかりと学び、これをどうとぶ態度を学ぶとともに、これを土台として、他国の伝統と文化をもあわせて尊重する態度を身につけさせるということが大切だと考えております。そして、このための教育の一環として、我が国の国旗・国歌はもとより、全ての国の国旗・国歌に関する正しい認識とそれらをひとしく尊重する態度を教育していく必要があります。こうしたことから、我が国の学習指導要領においては、子供の発達段階に応じて国旗・国歌に関する教育を行うよう定めているところ

であります。

私もさまざまな国際会議に参加したことがありますが、開催国、参加国の国旗・国歌に敬意を表することは当たり前のこととして行われております。例えば、毎年参加しているINAP会議におきましても、総会の冒頭、参加国の代表者が各国の国旗とともに入場するというのが当たり前のこととして毎回行われております。こうした機会に戸惑いを覚えることのない、さらに言えばお互いの尊厳を尊重する、そうした態度をしっかりと身につけられる社会人を養成していくためにも、国旗・国歌教育は大切だと考えています。

この国旗・国歌に関する教育は、教育の機会均等、質の保障の観点からも、学習指導要領に基づいて行われなければならないと考えており、この点は公立、私立いかにによって変わりはありません。学習指導要領でも、入学式、卒業式において国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとされているように、入学式や卒業式は、国旗・国歌の大切さを教える貴重な機会であります。2つの私立の中・高等学校を除く全ての公立、私立小・中・高等学校において、この教育機会を享受できるのに対し、この2校の生徒のみがこの貴重な機会を享受することができないというのは、教育の機会均等の観点からも望ましいものではないと考えているところでございます。

以上のような考え方に立って、今後しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えています。

○19番（三石文隆君） ありがとうございます。

さて、今回は土佐中・高等学校のことを取り上げて質問をいたしました。昨年度文化生活部長からは、清和女子中・高等学校は国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも行っていないと答弁をいただいております。式典を礼拝方式でとり行っ

ていることを理由に挙げているそうですが、清和女子であっても、学習指導要領に基づき、卒業式、入学式において国旗掲揚、国歌斉唱をすべきだと考えます。土佐中・高等学校同様、清和女子中・高等学校に対しても強く働きかけをしていただくことを要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（浜田英宏君） ただいま議題となっている第1号から第17号まで並びに報第1号及び報第2号、以上19件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末214ページに掲載〕



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明7月1日から6日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月7日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月7日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会

いたします。

午後2時22分散会

平成29年7月7日（金曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 下村勝幸君
- 2番 野町雅樹君
- 3番 上田貢太郎君
- 4番 今城誠司君
- 5番 久保博道君
- 6番 田中徹君
- 7番 土居央君
- 8番 浜田豪太君
- 9番 横山文人君
- 10番 加藤漠君
- 11番 坂本孝幸君
- 12番 西内健君
- 13番 弘田兼一君
- 14番 明神健夫君
- 15番 依光晃一郎君
- 16番 梶原大介君
- 17番 桑名龍吾君
- 18番 武石利彦君
- 19番 三石文隆君
- 20番 浜田英宏君
- 21番 土森正典君
- 22番 西森雅和君
- 23番 黒岩正好君
- 24番 池脇純一君
- 25番 石井孝君
- 26番 大野辰哉君
- 27番 橋本敏男君
- 28番 前田強君
- 29番 高橋徹君
- 30番 上田周五君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 中内桂郎君
- 33番 金岡佳時君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 梶元伸君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 山本治君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興・推進部長 松尾晋次君
- 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
- 商工労働部長 中澤一真君
- 観光振興部長 伊藤博明君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 福田敬大君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 井奥和男君
- 教育長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会会長 金谷正文君
- 公安委員長 織田英正君
- 警察本部長 上野正史君
- 代表監査委員 坂田和子君
- 職務代理者 川村雅計君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 西森 達也 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主査 宮脇 涼 君



議事日程(第5号)

平成29年7月7日午前10時開議

第1

- 第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 国道197号社会資本整備総合交付金(新野越トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 追加
 - 第18号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案
 - 第19号 高知県監査委員の選任についての同意議案
- 第2 議員定数問題等調査特別委員会報告の件
 - 追加
 - 議発第1号 高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 追加
 - 議発第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案

議発第3号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書議案

議発第4号 国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書議案

議発第5号 「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案

議発第6号 「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案

第3 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

第4 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、このたびの九州北部における豪雨によりとうとい生命を犠牲にされた方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

また、議員定数問題等調査特別委員長から調査の経過及び結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規

定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

委員会審査結果一覧表 巻末236ページに掲載
議員定数問題等調査特別委員会報告書 巻末に掲載



委員長報告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第17号まで並びに報第1号及び報第2号、以上19件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長弘田兼一君。

（危機管理文化厚生委員長弘田兼一君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（弘田兼一君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、消防防災ヘリコプター運航管理費について、執行部から、消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジン修理に係る経費であり、高齢化による救急搬送要請の拡大や災害の多い本県の特徴を考え、常に1機は活動できるようヘリコプター2機体制を維持しなければならないことから、「りょうま」の修理が必要となる。考え

られる3つの修理方法のうち、エンジン交換が最も安価であることに加え、修理期間も最も短い方法であるとの説明がありました。

委員から、エンジンの修理が必要となった原因について、どのような症状であったのかとの質疑がありました。執行部からは、ことし1月以降、金属片がエンジンオイルにまざることによる警告ランプが頻繁に点灯するようになり、これ以上の飛行は危険であると判断して運航を休止することとしたとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、医薬連携推進事業費について、執行部から、高知家健康づくり支援薬局における健康相談などの取り組みを周知するとともに、在宅医療への薬局の参画を推進するための経費であるとの説明がありました。

委員から、この事業で行う支援薬局の周知や機能充実について、ふだん病院にかからない方などにどのように周知徹底するのかとの質疑がありました。執行部からは、薬局をふだん利用していない方にも、テレビCMを活用して、禁煙指導や栄養指導も含めて、介護など家族の相談にも薬局が対応できることを周知していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、少し調子が悪いときや血圧が高いときに、病院へ行く前に薬局で相談するイメージなのか。また、県内で、薬局が極端に少ない市町村など地域差があると思うが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、いわゆるセルフメディケーションは、医療機関にいきなり行くのではなく、一般薬も利用しながら健康管理していくことを目指しており、身近な相談場所として薬局の利用を徹底していきたいと考えている。また、県内には薬局のない町村が5つあり、今後あったかふれあいセンターなどでの地域の薬剤師による健

康増進活動をどのようにしていくか、薬剤師会の各支部と議論を積み重ねていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、お薬プロジェクトについて、在宅療養を可能とする多職種連携体制の構築が目的だが、どこが主体となり取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、薬剤師会の各支部が中心となって、県も一緒に多職種と連携しながら取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、文化基金繰出金について、執行部から、坂本龍馬直筆の書簡を購入するため文化基金へ繰り出しを行う経費であるとの説明がありました。

委員から、金額の妥当性について、専門業者3者の鑑定評価額ということだが、鑑定した3者はどういう者か。また、高知県文化資料収集審査会による、鑑定評価への意見はどうかとの質疑がありました。執行部からは、専門業者3者については、京都、東京の古美術商で、県は3者の鑑定評価額の平均額を参考にしている。また、高知県文化資料収集審査会の全委員から直筆であると御意見をいただいているとの答弁がありました。

別の委員から、取得した資料の活用について、来年オープンする坂本龍馬記念館で、観光客はもちろん、県内の子供たちが資料に接する機会を多くするよう教育委員会と一緒に取り組むことが必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、多くの子供に見てもらいたいと思っており、高知県内の小・中・高校生に記念館へ来ていただけるよう、教育委員会とも連携を図り、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部についてであります。

新点字図書館の概要について、執行部から、来年夏ごろの開館を目指している新図書館等複合施設オーテピア内に設置される新点字図書館について、平成23年に策定した新点字図書館基本構想及び新図書館等複合施設整備基本計画に基づき県内全域にサービスを提供するとの方向に沿って、高知市と協議しながら施設の建設及び開設準備を進めてきたとの説明がありました。

委員から、高知市が運営主体になり県も応分の負担をするとのことだが、県として意見できる体制にあるのかとの質問がありました。執行部からは、今後行う事業については高知市と十分に協議をしていくほか、運営に関する協定を結ぶこととしており、県の意向も十分に反映されるように進めていきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

スポーツ振興に関する政策推進体制について、執行部から、平成29年度は、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興の3つの施策を柱に、障害者スポーツの充実、オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツ振興、スポーツ推進のための環境整備の3項目を加えた6つの取り組みの相乗効果を図りながら、スピード感を持って推進していくとの説明がありました。

委員から、子供がやりたいこと、得意とすることを将来性を見て伸ばすことができる指導体制、環境をいかにつくっていくのかとの質問がありました。執行部からは、子供の競技力向上のために、学校や地域などの指導者、競技団体等と連携して、特に体力の秀でた子供を指導する取り組みとして、くろしおキッズという事業を行っている。また、才能があるものの中山間

地域や家庭の事情などでこのような事業に参加できない子供を見出し、指導する取り組みにつなげていくため、競技団体を対象に実態調査を行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、競技力向上について、目標とするものを具体的にイメージしているのかとの質問がありました。執行部からは、まずは国体競技成績で30位を目指したいこと、また2020年の東京オリンピック・パラリンピックに本県出身の方々を代表選手として送り込むことを当面の目標と捉えている。さらに、本年度抜本的な骨太の計画をつくる予定であり、10年後のあるべき姿をどう位置づけるのか、2020年東京オリンピック・パラリンピックという節目にどういった形で到達するのかなど、具体的な施策はこれからの県民会議などの意見を聞きながら考えていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 商工農林水産委員長梶原大介君。

(商工農林水産委員長梶原大介君登壇)

○商工農林水産委員長(梶原大介君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第14号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、事業承継・人材確保支援事業費及びU・Iターン就職支援事業費について、執行部から、移住促進、人材確保の取り組み体制を強化する

ため、官民協働による新たな組織を設立し、その運営を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、これまで東京事務所に配置している人材確保コーディネーターを中心に、県内外の人材情報の収集を行い、県内企業とのマッチングに取り組んできたとのことだが、関西圏での掘り起こしはどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、関西圏は高知から比較的近いと、現在は高知の事業承継・人材確保センターのスタッフが対応しているが、相談件数がふえてきているので、今後状況も見ながら、関西圏に人材確保コーディネーターを配置することも検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、移住等の取り組みは市町村にとっても大事な政策であるが、設立する組織の運営経費について、県と同じく社員となる市町村にも何らかの負担を求めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村に主体的に加わってもらう意味からも、一定の協力をいただきたいと考えており、全ての市町村と調整を進めているとの答弁がありました。

別の委員から、今回2つの組織が担ってきた機能を統合するに当たっては、それらをうまく統括することが重要になると思われるが、そういった面での懸念はないかとの質疑がありました。執行部からは、人材確保の取り組みはこれまでも移住コンシェルジュと連携してやってきており、互いの業務の理解はできている。新たな組織においては、相互の理解をより深め、業務がスムーズに運ぶようにやっていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、新組織の構成員として、金融関係や大学、医療・福祉関係の団体を加えていくことが必要だと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、設立時の社員は県、

市町村、各産業団体で計43団体を想定しているが、今後御指摘のあったような団体に参画してもらう必要性が出てくる可能性は十分あり、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、畜産生産基盤強化事業費について、執行部から、肉用牛の生産基盤の強化を図るため、梶原町において畜産クラスター計画に位置づけられた畜産飼養管理施設等の整備を支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、梶原町のクラスター計画は、この事業により規模拡大を図る肉用牛飼育施設が中心となってクラスターを形成していく内容のものかとの質疑がありました。執行部からは、この畜産飼養管理施設を核にして、生産物を周辺のレストランや宿泊施設などに供給し、クラスターを拡大する計画となっているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

ルネサス社が高知工場を平成30年5月末に集約することを決定したことに関し、執行部から、同社に対して、平成27年に締結した和解契約を遵守し誠実に履行すること、高知工場の承継先については集約時期までに確保するよう一層スピードアップして対応してもらいたいこと、また従業員219名全員の雇用維持に最大限の努力をするよう要請を行い、同社からは承継先の確保を最優先して取り組むとの回答があった。県としては、有力企業とのパイプを持つ有識者などの人脈も活用しながら、承継先の確保に全力で取り組み、また川谷刈谷工場用地が産業振興の面で有効に活用できるよう、全庁を挙げて検討していくとの報告がありました。

委員から、工場の集約に伴う社員の処遇については、今後労使間で協議していくと発表され

ており、従業員は不安を抱えているのではないかと思うが、そういったことの把握はできているのかとの質問がありました。執行部からは、これまでのところ、従業員からの不安の声や問い合わせは県に寄せられていないが、今回の発表によりいろんな動きも出てくると思われ、ルネサス社とも情報の共有を密にし、雇用の不安をできるだけ取り除くように努めていくとの答弁がありました。

別の委員から、今後同社の県外工場への転勤や退職金がどうなるかなど、労使間で交渉が行われると思われるが、県としても注視し、従業員を守るために言うべきことは力強く交渉してほしいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

先月開催された、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の第1回目の審議について、執行部から、ことし11月までに5回程度の委員会を開催して複数箇所の候補地を選定することとし、その選定に当たっては、委員会で決定する条件により抽出する土地のほか、土地所有者や市町村などを対象として候補地を公募し、応募のあった土地についても委員会で同様の評価を行うこととしているとの報告がありました。

委員から、候補地の公募を行うに当たっては、建設地の周辺の整備がどのように進められるかも示さないと応募は難しいのではないかと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、選定委員会から最終的に複数の候補地が報告された後、県として候補地の関係者に具体的な説明をするので、それ以降の話になると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、候補地を広く募り、また公募を通して事業の必要性を訴えるためには、処分場ができた場合の状況をイメージしてもらえように取り組むべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、適切な候補

地を選定するための条件は示して公募するようにしており、大型車両の通行など、事業が適切に行われるような整備は必要と考えているが、その他のことは今後の検討事項ではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、地元の合意形成が大変重要になると思われるが、候補地を1カ所に絞ってから合意形成に取り組むのか、その手前からある程度考えていくのかとの質問がありました。執行部からは、選定委員会を5回程度開催することとしており、委員に御意見をいただきながら進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、合意形成に関しては、建設予定地の最終決定を行う県として、しっかり留意して取り組んでもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長依光晃一郎君。

（産業振興土木委員長依光晃一郎君登壇）

○産業振興土木委員長（依光晃一郎君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第15号議案、第17号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

産業振興推進部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、移住促進事業費について、執行部から、産業振興計画の第3期計画の最終的な目標である年間移住者数1,000組の達成と定常化を目指

していくためには、これまでの取り組みを一段と強化することが必要である。このため、官民が一層協働して、地域に潜在している人材ニーズを掘り起こし、集めた人材ニーズをデータベースにより一元的に集約して、さまざまな希望に応じた多様な働き方や移住プラン、ライフスタイルなどを都市部の人材に発信、提案できる体制を整えることが必要であり、移住促進、人材確保を担う新たな組織として一般社団法人を官民協働により設立して、体制を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、移住促進の観点からいえば、県だけの補助金で運営することがいいのか、市町村も、少しでも費用を負担することによって、より積極的に運営に参画することになるのではないかと質疑がありました。執行部からは、市町村には主体的に運営に参画していただくことが重要で、今回の法人の設立に当たっては、全市町村に社員となつていただくほか、一定の財政面での協力をいただけるよう調整中であるとの答弁がありました。

別の委員から、今回の組織の一元化は、移住を希望している方にしっかり高知へ来てもらえるようにする仕組みづくりということで評価できるが、課題として、移住してくれた方が定住をしてもらえるようなフォローをどこがするのか、定住につながるフォローをしっかりする体制づくりも考えて進めていただきたいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

県営住宅鏡川団地における家賃の過誤納金について、執行部から、平成14年に当団地において給湯設備の改善工事を行った際に、8世帯で工事を行っていなかったにもかかわらず、平成15年度の家賃改定に当たり、全住戸について給湯設備の改善を行ったという前提で家賃を改定

した。そのため、平成15年度から平成28年度までの14年間、本来よりも高い家賃を徴収していたものであるとの説明がありました。これまでの対応状況については、対象世帯への謝罪と過誤納金の返還を終えており、またほかの県営住宅において同様の事例はないことを確認した。再発防止策としては、住宅課の整備担当、管理担当、高知県住宅供給公社の3者の間で、県営住宅の住戸改善状況の情報共有を徹底するとともに、県営住宅管理システムを複数職員がチェックすることを徹底し、今後二度とこのようなことのないよう努めたいとの説明がありました。

委員から、市町村営の公営住宅でも起こり得るミスなので、今回の事例を踏まえて、県内の市町村に対して県から注意喚起することができないかとの質問がありました。執行部からは、7月下旬に市町村の担当者を集めて研修会を開催するので、その中で今回の事案を紹介して、市町村に対してもこのようなことがないように適正な管理についての注意喚起をしていきたいとの答弁がありました。

次に、住宅の耐震改修に係る国の補助制度について、執行部から、住宅の耐震改修工事に対する国の補助制度は、これまで社会資本整備総合交付金の基幹事業と効果促進事業のいずれかを活用することができた。本県では、より手厚い支援が可能な効果促進事業を活用して、基本的に92万5,000円の定額補助を行ってきた。しかし、平成31年度からこの効果促進事業の活用ができなくなり、このままでは現在のような手厚い国の補助を受けられなくなる。このため県としては、住宅の耐震対策の抜本強化について、知事を筆頭に政策提言活動を強化しているとの説明がありました。

委員から、地震対策の一丁目一番地と言われている住宅の耐震化をやらないと命の安全は守れない、国家的な事業との考えに立ち、発想の

転換をして対策をとらないと大変な事態になるので、各県の総力を集めて、住宅の耐震化を促進する新たな制度の創設を国に対して求めてほしいとの意見がありました。

産業振興土木委員会として、県民の負担軽減は住宅の耐震化を進める上で非常に重要なことなので、高知県として、ぜひ国に対し、今後とも力強く政策提言活動を行ってもらいたいとの要請を行いました。

次に、第2期高知新港振興プランの策定について、執行部から、高知新港が県内産業の振興にどのように寄与していくかという視点で、平成24年度から平成28年度の5カ年の振興策として策定した第1期振興プランの取り組み状況等と、今年度新たな5カ年計画として策定する第2期プランの方向性についての報告がありました。第2期プランについては、第3期産業振興計画で取り組んでいる輸出の促進、国際観光の推進に貢献していく高知新港であること。そのための高知新港の目指す姿として、四国における東南アジア方面への輸出拠点、地場産業を支える物流拠点、四国における国際クルーズ拠点、物流及びクルーズ観光が高次に共存した港湾という4つの柱の実現に向けたプランを策定するものである。策定期間については、今後有識者や港湾関係者等から成る検討会に諮り、この夏を目途としたいと考えているとの説明がありました。

委員から、外国クルーズ船もふえてきている中で、クルーズ船が高知新港に近づいたとき、乗客が高知をイメージできるような景観などの工夫も必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、景観などについては、新港内の高台ののり面に芝生を張っており、もう少しすると根づいて緑に映えたものになってくる。また、防じんフェンス周辺に生け垣を植えるなどの対策も施していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 総務委員長坂本孝幸君。
(総務委員長坂本孝幸君登壇)

○総務委員長（坂本孝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案から第10号議案、第13号議案、第16号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上11件については全会一致をもって、第4号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、個人情報保護法などが一部改正されたことを踏まえ、個人識別符号及び要配慮個人情報に係る規定を新たに整備するとともに、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針に係る規定を整理しようとするものである。条例の改正は、2段階に分けて行うこととしており、今回は第1段階となる。第2段階では、非識別加工情報の提供に関する制度の導入の検討や、個人情報の収集、利用、提供に関する新たな仕組みづくりの検討を進めていきたいとの説明がありました。

委員から、第2段階での改正に向けて、現在の技術であれば非識別加工情報の再識別化が可能ではないか、そうした面で非常にリスクがあるのではないかということをお慮しているとの意見がありました。

別の委員から、新たに対象事業者となる町内会や防災会に周知はされているかとの質疑がありました。執行部からは、法改正の内容は、国

においてホームページなどで周知しているところである。万が一、周知がされていない状況であれば、県においても周知していかなければならないとの答弁がありました。

さらに、委員から、県の危機管理部門で進めている南海トラフ地震対策の取り組みに影響してくる部分もあるのではないかと質疑がありました。執行部からは、第2段階において新たな仕組みの検討を予定しているので、各部局、各種委員会も含めて実態を聞き、市町村とも意見交換した上で、県条例としてどうあるべきか慎重に検討したいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

大川村議会維持対策検討会議の設置について、執行部から、検討会議を設置し、村議会を維持するための課題解決策を検討するとともに、大川村プロジェクトを加速することにより、大川村が、これまで同様の住民自治を確保しつつ、若者が定着できる地域として中山間地域活性化のモデルケースとなることを目指すとの説明がありました。

委員から、平成の市町村大合併の際に合併せずに終わった市町村が幾つかある。今後、さらに人口減少が進んでいく中で、市町村合併も一つの選択肢となるのではないかと質問がありました。執行部からは、各市町村が検討した結果、自立して存続していくことを決断したものであり、県としては、各市町村が自立していこうとする努力の後押しをしていくことが基本である、今後地域の中で合併の動きが出てくれば相談に乗っていきたい。大川村は一つのモデルケースになるので、県としても支援し、その検討から得られた知見を活用したいとの答弁がありました。

別の委員から、村議会の主体性を助長していく、また村民の参加・自治意識を強くしていく

視点で取り組んでほしいとの質問がありました。執行部からは、県が参画しているのは、大川村プロジェクトと一緒に進めてきた経緯と、県内の他の市町村でも同じような問題があるかもしれないという思いがきっかけである。村議会のあり方そのものは最終的には村議会が考えなければならないし、それは村民の意見を反映したものでなければならないとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

仮称高知市中学校給食センターから県立高知国際中学校への給食配送について、執行部から、高知市内の県立中学校への給食配送について、高知国際中学校については、給食の実施に向けて県市で経費負担や設備等の協議を進めるものとする。一方、高知南中学校への給食導入については、総合的に考慮した結果、見送る方針としたいとの説明がありました。

委員から、高知市教育長は、市議会において、高知南中学校への給食導入については県から正式の話はなく、高知市としては特に検討していないと答弁している。そのような状況で高知南中学校への給食導入を見送ると言われても納得しづらい、県教委と市教委に認識の違いがあるのではないかと意見がありました。

さらに、複数の委員から、同じ高知市内にある高知南中学校と高知国際中学校とで対応に差が出るのは、公平性の観点から疑義があるとの意見がありました。総務委員会として、執行部に対し、複数の委員から出た意見、要望を踏まえ、高知市に対して正式な申し入れをし、高知南中学校と高知国際中学校の生徒間の給食格差が出ないように努力するよう要請を行いました。

次に、オーテピア高知図書館の開館に向けた検討状況について、執行部から、新図書館の組織・運営体制、県市の共通業務や負担割合等について説明があり、その中で、新図書館の建物は12月末に引き渡しを受ける予定であること、

また図書や事務所の移転に伴い、県立図書館を来年1月からオーテピア高知図書館の開館まで休館とするとの説明がありました。

委員から、休館期間を、今まで処理できなかったことにもしっかり手を入れる期間として活用してほしい、例えば返却されていない図書を整理していくことが大事ではないかとの質問がありました。執行部からは、休館期間を有効に使って、長期の未返却図書についても確認、整理していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、みんなの図書館としてマナーを守って使っていただくため、図書の未返却の実情を県民、市民に広報紙でお知らせしてはどうかとの意見がありました。

最後になりますが、知事部局、教育委員会において、職員の不祥事に関する報告がありました。2月定例会においても要請しておるところですが、改めて今後このような事態が起こらないよう職員に周知徹底することを要請いたします。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案、第3号議案及び第5号議案から第17号議案まで、以上15件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上15件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案及び報第2号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第18号—第19号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末218ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第18号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」及び第19号「高知県監査委員の選任についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。

まず、第18号議案は、高知県人事委員会委員の和田高明氏の任期が今月22日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第19号議案は、高知県監査委員として新たに植田茂氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第18号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第19号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、採決

○議長(浜田英宏君) 日程第2、議員定数問題等調査特別委員会報告の件を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

議員定数問題等調査特別委員長土森正典君。

(議員定数問題等調査特別委員長土森正典君登壇)

○議員定数問題等調査特別委員長(土森正典君)

私は長い議員歴の中で数々の特別委員会に参加をし、委員長をさせていただきました。当委員会は議員定数を定める、議員の選挙区を決める、こういう委員会でありますので大変難しい面もありましたが、上田周五副委員長を初め、各委員の皆さん方の積極的な御意見をいただく中で御協力を賜りましたこと、まず心から厚く

お礼を申し上げます。さらに、議会事務局の皆様初め、関係する町村長の皆さんや関係して協力をいただきました皆様方に心から敬意と感謝を申し上げながら、議員定数問題等調査特別委員長報告を行います。

議員定数問題等調査特別委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査の経過並びに結果について御報告いたします。

当特別委員会は、平成28年6月定例会において設置され、以来8回にわたる委員会と関係町村長からの意見聴取を実施し、平成27年の国勢調査の結果や市町村の実情を考慮し、論議を重ねながら、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数について総合的に調査検討を行ってまいりました。

まず、議員の定数についてであります。

平成27年の国勢調査の確定値によりますと、本県の人口は、平成22年の国勢調査と比べると3万6,180人減少して72万8,276人となり、人口の減少が一層進んでいることが明らかとなりました。都道府県議会の議員の定数は、県が条例で自由に定めることができることから、選挙区等の見直しとあわせて議員定数についても検討する必要性がありました。

次に、選挙区及び選挙区別議員定数については、平成25年12月の公職選挙法の改正により、選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、選挙区の抜本的な見直しについて検討する必要性がありました。また、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、平成27年の国勢調査に基づき、公職選挙法第15条の規定による人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が定数17人で2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区がそれぞれ

定数1人で1人減となることに伴う同条第8項ただし書きの適用の問題が明らかとなりました。

これらの課題について、議員定数をどうするのか、また選挙区の見直しはどのように行うのか、さらには選挙区別の議員定数は人口比例の原則によるのか、それともただし書きを適用するのかといったことなどについて論議を行いました。

審査の過程では、委員からさまざまな意見が出されましたが、調査結果は、お手元に配付されております特別委員会報告書のとおりでありますので、ここでは、検討経過、検討課題、審査・調査の概要は省略させていただき、その内容のうち主要な部分でありますまとめの部分について御報告申し上げます。

まず、議員定数についてであります。現行どおりの37人とし、選挙区及び選挙区別議員定数については、現在の高岡郡選挙区を中土佐町・梶原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に分区し、定数は2人と1人とする。また、高知市選挙区、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区については、公職選挙法第15条第8項のただし書きを適用し、現行どおりの定数とすることにいたしました。

当特別委員会は、改正公職選挙法及び平成27年の国勢調査の結果に基づき、県民の声や意見を議会に届けるためには議会の適正な定数や選挙区はどうあるべきかについて、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて地域を代表する関係町村長の意見も聞きながら検討を行い、今回の結論を出すに至りました。

本県においては、今後も人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われれます。そうした中で、面積の広い本県において県民の声をいかに県政に反映させていくかという課題意識のもと、今後の国勢調査の結果や地域の状況変化を考慮しながら、長期的な

視野を持って議員定数や各選挙区を含めた適正な議会のあり方について議論を行っていく必要があると考えます。

以上の結論について御報告いたしますとともに、この報告書の内容に沿って「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案」を提案することにいたしましたので申し添えます。

同僚議員各位の適切なる御判断をよろしくお願ひ申し上げ、委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議員定数問題等調査特別委員会報告の件については、委員会報告書のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本件については委員会報告書のとおり承認することに決しました。

議員定数問題等調査特別委員会の委員の皆様方には、精力的に調査を行い、委員会報告書を取りまとめていただきました。ありがとうございました。大変御苦労さまでした。



議案の上程、採決(議発第1号 条例議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末219ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第2号—議発第4号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第4号 巻末221～
226ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第4号「国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第4号「国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第5号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号 巻末229ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第5号「「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

内心を処罰対象にし、過去3度廃案になった共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正法案、いわゆる共謀罪法案は、6月15日委員会採決を抜きにした中間報告という国会ルール無視の禁じ手を行使され、参議院本会議で自民、公明の両与党と日本維新の会により強行採決されました。内容的にも、手続的にも、民主主義を破壊する暴挙です。地元紙の社説は「安倍政権によって「言論の府」が踏みにじられる光景を、これまで何度見せられたことだろう。」と批判をしています。

国会審議を通じ、法案の持つ重大な危険性、それをごまかそうとする政府答弁の矛盾や詭弁が次々とあらわになっていきました。そして、国民が内容を知れば知るほど、反対や説明不十分の声が大きく広がっていきました。それは、共謀罪法案の正体が、何を考え、合意、計画したか、内心に限りなく踏み込んで捜査、処罰しようとする紛れもない憲法違反の治安立法だからです。

共謀罪法の問題点の第1は、犯罪の具体的行為があつて初めて処罰されるという日本の刑法の大原則をねじ曲げて、人々がどんなことをしたら処罰の対象にされるのか全く不明確で、人の生命や身体、財産など、侵害する危険が客観的にはない合意の段階を処罰するものだからです。政府は準備行為という歯どめをかけたと主張していますが、準備行為の判断基準について、金田法相は、花見であればビールや弁当を持っているのに対し、犯行場所の下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳などを持っているという外形的事情があり得ると答弁しましたが、マスコミ報道でも、スマートフォンの機能には地図もカメラのズームもメモ帳もある、つまりは取り調べで内心の自由に踏み込むしかないのだ、警察の恣意的判断が幾らでも入り込むということだと指摘をしています。

組織的犯罪集団はどうか。政府が繰り返すテロ組織、暴力団、薬物密売組織は例示にすぎません。その団体の結合関係の基礎としての共同の目的が、刑法犯罪の8割にも及ぶ、広範な277もの罪を実行することにあると警察に判断されれば、捜査と処罰の対象になり得るのです。さらに、政府は、組織的犯罪集団なるものの構成員でなくとも、共謀罪の主体になることも認めています。政府は一般人が対象となることはあり得ないと強弁していますが、条文上全く限定されておらず、結局、警察に捜査対象と目されれば誰もが一般人ではなくなると言っているに等しい暴論でしかありません。

客観的に危険な行為、危険な結果があつて初めて罪に問うとの原則は、戦前大日本帝国憲法のもとで思想を処罰の対象とした治安維持法が、多数の人々の自由を侵害し恐怖に陥れたという、その反省に立って定められた歴史の到達点です。共謀罪法は歴史の教訓に背くもので、戦前の反省から定められた憲法第19条、第21条、第31条に明らかに反しています。

第2の問題点は、戦後現憲法のもとでも、犯罪の未然防止や任意捜査の名目で、犯罪とは無縁の市民の人権、プライバシーを深く侵害する活動を続けている警察、検察の活動に法的根拠を与えることになり、深刻な人権侵害を生み出す危険があることです。その危険は、通常の団体が一変したら共謀罪、さらには、環境保護や人権保護が隠れみのなら共謀罪とする政府の答弁によって、いよいよ浮き彫りになりました。警察組織が、住民運動は隠れみのではないかと情報収集を行い、その中で共謀罪の嫌疑を抱けば捜査に移行する、公安情報収集活動と犯罪捜査を連続して行うことがはっきりといたしました。一変するにせよ隠れみのにせよ、労働組合や市民団体も処罰対象にされ得るのです。

これに加えて、密告を奨励する自首減免規定

が盛り込まれていることは、さらに冤罪を誘発するものとして極めて重大です。風力発電の建設に反対している住民を警察が監視し、その情報を企業に提供していた大垣事件では、警察は、通常の業務として、なぜ調査対象にしたのかの説明をせず、謝罪も反省もしていません。犯罪と無縁の国民が、警察のさじかげん一つでプライバシーをひそかに侵害され、なぜ調査対象になったかもわからないまま深く傷つけられる重大な危険があり、そうとはならないという保証はどこにもないのです。

反対する第3の理由は、TOC条約——国際組織犯罪防止条約の締結に不可欠とする政府の説明が全くのうそであることが、国際社会の指摘によって明らかになったことです。

当初、明らかになった法案にはテロの語は存在せず、その後も、テロリズム集団その他の語が挿入されただけで、テロ対策を内容とする条文は全く含まれていません。しかも、日本はテロ対策主要国際条約を全て批准し、国内法化を終えています。

TOC条約は、マフィアなどの国際的な経済組織犯罪の取り締まりを目的としたものであり、日本政府を含むG7各国が、テロリズムを本条約の対象とすべきでないとして主張していました。条約の国連の立法ガイドを起草したニコス・パッサス教授は、条約はイデオロギーに由来する犯罪のためではない、テロ対策ではないと明言をしています。さらに、パッサス教授は、東京オリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対して、現在の法体系で対応できないものは見当たらないとし、同法がなくても日本は条約を批准することは可能と忠告をしました。

同法の不明確性が法執行機関の前近代的な秘密体質と結びついて、深刻なプライバシー侵害が引き起こされる懸念を、ケナタッチ国連特別

報告者の公開書簡は指摘しています。TOC条約の締結のためと言いながら、国際社会から批判をされたら、独立した専門家としての特別報告者の権限も、日本が国連人権理事会理事国になるに当たっての、特別報告者との建設的な対話の実現のために今後もしっかり協力していくという誓約も投げ捨てて、感情的に非難し、協議も拒否する姿勢が国際社会の信頼を失墜させています。

今後、市民の自由を侵害するおそれのある法が悪用されないよう厳しく監視するとともに、市民を監視、弾圧する違憲立法の一刻も早い廃止を訴え、本意見書議案への賛成討論といたします。

同僚議員の賛同をどうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 巻末232ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議発第6号「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案」に賛成する立場から討論を行います。

獣医学部新設をめぐる真相究明のため、野党4党が臨時国会の召集を要求しました。憲法第53条に基づく重い行為であり、安倍首相には要求に応じる責任があります。憲法無視の政治はこれ以上許されません。

問題の核心は、公平・公正であるべき行政判断が首相の意向を盾にゆがめられたのではないかという点にあります。国民の疑念は解消されるどころか、膨らむばかりです。安倍首相も、国会閉会後の記者会見で、何か指摘があればその都度、説明責任を果たしていくと述べました

が、閉会後の19日萩生田副長官の加計疑惑への関与を疑わせる新文書が明らかになったことから、その言葉の真偽が早速問われることとなっています。

文部科学省が6月20日に明らかにした、昨年10月21日付の萩生田副長官ご発言概要なる文書には、「総理は「平成30年4月開学」とおしりを切っていた」、「和泉補佐官からは、農水省は了解しているのに、文科省だけが怖じ気づいている」などとあります。

加計学園の獣医学部新設をめぐることは、内閣府が総理の御意向などと言って文科省に圧力をかけたことや、首相官邸の和泉補佐官や木曾内閣官房参与が働きかけていたことなどがこれまで明らかになっています。

新文書は、加計学園の獣医学部新設が正式決定されるより3カ月近くも前に、萩生田副長官が加計を前提に文科省に圧力を加えていたことを示唆する重要な証拠です。萩生田副長官に関しては、既に明らかになった文科省の文書でも、獣医学部新設を加計1校に絞るために、国家戦略特区諮問会議の決定文書に、広域的に獣医学部がない地域に限り新設を認めると書き込ませ、他校の参入を排除したなどの疑惑もあります。首相の側近、萩生田氏の関与は加計をめぐる疑惑の核心であり、曖昧に済ますことは許されません。萩生田氏は、この新文書を不正確などと非難しています。そうであるならば、どこが不正確なのか、国民の前で説明する責任があります。

続いて、加計学園の秘書室長が、2013年、2014年に、当時の下村文部科学大臣の政治団体に、11の個人及び企業から預かったとして、パーティー券代200万円を持参したことが明らかになりました。これは、20万円以下であれば購入者の名前を非公表にできるという政治資金規正法を悪用した、大学の設置認可の権限を持ってい

る文科大臣への加計学園からの闇献金であったのではないかという疑惑です。11の企業、個人が本当に存在しているのか、またあっせんであれば、地位利用や天引きなどの不法行為で集めたお金ではなかったのか等々を明らかにする責任があります。

加計学園の疑惑が広がる中、安倍首相は、獣医学部を全国に新設し広げる意向を表明しました。加計学園に限って認可したとの指摘に対し、大学の認可に総理の意向が入りようがないと説明したことをまさにみずから否定し、首相の意向でどうにでもなることを証明した発言です。この発言によって、行政は恣意的に動かされている、私物化されているのではないかとの疑惑がますます広がっています。

そもそも、政府が50年以上も制限してきた獣医学部を特区制度で新設する必要性や緊急性は全く示されていません。政府は、獣医学部新設には、既存の獣医師養成ではない構想の具体化、医師の需要動向など、4条件を満たすよう閣議決定しています。そして、日本獣医師会のほか、所管の農林水産省も獣医師の需要増加を見込んでいません。総理の意向などの文書の存在を証言した前川前文科事務次官も、将来の人材需要が示されず、薄弱な根拠の中で規制緩和が行われたと証言しています。

家畜の疫病対応などで公務員獣医師が足りないという点についても、それは処遇が低過ぎることが問題であり、学部を新設しなくても解決する問題です。新分野の研究を促進する点では、欧米と比べて圧倒的に貧弱な教員、スタッフの体制を充実させることが課題であり、長期的な計画と大学への予算措置の充実こそが求められています。

指導教官・教員の見通しもなく、現状の学生定員の2割にも当たる定員160名を一気に拡大する今回の計画は、教育レベルの低下を招くこと

も危惧されています。その上に、2校でも3校でも意欲のあるところにどんどん認めていくなれば、閉校が相次ぐ法科大学院の失敗を繰り返すだけです。認可にあって4条件を満たす議論がなされたのか、しっかり検証される必要があります。

マスコミでも、国が主導する戦略特区は、官邸のトップダウン方式がとられており、このため省庁は物言えぬ状態になり、そんたく行政に陥ってしまうのではないかと、国会のチェックも行き届きにくいとの指摘がなされています。

また、特区では多額の公金補助や税制支援が認められるだけに、規制緩和自体が目的化したり、特定の利益誘導に使われる危険性を含んでいます。これに関しては、既に加計学園とは30年の付き合いだという岡山1区選出の自民党逢沢一郎議員の親族企業が、加計の獣医学部建設を148億円、通常の大学病院建設費の7割も高い高額で受注との報道がなされています。これらの疑問に関しても、首相はしっかり調査し、説明責任を果たさなければなりません。

政治が国民の信頼を取り戻し、特区制度の問題点を徹底的に検証する上でも、加計疑惑の早期解明は不可欠です。前川前文科事務次官は、国会での証人喚問に応じる意向を示しています。安倍総理は、歴史的な大敗と報じられた東京都議選の結果を受けて、政権の緩みに対する有権者の厳しい批判があったとした上で、深く反省し、初心に立ち返って信頼回復に全力を挙げると述べました。その発言が真にまことのものであるならば、外遊中で首相不在という中での閉会中審査などではなく、国会を早期開会し、関係者の証人喚問を実施し、国民の疑惑の解明に全力を尽くし、しっかりと説明責任を果たすよう、ここに強く訴えるものであります。

以上、議発第6号議案への賛成討論とし、同僚議員の御賛同を心からお願いいたします。(拍

手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

○議長（浜田英宏君） 日程第3、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

横山文人君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました横山文人君を、高知県競馬組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、横山文人君が高知県競馬組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました横山文人君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長（浜田英宏君） 日程第4、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

梶原大介君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました梶原大介君を、高知県・高知市病院企業団議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、梶原大介君が高知県・高知市病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました梶原大介君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



継続審査の件

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末234ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追

加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(浜田英宏君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(浜田英宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月12日に、名誉高知県人でありますペギー葉山さんがお亡くなりになりました。本県の観光振興などに多大な御貢献をいただきましたペギー葉山さんの御功績をたたえ、ここに衷心より哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈りいたします。

今定例会には、経済の活性化を初めとする基本政策を着実に推進するために、移住・人材確保施策と地産外商のさらなる強化を図る補正予算を初め、高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案など、当面する県政上の重要案

件が提出をされました。また、議員定数問題等調査特別委員会につきましては、約1年にわたり総合的に調査検討を行い、委員会報告書を取りまとめて提出していただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

梅雨も間もなく明け、これから暑さもますます厳しくなっておりますが、どうか皆様方におかれましては、健康に御留意をされまして、県勢発展のために、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成29年6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、このたびの福岡県、大分県を初めとする九州北部を襲った大雨によりお亡くなりになられた方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に対しましてお悔やみを申し上げます。また、いまだ複数の方の安否が不明となっており、一刻も早くその方々の生存が確認されますことを願っております。加えて、被災された皆様に関心をお見舞いを申し上げます。本県としましても、できる限りの支援をしてまいりたいと考えているところであります。

今議会には、平成29年度一般会計補正予算や高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

平成29年7月7日

議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、いよいよ第3期計画における新規施策の本格的な実行段階に入ってきました産業振興計画を初め、地方自治のあり方や教育振興などに関しまして数多くの御意見や御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も、一層気持ちを引き締めて、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県の実現を目指して、県政の運営に努めてまいります。

「志国高知 幕末維新博」の開幕からおよそ4カ月が経過しました。これまで関係の皆様のお力をいただき、非常によい形でスタートを切ることができております。開幕からちょうど4カ月となる7月3日までの来場者数は、メイン会場の高知城歴史博物館では目標の2倍を超える約9万5,000人、サブ会場のこうち旅広場、そして各地域の歴史文化施設を中心とする20の地域会場を加えた総計では55万2,000人を超える皆様にお越しいただいております。引き続き全力で取り組んでまいり所存でございますので、県民の皆様方におかれましては、何とぞそれぞれの立場で「志国高知 幕末維新博」を盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

また、議員の皆様には、「志国高知 幕末維新博」はもとより、県勢浮揚に向け一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます、簡単では

ございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（浜田英宏君） これをもちまして、平成29年6月高知県議会定例会を閉会いたします。
午前11時28分閉会